

写し (PDF)

# 貸付決議書



27年度・第1四半期

自動車安全特別会計(空港整備勘定)

**B-1**

運用事務用

## 普通財産決議書

データ番号 入 力 外

文書保存 ○30年 ●10年 ○5年 ○

会計 ●一般 管理 ○貸付 時価 減額 無償 ○使用承認 有償 無償  
○特許 態様 ○準貸付 ○管理委託 ○既往使用料 ○一時貸付

(ふりがな) 〒 532-0026

(ふりがな) TEL.

相手方住所

氏名

大阪市淀川区塚本1丁目6番25号

学校法人 森友学園  
理事長 龍池 康博

財産細別

新規等

○物 納(1) ●新規

○旧 車(2) ○改定

●その他(3) ○更新

○更 改

権利

譲渡

等

○移 行

(ふりがな)

(ふりがな)

所在地

旧口座名

豊中市野田町1501番

大阪国際空港農中市場外用地

台帳索引番号 ( )

台帳ページ ( ) ( )

区分	建 物 番 号	台帳数量	台帳価格	契約等数量	(見積) 貸付料年額 (減額前)	(見積) 貸付料年額 (契約額)	相手方分類
土地		8,770.43 m <sup>2</sup>	763,027,410 円	8,770.43 m <sup>2</sup>	27,251,706 円	27,300,000 円	○公 共(1)
							○公 益(2)
							○出資等(3)
							●法 人(4)
							○その他の(5)
							○ 国(6)
回数		第 1 年 次		第 2 年 次		第 3 年 次	
		自 27. 5. 13 至 28. 5. 12		自 28. 5. 13 至 29. 5. 12		自 29. 5. 13 至 30. 5. 12	
	履行期限	納付額	履行期限	納付額	履行期限	納付額	

貸付期間

H27.5.13

~ H37.5.12

当初貸付始期

H 27. 5. 13

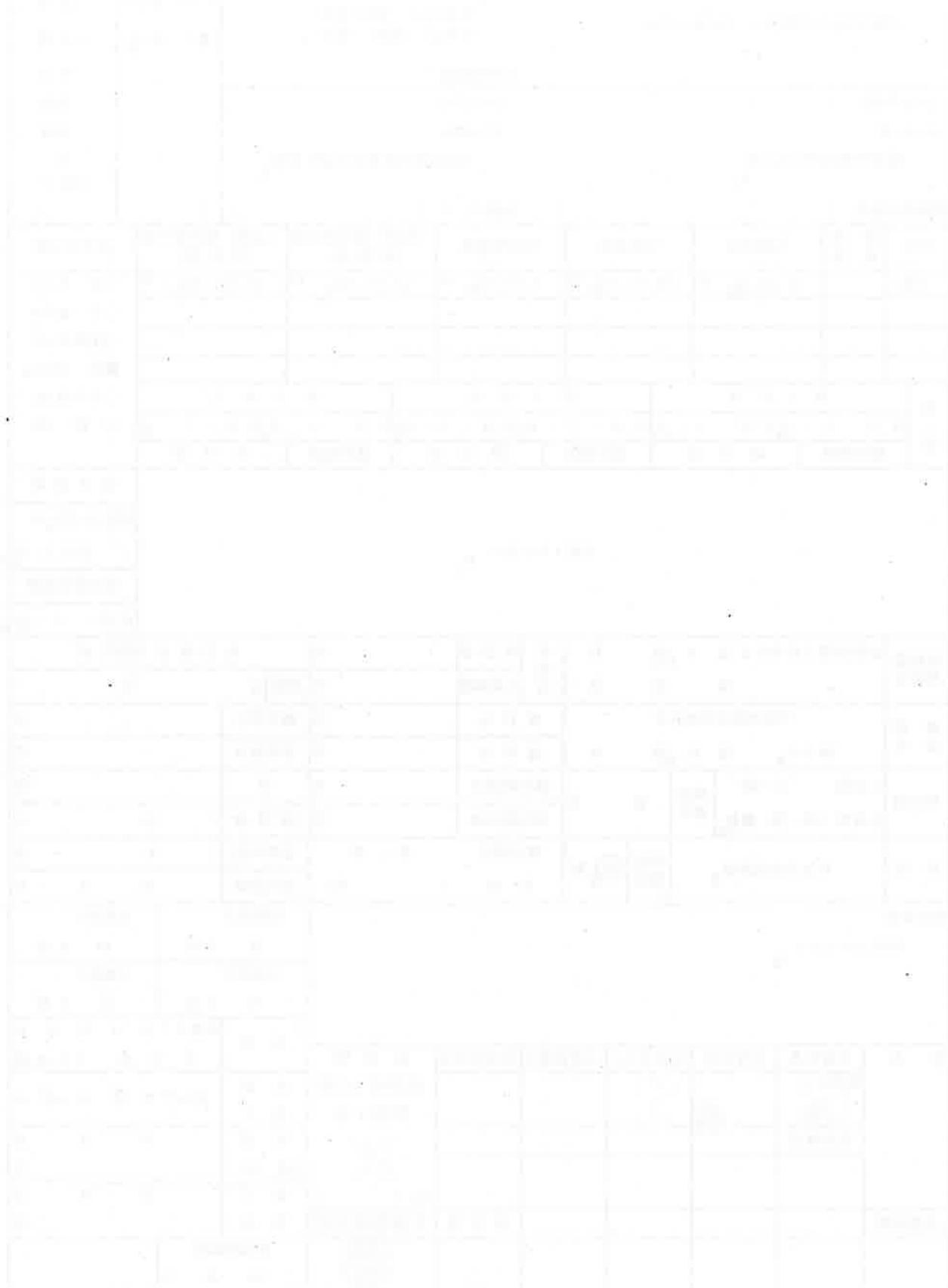
契約適用法令	会計法第29条の3条 5項 号 条 项 号	承 諾 料	增 改 革 名義書換	既 往 使用 (貸付) 料
適用法令	予算決算及び会計令 第99 条 21 项 号	権 利 金		過年度分
		違 約 金		本年度分
契約別	○借地 ○一時 契約書式 第 号	損害賠償金		計
	○借家(民・國) ●他	信託配当金		延滞金 ( % )
用途	私立小学校敷地	用途指定 (有無)	既往債務 有・無 未 納 ( 円 )	延滞利息 ( % )
				履行期限 年 月 日

特記事項

別紙2のとおり

局長	主管部長	主管次長	統括官(1)	上席管理官	担当管理官	起案者 統括官(1)課 業務1班 TEL. ( )	台帳照合	4 票送付
	委任						月 日	月 日
	總務部長						3 票送付	2 票送付
							月 日	月 日
合議部課					検証者 文書取扱主任		平成27年 4月 28日 E W 第 20 号	
							決裁 完了	H27年 4月 28日
							契約 (通 知)	年 月 日 号
							納入 告 知	年 月 日 号
							官印押印者 年 月 日	

# 近畿財務局



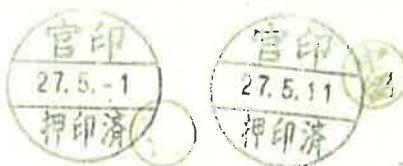
## 貸付料の各回納付期限及び納付額

別紙1

回数	第1年次		第2年次		第3年次	
	自 H27.5.13	至 H28.5.12	自 H28.5.13	至 H29.5.12	自 H29.5.13	至 H30.5.12
	履行期限	納付額	履行期限	納付額	履行期限	納付額
1	納入告知書の指定期日	2,275,000	H28.5.20	2,275,000	H29.5.20	2,275,000
2	H27.6.20	2,275,000	H28.6.20	2,275,000	H29.6.20	2,275,000
3	H27.7.20	2,275,000	H28.7.20	2,275,000	H29.7.20	2,275,000
4	H27.8.20	2,275,000	H28.8.20	2,275,000	H29.8.20	2,275,000
5	H27.9.20	2,275,000	H28.9.20	2,275,000	H29.9.20	2,275,000
6	H27.10.20	2,275,000	H28.10.20	2,275,000	H29.10.20	2,275,000
7	H27.11.20	2,275,000	H28.11.20	2,275,000	H29.11.20	2,275,000
8	H27.12.20	2,275,000	H28.12.20	2,275,000	H29.12.20	2,275,000
9	H28.1.20	2,275,000	H29.1.20	2,275,000	H30.1.20	2,275,000
10	H28.2.20	2,275,000	H29.2.20	2,275,000	H30.2.20	2,275,000
11	H28.3.20	2,275,000	H29.3.20	2,275,000	H30.3.20	2,275,000
12	H28.4.30	2,275,000	H29.4.30	2,275,000	H30.4.30	2,275,000
契約額		27,300,000		27,300,000		27,300,000

官印押印済

案6	案1	案2.3.4	



相手方破棄(6)  
再押印

# 近畿財務局



## 調査書

### 1. 事案の概要

大阪航空局より処分依頼を受けた下記2の財産について、学校法人森友学園（以下、「学園」という。）から私立小学校敷地としての取得要望があり、8年程度貸付けを受けた後に買受けたいとの学園の申し出を受けて、本省理財局の承認を得た上で、売払いを前提とした貸付けを行うもの。

具体的には、10年間の事業用定期借地契約及び売買予約契約の締結を行うこととし、当該処理に関連する文書の作成等も本決議により行うものである。

なお、本件を定期借地及び売買予約により処理する旨については、平成27年2月10日開催第123回国有財産近畿地方審議会において、処理適当との答申を得ている。

### 2. 財産の概要

所 在 地： 豊中市野田町1501番

区分・数量： 土地・8,770.43m<sup>2</sup>

沿革： 昭和53年11月15日売買により取得

（平成17年10月5日 土地区画整理事業による換地処分）

会計名： 自動車安全特別会計 空港整備勘定

処分依頼部局： 大阪航空局

### 3. 取得等要望内容等

取得等要望相手方： 学校法人森友学園

取得等要望内容： 購入（購入までの期間は借受ける）

相手方利用計画： 私立小学校新設（学校名：瑞穂の國記念小学院）

取得等要望時期： 平成34年度までに買受け

施設整備時期等： 平成27年5月～平成28年3月（校舎等建設）

平成28年4月（開校予定）

### 4. 本件処理に至る経緯

(1) 本財産は、大阪航空局が、大阪国際空港周辺における航空機騒音対策の一環として、建物等を移転補償した上で買収した財産であるが、騒音区域が縮小されたことにより保有を続ける必要がなくなったため、平成25年4月30日付で大阪航空局が当局に時価売払いによる処分依頼を提出。

(2) 当局が平成25年6月3日から公的取得要望を募ったところ、学園から随意契約で取得したいとの申し出があり、学園は、同年8月26日付で取得等要望書を提出。

近畿財務局

(3) 学園は、校舎建設等必要な初期投資については自己資金で賄うものの、土地購入資金までの捻出は困難であり、金融機関等からの借入れを行う場合、大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準（以下「審査基準」という。）の「総資産に占める総負債の比率制限（※）」に抵触することから、認可を得ようとする時点での借入れが困難な状況にあった。

そのため学園は、学校経営が安定し、買受けが可能となる時期（貸付後8年後を目途）までは国有地を借り受けて、その後に購入したいとして、近畿財務局及び大阪航空局に要請を行った。

（※）【審査基準第1の7(5)エ】「学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以内であること。」

(4) 学園からの申し出について、大阪航空局の考え方を確認したところ、大阪航空局は、至急に本財産を売払わなければならない状況にならないため、8年程度貸付けた後に売払うことで問題ないと回答を得た。

また、本省理財局にも相談したところ、財産を所管する大阪航空局も当面貸付けの後の売払いでも問題ないと回答していること、本事業計画は私立小学校の新設であり、小学校経営という事業の公共性があることを踏まえると、学園の要請に応じざるを得ないという結論となり、貸付けについて検討することとした。

(5) 平成13年3月30日付財理第1308号「普通財産貸付事務処理要領」（以下「貸付通達」という。）において、貸付財産の買受けが確実と見込まれ、かつ、それまでの間、賃貸借を行うことが真にやむを得ないと財務局長等が認める場合で、公用、公用又は公益事業の用に供する場合には、一時貸付に準じ、3年間新規貸付を行うことができるとされており、これにより処理することが適当でないと認められる場合は、理財局長の承認を得て別途処理することができる定められている。

3年間の貸付けについて検討すると、学園の収支計画上、3年後の購入が困難であることに加えて、本件が建物所有を目的としているため校舎の建設により借地権が発生する問題が生じる。

この場合、借主から借地借家法の規定により貸付期間を30年と主張された場合、国は対抗することができないというリスクを抱えることとなり、更に貸付期間満了時に建物買取請求権を行使された場合、校舎を時価で買い取ることを余儀なくされるリスクも排除できないこととなる。

(6) しかし、本件計画が小学校の新設という公共的な事業であることを踏まえると、売払いを前提とした貸付けという申し出に応じざるを得ないと考え、借地権発生のリスクを回避し、貸付後8年を目途とする時期までに確実な売払いが担保できるよう、本省理財局と相談の上、以下の措置により処理することとした。

近畿財務局

## ① 事業用定期借地契約を締結

一定期間をもって確実に契約期間を終了させ、将来的な売払いを確実に担保するため、事業用定期借地契約を活用する。これにより、相手方は学校事業を継続するためには、国有地を購入せざるを得ないこととなる。

事業用定期借地の設定期間は、借地借家法第23条において、10年以上50年未満とされており、相手方計画の8年とすることはできないため、契約期間は、事業用定期借地の最短期間である10年とする。

## ② 売買予約契約を締結

事業用定期借地契約の締結のほか、確実に売払いを履行するための方策として、あらかじめ売払い時期を定めた売買予約契約を貸付契約と同時に締結することにより、事業用定期借地契約満了（10年後）までの売払いを約定させる。

### イ. 違約金条項を設ける

当該売買予約の契約書において、貸付物件の買受けが不能となった場合の措置として、違約金（貸付契約時の時価額の1割相当額）条項を設ける。

（注）貸付通達上、売払いを前提とした貸付契約を締結する場合には、当該違約金条項を設けることとしている。

### ロ. 売買価格について

本件については、相手方から貸付期間中に買受けの申出を受け、貸付契約を合意解除することにより借地権を消滅させてから売払いを行うこととなるため、売払価格は更地価格（売払いを行う際に鑑定評価により価格を算出）とし、その旨売買予約の契約書に定める。

（7）上記（6）による貸付処理は、貸付通達の記の第1節の第11の1に基づき理財局長の承認を得て処理を行うこととした。

## 5. 隨意契約の適格性について

学園の事業計画は私立小学校の新設であり、学校教育法第1条に規定する学校の施設であることから、予算決算及び会計令第99条第21号により随意契約で処分することができるものである。

ただし、私立小学校を新設するためには、認可官庁である大阪府の設置認可を得る必要があります、この点については、大阪府私立学校審議会に本件小学校新設計画を諮詢した結果、平成27年1月27日開催の臨時会において、条件付きで「認可適当」の答申を得ている（6. 大阪府の認可について参照）。

## 6. 大阪府の認可について

本件小学校新設が、認可官庁である大阪府から認可されるためには、先ず大阪府私立学校審議会で「認可適當」の答申を得る必要がある。

近畿財務局

同審議会は、私立学校法第9条に基づき設置を義務付けられた諮問機関であり、私立学校の設置・廃止等について、知事の諮問に応じて審議する。本件は、平成26年12月18日開催の定例審議会で、児童確保の根拠や収支計画の妥当性等について、適切な説明がないなどの理由から「継続審議」とされたが、平成27年1月27日に開催された臨時会において、条件を付して認可適当と認めるとの答申が得られたもの。

学園が小学校開校に向けて取り組むこととなり、認可申請書通りの計画が遂行できた場合、本件小学校の設置は認可されるものとなる。

大阪府の認可手続きは学校校舎の完成後になることから、開校直前の平成28年3月に認可手続きが行われる見込み。

## 7. 土壌汚染等に関する問題

### (1) 土壌汚染及び地下埋設物について

#### ①調査結果及び学園への説明

平成21年から24年に大阪航空局が行った調査により、本地には土壌汚染及びコンクリートガラ等の地下埋設物の存在が判明しており、土壌汚染については、本地の一部471.875m<sup>2</sup>が平成25年4月26日に豊中市において土壌汚染対策法第11条第1項に定める形質変更時要届出区域に指定された経緯がある。同指定は、土地の形質の変更を行おうとする際に、施工者等が事前に行政庁に届出を行い、土壌の外部搬出等について必要な指導を受けるとされているもので、現土地所有者に汚染土壌の除去措置が義務付けられるものではない。当局は、これらの状況を明示して、本財産を現状有姿で入札等により売払う予定としていたもの。

これらの状況については、学園に説明済みであり、学園も当該事情を踏まえて計画を作成している。

#### ②有益費による処理

貸付契約締結後に、学園が本地の土壌汚染及び地下埋設物除去を行った場合の費用負担等の問題について、当局統括法務監査官（所属法曹有資格者）に確認したところ、「貸付相手方が実施する土壌汚染除去等の措置は、貸付財産の価値を向上させることから民法第608条第2項に定める有益費（※）に該当する可能性があるため、貸し手において費用負担を一切行わないと整理することは法律的に問題がある。」との見解を得た。

そのため貸付契約書に、事前に説明済みの土壌汚染及び地下埋設物の存在に基づく損害賠償請求や貸付料減免要求には応じないとする一方で、同学園が除去等の措置を行った場合には、これを有益費と取扱い、国による検証を踏まえて森友学園と合意した金額を国が指定する時期に支払う旨の特約条項を設けて対応したものとした。

近畿財務局

上記の措置は、有益費の予算措置を行う大阪航空局も了解済であり、貸付契約書に条項を追加して、金額合意が整った後、当局・森友学園・大阪航空局の3者間で別途「合意書」を締結する（下記10.契約書式等の追加・修正について（4）有益費に関する合意書参照）。

※民法第608条第2項

「賃借人が賃借物について有益費を支出したときは、賃貸人は、賃貸借の終了の時に、第196条第2項の規定に従い、その償還をしなければならない。ただし、裁判所は、賃貸人の請求により、その償還について相当の期限を許可することができる。」

## （2）本地の地盤について

### ①本地のボーリング調査について

学園は、平成26年に、開校スケジュールから早期に設計に着手したいため本地のボーリング調査を行いたいと国に要請し、当局と大阪航空局が協議の上、平成26年10月に大阪航空局が学園に一時貸付けを行うことにより、これを許可した経緯がある。

学園は、平成27年4月に当該ボーリング調査結果資料を当局に提示。

### ②検討及び対応

ボーリング調査結果について、専門家に確認するとともに、不動産鑑定評価を依頼した不動産鑑定士に意見を聴取したところ、新たな価格形成要因であり、賃料に影響するとの見解があり、価格調査により、鑑定評価を見直すこととした。

対応方針を定めるに当たり、法律相談を行い検討した結果、校舎建設の際の杭工事費用等は、土壤汚染除去工事とは異なり有益費として整理すべき内容とは考えられないことから、国は当該工事費を負担しないこととするが、貸付料及び将来の売却時の売却価格を評価する際には考慮することとした。

以上の内容について、貸付契約書及び売買予約契約書の条項に整理することで、学園と合意に至ったもの。

## 8. 本件の処理について

上記を踏まえて、本件の処理を以下のとおり行う。

### （1）時価貸付契約（10年間の事業用定期借地契約）の締結

通常の借地権とは異なり、当初定められた契約期間で確実に借地関係を終了させることができる定期借地契約を学園と締結し、貸付期間内に本地を学園に売却する。

#### ①契約書式

近畿財務局

契約書式は、平成23年3月31日付財理第1539号「社会福祉施設等の整備を目的とした社会福祉法人等に対する定期借地権の設定について」通達（以下「定期借地通達」という。）に定める契約書式（国有財産有償貸付合意書）を基本とするが、処理の上で必要とする追加条項等を当局統括法務監査官（所属法曹有資格者）のリーガルチェックを踏まえた上で、大阪航空局との調整を了して作成（詳細は10. 契約書式等の追加・修正について（1）国有財産有償貸付合意書を参照）。

#### ②契約内容の概要

契約相手方	学校法人森友学園
利用計画	小学校敷地
契約方式	随意契約
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"><li>・会計法第29条の3第5項</li><li>・予算決算及び会計令第99条第21号</li><li>・平成13年10月29日付財理第3660号「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」通達別紙1の第1の（二）1（1）</li></ul>
貸付期間	10年間
用途指定	指定用途：小学校敷地 指定期日：平成28年3月31日 指定期間：貸付期間中

#### ③貸付けに関する本省承認

上記4（7）のとおり、本件貸付処理は、貸付通達の記の第1節の第11の1に基づき理財局長の承認を得て処理を行う。

平成27年2月4日付近財統-1第182号「普通財産の貸付けに係る承認申請について」により当局から理財局長へ承認申請を行っている。

#### ④一時金等の取扱い

定期借地通達 記の8の(1)の規定に基づく権利金については、貸付料の鑑定に併せて、不動産鑑定士に定期借地権設定の際の権利金授受の慣行を確認したところ、本財産が所在する豊中市内における事例が見受けられないとの意見を徴したことから、権利金は徴しないこととする。

定期借地通達 記の8の(2)の規定に基づく保証金については、学園から年額貸付料相当額の保証金を納付させるものとする（受入れは大阪航空局）。別案6により大阪航空局に受入依頼通知を行い、貸付合意書の締結前に大阪航空局指定の金融

## 近畿財務局

近畿財務局は、近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務は、個人の所得税、法人の法人税、地代税、地税、市町村税などの徴収である。

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県、岐阜県、三重県の9つの府県を管轄している。

近畿財務局は、個人の所得税、法人の法人税、地代税、地税、市町村税などの徴収を主な業務としている。また、税金の滞納に対する取扱いや、税金の申告書の提出手続などを担当している。

近畿財務局は、個人の所得税、法人の法人税、地代税、地税、市町村税などの徴収を主な業務としている。また、税金の滞納に対する取扱いや、税金の申告書の提出手続などを担当している。

近畿財務局は、個人の所得税、法人の法人税、地代税、地税、市町村税などの徴収を主な業務としている。また、税金の滞納に対する取扱いや、税金の申告書の提出手続などを担当している。

近畿財務局は、個人の所得税、法人の法人税、地代税、地税、市町村税などの徴収を主な業務としている。また、税金の滞納に対する取扱いや、税金の申告書の提出手続などを担当している。

近畿財務局は、個人の所得税、法人の法人税、地代税、地税、市町村税などの徴収を主な業務としている。また、税金の滞納に対する取扱いや、税金の申告書の提出手続などを担当している。

近畿財務局は、個人の所得税、法人の法人税、地代税、地税、市町村税などの徴収を主な業務としている。また、税金の滞納に対する取扱いや、税金の申告書の提出手続などを担当している。

近畿財務局は、個人の所得税、法人の法人税、地代税、地税、市町村税などの徴収を主な業務としている。また、税金の滞納に対する取扱いや、税金の申告書の提出手続などを担当している。

機関（株）三菱東京 UFJ 銀行谷町支店）において受入れを行うものとする。

#### ⑤ 貸付料

貸付料の予定価格は、定期借地通達の記の7の(1)の規定に基づき算定。

同規定で定める公租公課相当額の控除についても、社会福祉施設と同様に取扱つて差支えない旨を本省理財局に確認済である。

平成27年4月28日に学園と貸付料の見積り合わせを実施し、国の予定価格を超える金額で合意した27,300,000円を年額貸付料として決定。

##### ※ 貸付料の再評価について

本件貸付料は、平成27年1月に当初の不動産鑑定評価が提出された後、同年4月、学園から本地のボーリング調査結果資料が提出された。

本地のボーリング調査は、平成26年10月に大阪航空局が相手方に一時貸付けを行うことにより認めていたものであるが、当該調査の結果は、国が貸付料鑑定評価依頼を行う際に認識していなかった内容であり、土地の価格に影響を及ぼす価格形成要因となるものであった。

そのため、当該調査結果の貸付料に対する影響を再検討することとし、当初に依頼した不動産鑑定士に提示して、改めて賃料の評価を依頼し、その結果を踏まえて平成27年4月27日に価格調査報告書が提出されたものである。

#### ⑥ 公正証書の作成

本件貸付契約は、定期借地通達記の14の規定に基づき公正証書により作成する必要がある。

### （2）売買予約契約の締結

学園に本地を確実に売払うための方策として、貸付契約と同時に売買予約契約を締結することにより、学園に事業用定期借地契約期間満了（10年後）までの買受を約定させるもの。

#### ① 契約内容の概要

学園から貸付期間中に買受けの申出を受け、貸付契約を合意解除して借地権を消滅させてから売払いを行う。売払価格は売払時点の更地価格とし、その旨を売買予約契約に定める。

また、将来、締結する売買契約書には、以下の用途指定を付す。

用途指定	指定用途	小学校敷地
指定期日	なし	（既に小学校が開校している想定）
指定期間	売買契約締結日から10年間	

近畿財務局

## ②違約金の算出

学園が貸付期間内に予約完結権の行使を行わず、本地を買受けなかつた場合の違約金条項を盛り込むこととしており（4. 本件処理に至る経緯（6）②イ参照）、違約金額は、別添違約金算出調書のとおり、不動産鑑定士が貸付料鑑定評価時に算出した基礎価格を基に時点修正を加えて算出した。

## （3）買受けに関する確認書の締結

学園の早期買受けを担保するために作成した書式であり、上記（1）、（2）の契約書締結と同時に、本確認書を締結して、毎年、相手方に買受けについての国との協議を義務付けて、早期の買受けについて努力させるもの。当局統括法務監査官（所属法曹有資格者）作成の原案に基づき、大阪航空局との調整を了して作成。

学園から毎年、経営、資金状況等を示す決算書等書類を提出させ、経営、資金状況、本物件買受代金の積立状況等について説明を求めるとともに、国から学園に路線価に基づいた評価額等の参考情報を提供して早期の買受けを促す。

## （4）有益費に関する合意書の提示

上記（1）貸付合意書第6条に基づき、学園が土壤汚染除去工事等の実施後に国が有益費として学園に返還する金額について、当局・森友学園・大阪航空局で協議の上、締結を予定する文書であり、当局統括法務監査官（所属法曹有資格者）作成の原案に基づき、大阪航空局との調整を了して作成したもの。

書式については、三者で合意済であるが、貸付契約時に学園に再度提示して確認させるものとする。

## 9. 本決議書別案について

本件の処理については、別案1により相手方に契約等締結通知を行い、契約保証金の受入れ確認後、別案2、3、4により貸付契約等を取り交わすものとする。別案5については、有益費に関する金額協議を行い合意した後に、当局、森友学園、大阪航空局で締結するものとする。

また、大阪航空局に対しては、別案6により事前に契約保証金の受入れ依頼を行い、公正証書作成後に別案7により貸付料債権発生にかかる通知、別案8により契約完了通知を行うこととする。

別案3～8について本件貸付決議に兼ねるものとし、公正証書の取り交しについては、別途決議とする。

○別案1：国有財産の貸付契約等について・・・（森友学園に通知）

近畿財務局

- 別案2：国有財産有償貸付合意書・・・(森友学園と取り交わし)
- 別案3：国有財産売買予約契約書・・・(森友学園と取り交わし)
- 別案4：確認書・・・(森友学園と取り交わし)
- 別案5：合意書・・・(当局、森友学園、大阪航空局の三者で貸付後に取り交わす)
- 別案6：自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の貸付けにかかる契約保証金受入れについて・・・(大阪航空局に通知)
- 別案7：自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の貸付契約に伴う債権発生通知について・・・(大阪航空局に通知)
- 別案8：自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の契約完了通知について・・・(大阪航空局に通知)

#### 10. 契約書式等の追加・修正について

本件の処理に当たっては、追加等する特約条項を、当局統括法務監査官（所属法曹有資格者）のリーガルチェックを踏まえた上で、大阪航空局との調整を了して、以下のとおり作成した。

##### (1) 国有財産有償貸付合意書・・・別案2

定期借地通達に定める契約書式を基本とし、以下の条項の追加・修正を行う。

###### ①第3条（本契約の目的）

本契約が定期借地であるとして契約の目的を明確化する記載により修正。

###### ②第4条（買受けの特約）

貸付期間の満了前に契約を終了して本地を買い受けることができる旨を定める。

###### ③第5条（土壤汚染及び地下埋設物）

相手方に本地の土壤汚染及び地下埋設物の存在を認識させる。

近畿財務局

#### ④第6条（土壤汚染除去等費用）

第5条に定める土壤汚染及び地下埋設物の除去費用を有益費とし、国の基準により検証した結果、適正とされた額を支払う旨を整理。支払い時期、方法は国が指定する。

#### ⑤第8条（貸付料）

第3項に、第2項に定める「甲の定める貸付料算定基準」は、財務省通達「平成13年3月30日付財理第1308号 普通財産貸付事務要領」に基づくものとのするとの説明を追加。

#### ⑥第12条（指定期日）

大阪府私立学校審議会の認可適當答申に条件が付されたことから、指定期日までに大阪府知事から学校の設置の認可を得たうえで指定用途に供する必要がある旨の文言を追加。

#### ⑦第19条（契約の解除）

第2項に、第12条に定める用途指定期日までに、工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得ることができなかった場合の解除規定を追加。

#### ⑧第20条（原状回復）

第5項の記載内容のうち、買取請求ができないものとして工作物及び造作等を加えるほか、相手方が国に民法第608条に定める費用（必要費、有益費）の償還等の請求ができないとする旨を削除し、同内容を別途第31条に設けて明確化。

#### ⑨第30条（地盤調査結果に関する特約）

地盤調査結果を貸付料に考慮すると共に、相手方は国に地耐力不足等地盤を原因とする財産上の請求ができないことを整理。

#### ⑩第31条（その他有益費等の放棄）

標準書式第20条（原状回復）第5項の記載内容のうち、相手方が国に民法第608条に定める費用（必要費、有益費）を請求できない旨について、別途条項を設けて明確化。

## 近畿財務局

近畿財務局は、近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務は、個人課税（所得税、住民税等）、法人課税（法人税、消費税等）の徴収、税金の滞納に対する取扱い、税法の解説等である。

近畿財務局は、近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務は、個人課税（所得税、住民税等）、法人課税（法人税、消費税等）の徴収、税金の滞納に対する取扱い、税法の解説等である。

近畿財務局は、近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務は、個人課税（所得税、住民税等）、法人課税（法人税、消費税等）の徴収、税金の滞納に対する取扱い、税法の解説等である。

近畿財務局は、近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務は、個人課税（所得税、住民税等）、法人課税（法人税、消費税等）の徴収、税金の滞納に対する取扱い、税法の解説等である。

近畿財務局は、近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務は、個人課税（所得税、住民税等）、法人課税（法人税、消費税等）の徴収、税金の滞納に対する取扱い、税法の解説等である。

近畿財務局は、近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務は、個人課税（所得税、住民税等）、法人課税（法人税、消費税等）の徴収、税金の滞納に対する取扱い、税法の解説等である。

近畿財務局は、近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務は、個人課税（所得税、住民税等）、法人課税（法人税、消費税等）の徴収、税金の滞納に対する取扱い、税法の解説等である。

近畿財務局は、近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務は、個人課税（所得税、住民税等）、法人課税（法人税、消費税等）の徴収、税金の滞納に対する取扱い、税法の解説等である。

近畿財務局は、近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務は、個人課税（所得税、住民税等）、法人課税（法人税、消費税等）の徴収、税金の滞納に対する取扱い、税法の解説等である。

## ⑪第32条（本契約の効力）

公正証書の取り交しにより本合意書の効力が生じることを明確化。

### （2）国有財産売買予約契約書・・・別案3

#### ① 第2条

学園は事業用定期借地契約満了（10年後）までの期間に売買予約契約の予約完結権行使しなければならないものと定めて、貸付期間内の買受けを義務付ける。

#### ② 第4条

学園が予約完結権行使し本財産を買受ける際の価格算定においては、国はその時点の更地価格を評価して借地権は控除しないものとすることを明記。

事前に情報提供した土壤汚染と地下埋設物に関しては、貸付期間中に学園が実施する除去工事の状況に基づき評価する（全て除去済みの場合、評価上の減額はなし）。

また、校舎建物の杭工事等、地盤対策工事費について、学園が国に費用償還請求等をできないとする一方で、売払価格算定の際には、その時点の地盤状況を考慮することを第4項に明記。

#### ③ 第6条

貸付物件の買受けが不能となった場合の違約金条項（貸付契約時の時価額の1割相当額）を付す。貸付通達記の第1節の第10の(1)に準じてこれを定めるもの。

#### ④ 第8条

貸付合意書締結後、公正証書の取り交わしができなかった場合に、売買予約契約が失効する旨の規定を整理。

#### ⑤ 売買予約契約書の別紙に売買契約締結時に使用する契約書式を添付する。

売買契約書は、第7号様式（代金即納、用途指定（買戻特約付き）、時価売払用）を使用するが、以下の内容について修正。

##### イ. 第13条（指定期日）

本件の場合、売買契約締結時には既に私立小学校の指定用途に供されることから指定期日は設けないものとし、本条項を削除。



口、第31条（特約条項）

貸付合意書に合わせて作成したが、貸付期間中に相手方が実施する  
土壌汚染等除去工事の程度により、必要に応じて相手方と協議の上、本特  
約条項の削除・修正を行う。

（3）買受時期に関する確認書・・・別案4

学園の早期買受けを担保するために作成した書式であるが、学園に買受けを強  
制させる法的な拘束力があるものではない。

（4）有益費に関する合意書・・・別案5

国（大阪航空局）が予算化を了した後でなければ学園に支払いができないこと  
から、第1条に大阪航空局が予算措置を完了した段階で相手方に文書通知するこ  
とにより効力が発生する旨の停止条件を付している。

近畿財務局

## 調査根拠

### これまでの経緯

- H25. 6. 28 森友学園理事長が近畿財務局へ来所。  
小学校用地として本件土地の取得を検討している旨を聴取。  
近畿財務局は取得要望書の提出等、必要となる手続きについて説明。
- H25. 7. 8 森友学園理事長が近畿局へ架電。  
本件土地の取得要望を提出する予定である旨の電話連絡。
- H25. 9. 2 森友学園が本件の取得要望書を近畿財務局へ提出。
- H26. 10. 31 大阪府が森友学園の設置認可申請書を正式受理。
- H27. 1. 27 大阪府私立学校審議会の臨時会において、本件小学校設置計画が以下の条件を付されて「認可適当」の答申を得る。  
(条件)「小学校建設に係る工事請負契約の締結状況、寄附金の受入れ状況、詳細なカリキュラム及び入学志願者の出願状況等、開校に向けた進捗状況を、次回以降の当審議会定例会において報告すること。」
- H27. 2. 10 国有財産近畿地方審議会において、本地を森友学園に小学校敷地として売払いを前提とした10年間の事業用定期借地契約（時価貸付）を行うことについて処理適当の答申を得る。

近畿財務局

## 国有財産売買予約契約書 第6条に定める違約金の算出について

国有財産売買予約契約書第6条に定める違約金は、貸付契約時の時価額の1割相当額を違約金とするもの。

本件の貸付契約は、貸付料の鑑定を不動産鑑定士に依頼しており、貸付料鑑定の過程で土地の時価額が「基礎価格」として算出されている。

違約金の算定に当たっては、当該土地基礎価格を時価額として使用するものとするが、当該価格は平成27年1月1日を価格時点としているため、相手方との貸付契約が5月になることから時点による修正を行う必要がある(評定価格の価格期限は4ヶ月)。

時点修正については、鑑定した貸付料自体も時点修正を行っており、その修正方法として当初の鑑定評価書において算定された「基礎価格」に同鑑定評価書において採用された「公示地」を基にした時点修正率を乗じて算出した。

そのため、違約金額算定においても、当該修正方法と同様な方法をとるものとし、同鑑定評価書において採用された「公示地」を基に平成27年5月1日までの時点修正率を乗じて基礎価格を算定し、当該価格に評価通達に基づく端数処理を行った価格の1割を違約金額としたものである。

鑑定基礎価格(a)  
価格時点H27.1.1

929,666,000円

時点修正率(b)  
価格時点  
H27.5.1とする

1.003

※時点修正率は、平成13年3月30日付財理第1317号「国有財産評価基準について」第4章第2の1を準用し算定した。

時点修正後の  
基礎価格( $c=a \times b$ )  
(端数処理)

932,000,000円

1割

違約金額

×

0.1

=

93,200,000円

近畿財務局



府県名	大阪府	地価変動率算定期表
-----	-----	-----------

(1) 地価変動率 … 下表資料を採用し、次のとおり決定した。

資料名	採用変動率の区分		地価変動率					
	市区町村等	番号	H 22 1月 ～ 23 1月	H 23 1月 ～ 24 1月	H 24 1月 ～ 25 1月	H 25 1月 ～ 26 1月	H 26 1月 ～ 27 1月	H 27 1月 ～ 価格時点
公示地	豊中市	豊中5-11					1.0	0.3

資料名	採用変動率の区分		地価変動率					
	市区町村等	番号	H 21 7月 ～ 22 7月	H 22 7月 ～ 23 7月	H 23 7月 ～ 24 7月	H 24 7月 ～ 25 7月	H 25 7月 ～ 26 7月	H 26 7月 ～ 価格時点
基準地								

○ 変動率採用根拠等

公示地等番号	豊中5-11	基準日	価格	時点修正率	決定変動率
平成27年1月1日			199,000 円	1.01	1.0
平成26年1月1日			197,000 円		

○ 「～価格時点」欄の変動率は次のとおり算定した。

変動率=前年分の変動率×(1月から価格時点までの月数／12)

(2) 価格時点

平成	年	月	※当初 価格時点	平成	年	月
	27	5			27	1

(3) 時点修正率 (公示地)

年月	修正率	各月指數
H24年1月		
H24年2月		
H24年3月		
H24年4月		
H24年5月		
H24年6月		
H24年7月		
H24年8月		
H24年9月		
H24年10月		
H24年11月		
H24年12月		
H25年1月		
H25年2月		
H25年3月		
H25年4月		
H25年5月		
H25年6月		
H25年7月		
H25年8月		
H25年9月		
H25年10月		
H25年11月		
H25年12月		
H26年1月	1.013	0.987
H26年2月	1.012	0.988
H26年3月	1.011	0.989
H26年4月	1.010	0.990
H26年5月	1.010	0.990
H26年6月	1.009	0.991
H26年7月	1.008	0.992
H26年8月	1.007	0.993
H26年9月	1.006	0.994
H26年10月	1.005	0.995
H26年11月	1.005	0.995
H26年12月	1.004	0.996
H27年1月	1.003	0.997
H27年2月	1.002	0.998
H27年3月	1.001	0.999
H27年4月	1.001	0.999
H27年5月	1.000	1.000
H27年6月		
H27年7月		
H27年8月		
H27年9月		
H27年10月		
H27年11月		
H27年12月		

年月	修正率	各月指數
H23年7月		
H24年1月		
H24年2月		
H24年3月		
H24年4月		
H24年5月		
H24年6月		
H24年7月		
H24年8月		
H24年9月		
H24年10月		
H24年11月		
H24年12月		
H25年1月		
H25年2月		
H25年3月		
H25年4月		
H25年5月		
H25年6月		
H25年7月		
H25年8月		
H25年9月		
H25年10月		
H25年11月		
H25年12月		
H26年1月		
H26年2月		
H26年3月		
H26年4月		
H26年5月		
H26年6月		
H26年7月		
H26年8月		
H26年9月		
H26年10月		
H26年11月		
H26年12月		
H27年1月		
H27年2月		
H27年3月		
H27年4月		
H27年5月		
H27年6月		
H27年7月		
H27年8月		
H27年9月		
H27年10月		
H27年11月		
H27年12月		

近畿財務局

E W 第 20 号  
平成 27 年 月 日

学校法人森友学園  
理事長 篠池 康博 殿

近畿財務局長 富永 哲夫

### 国有財産の貸付契約等について

平成 27 年 4 月 28 日付で貸付申請のありました下記国有財産につきましては、下記日時に同封の①国有財産有償貸付合意書②国有財産売買予約契約書③確認書を取り交わしますので、①～③各 2 部ずつに記名押印のうえ、各 2 部共ご持参下さい。また、①、②のうちそれぞれ 1 部については、収入印紙 200 円を貼付し、割印願います。

なお、①の締結時に必要な契約保証金は、大阪航空局の指示に従い事前に納めていただき、契約時には保管金提出書をあわせてご持参願います。

記

所 在 地	区 分	数 量 (m <sup>2</sup> )
豊中市野田町 1501 番	土 地	8,770.43

契約の日時：平成 27 年 5 月 7 日

# 近畿財務局

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県、三重県の8府県を管轄する日本の税關行政機関である。主な業務は、税關法に基づく税關監視、税關税金の徴収、税關税金の支拂いの監査、税關税金の逃れの取締りなどである。

E W 第 2 0 号  
平成27年5月 日

## 国有財産有償貸付合意書

原合意	検証済
27.4.30	27.4.30
	

近畿財務局

別紙様式第1号（定期借地、用途指定、分割納付（新規用））

国有財産有償貸付合意書

貸付人 国（以下「甲」という。）と借受人 学校法人森友学園（以下「乙」という。）とは、国有財産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第23条第2項の規定に基づく事業用定期借地権の設定を目的として、次の条項を内容とする借地契約を平成27年5月13日までに公正証書により締結する。

なお、本件借地権は事業用定期借地権とする。

（貸付財産）

第1条 貸付財産は、次のとおり。

所在地	区分	数量 (m <sup>2</sup> )	備考
豊中市野田町1501番	土地	8,770.43	

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、平成27年5月13日から平成37年5月12日までの10年間とする。

（本契約の目的）

第3条 本契約は、甲が乙に対して、貸付財産に法第23条第2項に基づく事業用定期借地権（以下「本件借地権」という。）を設定することを目的とする。

2 本件借地権は、契約の更新（更新請求及び土地の使用継続によるものも含む）及び建物の築造による存続期間の延長がなく、乙は貸付財産上の建物の買取を甲に請求することができない。

3 本件契約は、法第3条から第8条、並びに法第13条及び法第18条、民法第619条の適用はない。

（買受けの特約）

第4条 乙は、第2条で定める貸付期間の満了前に、本契約を終了し、貸付財産を甲から買受けることができるものとする。

2 前項の買受けについての詳細は、別途国有財産売買予約契約書により定めるものとする。

3 乙が、第1項に基づき貸付財産を甲から買受ける場合には、乙は第20条第1項で定める貸付財産上の建物その他工作物の除去は必要としない。

（土壤汚染及び地下埋設物）

第5条 乙は、平成26年11月7日及び平成26年12月17日に甲が引き渡した「大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）土地履歴等調査報告書 平成21年8月」、「平成21年度大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査業務報告書（OA301）平成22年1月」、「大阪国際空港場外用地（OA301）土壤汚染概況調査業務報告書 平成23

近畿財務局

年11月」、「平成23年度大阪国際空港場外用地（OA301）土壤汚染深度方向調査業務報告書 平成24年2月」（以下「本件報告書等」という。）に記載の地下埋設物の存在及び土壤汚染の存在等を了承するものとする。

- 2 乙は、前項の内容に加えて、貸付財産のうち一部 471.875 m<sup>2</sup>が、豊中市より土壤汚染対策法第11条第1項で定める形質変更時要届出区域に指定されていることを了承するものとする。
- 3 乙は、前2項を了承した上で本契約を締結するものとし、本件報告書等に記載のある汚染物質、地下埋設物等の存在及び形質変更時要届出区域の指定を理由として、瑕疵担保責任に基づく本契約解除及び損害賠償請求並びに貸付料の減免請求等を行わないことを、甲に対して約する。

#### （土壤汚染除去等費用）

- 第6条 乙が、前条第1項記載の土壤汚染、地下埋設物の除去を行い、それによって貸付財産の価格が増大した場合の除去費用は有益費とする。
- 2 前項の有益費は、本契約終了の時に、貸付財産価格の増加が現存する場合に限り、乙が支出した費用のうち甲の基準による検証を踏まえて乙と合意した額又は貸付財産価格の増加額のいずれかを甲が選択のうえ、乙に対して返還する。
  - 3 甲は、前項の規定にかかわらず、甲が返還すべき有益費の金額算定につき、本契約終了前においても、貸付財産価格増加の現存額算定の基準時期を指定したうえで、前項と同様の方法により甲が乙に返還すべき有益費の額を定めることができる。但し、同金員の返還時期及び返還方法は、甲が指定し、同金員に対しては、返還時期までの利息及び遅延損害金は付さないこととする。
  - 4 前2項における貸付財産価格の増加額は、甲の基準による鑑定評価方法によって定めることに乙は同意する。
  - 5 第2項の返還時期につき、相当の期限を付する必要が生じた場合には、甲及び乙が協議したうえで、相当な期限を付した返還時期を定めることができる。
  - 6 第1項の有益費に関して、甲は、乙に対し、乙が、現に行い又は行おうとする土壤汚染又は地下埋設物除去工事に関する一切の必要資料の提出を求め、その他必要な調査を行うことができる。

#### （契約保証金）

- 第7条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金 27,300,000 円を甲に納付しなければならない。
- 2 前項の契約保証金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
  - 3 第1項の契約保証金には利息を付さない。
  - 4 甲は、乙が、本契約終了後、第20条に定める義務その他本契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。
  - 5 甲は、乙が、本契約終了後、第20条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を第18条第1項に定める違約金として国庫に帰属させることができる。
  - 6 前項の規定により国庫に帰属する金員は、第20条第3項に定める原状回復に要する費

# 近畿財務局

## 第8条

用の一部に充てるものと解釈しない。

- 7 本契約が解除され、又は終了した場合において、乙が第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を支払うべき義務があるときは、第4項の規定にかかわらず、甲はその違約金等と第1項に定める契約保証金の全部又は一部と相殺することができる。
- 8 乙は、甲の書面による承諾を得ないで、第4項の保証金返還請求権を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

### (貸付料)

第8条 貸付料は、平成27年5月13日から平成30年5月12日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次	期間	貸付料年額	備考
第1年次	自平成27年5月13日至平成28年5月12日	27,300,000円	
第2年次	自平成28年5月13日至平成29年5月12日	27,300,000円	
第3年次	自平成29年5月13日至平成30年5月12日	27,300,000円	

- 2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る貸付料については甲の定める貸付料算定基準に基づき算定した貸付料年額によるものとし、その金額については、甲から通知する。なお、その適用期間は3年間とする。
- 3 前項に規定する甲の定める貸付料算定基準は、財務省通達「平成13年3月30日付財理第1308号 普通財産貸付事務処理要領」に基づくものとするが、同通達記載内容に変更が生じた場合には、貸付料算定時の国有財産関連通達に基づき算定するものとする。
- 4 第2項に規定する適用期間が満了した後の貸付料及び適用期間については、第2項の規定を準用する。

### (貸付料の納付)

第9条 乙は、前条第1項に定める貸付料を、次に定めるところにより、甲の発行する納入告知書により納付しなければならない。

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第一年次	第1回	2,275,000円	納入告知書の指定期日	
	第2回	2,275,000円	平成27年6月20日	
	第3回	2,275,000円	平成27年7月20日	
	第4回	2,275,000円	平成27年8月20日	
	第5回	2,275,000円	平成27年9月20日	
	第6回	2,275,000円	平成27年10月20日	
	第7回	2,275,000円	平成27年11月20日	
	第8回	2,275,000円	平成27年12月20日	
	第9回	2,275,000円	平成28年1月20日	
	第10回	2,275,000円	平成28年2月20日	
	第11回	2,275,000円	平成28年3月20日	
	第12回	2,275,000円	平成28年4月30日	

近畿財務局

賃料支給額

	計	27,300,000円	
第二年次	第1回	2,275,000円	平成28年5月20日
	第2回	2,275,000円	平成28年6月20日
	第3回	2,275,000円	平成28年7月20日
	第4回	2,275,000円	平成28年8月20日
	第5回	2,275,000円	平成28年9月20日
	第6回	2,275,000円	平成28年10月20日
	第7回	2,275,000円	平成28年11月20日
	第8回	2,275,000円	平成28年12月20日
	第9回	2,275,000円	平成29年1月20日
	第10回	2,275,000円	平成29年2月20日
	第11回	2,275,000円	平成29年3月20日
	第12回	2,275,000円	平成29年4月30日
	計	27,300,000円	
第三年次	第1回	2,275,000円	平成29年5月20日
	第2回	2,275,000円	平成29年6月20日
	第3回	2,275,000円	平成29年7月20日
	第4回	2,275,000円	平成29年8月20日
	第5回	2,275,000円	平成29年9月20日
	第6回	2,275,000円	平成29年10月20日
	第7回	2,275,000円	平成29年11月20日
	第8回	2,275,000円	平成29年12月20日
	第9回	2,275,000円	平成30年1月20日
	第10回	2,275,000円	平成30年2月20日
	第11回	2,275,000円	平成30年3月20日
	第12回	2,275,000円	平成30年4月30日
	計	27,300,000円	

2 前項の規定は、前条第2項（同条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定により更新した賃付料の納付方法に準用する。

(賃付料の改定)

第10条 甲は、賃付財産の価格が上昇し賃付料が不相当になったとき等、法第11条第1項本文の規定に該当することとなったときは、第8条の規定にかかわらず、賃付料の増額を請求することができる。

(指定用途)

第11条 乙は、賃付財産を賃付申請書に記載又は添付した使用目的、利用計画（建物及び工作物の配置計画を含む。）及び事業計画のとおりの用途に自ら使用し、甲の承認を得な

近畿財務局

いで変更してはならない。

(指定期日)

第12条 乙は、平成28年3月31日までに一切の工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得たうえで、直ちに前条に定める用途に供さなければならない。

(貸付料の延滞金)

第13条 乙は、甲が定める納付期限までに、第9条に基づく貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について、第24条に基づき算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序等)

第14条 乙が、貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

2 本契約が解除され、又は終了した場合において、第7条第7項及び第22条第3項の規定により契約保証金及び未経過期間に係る貸付料を第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭債務と相殺するときは、甲は、先ず未経過期間に係る貸付料から相殺し、なお当該金銭債務に残余があるときは、契約保証金と相殺することができる。

(使用上の制限)

第15条 乙は、貸付財産について第11条に規定する使用目的、利用計画及び事業計画の変更をしようとする場合には、事前に変更する理由及び変更後の使用目的等を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

3 乙は、貸付財産及び当該財産上に所在する建物その他工作物について、増改築等による現状の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、事前に増改築等をしようとする理由及び当該増改築等の計画を記載した書面を甲に通知しなければならない。

(財産保全義務)

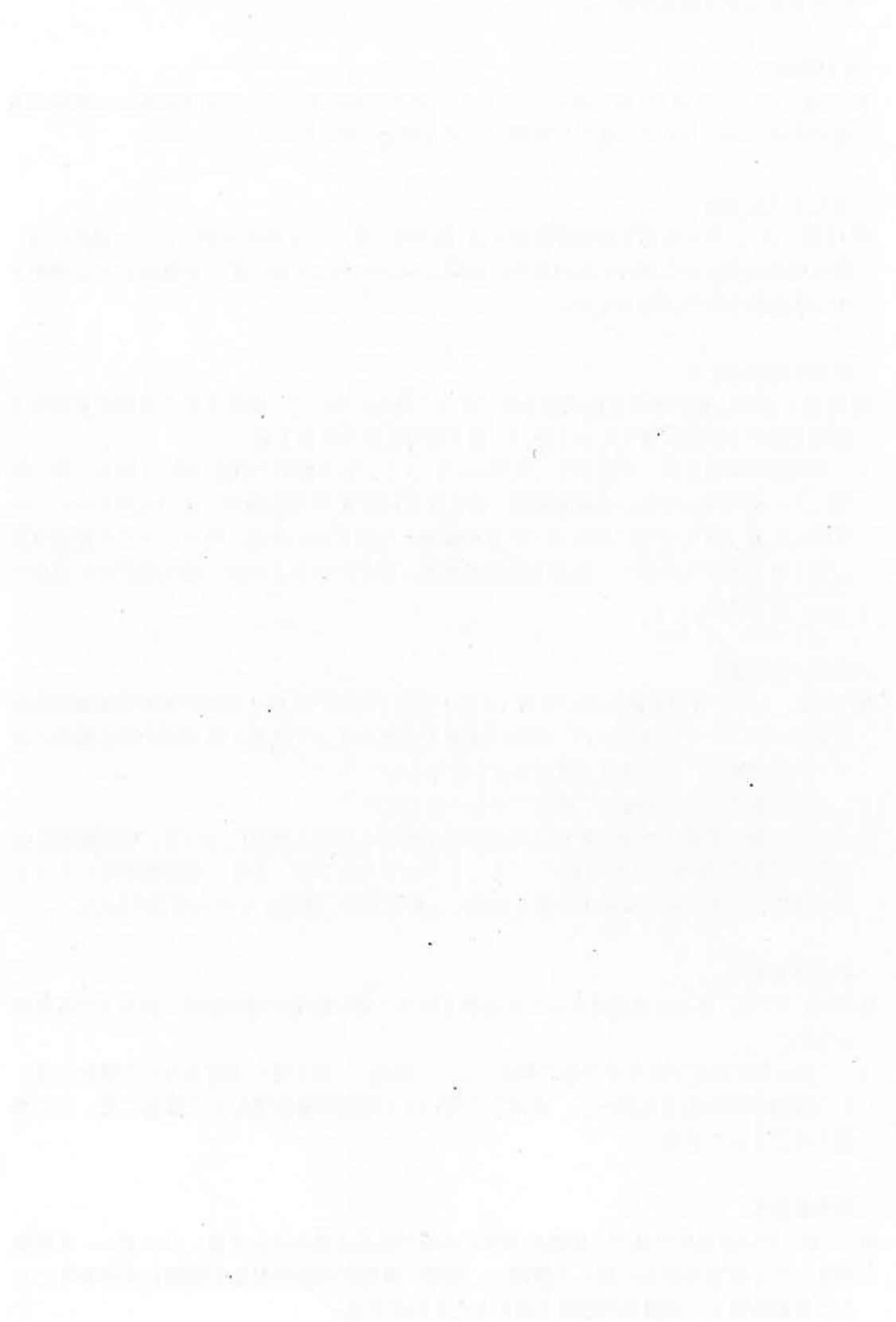
第16条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付財産の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付財産が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(実地調査等)

第17条 甲は本契約に基づく債権の保全上必要があると認めるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿、書類その他の財産を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

# 近畿財務局



- 2 甲は、乙の第11条、第12条、又は第15条に規定する用途指定の履行状況を確認するため、甲が必要と認めるときは実地調査又は実地監査を行うことができる。
- 3 乙は、本契約締結の日から第2条に定める貸付期間満了の日まで毎年4月30日に、また甲が必要と認めるときは貸付財産について権利の設定又は当該財産上に所在する建物その他工作物の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて貸付財産の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、正当な理由なく、第1項及び第2項に定める質問、調査、実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は第1項及び前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

#### (違約金)

- 第18条 乙は、第8条第1項に定める期間中に次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わねばならない。
- (1) 第12条、第15条第1項又は前条に定める義務に違反した場合 金 27,300,000円
  - (2) 第11条に定める義務に違反した場合 金 81,900,000円
  - (3) 第20条第1項に定める義務に違反した場合 金 27,300,000円
- 2 乙は、第8条第1項に定める期間を経過した後において前項に定める義務に違反した場合の違約金（前項第3号を除く。）は、第8条第2項又は第4項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。
- 3 前2項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 4 乙が第1項又は第2項に定める違約金を支払う義務を負う場合に、甲が第7条第7項又は第22条第3項の規定により当該違約金の一部を契約保証金等と相殺したときは、第1項又は第2項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

#### (契約の解除)

- 第19条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙が第12条に定める期日までに、一切の工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得ることができず、第11条に定める用途に供することができないときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、第1項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

## 近畿財務局

近畿財務局は、主として大阪府、兵庫県、京都府の三府に管轄する。その管轄区域は、北は福井県、南は奈良県、東は滋賀県、西は鳥取県、島根県である。この区域には、多くの大企業が立地するため、税金の収入が豊富である。また、農業も盛んであるため、農業税の収入も大きい。近畿財務局は、これらの税金を収め、国庫に貢献している。

## 第五章 損害賠償

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (6) 貸付物件を暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用に使用したとき
- 4 甲は、前2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 5 乙は、甲が第3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 6 乙は、第2条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除することができる。
- 7 乙は甲に対して、前項に定める契約の解除を行おうとする日の1年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡し等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。

### (原状回復)

- 第20条 乙は、第2条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに、自己の責任と負担において、貸付財産上の建物その他工作物を除去し、貸付財産を原状に回復して、甲に更地で返還しなければならない。
- 2 乙は甲に対し、第2条に定める貸付期間が満了する日の1年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡しの日程等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。
- 3 乙が第1項に定める義務に違反した場合には、甲は原状回復に要する費用を乙に請求するものとする。
- 4 前項に定める金員は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 5 本契約は、法第23条第2項の規定に基づくものであり、法第13条の規定にかかわらず、第2条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときに、乙は甲に対し、貸付財産上に乙が建築した建物その他一切の工作物、造作等を買い取るべきことを請求することはできない。

### (貸付料滞納時の強制執行)

- 第21条 乙は本契約に定める金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨、異議なく承諾する。

### (貸付料の清算)

## 近畿財務局

## 第22条

甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る貸付料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

2 前項及び次項の規定により返還する未経過期間に係る貸付料には利息を付さないものとする。

3 甲は、本契約の解除により、乙が第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を甲に支払うべき義務があるときは、第1項の規定にかかわらず、返還する未経過期間にかかる貸付料の全部又は一部と相殺することができる。

### (損害賠償)

第23条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙が前項の規定により損害賠償義務を負う場合に、甲が第7条第7項又は前条第3項の規定により当該損害賠償額の一部を契約保証金等と相殺したときは、前項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

### (延滞金の算定)

第24条 契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭の延滞金については、次の式により算定するものとする。

$$\text{算定式} \quad \text{元本金額} \times 5\% \text{【延滞金利率】} \times (\text{延滞金起算日から納付の日までの日数} \div 365)$$

### (本契約にかかる日割計算)

第25条 甲及び乙が本契約に基づき支払うべき金銭の額について日割計算を要するときは、前条に基づき算定する場合を除き、閏年を含む期間についても、年365日当たりの割合とする。

### (信義誠実等の義務・疑義の決定)

第26条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付財産が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に関して疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

### (公正証書の作成費用)

第27条 公正証書を作成する費用は、乙の負担とする。

### (事前使用の禁止)

第28条 この貸付合意書締結後、公正証書を作成するまでの間、乙は甲の許可を得ずに貸付財産の使用をしてはならない。

### (裁判管轄)

近畿財務局

第29条 本契約に関する訴えの管轄は、近畿財務局所在地を管轄区域とする大阪地方裁判所とする。

(地盤調査結果に関する特約)

第30条 甲及び乙は、第8条の貸付料が、平成27年4月2日に乙が甲に提出した「(仮称)M学園小学校新築工事地盤調査報告書」記載の調査結果及び本書作成時点における貸付財産の地盤の現況を考慮した貸付料であることを確認する。

2 乙は、貸付財産の地耐力その他地盤状況を理由として、瑕疵担保責任に基づく契約解除、損害賠償、貸付料の減免、その他如何なる名目においても甲に対して財産上の請求を一切行うことができない。

3 乙が貸付財産に関して、地盤の整備、改良等の工事を実施した場合でも、乙は、同工事費用その他費用につき、民法第608条に基づく費用の償還、その他如何なる名目においても、甲に対して財産上の請求を一切行うことができない。

(その他有益費等の放棄)

第31条 乙は、本契約において甲が乙に対して支払うことを約するものを除き、貸付財産に関して乙が支出した必要費及び有益費等につき、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(本契約の効力)

第32条 本契約は、平成27年5月13日までに、事業用定期借地権の設定を目的とする本契約と内容において同一の公正証書が作成されることを停止条件として効力を生じる。

平成27年 月 日

貸付人 国

契約担当官 近畿財務局長

印

借受人 住所 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号

氏名 学校法人 森友学園 理事長

印

近畿財務局

E W 第 2 0 号  
平成 27 年 5 月 日

## 国有財産売買予約契約書

照合済	検証済
27.4.30	27.4.30
	

近畿財務局

## 国有財産売買予約契約書

国（以下「甲」という。）と学校法人森友学園（以下「乙」という。）は、甲、乙の間で平成27年〇月〇日付EW第20号により国有財産有償貸付合意書（以下「合意書」という。）を締結した下記物件（以下「本物件」という。）について、以下の条項により国有財産の売買予約契約書を締結する。

なお、合意書については、合意書に記載する条項を内容とする事業用定期借地契約書（以下「事業用定期借地契約」という。）を別途公正証書により締結する予定である。

### 記

#### 物件の表示

所在 地 豊中市野田町1501番  
区分・数量 土地・8,770.43m<sup>2</sup>

第1条 甲と乙は、本物件につき、次条以下及び別紙「国有財産売買契約書」に記載する売買条件にて、売買予約契約を締結する。

第2条 本売買予約契約の売買予約完結権は、甲及び乙がそれぞれ有するものとし、甲又は乙の予約完結権の行使の意思表示があったときは、相手方の何らの意思表示なしに、当然に別紙「国有財産売買契約書」記載の売買契約が成立するものとする。

- 2 予約完結権は、甲においては、合意書第2条に定める貸付期間を満了した平成37年5月13日に行使しなければならないものとする。
- 3 予約完結権は、乙においては、合意書第2条に定める貸付期間内（平成27年5月13日から平成37年5月12日）に行使しなければならないものとする。
- 4 甲及び乙の予約完結権は、前2項の行使期間内に行使のないときは消滅し、本売買予約契約は、失効する。
- 5 甲及び乙は、第1項の予約完結権の意思表示を行う際には、書面をもって行わなければならない。
- 6 甲及び乙は、第1項の予約完結権を、第三者に譲渡、担保設定等行ってはならない。

# 近畿財務局

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県、三重県の8府県を管轄する日本の税關行政機関である。主な業務は、個人課税（所得税、住民税等）、法人課税（法人税、消費税等）、關稅（關稅）等の税金の徴収、税法の監督、税金の支拂いの監査、税金の逃れの取締り等である。

第3条 本売買予約契約書作成に至った経緯については、下記のとおりであることを、甲及び乙は、相互に確認する。

#### 記

乙は、本物件の取得を希望し、甲と交渉を重ねてきたが、本物件に関しては、  
売払いが原則となるところ、乙の強い要望により、別途賃貸期間10年の事業  
用定期借地契約を締結したうえで、同賃貸期間内に乙において売買予約完結権  
を行使し、本物件の売買契約を成立させるために本売買予約契約を作成すること  
となつた。

第4条 本売買予約契約に基づき乙が本財産を買受ける価格は、甲又は乙が予  
約完結権を行使する時点の更地価格とし、財務省通達「平成13年3月30  
日付財理第1317号 国有財産評価基準について」に基づき算定するものと  
するが、同通達記載内容に変更が生じた場合には、予約完結権行使時点の  
国有財産関連通達に基づき算定するものとする。

- 2 前項の更地価格とは、建物等の定着物がなく、かつ、使用収益を制約する  
権利の付着がない土地の価格とし、借地権割合の控除も行わない価格とする。
- 3 第1項に定める価格は別紙「国有財産売買契約書」第2条に記載する。
- 4 甲は、第1項に定める買受価格の算定の際には、本物件の算定時における  
地盤の現況を価格要素として考慮する。

第5条 第2条の予約完結権の行使によって成立する売買条件は、本書に定め  
るもののか、別紙「国有財産売買契約書」記載のとおりとする。

- 2 甲及び乙が予約完結権を行使する時点において、重大な事情の変化等によ  
り、本売買予約契約書及び別紙「国有財産売買契約書」記載の売買条件につ  
いて変更する必要が生じた場合には、甲及び乙は、誠実に協議してこれに対  
応することとする。

第6条 乙が合意書第2条に定める貸付期間内（平成27年5月13日から平成  
37年5月12日）<sup>※</sup>に本物件の予約完結権を行使しなかった場合には、乙は、  
甲の請求により、金93,200,000円の違約金（違約罰）を支払う。

第7条 乙において、別途締結する予定の事業用定期借地契約の賃貸期間満了  
前に、本売買予約契約書第2条に定めた予約完結権を行使した場合には、  
事業用定期借地契約については、甲及び乙の合意によって解除したものと

近畿財務局

國有地契約

みなすこととする。

第8条 合意書冒頭で平成27年5月13日までに締結するとしている公正証書による事業用定期借地契約が締結できなかった場合には、本売買予約契約は失効する。

第9条 本売買予約契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

第10条 本売買予約契約に関して疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

（ ）  
本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 月 日

（甲）国 契約担当官 近畿財務局長 印

（乙）住所 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
氏名 学校法人 森友学園 理事長 印

## 近畿財務局

近畿財務局は、主に近畿地方の税金を徴収する機関である。主な役割は、個人や法人に対する課税、税金の回収、税法の適用に関する監視などである。

近畿財務局は、主に個人や法人に対する課税と税金の回収を担当する機関である。税金の種類としては、個人所得税、法人税、消費税などがある。

近畿財務局は、主に個人や法人に対する課税と税金の回収を担当する機関である。税金の種類としては、個人所得税、法人税、消費税などがある。

近畿財務局は、主に個人や法人に対する課税と税金の回収を担当する機関である。税金の種類としては、個人所得税、法人税、消費税などがある。

近畿財務局は、主に個人や法人に対する課税と税金の回収を担当する機関である。税金の種類としては、個人所得税、法人税、消費税などがある。

近畿財務局は、主に個人や法人に対する課税と税金の回収を担当する機関である。税金の種類としては、個人所得税、法人税、消費税などがある。

近畿財務局は、主に個人や法人に対する課税と税金の回収を担当する機関である。税金の種類としては、個人所得税、法人税、消費税などがある。

別 紙

第7号書式（代金即納、用途指定（買戻特約付き）、時価売扱用）

[収入印紙]

国有財産売買契約書

売扱人（以下「甲」という。）と買受人 学校法人森友学園（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおり。

所在地	区分	数量 (m <sup>2</sup> )	備考
豊中市野田町 1501番	土 地	8,770	43

（売買代金）

第2条 売買代金は、平成27年〇月〇日付EW第20号国有財産売買予約契約書第4条に基づく金額とする。

（代金の支払い）

第3条 乙は、売買代金を、本契約締結と同時に甲に支払わなければならない。

（登記嘱託請求書等）

第4条 乙は、本契約締結の際に、あらかじめ登録免許税相当額の印紙又は現金領收証書を添付した登記嘱託請求書、第17条に定める買戻しの特約の登記に必要な承諾書を、甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡しがあったものとする。

（かし担保）

第7条 甲は、本契約締結後、売買物件に隠れたかしが発見された場合には、引渡しの日から2年間に限り民法第570条に規定する担保の責任を負う。

（危険負担）

第8条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰すことのできない事由により滅失又は損傷した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（事業計画等の変更）

## 近畿財務局

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の4府県を管轄する財務省の地方支分部局である。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の4府県を管轄する財務省の地方支分部局である。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の4府県を管轄する財務省の地方支分部局である。

## 第9条 売買申請書に添付した事業計画及び利用計画の変更

第9条 乙は、第14条に定める指定期間が満了するまでの間に、やむを得ない事由により売買申請書に添付した事業計画又は利用計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更を必要とする事由及び変更後の計画を詳細に記載した書面をもって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

### (工事完了の通知義務)

第10条 乙は、売買申請書に添付した利用計画（甲が前条の規定により当初計画の変更を承認しているときは、変更後の利用計画をいう。）に基づいて工事を完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

### (用途指定)

第11条 甲は、売買物件について、次条から第15条までに定めるところにより、乙と用途指定の特約をする。

### (指定用途)

第12条 乙は、売買物件を売買申請書に添付した事業計画及び利用計画（甲が第9条の規定によりその変更を承認したときは、変更後の事業計画及び利用計画をいう。）に定めるとおりの用途（以下「指定用途」という。）に自ら供さなければならない。

### (指定期日)

第13条 (削除)

### (指定期間)

第14条 乙は、売買物件を本契約締結の日から10年間（以下「指定期間」という。）指定用途に供さなければならない。

### (権利の設定等の禁止)

第15条 乙は、本契約締結の日から指定期間満了の日まで、甲の承認を得ないで、売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「権利の設定」という。）をし若しくは売買物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下「所有権の移転」という。）をしてはならない。

### (買戻しの特約)

第16条 甲は、乙が本契約締結の日から買戻期間満了の日までにおいて、甲の承認を得ないで次の各号の一に該当する行為をした場合には、売買物件の買戻しをすることができる。

- (1) 第14条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなったとき。
- (2) 第12条及び第14条に定める義務に違反して指定用途以外の用途に供したとき。
- (3) 第15条に定める義務に違反して権利の設定又は所有権の移転をしたとき。

2 前項に定める買戻しの期間は、本契約締結の日から10年間とする。

### (買戻しの登記)

第17条 乙は、甲が前条第1項及び第2項の規定に基づき期間を10年とする買戻権並びに第21条第1項及び第2項に定める特約事項を登記することに同意する。

### (用途指定の変更、解除等)

近畿財務局

第18条 乙は、売買物件の全部又は一部について、やむを得ない事由により第12条から第15条までに定める用途指定の変更若しくは解除又は第16条第1項及び第2項に定める買戻しの特約を解除する必要がある場合には、詳細な事由を付した書面により甲に申請しなければならない。

2 甲が前項の申請に対し承認する場合には、書面によって行うものとする。

3 甲が前項に定める承認をする場合には、乙は甲の請求により甲の定める基準に基づき算定した額を納付しなければならない。

(実地調査等)

第19条 甲は、乙の第12条から第15条までに定める用途指定の履行状況を確認するため、  
甲が必要と認めるときは実地調査又は実地監査を行うことができる。 △月△日

2 乙は、本契約締結の日から第14条に定める指定期間満了の日まで毎年○月○日に、また甲が必要と認めるときは売買物件について権利の設定又は所有権の移転を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく、前2項に定める実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第20条 乙は、第12条から第15条までに定める用途指定の義務に違反したときは、次の各号に定めるところにより、甲に対し、違約金を支払わなければならない。ただし、第2項に該当する場合を除く。

(1) 第14条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなったとき（指定用途以外の用途に供したときは次号による。）は金（売買代金の1割）円

(2) 第12条及び第14条に定める義務に違反して指定期間満了の日までに指定用途以外の用途に供したとき又は第15条に定める義務に違反して権利の設定又は所有権の移転をしたときは金（売買代金の3割）円

2 乙は、第12条から第15条までに定める用途指定の義務に違反した場合において、甲が用途指定義務を履行し難い特別の事由があると認めて用途指定の変更若しくは解除又は第16条に定める買戻しの特約の解除を認めるときは、甲に対し、金（売買代金の1割）円の違約金を支払わなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前条第3項に定める義務に違反して実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、甲に対し、金（売買代金の1割）円の違約金を支払わなければならない。

4 前3項の違約金は、第26条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(買戻権の行使)

第21条 甲は、第16条第1項に定める買戻権を行使するときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息を付さない。

近畿財務局

## 第2章 売買契約の解除

- 2 甲は、買戻権を行使するときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
  - 3 甲は、買戻権を行使するときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。
- (契約の解除)
- 第22条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
    - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき
    - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
    - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
    - (6) 売買物件を本契約の締結の日から指定期間満了の日までの間に、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸したとき
  - 3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
  - 4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

- 第23条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
  - 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。
- (乙の原状回復義務)

近畿財務局

## 第24条

乙は、甲が第16条第1項の規定により買戻権を行使したとき又は第22条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として、買戻権を行使した場合においては買戻権行使時の、また、解除権を行使した場合においては契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

### (特別違約金)

第25条 甲は、第16条第1項の規定に基づき買戻権を行使する場合には、甲の選択により、買戻権の行使に代えて特別違約金を請求することができる。この場合において、乙が特別違約金を納付したときは、第11条に定める用途指定の特約は解除する。

2 前項の特別違約金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 売買物件の用途指定違反時の時価額が売買代金を超える場合は、当該超過額
- (2) 売買物件の用途指定違反時の時価の3割に相当する額
- (3) 売買物件の契約時の時価の3割に相当する額から第20条第1項に定める違約金を控除した額

### (損害賠償)

第26条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

### (返還金の相殺)

第27条 甲は、第23条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第20条に定める違約金又は本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

### (契約の費用)

第28条 本契約の締結及び履行並びに買戻権の抹消登記等に関する必要な費用は、乙の負担とする。

### (信義誠実の義務・疑義の決定)

第29条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

### (裁判管轄)

第30条 本契約に関する訴えの管轄は、近畿財務局所在地を管轄区域とする大阪地方裁判所とする。

## 近畿財務局

紙面付箋

(特約条項)

- 第31条 乙は、平成26年11月7日及び平成26年12月17日に甲が引き渡した「大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）土地履歴等調査報告書 平成21年8月」、「平成21年度大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査業務報告書（OA301）平成22年1月」、「大阪国際空港場外用地（OA301）土壤汚染概況調査業務報告書 平成23年11月」、「平成23年度大阪国際空港場外用地（OA301）土壤汚染深度方向調査業務報告書 平成24年2月」に記載の地下埋設物の存在及び土壤汚染の存在等を了承した上、売買物件を買い受けるものとする。
- 2 乙は、前項の内容に加えて、売買物件のうち一部 471.875 m<sup>2</sup>が、豊中市より土壤汚染対策法第11条第1項で定める形質変更時要届出区域に指定されていることを了承した上、売買物件を買い受けるものとする。
- 3 前2項のかしについては、第7条の隠れたかしに該当しない。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

売扱人 国  
契約担当官 近畿財務局長 印

買受人 住所 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
氏名 学校法人 森友学園 理事長 印

近畿財務局

照合済	検証済
27.7.30	27.4.30
	

### 確認書

7月30日

国（以下「甲」という。）と学校法人森友学園（以下「乙」という。）は、甲、乙の間で平成27年〇月〇日付EW第20号により締結した下記物件（以下「本物件」という。）の国有財産売買予約契約（以下、「本件売買予約」という。）について、次のとおり確認する。

#### 記

##### 物件の表示

所 在 地 豊中市野田町 1501 番  
区分・数量 土地・8,770.43 m<sup>2</sup>

第1条 乙は、経営努力を行い、可及的速やかに本件売買予約に基づく予約完結権行使するよう努める。

第2条 乙は、本確認書の発効後、本件売買予約に基づく全ての債務の履行が完了するまでの間、毎年5月31日までに乙の経営、資金状況等を示す一切の書類（決算書、その他甲が指定する書類）を甲に提出する。

2 甲は、必要に応じて、乙の経営、資金状況及び本物件買受代金の積立状況等について、乙に説明を求めることができる。

3 甲は、毎年5月31日までに、本件売買予約の予約完結権を乙が行使するにあたり参考となる情報（国税庁が発表する最新の路線価に基づいた評価額等。但し、あくまでも本物件の本件売買予約に基づく売買代金は、本件売買予約契約書に基づいて算定する。）を乙に提供する。

4 前3項の情報交換の結果、甲が必要と判断した場合には、本件売買予約の予約完結権行使時期等、本件売買予約の履行の詳細について、甲は、乙に協議に応じることを求めることができる。

5 前項の協議の結果、乙において本件売買予約の予約完結権の行使が可能な状況にあることが判明した場合には、乙は、甲に対して、速やかに本件売買予約に基づく予約完結権行使することを誓約する。

近畿財務局

6 前項の「乙において本件売買予約の予約完結権の行使が可能な状況にある」とは、乙の本物件の買受代金の原資としての手持ち資金及び大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準第1の7の(5)の工の基準の範囲内で外部調達可能な金額の合計額が、第3項により、甲が乙に提供した参考価格を超えた場合を指す。

第3条 本確認書は、本件売買予約の締結と同時に効力を発するものとする。

第4条 本確認書の解釈に疑義が生じたとき、又は本確認書に定めのない事項は、甲及び乙が協議して決定する。

以上を確認した証として、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 国 契約担当官 近畿財務局長 印

(乙) 住所 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
氏名 学校法人 森友学園 理事長 印

# 近畿財務局

## 合意書

国近畿財務局（以下「甲」という。）、学校法人森友学園（以下「乙」という。）及び国大阪航空局（以下「丙」という。）は、甲乙間で締結した、大阪府豊中市野田町1501番所在の土地（面積：8,770.43m<sup>2</sup>、以下「本物件」という。）に係る平成27年〇月〇日付EW第20号の国有財産有償貸付合意書（以下、「合意書」という。）第6条に定める土壤汚染除去等費用の処理について、以下のとおり合意する。

第1条 甲及び乙は、合意書第6条第2項に定める「乙が支出した費用のうち甲の基準による検証を踏まえて乙と合意した額」につき、下記事実を停止条件として金〇〇円と定めることを合意する。なお、下記停止条件事実が成就しないことが確定した場合には、丙は乙にその旨通知する。

記

（停止条件となる事実）

上記合意金額につき、丙の予算措置が完了し、丙の乙に対する合意金額の支払時期、方法につき乙に文書により通知し、同通知が乙に到達すること

第2条 丙は、前条の金額を自らの予算によって乙に支払うことを約し、この支払金について甲に対して求償する権利を有していないことを認める。

第3条 丙は、第1条で定まった金額につき、丙の指定する方法によって分割又は一括にて乙に支払うこととし、同金員に対する支払時までの利息、遅延損害金は一切発生しないことを、甲、乙及び丙は確認する。

第4条 甲、乙及び丙は、甲乙間、甲丙間及び乙丙間には、合意書第6条に定める土壤汚染除去等費用の処理について、本合意書で定めるものほか、何らの債権債務がないことを確認する。

本合意の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

近畿財務局

通商相談会

平成 年 月 日

(甲) 国 契約担当官 近畿財務局長 ○○○○ 印

(乙) 学校法人 森友学園 理事長 ○○○○ 印

(丙) 国 大阪航空局長 ○○○○ 印

(

# 近畿財務局

近畿財務局  
（明治三十一年九月）

近畿財務局  
（明治三十一年九月）

近畿財務局  
（明治三十一年九月）

近畿財務局

E W 第 20 号

平成27年月日

大阪航空局長 殿

近畿財務局長 富永哲夫

自動車安全特別会計（空港整備勘定）所屬普通財産の貸付契約に伴う  
契約保証金受入れについて

平成25年4月30日付阪空補第590号をもって貴局より処分依頼がありました下記財産に係る標記のことにつきまして、平成27年4月28日に処分等相手方である学校法人森友学園と見積り合わせを行い、国有財産有償貸付合意書第7条に基づく契約保証金の金額が確定しましたので通知します。

つきましては、下記日時に貴局にて処分等相手方より契約保証金を受け入れていただく必要がありますので、手続きの程よろしくお願ひいたします。

記

1. 貸付物件

- (1) 所 在 地 豊中市野田町1501番
- (2) 口 座 名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区 分・数 量 土地・8,770,43m<sup>2</sup>

2. 契約保証金受入れについて

- (1) 金額 金27,300,000円
- (2) 日時 平成27年5月7日 午前11時00分

以 上



E W 第 2 0 号  
平成 27 年 5 月 日

歳入徴収官大阪航空局長 殿

契約担当官

近畿財務局長 富永 哲夫

自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の貸付契約に伴う  
債権発生通知について

平成 25 年 4 月 30 日付阪空補第 590 号をもって貴局より処分依頼がありました下記財産  
につきまして、貸付契約（公正証書による事業用定期借地契約）を締結しましたので、國の債権  
等に関する法律第 12 条の規定に基づき通知します。

また、計算証明規則第 16 条及び 18 条に基づき必要書類（別紙 2）を送付します。

記

1. 貸付物件

- (1) 所 在 地 豊中市野田町 1501番
- (2) 口 座 名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区分・数量 土地・8,770.43m<sup>2</sup>

2. 債務者の住所及び氏名

- (1) 住 所 大阪市淀川区塙本 1 丁目 6 番 25 号
- (2) 氏 名 学校法人森友学園
- (3) 送 付 先 住所と同様

3. 債権金額 別紙 1 のとおり。

4. 契約締結日 平成 27 年 月 日

5. 債権発生原因等

- (1) 債権発生の原因 貸付契約（事業用定期借地契約）
- (2) 債権の発生年度 平成 27 年度～平成 30 年度

以上

近畿財務局

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第一年次	第1回	2,275,000円	納入告知書の指定期日	
	第2回	2,275,000円	平成27年6月20日	
	第3回	2,275,000円	平成27年7月20日	
	第4回	2,275,000円	平成27年8月20日	
	第5回	2,275,000円	平成27年9月20日	
	第6回	2,275,000円	平成27年10月20日	
	第7回	2,275,000円	平成27年11月20日	
	第8回	2,275,000円	平成27年12月20日	
	第9回	2,275,000円	平成28年1月20日	
	第10回	2,275,000円	平成28年2月20日	
	第11回	2,275,000円	平成28年3月20日	
	第12回	2,275,000円	平成28年4月30日	
第二年次	計	27,300,000円		
	第1回	2,275,000円	平成28年5月20日	
	第2回	2,275,000円	平成28年6月20日	
	第3回	2,275,000円	平成28年7月20日	
	第4回	2,275,000円	平成28年8月20日	
	第5回	2,275,000円	平成28年9月20日	
	第6回	2,275,000円	平成28年10月20日	
	第7回	2,275,000円	平成28年11月20日	
	第8回	2,275,000円	平成28年12月20日	
	第9回	2,275,000円	平成29年1月20日	
	第10回	2,275,000円	平成29年2月20日	
	第11回	2,275,000円	平成29年3月20日	
第三年次	第12回	2,275,000円	平成29年4月30日	
	計	27,300,000円		
	第1回	2,275,000円	平成29年5月20日	
	第2回	2,275,000円	平成29年6月20日	
	第3回	2,275,000円	平成29年7月20日	
	第4回	2,275,000円	平成29年8月20日	
	第5回	2,275,000円	平成29年9月20日	
	第6回	2,275,000円	平成29年10月20日	
	第7回	2,275,000円	平成29年11月20日	
	第8回	2,275,000円	平成29年12月20日	
	第9回	2,275,000円	平成30年1月20日	
	第10回	2,275,000円	平成30年2月20日	
	第11回	2,275,000円	平成30年3月20日	
	第12回	2,275,000円	平成30年4月30日	
	計	27,300,000円		



1. 計算証明規則第16条に基づく添付書類

- (1) 普通財産貸付決議書
- (2) 貸付申請書
- (3) 国有財産有償貸付合意書
- (4) 事業用定期借地権設定に係る公正証書

2. 計算証明規則第18条に基づく添付書類

- (1) 予定価格調査書
- (2) 予定価格算出基礎資料（評価調査）
- (3) 見積書

3. その他参考書類

- (1) 国有財産売買予約契約書
- (2) 確認書
- (3) 位置図
- (4) 測量図
- (5) 不動産鑑定書（副本）

近畿財務局

近畿財務局

E W 第 20 号

平成27年5月 日

大阪航空局長 殿

近畿財務局長 富永 哲夫

自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の契約完了通知について

平成25年4月30日付阪空補第590号をもって貴局より処分依頼がありました下記財産に係る標記のことにつきまして、別添のとおり貸付契約（公正証書による事業用定期借地契約）を締結しましたので、通知します。

記

1. 貸付物件

- (1) 所 在 地 豊中市野田町1501番
- (2) 口 座 名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区 分・數 量 土地・8,770.43m<sup>2</sup>

2. 契約相手方

- (1) 住所 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号
- (2) 名称 学校法人森友学園

以 上

## 近畿財務局

近畿財務局  
近畿財務局

近畿財務局は、近畿地方の財政行政を司る機関で、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県、岐阜県、三重県の9府県の財政行政を司る。

近畿財務局は、近畿地方の財政行政を司る機関で、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県、岐阜県、三重県の9府県の財政行政を司る。

近畿財務局は、近畿地方の財政行政を司る機関で、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県、岐阜県、三重県の9府県の財政行政を司る。

近畿財務局は、近畿地方の財政行政を司る機関で、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県、岐阜県、三重県の9府県の財政行政を司る。

近畿財務局は、近畿地方の財政行政を司る機関で、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県、岐阜県、三重県の9府県の財政行政を司る。

近畿財務局は、近畿地方の財政行政を司る機関で、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県、岐阜県、三重県の9府県の財政行政を司る。



統括官	上席	管理官

財理第2109号  
平成27年4月30日

近畿財務局長 殿

財務省理財局長 中原 広



普通財産の貸付けに係る特例処理について

平成27年2月4日付近財統一第182号で申請のあった標記のことについては、申請のとおり承認する。

# 近畿財務局

關東支局  
關西支局

第一回 亂世の政治家

（明治二十二年正月）

近畿財務局は、元老院議官として上院に一職務を充てた後、内閣に参政官として就任する。

（明治二十二年正月）

別紙第1号様式



統括官	上席	管理官
[Signature]	[Signature]	[Signature]

平成27年4月28日

財務大臣殿

住所又は  
所在地 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号

申請者

学校法人 森友学園

氏名又は  
名 称 理事長

### 普通財産貸付申請書

下記のとおり普通財産の貸付けを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

所在地	区分	種目	構造	数量	希望貸付期間	使用目的	摘要
豊中市野田町 1501番	土地	宅地	—	8,770.43m <sup>2</sup>	10年	小学校敷地	

#### 【添付書類】

履歴事項全部証明書

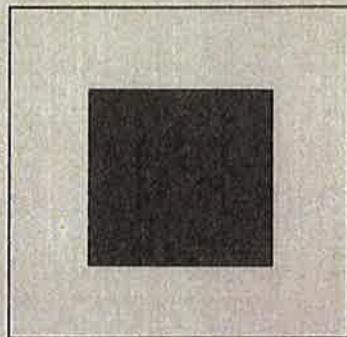
印鑑証明書

\*発行から3ヶ月以内のものに限る

近畿財務局

## 印鑑証明書

会社法人等番号 1200-05-004758



名 称 学校法人森友学園

主たる事務所 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号

理事長 篠池 康博

日生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。  
(大阪法務局管轄)

平成27年 4月21日  
大阪法務局北出張所  
登記官

脇 本 佳 昭



近畿財務局

## 履歴事項全部証明書

大阪市淀川区塙本一丁目6番25号  
学校法人森友学園  
会社法人等番号 1200-05-004758

名称	学校法人森友学園		
主たる事務所	大阪市淀川区塙本四丁目7番8号		
	大阪市淀川区塙本一丁目6番25号	平成18年 4月 1日移転	
		平成18年 6月19日登記	
法人成立の年月日	昭和46年3月18日		
目的等	目的及び事業並びに設置する私立学校の名称 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、国家有為な人材を育成することを目的とする 設置する私立学校の名称 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 <b>塙本幼稚園幼児教育学園</b> 平成21年 4月 1日変更 平成21年 4月10日登記		
役員に関する事項	大阪府豊中市本町六丁目12番62号 理事長 龍池 康博	平成23年 2月11日就任	
		平成23年 2月17日登記	
資産の総額	金2億5295万4116円 平成23年 3月31日変更	平成23年 6月27日登記	
	金3億2683万1176円 平成24年 3月31日変更	平成24年 6月14日登記	
	金3億8687万2394円 平成25年 3月31日変更	平成25年 6月17日登記	
	金4億2028万7862円 平成26年 3月31日変更	平成26年 6月 9日登記	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成12年 4月20日移記		

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

平成27年 4月21日  
大阪法務局北出張所  
登記官

脇 本 佳 昭



近畿財務局



森友学園 新規学校設立案件 収支計画・収入返済計画概要(初年度1,2年生を募集 小学校2クラス)

生徒数 100%

収支計画		平成25年度 △2期目	平成27年度 △1期目	平成28年度 2期目	平成29年度 3期目	平成30年度 4期目	平成31年度 5期目	平成32年度 6期目	平成33年度 7期目	平成34年度 8期目	平成35年度 9期目	平成36年度 10期目	平成37年度 11期目
事業収入	預行金取入			3,400	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	人字金取入	52,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
	施設料取入	26,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
	学費支入	78,000	126,000	174,020	222,000	270,000	288,000	288,000	288,000	288,000	288,000	288,000	288,000
	教科書実費取入	31,200	50,400	69,600	88,800	108,000	115,200	115,200	115,200	115,200	115,200	115,200	115,200
	補助金取入	16,800	33,600	50,400	67,200	84,000	100,800	100,800	100,800	100,800	100,800	100,800	100,800
	その他収入(給食代等)	15,600	25,200	34,800	44,400	54,000	57,600	57,600	57,600	57,600	57,600	57,600	57,600
	収入合計A	0	0	223,000	264,900	378,500	472,100	565,700	611,300	611,300	611,300	611,300	611,300
	教員人件費	55,000	72,930	91,555	110,896	130,974	133,594	133,594	133,594	133,594	133,594	133,594	133,594
	職員人件費	10,500	14,280	14,556	18,571	22,731	23,186	23,186	23,186	23,186	23,186	23,186	23,186
事業支出	臨時教員代	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	教育研究会費支出	24,000	28,800	34,580	41,412	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766
	管理経費支出	36,000	24,000	28,800	34,580	41,412	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766
	※1 管理経費(借地料)	8,000	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300
	その他支出(給食代等)	15,600	25,200	34,800	44,400	54,000	57,600	57,600	57,600	57,600	57,600	57,600	57,600
	差額保証金	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	支払利息	8,000	63,300	186,400	227,310	267,341	314,111	364,538	371,212	343,912	343,912	343,912	343,912
營業収支(A-B)		△ 8,000	△ 63,300	36,600	57,590	111,159	157,989	201,162	240,088	257,388	267,388	267,388	267,388
3月完成 1-2年生開校													

※2 土地区入量:750,000

借入返済計画		平成26年度 △2期目	平成27年度 △1期目	平成28年度 2期目	平成29年度 3期目	平成30年度 4期目	平成31年度 5期目	平成32年度 6期目	平成33年度 7期目	平成34年度 8期目	平成35年度 9期目	平成36年度 10期目	平成37年度 11期目
自己資金・利子支還負担	△251,000	△512,700	△52,700	△52,700	△52,700	△52,700	△52,700	△52,700	△52,700	△52,700	△52,700	△52,700	△52,700
事業収支	△ 8,000	△ 63,300	36,600	57,590	111,159	157,989	201,162	240,088	257,388	267,388	267,388	267,388	267,388
事業収支(折衝額)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
差額保証金													
差額保証金・土地賃料													
設備購入・教育機器等													
新設時預り金取入													
借入金													
次年度繰越額	251,000	512,700	△ 82,700	24,690	186,049	394,038	645,200	934,287	502,675	820,063	1,137,451	1,454,838	

設定条件

- 1 学年2クラス
  - 2 1クラス40人
  - 3 初年度は1、2年生募集
  - 4 入学検定料20,000円
  - 5 入学金400,000円(初年度のみ)
  - 6 施設費200,000円(初年度のみ)
  - 7 授業料月額50,000円
  - 8 教育光実質月額20,000円
  - 9 捐助金収入生徒1人年額210,000円
  - 10 その他収入(バス代等)は収支ゼロ
  - 11 教員給与年額550万円  
5期目まで毎年3名増員する。給与は毎年2%アップ
  - 12 雇員給与年額360万円  
5期目まで生徒数に併せて増員する。2%アップ
  - 13 薬師教員給与年額200万円
  - 14 教育研究経費・管理経費
  - 15 地代は年額2730万円
- ※1 借地料は確定額ではない。(見積もり合わせ後に確定)
- ※2 土地区入費は確定額ではない。(見積もり合わせ後に確定)

# 近畿財務局

近畿財務局  
八月三日

施設相談室

## 校舎の配置図、各階平面図、立面図

※1階平面図が校舎配置図を兼ねる。

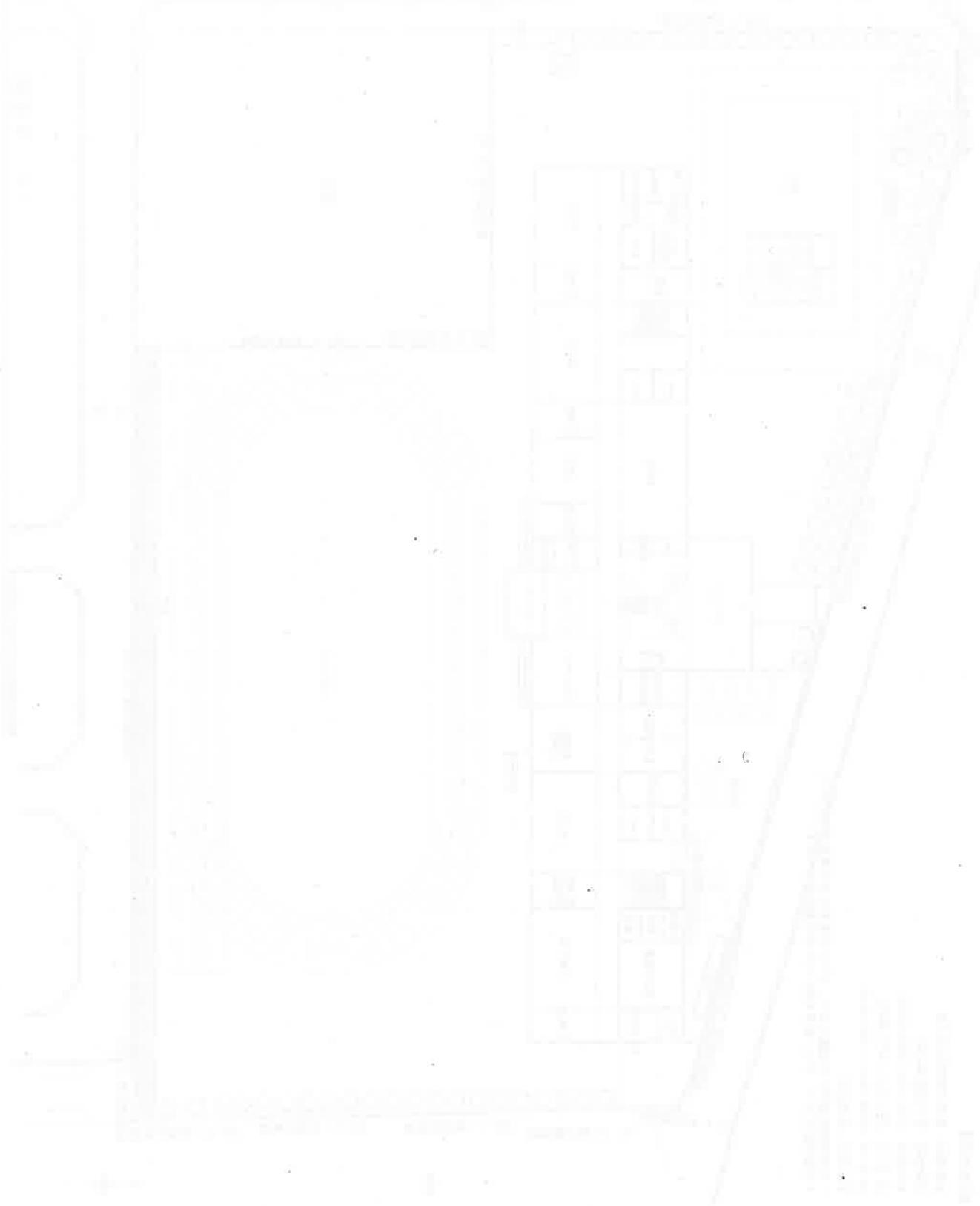
# 近畿財務局

近畿財務局

（株）日本通運

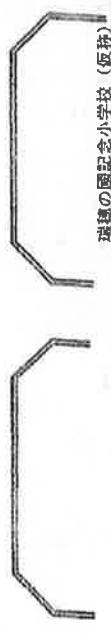


# 近畿財務局



scale 1/600

2F 平面図



道路境界線 6.324

道路境界線 83.709

6.700

道路境界線 16.000

道路境界線 3.63

14.770

道路境界線 17.480

18.054

道路境界線 19.026

10.246

道路境界線 10.355

51.936

道路境界線 11.365

36.456

道路境界線 12.365

41.746

道路境界線 13.365

46.456

道路境界線 14.365

51.936

道路境界線 15.365

57.324

道路境界線 16.365

62.835

道路境界線 17.365

68.088

道路境界線 18.365

74.000

道路境界線 19.365

80.000

道路境界線 10.365

86.324

道路境界線 92.365

92.000

道路境界線 98.365

98.000

道路境界線 104.365

104.000

道路境界線 110.365

110.000

道路境界線 116.365

116.000

道路境界線 122.365

122.000

道路境界線 128.365

128.000

道路境界線 134.365

134.000

道路境界線 140.365

140.000

道路境界線 146.365

146.000

道路境界線 152.365

152.000

道路境界線 158.365

158.000

道路境界線 164.365

164.000

道路境界線 170.365

170.000

道路境界線 176.365

176.000

道路境界線 182.365

182.000

道路境界線 188.365

188.000

道路境界線 194.365

194.000

道路境界線 200.365

200.000

道路境界線 206.365

206.000

道路境界線 212.365

212.000

道路境界線 218.365

218.000

道路境界線 224.365

224.000

道路境界線 230.365

230.000

道路境界線 236.365

236.000

道路境界線 242.365

242.000

道路境界線 248.365

248.000

道路境界線 254.365

254.000

道路境界線 260.365

260.000

道路境界線 266.365

266.000

道路境界線 272.365

272.000

道路境界線 278.365

278.000

道路境界線 284.365

284.000

道路境界線 290.365

290.000

道路境界線 296.365

296.000

道路境界線 302.365

302.000

道路境界線 308.365

308.000

道路境界線 314.365

314.000

道路境界線 320.365

320.000

道路境界線 326.365

326.000

道路境界線 332.365

332.000

道路境界線 338.365

338.000

道路境界線 344.365

344.000

道路境界線 350.365

350.000

道路境界線 356.365

356.000

道路境界線 362.365

362.000

道路境界線 368.365

368.000

道路境界線 374.365

374.000

道路境界線 380.365

380.000

道路境界線 386.365

386.000

道路境界線 392.365

392.000

道路境界線 398.365

398.000

道路境界線 404.365

404.000

道路境界線 410.365

410.000

道路境界線 416.365

416.000

道路境界線 422.365

422.000

道路境界線 428.365

428.000

道路境界線 434.365

434.000

道路境界線 440.365

440.000

道路境界線 446.365

446.000

道路境界線 452.365

452.000

道路境界線 458.365

458.000

道路境界線 464.365

464.000

道路境界線 470.365

470.000

道路境界線 476.365

476.000

道路境界線 482.365

482.000

道路境界線 488.365

488.000

道路境界線 494.365

494.000

道路境界線 500.365

500.000

道路境界線 506.365

506.000

道路境界線 512.365

512.000

道路境界線 518.365

518.000

道路境界線 524.365

524.000

道路境界線 530.365

530.000

道路境界線 536.365

536.000

道路境界線 542.365

542.000

道路境界線 548.365

548.000

道路境界線 554.365

554.000

道路境界線 560.365

560.000

道路境界線 566.365

566.000

道路境界線 572.365

572.000

道路境界線 578.365

578.000

道路境界線 584.365

584.000

道路境界線 590.365

590.000

道路境界線 596.365

596.000

道路境界線 602.365

602.000

道路境界線 608.365

608.000

道路境界線 614.365

614.000

道路境界線 620.365

620.000

道路境界線 626.365

626.000

道路境界線 632.365

632.000

道路境界線 638.365

638.000

道路境界線 644.365

644.000

道路境界線 650.365

650.000

道路境界線 656.365

656.000

道路境界線 662.365

662.000

道路境界線 668.365

668.000

道路境界線 674.365

674.000

道路境界線 680.365

680.000

道路境界線 686.365

686.000

道路境界線 692.365

692.000

道路境界線 698.365

698.000

道路境界線 704.365

704.000

道路境界線 710.365

710.000

道路境界線 716.365

716.000

道路境界線 722.365

722.000

道路境界線 728.365

728.000

道路境界線 734.365

734.000

道路境界線 740.365

740.000

道路境界線 746.365

746.000

道路境界線 752.365

752.000

道路境界線 758.365

758.000

道路境界線 764.365

764.000

道路境界線 770.365

770.000

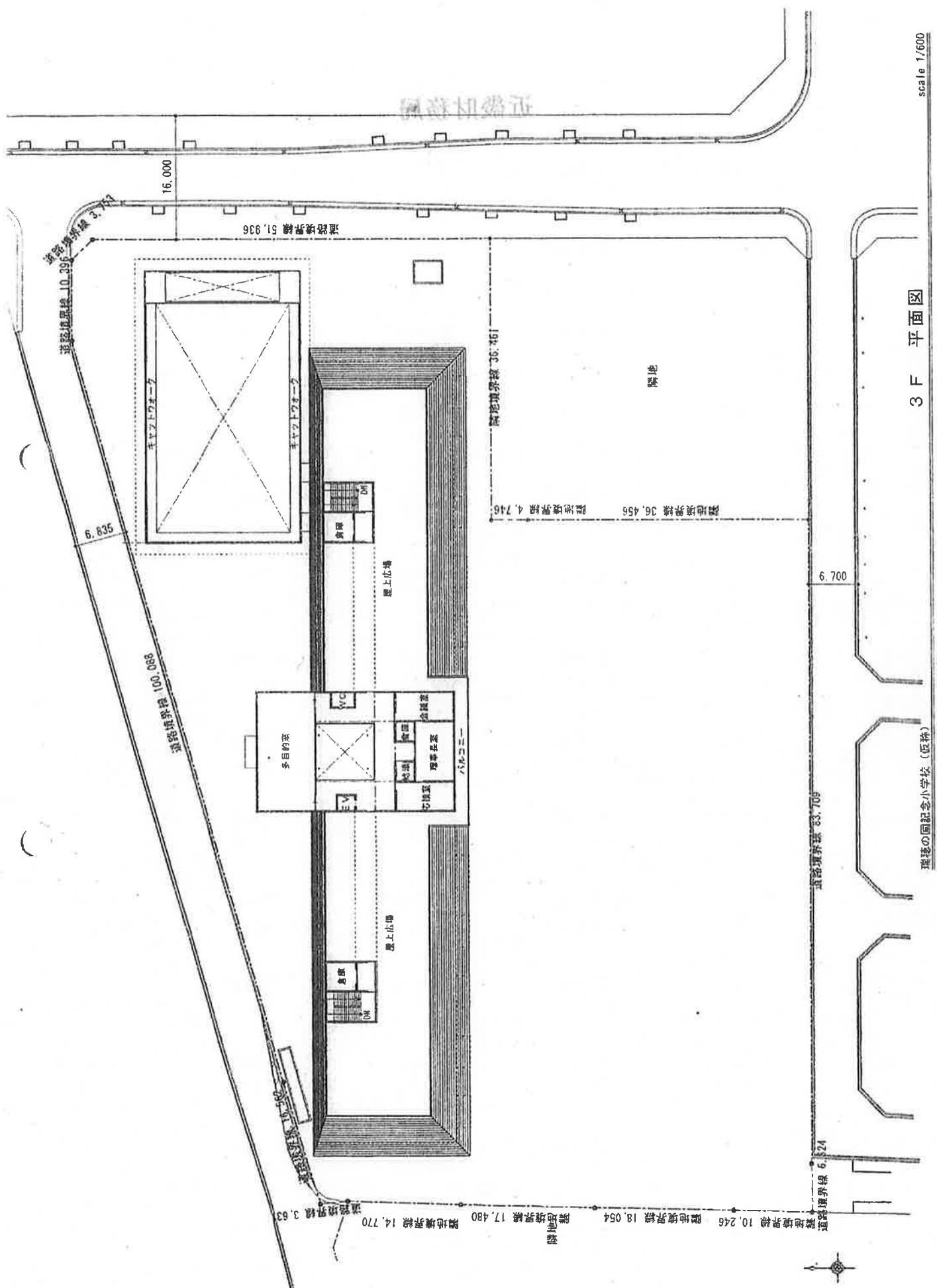
道路境界線 776.365

776.000

道路境界線

近畿財務局





3-F 平面図

scale 1/600

# 近畿財務局



scale 1/600

屋根伏図

現況の圖記念小学校(仮称)

6,700

道路境界線 83.709

道路境界線 6,24



壁

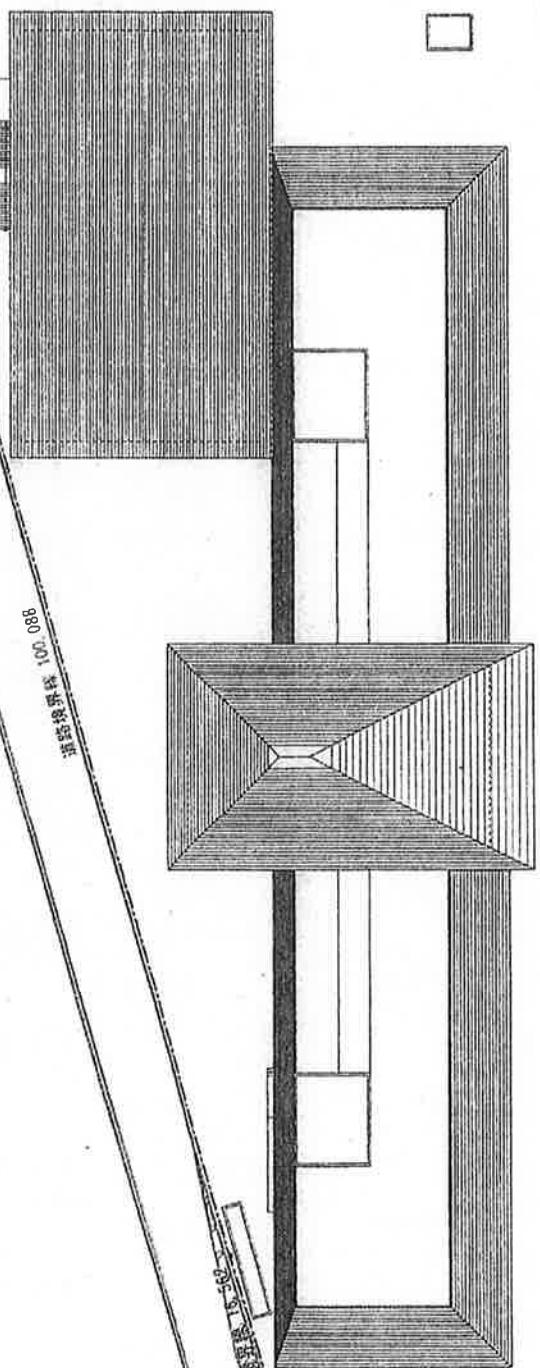
壁

隣地境界線 36.461

隣地境界線 36.456 隣地境界線 4.716

隣地

隣地境界線 10.246 隣地境界線 18.054 隣地境界線 17.480 隣地境界線 14.770 隣地境界線 3.63



16,000

道路境界線 51.936

14.770

10.246

83.709

6,235

3.63

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

10.246

51.936

36.456

4.716

36.461

18.054

17.480

14.770

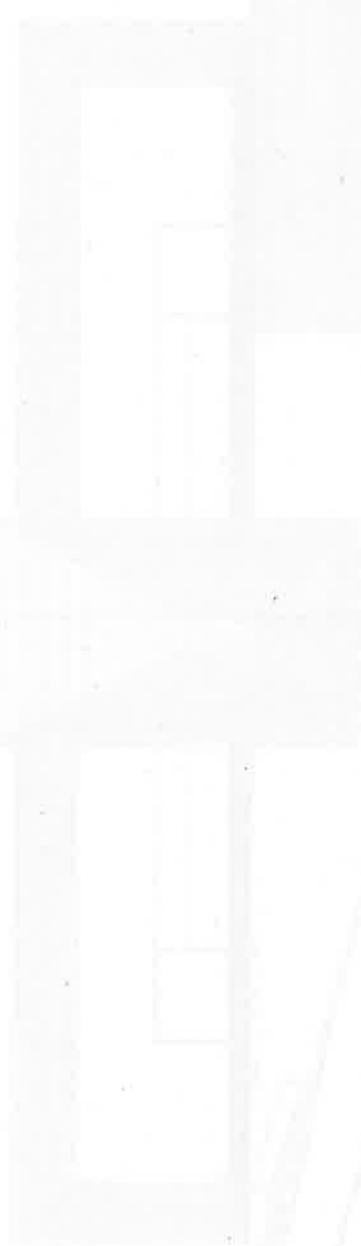
10.246

51.936

近畿財務局

近畿  
財務  
局

近畿  
財務  
局

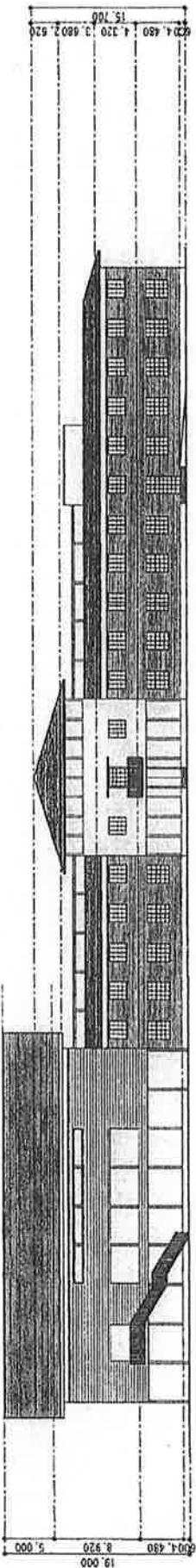


scale 1/600

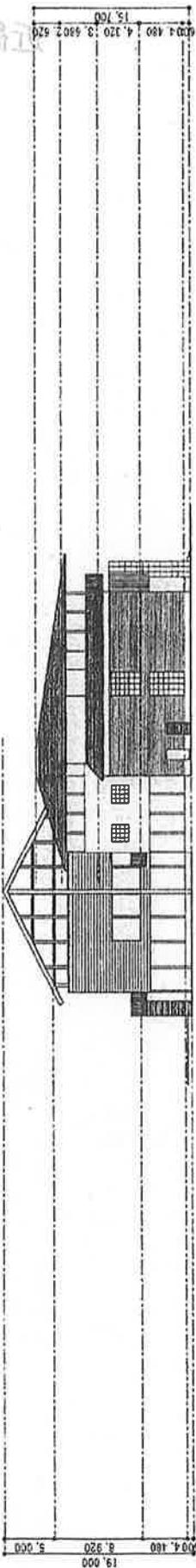
## 立面図

横浜の園記念小学校 (仮称)

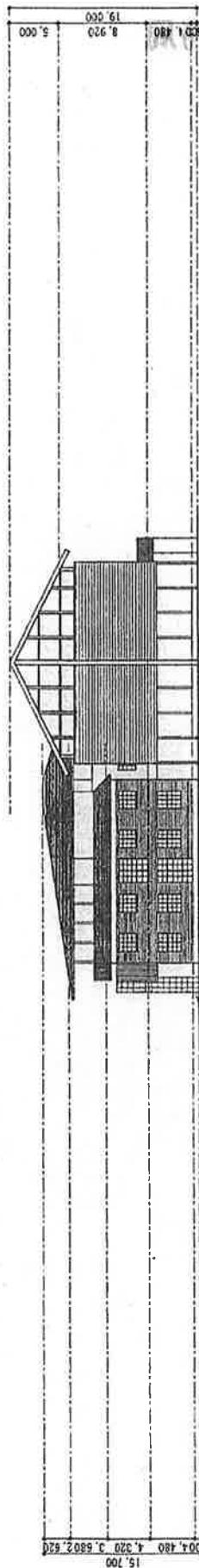
北立面図



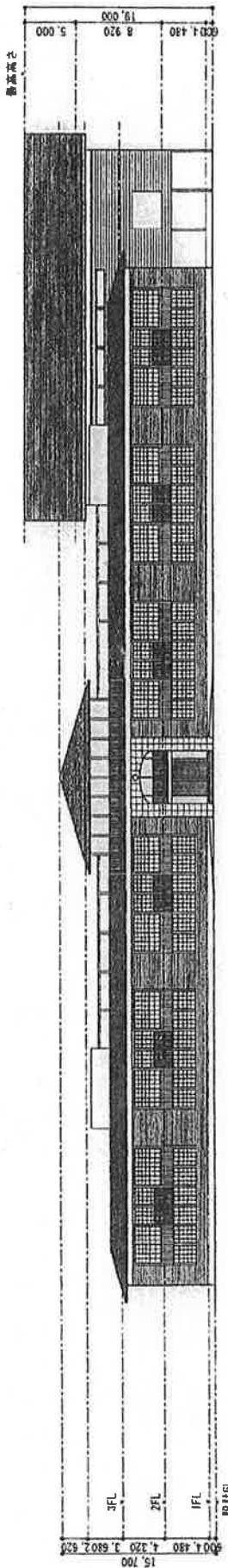
西立面図



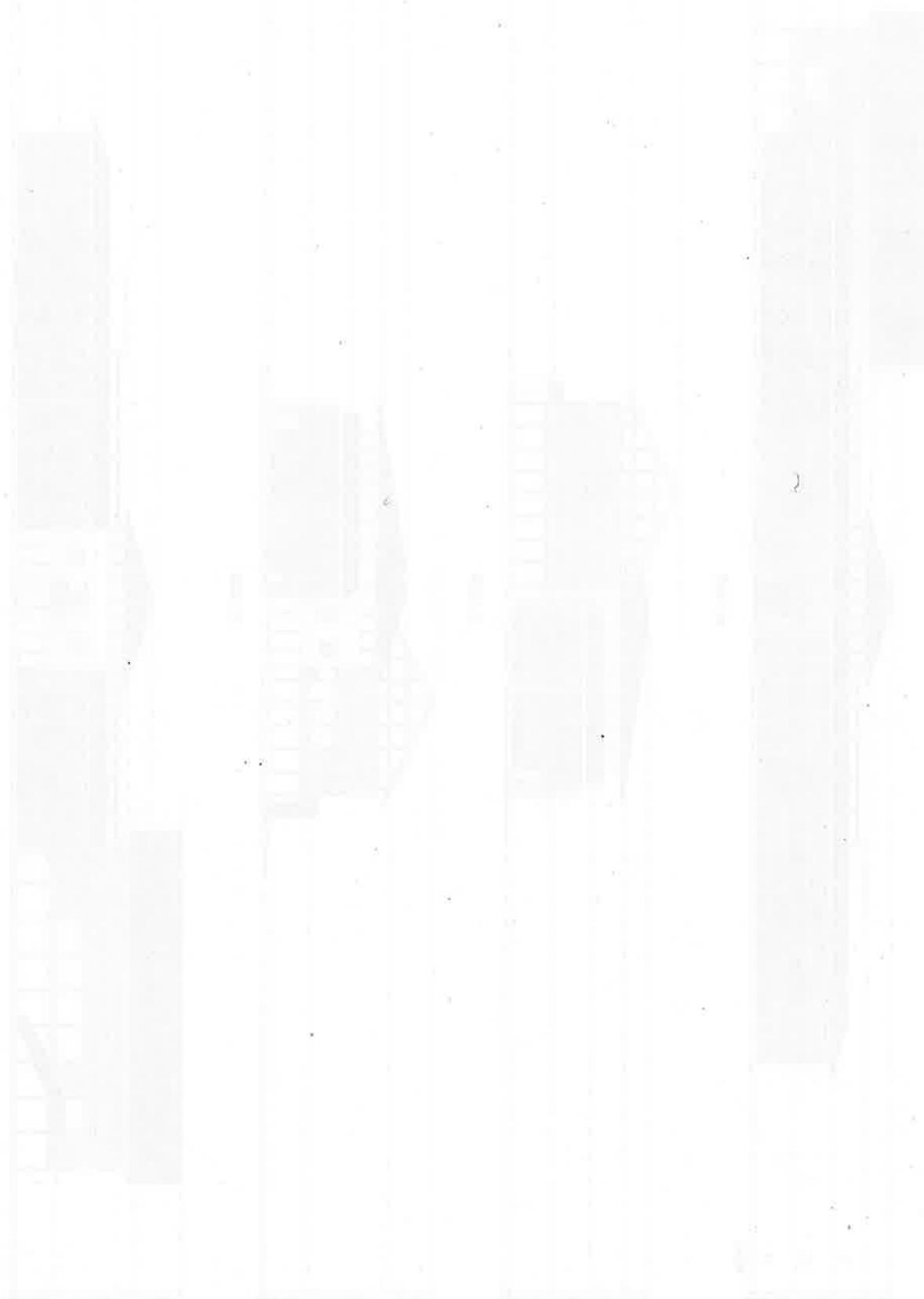
東立面図



南立面図



近畿財務局





統括官	上席	管理官
	(Red Seal)	

平成25年3月1日

近畿財務局長 殿

大阪市淀川区塚本一丁目6番25号

学校法人 森友学園

理事長 龍池康博

要 望 書

下記国有地につきましては、平成25年8月26日付文書により貴局へ取得等要望書を提出しているところです。

今回の計画は小学校新設であるため、校舎建設等に多額の初期投資を必要とすること等から、当初の費用負担を極力抑えたいと考えております。

国有地の処分は売払いが原則であることは伺っておりますが、このような事情を斟酌いただき、下記国有地について10年間の事業用定期借地契約と売買予約契約の締結をお願いいたします。

売買予約契約締結後7年後を目途に遅くとも10年までの間に国有地を買受けることを確約します。なお、経営努力を行い、7年後より早期に国有地購入ができるよう努めます。

記

所 在 地 豊中市野田町1501番

区分・数量 土地・8,770.43m<sup>2</sup>

# 近畿財務局



学校法人 森友学園 誓約書

□ 私

□ 当法人 理事長 篠池康博

は、国と国有財産貸付契約を締結するにあたり、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は物件を第三者に賃貸すること。

契約担当官財務（支）局長殿

平成 27 年 3 月 1 日

住所又は所在地 大阪市淀川区塚本 1 丁目 6 番 25 号

氏名又は名称 学校法人森友学園 理事長 篠池康博

※ 法人の場合には、別紙役員一覧を添付

近畿財務局

## 別紙

## 役員一覧

役職名	氏名（ふりがな）	性別	住所	生年月日
理事長	かごいけやすひろ 籠池 康博	男	豊中市本町 6-12-62	
理事				
監事				

(注) 本様式には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合には、その者も含む）全員を記載すること

近畿財務局

第3号様式



統括官	上席	管理官	担当者
[Redacted]	[Redacted]	義根	喜野

平成25年8月26日

近畿財務局長宛

住所 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号

地方公共団体名（法人名）学校法人

理事長 篠池康博

未利用国有地等の取得等要望について

下記の未利用国有地等について別紙のとおり要望します。

記

1. 財産の所在等

所在地： 豊中市野田町1501番  
区分・数量： 宅地 8770, 43m<sup>2</sup>

2. 担当及び連絡先

理事長 篠池康博

TEL 06-6301-2166

携帯

もしくは事務担当

TEL

携帯

# 近畿財務局

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三県を管轄する日本の税關行政機関。

主な職務は、税關行政の運営、税關法の執行、税關法の監視等である。

主な組織構造は、本部、支局、支所、課等である。

主な業務は、税關法の執行、税關法の監視等である。

## 第3号様式(別紙)利用計画書

(社会福祉法人、学校法人用)

項目		内容	添付書類
1. 財産の所在等	(1) 所在地	豊中市野田町1501番	
	(2) 地目	宅地	
	(3) 数量	8770.43m <sup>2</sup>	
2. 利用用途	私立小学校用地		
3. 取得等方法	(1) 取得等方法	購入(できれば、当初は借地、その後に購入)	
	(2) 取得等時期	平成26年度予定	
	(3) 貸付要望期間	8年間は貸付を受けて、その後に購入したい。	
	(4) 建築物の構造	鉄筋コンクリート・鉄骨造4階建	
4. 取得等希望価格 (定期借地を希望される場合は、希望年額貸付料を記載)			
5. 要望理由	(1) 事業の必要性	イ 当該国有地で事業又は施設整備を必要とする理由(代替地の有無)	既設幼稚園の卒業生の進学先として豊中市に所在する当該国有地が適地であるため。
	(2) 事業の緊急性	イ 緊急に事業又は施設整備を必要とする理由	なし
		口 緊急の度合	なし
	(3) 事業の実現性	イ 事業計画の概要	別紙記載 開設概要
		口 事業実施スケジュール	別紙記載 スケジュール表
		ハ 事業に必要となる法令上の手続の有無等(許認可、補助金の有無等)	大阪府の許可
		ニ 事業に対する地域住民の意見等	なし
	(4) 利用計画の妥当性	ホ 資金計画(予算措置)の状況等※	別紙記載 創立予算費・負債償還計画書
		イ 当該施設規模の決定理由	既設幼稚園の卒業生数から規模を決定
	(5) 整備する施設等の関係法令上の整合	口 事業又は施設の利用見込※	別紙記載 開設概要
		イ 都市計画法	
		口 建築基準法	建ぺい率60% 容積率200%
		ハ 地元協定等	未定
	ニ 地域の整備計画等		

近畿財務局

第3号様式(別紙)利用計画書

項目	内容	添付書類
6. その他		

# 近畿財務局

森林植物園

# 開 設 概 要

森 友 學 園

近畿財務局

更勝爐門

國學文叢

## 1. 開成小学校設置趣意書

設立代表者 龍池 康博

山があり、白い雲の浮んだ青い空がすっきりと見え、目いっぱいに広がる田畠が眼いっぱいに広がっている風情。日本人の一一番大好きな景色であります。つけくわえると海が見え、川があり、富士山があり、農作業、漁業、林業の勤労に汗をかく人たちと付近で遊んでいる子供たちの笑顔が付けたされると、比べようのない感傷を伴った、なつかしい風景となるのです。

日本人の感性は素晴らしい、自然全体を我事のように思い、考へ、自然と共生一体化してきた歴史を積み重ね、八百萬神をあがめまつってきた。このことが、よこしまな事を考へた時に「神様がみではるぞ」の一首で日本の悠久の歴史での歴史の中における各時代の教育を非常に真摯に学び、一生努力実践に励んでいるという事が、文書遺跡からも散見される。

平安時代には惠田院、足利時代には足利学校、江戸時代には名講校、中央は昌平黌、ちまたには寺子屋などの、時の為政者が帝からまかされた日本の國民を天よりの預かりものとして、しっかりととした人間教育にあたってきた。近代國家になって開成校をはじめとする各学校、実業学校ができるが、開国時代を牽引し、素晴らしい偉人を輩出した。

東日本大震災はこの日本の國にとって、様々な教訓を与え、國の指針の変化をもたらした。東北人を代表とする、全体を見て働く律儀さ、礼節を守り、人のことを自らのこととのどく思い、ルールにのっとって働く。

これは原日本人の特質であり、聖徳太子以前、神代の時代から培われてきた。また、和の文化そして奈良・平安時代の自然との共生の中で過ごし、命を見つめてきた。極楽浄土的死生觀、鎌倉時代より武士の生き方と共に培われてきた武士道、侘び、寂び的な道、そこに商人・工業者・農民にも生き方が清潔であり、メリハリがあり、けじめなど、していいこととしてはならぬ幕を律する道ができた。それらを續いつくすように、仏教・神道の思想が人々に広まり、日本人の考え方、生き方が生まれてきた。

明治維新 majority の日本人独自の考え方には、西洋よりの植民地化を防ぐべく、和魂洋才的考え方と富國強兵的考え方とに、明治天皇のつくられた教育勅語の 26 の徳目がプラスされ、「立派な日本人は、貧しい中にも美德を持った民族だ」と言われてきた。

翻して、先の大東亜戦争（太平洋戦争）後は、日本人の高邁なる現存する各國が独立自尊國家となるという理念を経済一辺倒の特化集中せしめ、エコノミックマニュアルといわれるごとき押金主義的、利己的な下賤な人たちを増殖せしめた。

## 近畿財務局

近畿財務局總務課長　中野　義一

### 第三回　新規制の実

前回は、新規制の実を述べた。その結果、新規制は、新規制の実を述べた。その結果、新規制は、新規制の実を述べた。

新規制は、新規制の実を述べた。その結果、新規制は、新規制の実を述べた。

## 風評印会館

その健やかに成長してきた日本人気質をゆがめたのが、大東亜（太平洋）戦争の敗戦であった。国それぞれの立場、考え方があったにせよ、有色人種で5大強国になった日本人に対する風当たりは強かつたのである。

明治維新時よりかなりきつく、軍部の廃止とともに武士道は崩れ、ハードに西欧化・アングロサクソン的文化共産主義文化にまみれてきた。その西欧共産的個人主義の伸長化とともに、日本人の美德をなくし、高度経済成長時は、まだ、以前の文化を離っている人たちが、勤勉・勤労活躍し、日本の名を上げた。しかし今は国の施策の曖昧さによって、勤労・勤勉感がなくなって久しい。

ここで重要なのは、原日本人を復活させ、日本文化の再生であり、教育の再興である。

大東亜戦争終結後、高度経済成長し、GNP世界第二位の国家になったものの我国は東北大震災を象徴とする未曾有の国家的危機に瀕している。國家としての品格を落とし、国民の道徳的退席、国民としての自覚の欠如など、日本人のすばらしき精神性がもろくもくずれたり、世界に遺れる長い歴史と伝統にのっとって築きあげてきた秀れものの日本がわざわざ国際連合のとった協定（これも権利条約・男女共同参画・雇用均等法・夫婦別姓など）に比擬することにより、日本人の品性をおとしめ世界超一流の教育力をわざわざ降下せしめた。政党政治の堕落、政治家としての資質の悪化、他民族に囲まれた国としての危機管理の欠落、など我国の存在を疑わせるような事実が表面化してきた。これはひとえに民族劣化である。たいへんな時期に遭遇したと思わざるをえない。現在の大人達は國力としてのGNPの維持発展と日本国民としての自覚の上に将来の担い手である子供達の育成に心血をそそがねばならない。

学校法人森友学園は創立60年の歴史の中で幼稚園単体としての学校法人化第1号として学校法人としての幼児教育に他の幼稚園に先駆けて邁進してまいりました。すでに卒業生20,000名余が各界で活躍しています。歴史と伝統教育を実践する中で、日本人の『忠』と『誠』そして『和』が戦後教育の中で喪失してしまい、幼児教育が大切だといわれながら本来の幼児教育（幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期と位置づけられ、幼児期における教育がその後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであると認識して教育にあたる）を推進してきた幼稚園は少数となってしまった。されど、大多数は保育所の延長となる今、これら少数の幼稚園の中で唯一の歴史と伝統教育カリキュラムを実践するうちに、幼児の成長した受け皿が必要で、その受け皿の中でさらにひと際の人間的成长（すなわち、常に革新の目を持ちinnovation・いかなることにも疑問の目を持つつつmotivation・停滞することなく歴史を伝統文化を進化させることが重要であるmoving）に誇らしの初等教育機関を自らの学園として開設する運びとなった。

この開設により足下の地域社会への貢献とともに、日本人を意識しつつ、アジア人として世界貢献できる人材育成期間ができたことになる。学力・人格とも優れた人材育成には都会の中になりながら郊外を思わせる広々とした敷地内に校舎やグラウンド、本校の特色である生活教育の場とし

近畿財務局

ての施設が想像力を豊かにする自然をめいっぱい配置し、地域の公園や地域の文教施設と一体化したとしての立ち位置となる。

教師は溢れんばかりの情熱を以て子どもたち一人ひとりと向き合い長所を見聞き、個性を伸長するのが使命である。算数力・国語力・歴史・道徳・自然・これも結果を知るのではなく、なぜ、こうなったのかという、プロセスとこういう方法であれば、どうなったのであろうと考えることが、これから日本の日本にとって最重要となります。

我々は日本國の存在さらには発展とともにそのためには一人一人の日本國民としての自覚を持ち、大いなる志をもって青少年の教育に邁進することを決意した。

孝行・忠節・和順・友愛・信義・勤学・立志・誠実・仁慈・礼謹  
儉素・忍耐・廉潔・敏智・剛勇・公平・度量・諒断・勉強

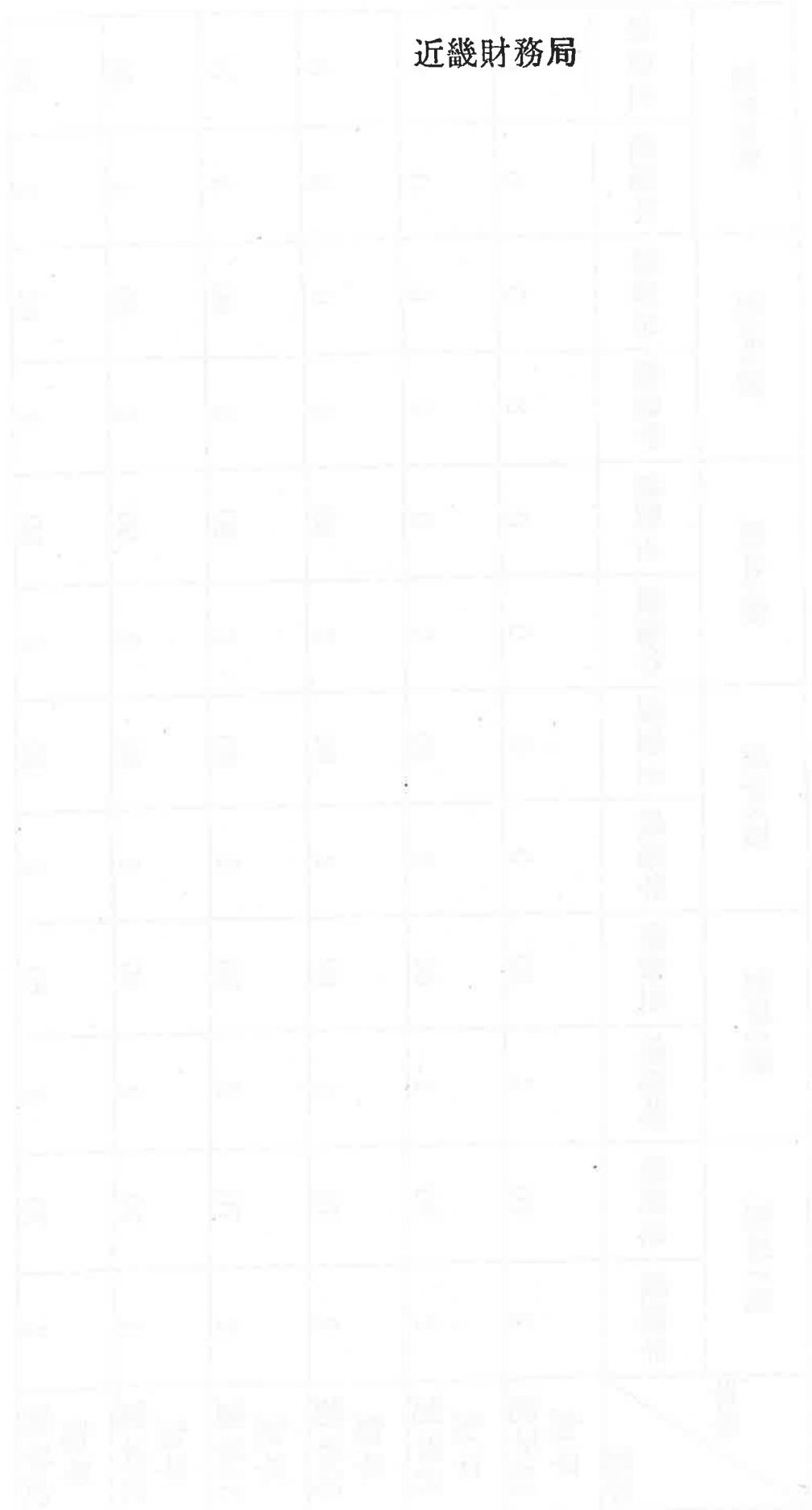
を教育の基本におき、國家國民の為になる國民としての人材開発に主力をおき國際貢献をも視野に入れながら幅広い活躍ができる日本國民をそぞろあげていきたい。

ここに小学校をに設置し、平成28年4月開校することを宣言する。

近畿財務局

表 制 編 級 級 學 3.

# 近畿財務局



4. 教職員編制表

年 度 区分	第1年度			第2年度			第3年度			第4年度			第5年度			第6年度		
	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	
校長	1		1		1		1		1		1		1		1		1	
教頭	1		1		1		1		1		1		1		1		1	
教諭	4	1	6	2	8	2	10	3	12	3	12	3	12	3	12	3	12	
講師		2		2		5		5		3		3		5		5		
保健師	1		1		1		1		1		1		1		1		1	
事務員	2	1	2	2	2	2	3	2	3	2	3	3	3	3	3	3	3	
学校医		1		1		1		1		1		1		1		1		
合計	9	5	11	7	13	10	16	9	18	12	18	12	18	12	18	12	18	

近畿財務局

四

十一

卷之二

四

## 規則和規程

### 8. 学則

平成 25 年 9 月 30 日

#### 第 1 章 総則

##### (趣旨)

第 1 条 この学則は、学校教育法にもとづき、開成小学校に関する必要な事項を定める。

##### (目的)

第 2 条 本校は教育基本法および学校教育法に則り、開成小学校における教育機関として、初等普通教育を行い、児童の学力と人格の形成につとめ、社会の有為な形成者を養成することを目的とする。

##### (名称)

第 3 条 本校は、開成小学校といふ

##### (位置)

第 4 条 本校は、  
に置く。

##### (収容定員)

第 5 条 本校の収容定員は、470 名とする。

##### (学校評価)

- 第 6 条 校長は、本校の教育活動および学校運営の状況について自己評価を行う。  
2 校長は、前項に定める自己評価の結果をふまえて学校関係者評価を行う。  
3 校長は、自己評価および学校関係者評価の結果を公表する。  
4 校長は、自己評価および学校関係者評価の結果を理事長に報告する。

##### (学校評議員)

- 第 7 条 本校に学校評議員を置く。  
2 学校評議員に関する必要な事項は、学校評議員規程による。

#### 第 2 章 修業年限、学年、学期及び休業日

##### (修業年限)

第 8 条 本校の修業年限は、6 年とする。

近畿財務局

(学年)

第五学年

第9条 学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日で

後期 10月1日から3月31日で

(休業日)

第11条 休業日は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律によって休日とされる日

(2) 日曜日

(3) 土曜日のうち、校長が定める日

(4) 学園創立記念日

(5) 春季休業日 4月1日から4月5日まで

(6) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(7) 冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで

(8) 学年末休業日 3月28日から3月31日まで

(9) 前各号に掲げるもののほか、校長が教育上特に必要と定める日

2 教育上必要がある場合には、前項にかかわらず休業日を授業日に変更して授業を行うことがある。

3 非常災害その他の事情により、校長が必要と認めた場合は、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程及び授業日数

(教育課程)

第12条 教育課程は別表1に定める。

2 教育課程は、小学校学習指導要領の基準に基づき編成する。

(授業日数)

第13条 授業日数は毎学年210日以上とする。

第4章 学習の評価・評定及び課程の修了、卒業

(学習評価・評定)

第14条 学習評価は、平素の成績と考査等を総合して学年末に行う。

2 学習の評価および評定に関する必要な事項は、別に定める。

近畿財務局

## 第15章 課程の修了

### (課程の修了)

- 第15条 各学年の課程の修了は、別に定めるところにより校長が認定する。  
2 各学年の課程の修了認定は、学年末に行う。

### (原級留置)

- 第16条 校長は、教育上必要があると認められる場合は、別に定めるところにより、原級に留め置くことがある。

### (卒業認定)

- 第17条 校長は、全学年の教育課程を修了した者に対し、卒業を認定する。  
2 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

## 第5章 教員組織

### (教員組織)

- 第18条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) ※必要であれば
- (3) 教頭
- (4) 主幹教諭
- (5) 教諭
- (6) 義務教諭
- (7) 司書教諭
- (8) 離師
- (9) 事務長
- (10) 事務職員
- (11) その他必要な教職員

- 2 前項に定めるものほか次の者を置く。

- (1) 学校医
- (2) 学校歯科医
- (3) 学校薬剤師

### (校務の運営)

- 第19条 本校の運営は、開成小学校の運営規程による。

## 第6章 入学、退学、転学、休学等

近畿財務局

## 第五章 入学

### (入学資格)

第20条 本校の第1学年に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、かつ、入学者の選抜に合格した者とする。

- (1) 市区町村長から就学通知書を受けた年齢満6歳以上の者
- (2) 校長が入学資格を認めた者

### (入学志願)

第21条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書のほか別に定める書類および入学検定料を添えて校長に願い出なければならない。

2 入学検定料の納付に関する必要な事項は、別に定める。

### (入学者の選抜)

第22条 入学志願者に対し、入学者選抜要項により入学者の選抜を行う。

2 前項の選抜による合格者は、校長が決定する。

### (入学許可)

第23条 入学者の選抜に合格した者は、所定の期日までに入学金を納付し、別に定める書類を提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 入学金の納付に関する必要な事項は、別に定める。

### (保護者)

第24条 入学者の選抜に合格した者の親権者または後見人は、保護者として届け出たうえ、誓約書を提出しなければならない。

2 保護者は、学校の教育活動に協力しなければならない。

3 保護者は、住所や氏名などの届出内容を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4 保護者が死亡または失踪したとき、新たな保護者は速やかに届け出なければならない。

### (編入学)

第25条 校長は、教育上支障がないと認められる場合は、第2学年以上の相当の学年に編入学を許可することができる。

2 編入学に関する必要な事項は、別に定める。

### (板入学)

第26条 校長は、特別の事情があり、教育上支障がないと認められる場合は、第2学年以

## 近畿財務局

近畿財務局は、主として大阪府、兵庫県、京都府の三府に管轄する。近畿地方の財政は、主として大阪府、兵庫県、京都府の三府に管轄する。

近畿財務局は、主として大阪府、兵庫県、京都府の三府に管轄する。近畿地方の財政は、主として大阪府、兵庫県、京都府の三府に管轄する。

近畿財務局は、主として大阪府、兵庫県、京都府の三府に管轄する。近畿地方の財政は、主として大阪府、兵庫県、京都府の三府に管轄する。

近畿財務局は、主として大阪府、兵庫県、京都府の三府に管轄する。近畿地方の財政は、主として大阪府、兵庫県、京都府の三府に管轄する。

近畿財務局は、主として大阪府、兵庫県、京都府の三府に管轄する。近畿地方の財政は、主として大阪府、兵庫県、京都府の三府に管轄する。

近畿財務局は、主として大阪府、兵庫県、京都府の三府に管轄する。近畿地方の財政は、主として大阪府、兵庫県、京都府の三府に管轄する。

近畿財務局は、主として大阪府、兵庫県、京都府の三府に管轄する。近畿地方の財政は、主として大阪府、兵庫県、京都府の三府に管轄する。

近畿財務局は、主として大阪府、兵庫県、京都府の三府に管轄する。近畿地方の財政は、主として大阪府、兵庫県、京都府の三府に管轄する。

近畿財務局は、主として大阪府、兵庫県、京都府の三府に管轄する。近畿地方の財政は、主として大阪府、兵庫県、京都府の三府に管轄する。

## 第二章 入学

上の相当の学年に転入学を許可することができる。

2 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

### (編入学資格)

第27条 編入学または転入学できる者は、相同年齢に達し、校長が前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認めた者とする。

### (編入学の志願、選抜、入学手続き、保護者)

第28条 編入学および転入学については、第21条から第24条までを準用する。

### (休学)

第29条 児童が疾病その他やむを得ない事情により休学しようとするときは、校長に願い出なければならない。

2 校長は、前項の願い出が正当であると認めた場合は、休学を許可することができる。

3 休学期間を超えて復学できないときは、校長は退学を命じることがある。

4 休学に関する必要な事項は、別に定める。

### (復学)

第30条 休学中の児童が復学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならぬ。

### (転学)

第31条 児童が他の学校に転学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けねばならない。

### (退学)

第32条 児童が疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

### (除籍)

第33条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

- (1) 学費または在籍料を納めない者
- (2) 休学期間を超えてなお復学しない者
- (3) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかつた者
- (4) 入学手続き完了者で、就学意思がない者
- (5) 死亡した者もしくは行方不明になった者

## 近畿財務局

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収、税法の監視、税金の支拂いの監査などである。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収、税法の監視、税金の支拂いの監査などである。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収、税法の監視、税金の支拂いの監査などである。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収、税法の監視、税金の支拂いの監査などである。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収、税法の監視、税金の支拂いの監査などである。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収、税法の監視、税金の支拂いの監査などである。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収、税法の監視、税金の支拂いの監査などである。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収、税法の監視、税金の支拂いの監査などである。

## 第五章 学費

2 障害に関する必要な事項は、別に定める。

### 第7章 学費、その他納付金

#### (学費及び入学検定料等)

第34条 学費とは、入学会、授業料および教育充実費をいう。

2 学費、入学検定料およびその他の納付金(以下、「学費等」という。)の額は別表2に定める。

#### (学費等の納付)

第35条 保護者は、児童の在学中、所定の期日までに入学会を除く学費を納付しなければならない。

2 保護者は、休学を許可された場合、在籍料を納付しなければならない。

3 特別な事情のある場合は、別に定めるところにより、学費を減免する場合がある。

4 学費等の納付に関する必要な事項は、別に定める。

#### (納付金の不還付)

第36条 すでに納入した学費等の納付金は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

### 第8章 賞罰

#### (表彰)

第37条 校長は、学業及び学校生活などにおいて他の児童の模範となる児童に対し、表彰することがある。

#### (懲戒)

第38条 児童がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分に反する行為のあったときは、校長は懲戒を行う。

2 懲戒は、訓告および退学とする。

3 退学は次の各号の一に該当する児童に対して行うものとする。

(1) 学校生活における性行が不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業成績が不良で、卒業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく、出席状態が不良の者

(4) 学校内外において、反社会的な行いまたは著しい人権侵害を行った者など学校の秩序を乱し、その他本校児童としての本分に反した者

4 訓告は、前項各号の一に該当し、改悛の情が明らかな者に行う。

## 近畿財務局

近畿財務局長官　中野　義一  
近畿財務局次長　佐々木　義和

近畿財務局は、主として、近畿地方の賦役課税、支那貿易、通關手續等の事務を司る。近畿地方は、本邦の賦役課税の大部分を占める。支那貿易は、近畿地方の通關手續は、全國の通關手續の大部分を占める。

近畿財務局は、主として、近畿地方の賦役課税、支那貿易、通關手續等の事務を司る。近畿地方は、本邦の賦役課税の大部分を占める。支那貿易は、近畿地方の通關手續は、全國の通關手續の大部分を占める。

近畿財務局は、主として、近畿地方の賦役課税、支那貿易、通關手續等の事務を司る。近畿地方は、本邦の賦役課税の大部分を占める。支那貿易は、近畿地方の通關手續は、全國の通關手續の大部分を占める。

近畿財務局は、主として、近畿地方の賦役課税、支那貿易、通關手續等の事務を司る。近畿地方は、本邦の賦役課税の大部分を占める。支那貿易は、近畿地方の通關手續は、全國の通關手續の大部分を占める。

近畿財務局は、主として、近畿地方の賦役課税、支那貿易、通關手續等の事務を司る。近畿地方は、本邦の賦役課税の大部分を占める。支那貿易は、近畿地方の通關手續は、全國の通關手續の大部分を占める。

近畿財務局は、主として、近畿地方の賦役課税、支那貿易、通關手續等の事務を司る。近畿地方は、本邦の賦役課税の大部分を占める。支那貿易は、近畿地方の通關手續は、全國の通關手續の大部分を占める。

近畿財務局は、主として、近畿地方の賦役課税、支那貿易、通關手續等の事務を司る。近畿地方は、本邦の賦役課税の大部分を占める。支那貿易は、近畿地方の通關手續は、全國の通關手續の大部分を占める。

近畿財務局は、主として、近畿地方の賦役課税、支那貿易、通關手續等の事務を司る。近畿地方は、本邦の賦役課税の大部分を占める。支那貿易は、近畿地方の通關手續は、全國の通關手續の大部分を占める。

近畿財務局は、主として、近畿地方の賦役課税、支那貿易、通關手續等の事務を司る。近畿地方は、本邦の賦役課税の大部分を占める。支那貿易は、近畿地方の通關手續は、全國の通關手續の大部分を占める。

## 第五章 附則

### (賠償)

第39条 呂道が本校の施設、設備または備品を破損または紛失した場合、保護者に賠償を求めることがある。

2 保護者は前項により賠償を求められたときは、速やかに賠償しなければならない。

### 第9章 改廃

### (改廃)

第40条 この学則の改廃は、理事会において決定する。

教育課程表

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
国語	352	342	304	285	220	220
社会			76	114	114	114
算数	204	245	266	228	247	247

理科			114	133	130	130
生活	130	133				
音楽	74	76	68	68	67	67
図画工作	74	76	68	68	67	67
家庭					68	65
体育	111	114	114	114	95	95
道徳	50	50	50	50	50	50
特別活動	105	105	35	35	35	35
学習の時間			75	75		
外國語活動	30	30	30	30	35	35
総授業時数	1,130	1,171	1,200	1,200	1,128	1,125

幼稚園時代は1、2年次の教育は概ね終了。  
1、2年次は3年次の教育を実施。

- ・将棋
- ・茶道
- ・英語
- ・音楽(和洋) 楽器演奏
- ・史学
- ・日本国論 国史
- ・算数
- ・算盤
- ・国語
- ・修身 礼法
- ・論語 心の教育(宗教的情操)
- ・体育 ラグビー 剣道
- ・偉人伝
- ・國家鎮守隊成

## 近畿財務局

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県の5府県を管轄する日本の地方公務員組織である。主な職務は、税金の徴収、税法の監視、税務調査などである。

## 別表2(第34条関係)

## (1) 入学検定料

(単位:円)

区分	金額
入学、継入学、転入学	20,000

## (2) 学費

## ① 入学金

(単位:円)

区分	金額
入学、継入学、転入学	300,000

## ② 入学金以外の学費(年額)

(単位:円)

名称	金額
授業料	55,000×12ヶ月 660,000
教育充実費	5,000×12ヶ月 60,000

## (3) 在籍料(月額)

(単位:円)

名称	金額
在籍料	1,000



## ①校地

## 校地の面積

2700 8,770 m<sup>2</sup>

区分	面積			備考
	専用	共用	計	
校舎敷地	1,499 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	1,499 m <sup>2</sup>	
運動場	8,000 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	8,000 m <sup>2</sup>	必要面積6,300 m <sup>2</sup> 以上
その他	14,501 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	14,501 m <sup>2</sup>	
計	24,000 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	24,000 m <sup>2</sup>	

## ②校舎

構造 鉄筋コンクリート造 地上3階 地下2階  
 延床面積 4,213 m<sup>2</sup> (必要面積3,150 m<sup>2</sup>以上)

1号館 2号館

## 校舎の面積

教室内45

棟	構造	階	室	面積			備考
				専用	共用	計	
1	RC造	1	普通教室	576 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	576 m <sup>2</sup>	9室
1	RC造	2	普通教室	576 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	576 m <sup>2</sup>	9室
				m <sup>2</sup>			
			特別教室	m <sup>2</sup>			
1	RC造	B1	音楽室	128 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	128 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B1	同上準備室	42 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	42 m <sup>2</sup>	
1	RC造	2	図工家庭科	128 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	128 m <sup>2</sup>	
1	RC造	2	同上準備室	32 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	32 m <sup>2</sup>	
1	RC造	2	理科室	96 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	96 m <sup>2</sup>	
1	RC造	2	同上準備室	32 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	32 m <sup>2</sup>	
1	RC造	2	圖書室	128 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	128 m <sup>2</sup>	
1	RC造	2	同上準備室	24 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	24 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B2	事務室	18 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	18 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B1	校長応接	64 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	64 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B1	会議室	40 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	40 m <sup>2</sup>	
1	RC造	1	放送室	12 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	12 m <sup>2</sup>	
1	RC造	1	職員室	128 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	128 m <sup>2</sup>	
1	RC造	1	保健室	64 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	64 m <sup>2</sup>	
1	RC造	2	多目的	64 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	64 m <sup>2</sup>	
			その他	2,060 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	2,060 m <sup>2</sup>	
			計	4,213 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	4,213 m <sup>2</sup>	

# 近畿財務局



## その他

棟	構造	階	室	面積			備考
				専用	共用	計	
1	RC造	B2	用務室	6 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	6 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B2	玄関ホール	40 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	40 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B2	WC	6 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	6 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B2	倉庫	36 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	36 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B2	廊下等	22 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	22 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B1	休憩室	31.5 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	31.5 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B1	更衣室(女)	26 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	26 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B1	更衣室(男)	16 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	16 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B1	WC	8 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	8 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B1	倉庫	16 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	16 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B1	廊下等	72.5 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	72.5 m <sup>2</sup>	
1	RC造	1	配膳室	48 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	48 m <sup>2</sup>	
1	RC造	1	ランチルーム	130 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	130 m <sup>2</sup>	
1	RC造	1	玄関ホール	128 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	128 m <sup>2</sup>	
1	RC造	1	倉庫・印刷	20 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>	
1	RC造	1	研究室	32 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	32 m <sup>2</sup>	
1	RC造	1	WC	80 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	80 m <sup>2</sup>	
1	RC造	1	倉庫	24 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	24 m <sup>2</sup>	
1	RC造	1	廊下等	256 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	256 m <sup>2</sup>	
1	RC造	2	WC	64 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	64 m <sup>2</sup>	
1	RC造	2	廊下等	272 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	272 m <sup>2</sup>	
1	RC造	3	講堂	330 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	330 m <sup>2</sup>	
1	RC造	3	控室	22 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	22 m <sup>2</sup>	
1	RC造	3	ホール	46 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	46 m <sup>2</sup>	
1	RC造	3	畳の間	132 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	132 m <sup>2</sup>	
1	RC造	3	WC	26 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	26 m <sup>2</sup>	
1	RC造	3	倉庫	24 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	24 m <sup>2</sup>	
1	RC造	3	廊下等	146 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	146 m <sup>2</sup>	
1	RC造	3	バルコニー	88 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	88 m <sup>2</sup>	
1	RC造	3	屋上	666 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	666 m <sup>2</sup>	

近畿財務局

開成小学校新築工事 総合開連工事見積書

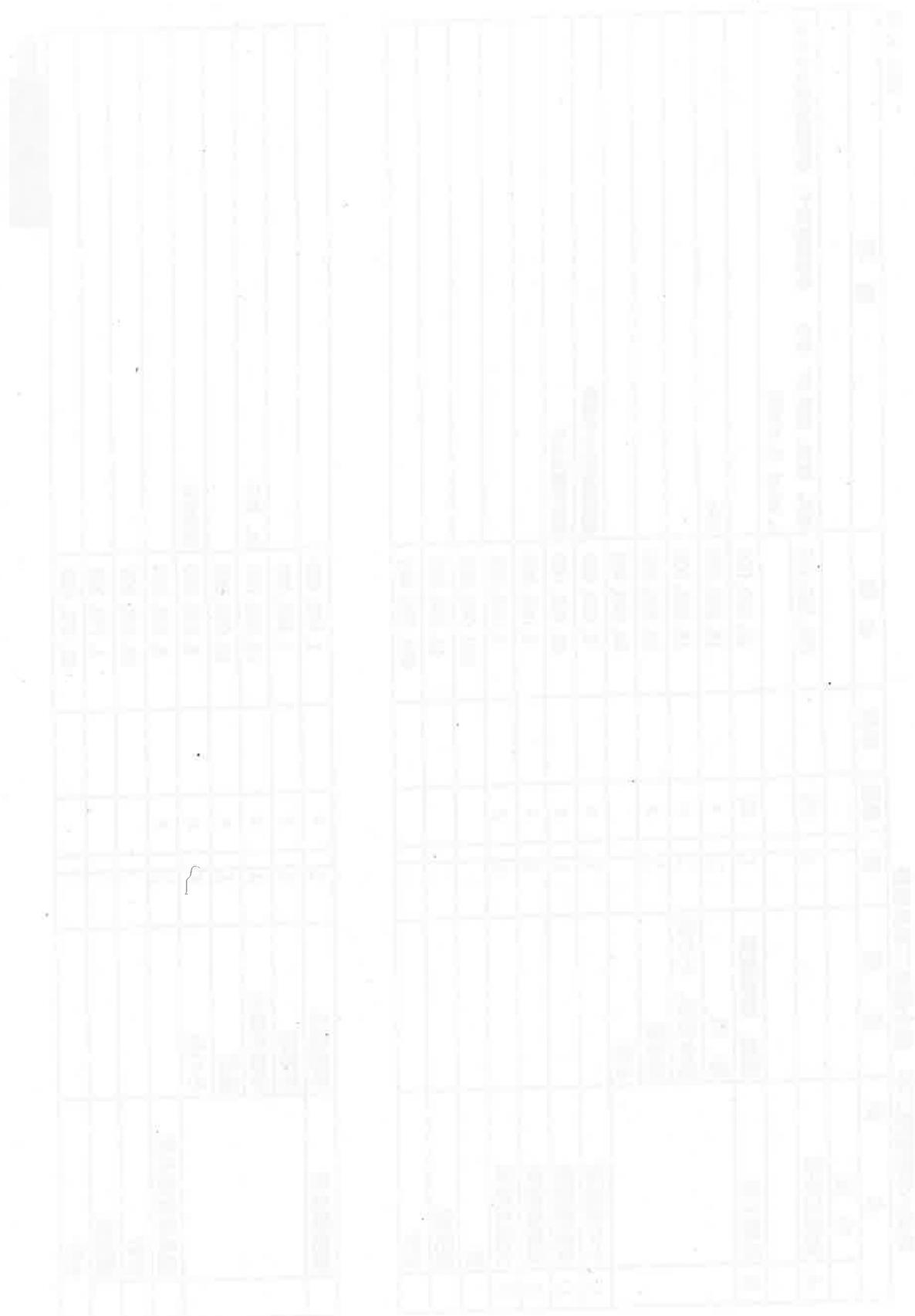
2011.9.26

内訳	摘要要款	数量	単位	単価	金額	備考
A 建築工事費		1	式	720,000	720,000	電気、機械、空調、EV 合計 体積合算
B 外構工事	雨庭、鉢壁整備	1	式	40,000,000	40,000,000	4,213m <sup>2</sup> (1,274坪)
	樹門	1	m	15,000,000	15,000,000	500m
	排水関係、その他	1	m	15,000,000	15,000,000	
	植樹費	1	m	12,000,000	12,000,000	
	小計				82,000,000	
C その他経費		1	m	3,000,000	3,000,000	地質調査料各申請料
D 設計監理費		1	m	40,000,000	40,000,000	監査申請料
E 防犯設備費		1	m	2,000,000	2,000,000	
F 太陽光発電		1	m	3,000,000	3,000,000	
計					850,000,000	
消費税					42,500,000	
合計					892,500,000	

調度備品費	事務備品	1	m	1,500,000	
	事務機	1	m	1,500,000	
	学童用備品	1	m	12,000,000	机、椅子
	教材	1	m	10,000,000	
	その他	1	m	2,500,000	電話台
	遊具・体育器具費	1	m	8,000,000	
合計				35,500,000	
消費税				1,775,000	
合計				37,275,000	

設計

# 近畿財務局



## スケジュール表

H25. 9. 2	近畿財務局 取得要望書 提出
H25. 9. 5	大阪府 私学課協議開始
H25. 10	融資銀行具体的協議開始
	私学審議会提出書面の準備
H26. 7	私学審議会（融資確定・土地購入等確定・校舎 図面確定）
H26. 12	小学校設置認可
H27. 1	校舎工事入札
H27. 2	地質調査
H27. 4	校舎工事開始
H28. 8. 中旬	児童募集
H28. 2. 下旬	校舎竣工式
H28. 4. 1	開学

近畿財務局

10. 創立予算費・負債償還計画書

収入

科 目	予算額(千円)	適 用
設置者負担金	200,000 千円	
借 入 金	820,000 千円	
計	620,000 千円	

支 出

科 目	予算額(千円)	適 用
校地取得費	千円	定期借入
校舎建築費	600,000 千円	
教具等購入費	10,000 千円	
図書購入費	10,000 千円	
計	620,000 千円	

近畿財務局

の算出書類

平成25年度

計算書類

学校法人 森友学園

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

## 1 学校法人 森友学園

第1号様式

## 資金収支計算書

平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで

(単位 円)

収入の部 科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	( 73,700,000)	( 73,994,975)	(△ 294,975)
保育料収入	34,000,000	34,098,900	△ 98,900
入園金収入	3,000,000	3,050,000	△ 50,000
教育費収入	19,500,000	19,544,000	△ 44,000
行事費収入	2,400,000	2,408,240	△ 8,240
給食費収入	11,300,000	11,354,500	△ 54,500
教材費収入	3,500,000	3,539,335	△ 39,335
寄付金収入	( 4,900,000)	( 4,950,444)	(△ 50,444)
一般寄付金収入	4,900,000	4,950,444	△ 50,444
補助金収入	( 54,963,000)	( 54,963,000)	( 0)
大阪府経常費補助金	28,353,000	28,353,000	0
特別支援教育費補助金	9,408,000	9,408,000	0
就園奨励費補助金	17,202,000	17,202,000	0
資産運用収入	( 6,850,000)	( 6,859,126)	(△ 9,126)
受取利息・配当金収入	50,000	55,686	△ 5,686
施設設備利用料収入	6,800,000	6,803,440	△ 3,440
資産売却収入	( 800,000)	( 809,220)	(△ 9,220)
車両売却収入	800,000	809,220	△ 9,220
事業収入	( 10,000,000)	( 10,217,240)	(△ 217,240)
用品代収入	2,000,000	2,073,650	△ 73,650
スクールバス維持費収入	4,900,000	4,920,000	△ 20,000
ホームクラス収入	1,000,000	1,048,590	△ 48,590
未就園児保育料収入	1,500,000	1,575,000	△ 75,000
未就園児教育費収入	600,000	600,000	0
その他収入	( 4,900,000)	( 5,080,546)	(△ 180,546)
退職金財団給付金収入	100,000	138,000	△ 38,000
その他の収入	3,400,000	3,472,660	△ 72,660
団体助成金収入	1,400,000	1,469,886	△ 69,886
借入金等収入	( 333,900,000)	( 334,000,000)	(△ 100,000)
長期借入金収入	319,600,000	319,678,000	△ 78,000
短期借入金収入	14,300,000	14,322,000	△ 22,000
前受金収入	( 3,600,000)	( 3,650,000)	(△ 50,000)
入學金前受金収入	3,100,000	3,150,000	△ 50,000
施設利用料前受金収入	500,000	500,000	0
その他の収入	( 33,710,000)	( 33,807,097)	(△ 97,097)
出資金返済収入	110,000	110,000	0
前期末未収入金回収収入	800,000	846,000	△ 46,000
立替金回収収入	10,900,000	10,932,178	△ 32,178
預り金受入収入	21,900,000	21,918,919	△ 18,919
資金収入調整勘定	(△ 3,600,000)	(△ 3,638,000)	(△ 38,000)
期末未収入金	△ 100,000	△ 138,000	△ 38,000
前期末前受金	△ 3,500,000	△ 3,500,000	0
前年度繰越支払資金	213,177,111	213,177,111	
収入の部合計	736,900,111	737,870,759	△ 970,648

# 近畿財務局



## 1 学校法人 森友学園

(単位 円)

支出の部 科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	( 65,650,000)	( 65,546,160)	( 103,840)
教員人件費支出	41,300,000	41,243,768	56,232
職員人件費支出	24,200,000	24,164,392	35,608
退職金支出	150,000	138,000	12,000
教育研究経費支出	( 30,500,000)	( 29,813,296)	( 686,704)
消耗品費支出	4,200,000	4,118,871	81,129
光熱水費支出	1,400,000	1,396,255	3,745
旅費交通費支出	850,000	834,763	15,237
研究費支出	700,000	622,648	77,352
車輌燃料費支出	500,000	423,577	76,423
通信運搬費支出	700,000	698,689	1,311
行事費支出	6,500,000	6,431,948	68,052
給食費支出	9,200,000	9,114,360	85,640
保健衛生費支出	600,000	536,247	63,753
修繕費支出	500,000	430,117	69,883
損害保険料支出	200,000	168,670	31,330
賃借料支出	2,400,000	2,397,057	2,043
諸会費支出	300,000	295,655	4,345
報酬委託手数料支出	2,400,000	2,328,910	71,090
雑費支出	50,000	14,629	35,371
管理経費支出	( 16,380,000)	( 15,609,781)	( 770,219)
消耗品費支出	400,000	346,717	53,283
光熱水費支出	400,000	349,063	50,937
旅費交通費支出	800,000	744,950	55,050
車輌燃料費支出	50,000	2,133	47,867
福利費支出	600,000	509,157	90,843
通信運搬費支出	200,000	170,006	29,994
修繕費支出	50,000	17,424	32,576
損害保険料支出	1,000,000	988,520	11,480
公租公課支出	1,500,000	1,472,744	27,256
広報費支出	300,000	281,495	18,505
諸会費支出	300,000	280,365	19,635
会議費支出	300,000	225,142	74,858
涉外費支出	1,400,000	1,385,036	14,964
報酬委託手数料支出	4,300,000	4,216,697	83,303
用品代支出	1,600,000	1,515,086	84,934
スクールバス維持費支出	2,100,000	2,076,760	23,240
ホームクラス支出	80,000	75,540	4,460
雑費支出	1,000,000	952,966	47,034
借入金等利息支出	( 3,800,000)	( 3,776,628)	( 23,372)
借入金利息支出	3,800,000	3,776,628	23,372
借入金等返済支出	( 357,200,000)	( 356,853,967)	( 346,033)
短期借入金返済支出	37,500,000	37,509,931	9,931
長期借入金返済支出	319,000,000	318,644,036	355,964
学校債返済支出	700,000	700,000	0
施設関係支出	( 1,100,000)	( 1,065,750)	( 34,250)
建設仮勘定支出	1,100,000	1,065,750	34,250
設備関係支出	( 3,300,000)	( 3,211,088)	( 88,912)
車輌支出	3,300,000	3,211,088	88,912
その他の支出	( 26,550,000)	( 26,303,900)	( 246,100)
保証金支払支出	150,000	141,750	8,250
保険積立金支払支出	1,100,000	1,028,160	71,840

近畿財務局

## 1 学校法人 森友学園

(単位 円)

支出の部 科 目	予 算	決 算	差 异
前期末未払金支払支出	1,700,000	1,685,438	14,562
預り金支払支出	22,200,000	22,108,897	91,103
立替金支払支出	400,000	352,586	47,414
貯蔵品支払支出	1,000,000	987,089	12,931
予備費	( 0 ) 1,000,000		1,000,000
資金支出調整勘定	(△ 4,500,000)	(△ 4,439,017)	(△ 60,983)
期末未払金	△ 4,500,000	△ 4,439,017	△ 60,983
次年度繰越支払資金	235,920,111	240,129,206	△ 4,209,095
支出の部合計	736,900,111	737,870,759	△ 970,648

近畿財務局

## 1 学校法人 森友学園

第2号様式

## 資 金 収 支 内 訳 表

平成 25 年 4 月 1 日 から

平成 26 年 3 月 31 日 まで

## 収 入 の 部

(単位 円)

科 目 部 門	学 校 法 人	塚本幼稚園	総 合 計
学生生徒等納付金収入	( 0 )	( 73,994,975 )	( 73,994,975 )
保育料収入	0	34,098,900	34,098,900
入園金収入	0	3,050,000	3,050,000
教育費収入	0	19,544,000	19,544,000
行事費収入	0	2,408,240	2,408,240
給食費収入	0	11,354,500	11,354,500
教材費収入	0	3,539,335	3,539,335
寄付金収入	( 0 )	( 4,950,444 )	( 4,950,444 )
一般寄付金収入	0	4,950,444	4,950,444
補助金収入	( 0 )	( 54,963,000 )	( 54,963,000 )
大阪府経常費補助金	0	28,353,000	28,353,000
特別支援教育費補助金	0	9,408,000	9,408,000
就園奨励費補助金	0	17,202,000	17,202,000
資産運用収入	( 0 )	( 6,859,128 )	( 6,859,128 )
受取利息・配当金収入	0	55,686	55,686
施設設備利用料収入	0	6,803,440	6,803,440
資産売却収入	( 0 )	( 809,220 )	( 809,220 )
車輌売却収入	0	809,220	809,220
事業収入	( 2,175,000 )	( 8,042,240 )	( 10,217,240 )
用品代収入	0	2,073,650	2,073,650
スクールバス維持費収入	0	4,920,000	4,920,000
ホームクラス収入	0	1,048,590	1,048,590
未就園児保育料収入	1,575,000	0	1,575,000
未就園児教育費収入	600,000	0	600,000
雑収入	( 0 )	( 5,080,546 )	( 5,080,546 )
退職金財団給付金収入	0	138,000	138,000
その他の雑収入	0	3,472,680	3,472,680
団体助成金収入	0	1,469,886	1,469,886
収入の部合計	2,175,000	154,699,551	156,874,551

# 近畿財務局



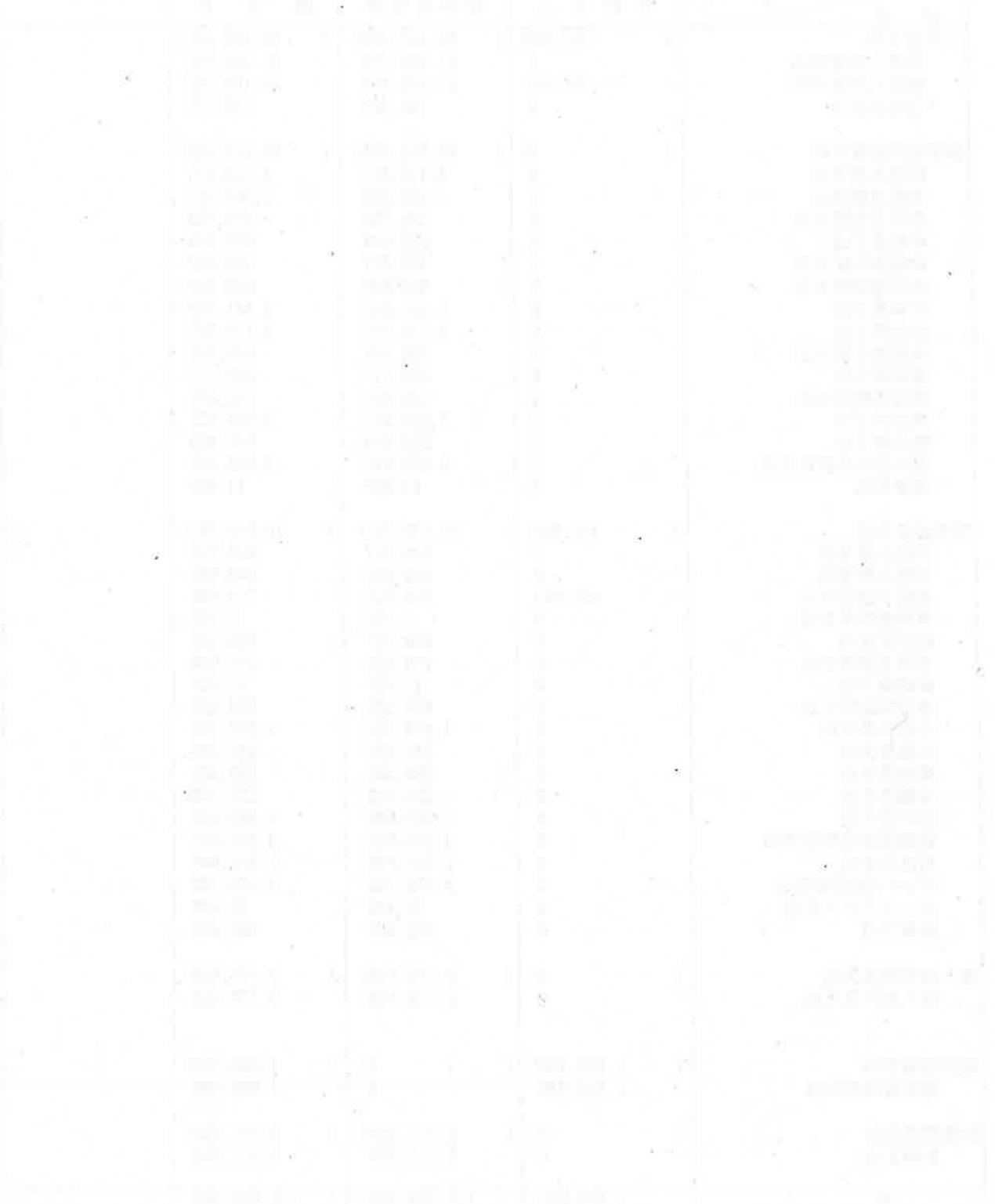
## 1 学校法人 森友学園

## 支出の部

(単位 円)

科 目 部 門	学 校 法 人	塙本幼稚園	総 合 計	
人件費支出	( 128,500)	( 65,417,660)	( 65,546,160)	
教員人件費支出	0	41,243,768	41,243,768	
職員人件費支出	128,500	24,035,892	24,164,392	
退職金支出	0	138,000	138,000	
教育研究経費支出	( 0)	( 29,813,296)	( 29,813,296)	
消耗品費支出	0	4,118,871	4,118,871	
光熱水費支出	0	1,396,255	1,396,255	
旅費交通費支出	0	834,763	834,763	
研究費支出	0	822,848	822,848	
車輌燃料費支出	0	423,577	423,577	
通信運搬費支出	0	698,689	698,689	
行事費支出	0	6,431,948	6,431,948	
給食費支出	0	9,114,360	9,114,360	
保健衛生費支出	0	636,247	636,247	
修繕費支出	0	430,117	430,117	
損害保険料支出	0	168,670	168,670	
賃借料支出	0	2,397,957	2,397,957	
諸会費支出	0	295,655	295,655	
報酬委託手数料支出	0	2,328,910	2,328,910	
雑費支出	0	14,629	14,629	
管理経費支出	( 480,000)	( 15,129,781)	( 15,609,781)	
消耗品費支出	0	346,717	346,717	
光熱水費支出	0	349,063	349,063	
旅費交通費支出	480,000	264,950	744,950	
車輌燃料費支出	0	2,133	2,133	
福利費支出	0	509,157	509,157	
通信運搬費支出	0	170,006	170,006	
修繕費支出	0	17,424	17,424	
損害保険料支出	0	988,520	988,520	
公租公課支出	0	1,472,744	1,472,744	
広報費支出	0	281,495	281,495	
諸会費支出	0	280,365	280,365	
会議費支出	0	225,142	225,142	
涉外費支出	0	1,385,036	1,385,036	
報酬委託手数料支出	0	4,216,697	4,216,697	
用品代支出	0	1,515,066	1,515,066	
スクールバス維持費支出	0	2,076,760	2,076,760	
ホームクラス支出	0	75,540	75,540	
雑費支出	0	952,966	952,966	
借入金等利息支出	( 0)	( 3,776,628)	( 3,776,628)	
借入金利息支出	0	3,776,628	3,776,628	
施設関係支出	( 1,065,750)	( 0)	( 1,065,750)	
建設仮勘定支出	1,065,750	0	1,065,750	
設備関係支出	( 0)	( 3,211,088)	( 3,211,088)	
車輌支出	0	3,211,088	3,211,088	
計	1,674,250	117,348,453	119,022,703	

近畿財務局



## 1 学校法人 森友学園

第3号様式

## 人 件 費 支 出 内 訳 表

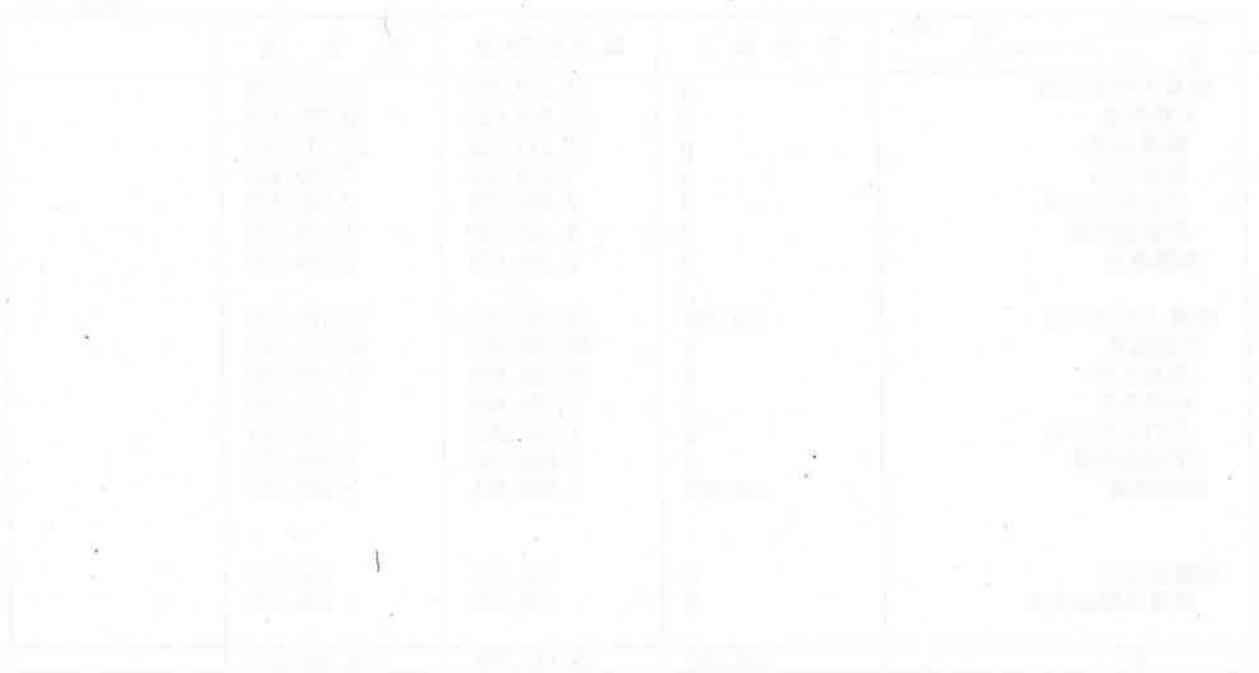
平成 25 年 4 月 1 日 から

平成 26 年 3 月 31 日 まで

(単位 円)

科 目 部 門	学 校 法 人	塙本幼稚園	総 合 計	
教員人件費支出	0	41,243,768	41,243,768	
本務教員	0	38,853,698	38,853,698	
教員本俸	0	25,110,000	25,110,000	
期末手当	0	7,065,000	7,065,000	
その他の手当	0	2,552,876	2,552,876	
所定福利費	0	4,126,022	4,126,022	
兼務教員	0	2,390,070	2,390,070	
職員人件費支出	128,500	24,035,892	24,164,392	
本務職員	0	22,232,327	22,232,327	
職員本俸	0	16,188,666	16,188,666	
期末手当	0	1,676,000	1,676,000	
その他の手当	0	1,709,902	1,709,902	
所定福利費	0	2,659,759	2,659,759	
兼務職員	128,500	1,803,565	1,932,065	
退職金支出	0	138,000	138,000	
職員退職金支出	0	138,000	138,000	
計	128,500	65,417,660	65,546,160	

近畿財務局



## 1 学校法人 森友学園

第4号様式

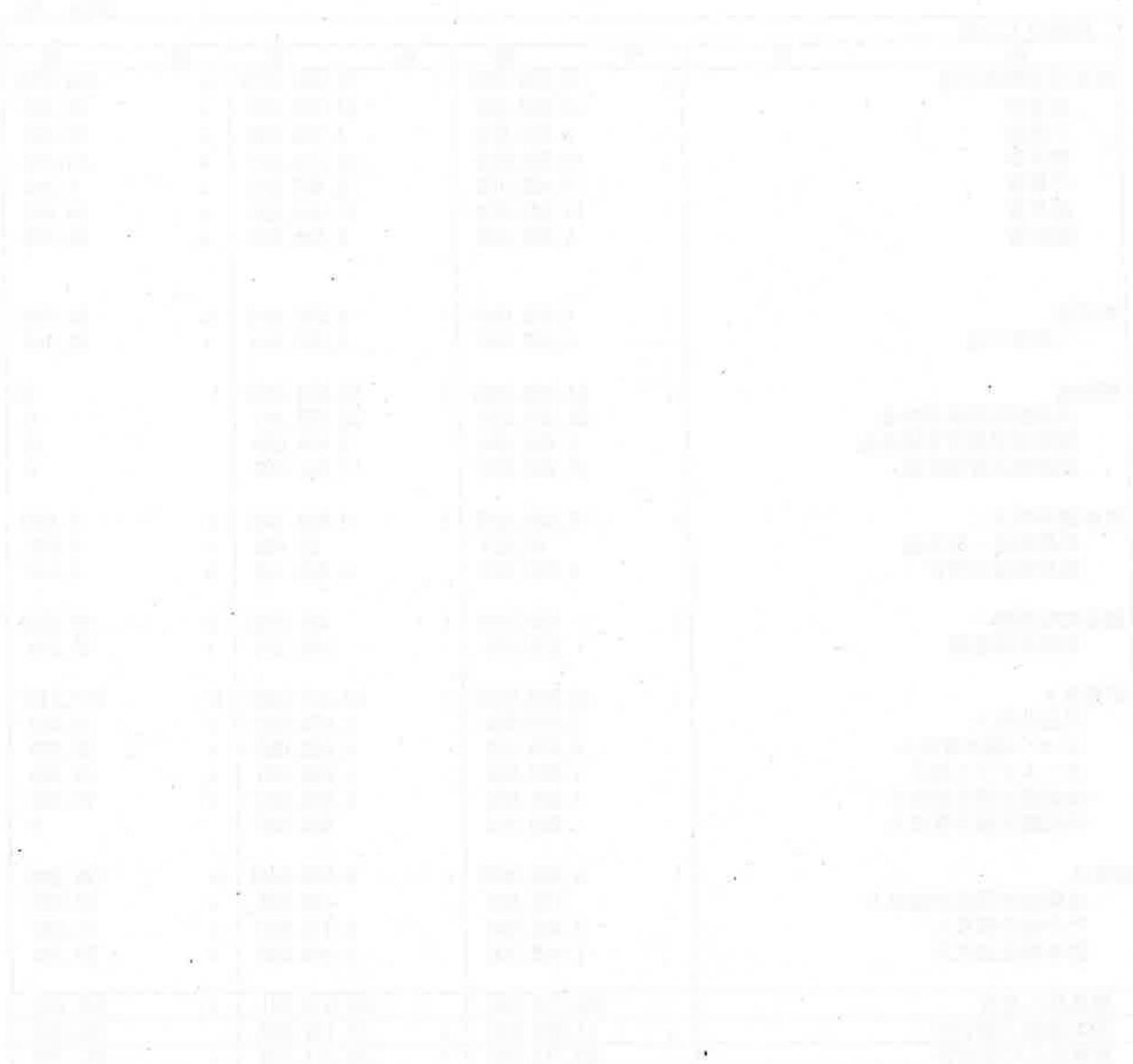
## 消費収支計算書

平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで

(単位 円)

消費収入の部		予 算	決 算	差 異
科 目				
学生生徒等納付金	(	73,700,000	(	73,994,975) △ 294,975)
保育料		34,000,000		34,098,900 △ 98,900
入園金		3,000,000		3,050,000 △ 50,000
教育費		19,500,000		19,544,000 △ 44,000
行事費		2,400,000		2,408,240 △ 8,240
給食費		11,300,000		11,354,500 △ 54,500
教材費		3,500,000		3,539,335 △ 39,335
寄付金	(	4,900,000	(	4,950,444) △ 50,444)
一般寄付金		4,900,000		4,950,444 △ 50,444
補助金	(	54,963,000	(	54,963,000) ( 0 )
大阪府経常費補助金		28,353,000		28,353,000 0
特別支援教育費補助金		9,408,000		9,408,000 0
就園奨励費補助金		17,202,000		17,202,000 0
資産運用収入	(	6,850,000	(	6,859,128) △ 9,128)
受取利息・配当金		60,000		55,686 △ 5,314
施設設備利用料		6,800,000		6,803,440 △ 3,440
資産売却差額	(	400,000)	(	449,200) △ 49,200
車両売却差額		400,000		449,200 △ 49,200
事業収入	(	10,000,000	(	10,217,240) △ 217,240)
用品代収入		2,000,000		2,073,650 △ 73,650
スクールバス維持費収入		4,900,000		4,920,000 △ 20,000
ホームクラスマッチ収入		1,000,000		1,048,590 △ 48,590
未就園児保育料収入		1,500,000		1,575,000 △ 75,000
未就園児教育費収入		600,000		600,000 0
雑収入	(	4,900,000)	(	5,080,546) △ 180,546)
退職金財団給付金収入		100,000		138,000 △ 38,000
その他の雑収入		3,400,000		3,472,660 △ 72,660
団体助成金収入		1,400,000		1,469,886 △ 69,886
帰属収入合計		155,713,000		156,514,531 △ 801,531
基本金組入額合計	△	17,000,000	△	17,199,808 △ 199,808
消費収入の部合計		138,713,000		139,314,723 △ 601,723

近畿財務局



## 1 学校法人 森友学園

(単位 円)

消費支出の部 科 目	予 算	決 算	差 異
人件費	( 65,650,000)	( 65,546,160)	( 103,840)
教員人件費	41,300,000	41,243,768	56,232
職員人件費	24,200,000	24,164,392	35,608
退職金	150,000	138,000	12,000
教育研究経費	( 38,100,000)	( 37,354,511)	( 745,489)
消耗品費	4,200,000	4,118,871	81,129
光熱水費	1,400,000	1,396,255	3,745
旅費交通費	850,000	834,763	15,237
研究費	700,000	622,648	77,352
車両燃料費	500,000	423,577	76,423
通信運搬費	700,000	698,889	1,311
行事費	6,500,000	6,431,948	68,052
給食費	9,200,000	9,114,360	86,640
保健衛生費	600,000	536,247	63,753
修繕費	500,000	430,117	69,883
損害保険料	200,000	168,670	31,330
賃借料	2,400,000	2,397,957	2,043
諸会費	300,000	295,655	4,345
報酬委託手数料	2,400,000	2,328,910	71,090
建物減価償却額	6,900,000	6,893,579	6,421
構築物減価償却額	50,000	43,000	7,000
教育用機器減価償却額	650,000	604,636	45,364
雑費	50,000	14,629	35,371
管理経費	( 17,230,000)	( 16,421,764)	( 808,236)
消耗品費	400,000	346,717	53,283
光熱水費	400,000	349,063	50,937
旅費交通費	800,000	744,950	55,050
車両燃料費	50,000	2,133	47,867
福利費	600,000	509,157	90,843
通信運搬費	200,000	170,006	29,994
修繕費	50,000	17,424	32,576
損害保険料	1,000,000	988,520	11,480
公租公課	1,500,000	1,472,744	27,256
広報費	300,000	281,495	18,505
諸会費	300,000	280,365	19,635
会議費	300,000	225,142	74,868
涉外費	1,400,000	1,385,036	14,984
報酬委託手数料	4,300,000	4,218,697	83,303
用品代支出	1,600,000	1,515,066	84,934
スクールバス維持費支出	2,100,000	2,076,760	23,240
ホームクラス支出	80,000	75,540	4,460
その他機器減価償却額	850,000	811,983	38,017
雑費	1,000,000	962,966	47,034
借入金等利息	( 3,800,000)	( 3,776,628)	( 23,372)
借入金利息	3,800,000	3,776,628	23,372
予備費	( 0)		1,000,000
消費支出の部合計	125,780,000	123,099,063	2,680,937
当年度消費収入超過額	12,933,000	16,215,660	
前年度繰越消費収入超過額	62,277,560	62,277,560	
翌年度繰越消費収入超過額	75,210,560	78,493,220	

# 近畿財務局



## 1 学校法人 森友学園

第5号様式

## 消費収支内訳表

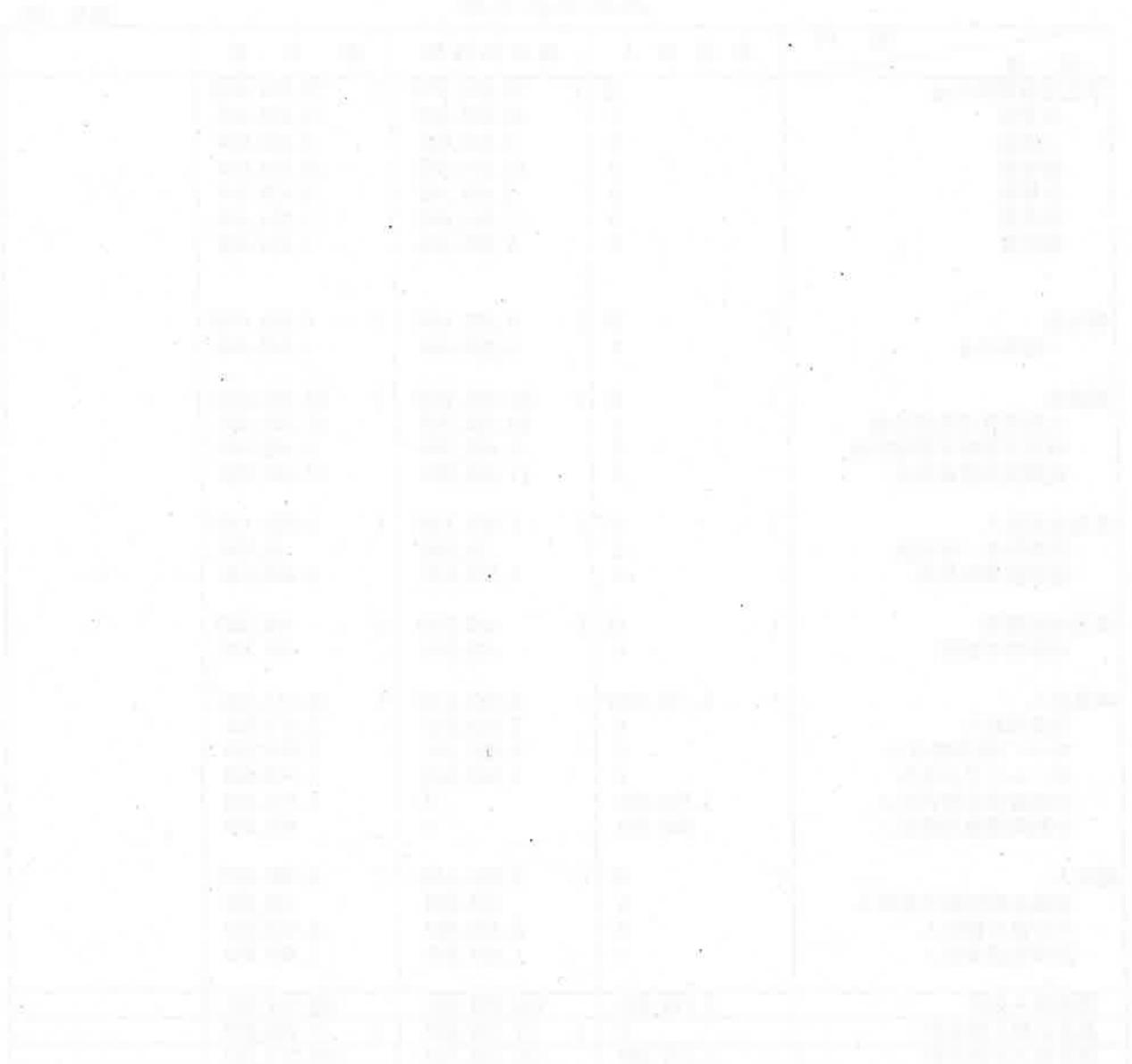
平成25年 4月 1日 から  
平成26年 3月 31日 まで

## 消費収入の部

(単位 円)

科 目	部 門	学校 法 人	塙本幼稚園	総 合 計
学生生徒等納付金		( 0)	( 73,994,975)	( 73,994,975)
保育料		0	34,098,900	34,098,900
入園金		0	3,050,000	3,050,000
教育費		0	19,544,000	19,544,000
行事費		0	2,408,240	2,408,240
給食費		0	11,354,500	11,354,500
教材費		0	3,539,335	3,539,335
寄付金		( 0)	( 4,950,444)	( 4,950,444)
一般寄付金		0	4,950,444	4,950,444
補助金		( 0)	( 54,963,000)	( 54,963,000)
大阪府経常費補助金		0	28,353,000	28,353,000
特別支援教育費補助金		0	9,408,000	9,408,000
就園奨励費補助金		0	17,202,000	17,202,000
資産運用収入		( 0)	( 6,859,126)	( 6,859,126)
受取利息・配当金		0	55,686	55,686
施設設備利用料		0	6,803,440	6,803,440
資産売却差額		( 0)	( 449,200)	( 449,200)
車両売却差額		0	449,200	449,200
事業収入		( 2,175,000)	( 8,042,240)	( 10,217,240)
用品代収入		0	2,073,650	2,073,650
スクールバス維持費収入		0	4,920,000	4,920,000
ホームクラス収入		0	1,048,590	1,048,590
未就園児保育料収入		1,575,000	0	1,575,000
未就園児教育費収入		600,000	0	600,000
雑収入		( 0)	( 5,080,546)	( 5,080,546)
退職金財団給付金収入		0	138,000	138,000
その他の雑収入		0	3,472,660	3,472,660
団体助成金収入		0	1,469,886	1,469,886
帰属収入合計		2,175,000	154,339,531	156,514,531
基本金組入額合計		0	▲ 17,199,808	▲ 17,199,808
消費収入の部合計		2,175,000	137,139,723	139,314,723

近畿財務局



## 1 学校法人 森友学園

## 消費支出の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塙本幼稚園	総 合 計	
人件費		( 128,500)	( 65,417,660)	( 65,546,160)	
教員人件費		0	41,243,768	41,243,768	
職員人件費		128,500	24,035,892	24,164,392	
退職金		0	138,000	138,000	
教育研究経費		( 0)	( 37,354,511)	( 37,354,511)	
消耗品費		0	4,118,871	4,118,871	
光熱水費		0	1,396,255	1,396,255	
旅費交通費		0	834,763	834,763	
研究費		0	622,848	622,848	
車輛燃料費		0	423,577	423,577	
通信運搬費		0	698,689	698,689	
行事費		0	6,431,948	6,431,948	
給食費		0	9,114,360	9,114,360	
保健衛生費		0	536,247	536,247	
修繕費		0	430,117	430,117	
損害保険料		0	168,670	168,670	
賃借料		0	2,397,957	2,397,957	
諸会費		0	295,655	295,655	
報酬委託手数料		0	2,328,910	2,328,910	
建物減価償却額		0	6,893,579	6,893,579	
構築物減価償却額		0	43,000	43,000	
教育用機器減価償却額		0	604,636	604,636	
雑費		0	14,829	14,829	
管理経費		( 480,000)	( 15,941,764)	( 16,421,764)	
消耗品費		0	346,717	346,717	
光熱水費		0	349,063	349,063	
旅費交通費		480,000	264,950	744,950	
車輛燃料費		0	2,133	2,133	
福利費		0	509,157	509,157	
通信運搬費		0	170,006	170,006	
修繕費		0	17,424	17,424	
損害保険料		0	988,520	988,520	
公租公課		0	1,472,744	1,472,744	
広報費		0	281,495	281,495	
賭会費		0	280,365	280,365	
会議費		0	225,142	225,142	
涉外費		0	1,385,036	1,385,036	
報酬委託手数料		0	4,216,697	4,216,697	
用品代支出		0	1,515,066	1,515,066	
スクールバス維持費支出		0	2,076,760	2,076,760	
ホームクラス支出		0	75,540	75,540	
その他機器減価償却額		0	811,983	811,983	
雑費		0	952,966	952,966	
借入金等利息		( 0)	( 3,776,628)	( 3,776,628)	
借入金利息		0	3,776,628	3,776,628	
消費支出の部合計		608,500	122,490,563	123,099,063	

近畿財務局

## 1 学校法人 森友学園

第6号様式

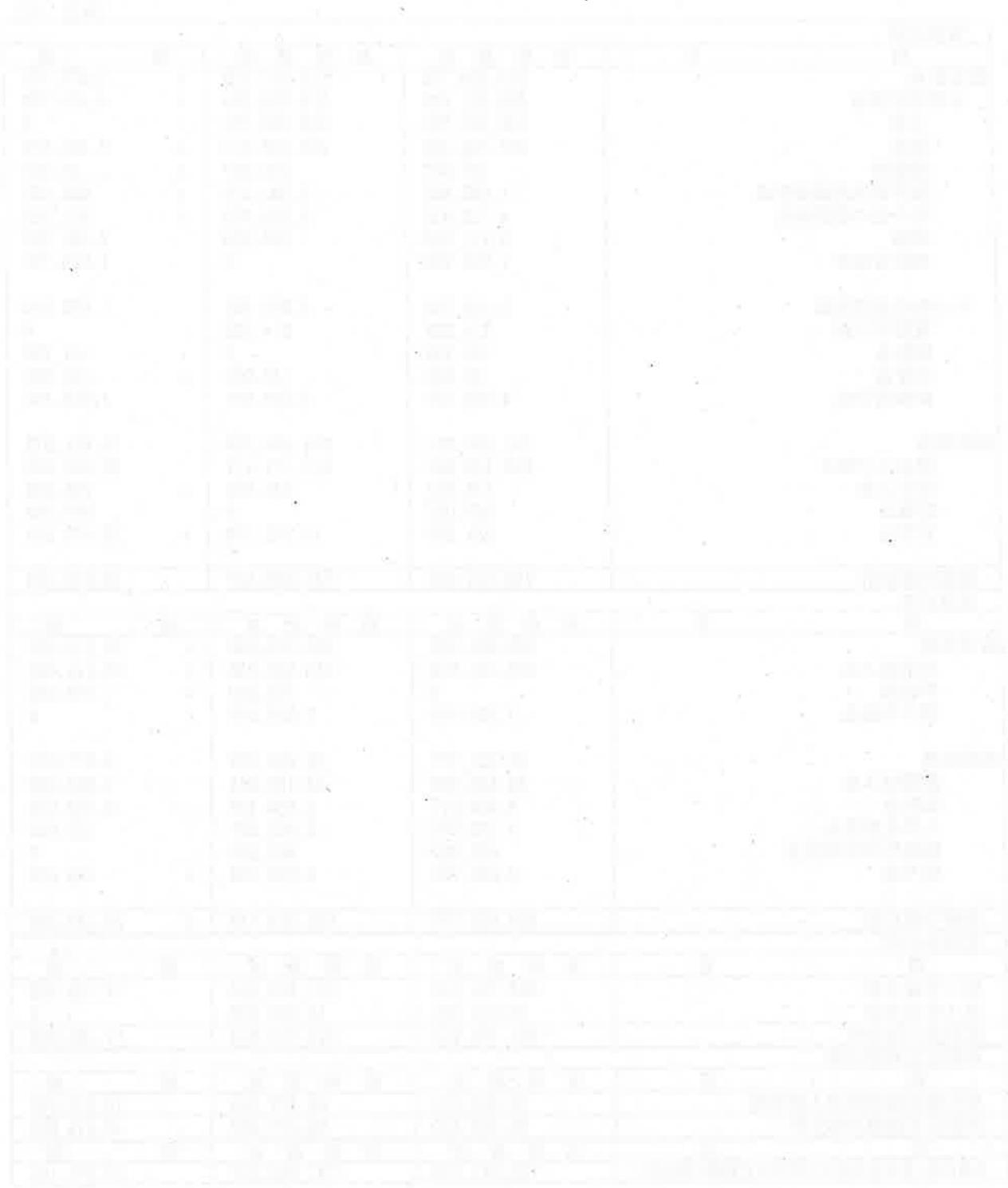
## 貸 借 対 照 表

平成26年3月31日現在

(単位 円)

資産の部		本年度末	前年度末	増	減
固定資産		513,634,778	517,011,248	△	3,376,470
有形固定資産		508,621,986	513,058,366	△	4,436,380
土地		240,090,721	240,090,721		0
建物		257,702,433	264,596,012	△	6,893,579
構築物		157,667	200,667	△	43,000
教育研究用機器備品		1,680,880	2,285,516	△	604,636
その他の機器備品		4,713,443	5,525,426	△	811,983
車輌		3,211,092	360,024		2,851,068
建設仮勘定		1,085,750	0		1,085,750
その他		5,012,792	3,952,882		1,059,910
電話加入権		214,322	214,322		0
保証金		141,750	0		141,750
出資金		30,000	140,000	△	110,000
保険積立金		4,626,720	3,598,560		1,028,160
流动資産		241,606,861	224,955,289		16,651,572
現金及び預金		240,129,206	213,177,111		26,952,095
未収入金		138,000	846,000	△	708,000
貯蔵品		987,069	0		987,069
立替金		352,586	10,932,178	△	10,579,592
資産の部合計		755,241,639	741,966,537		13,275,102
負債の部					
科 目		本 年 度 末	前 年 度 末	増	減
固定負債		298,626,000	322,844,036	△	24,218,036
長期借入金		295,126,000	318,644,036	△	23,518,036
学校債		0	700,000	△	700,000
預り保証金		3,500,000	3,500,000		0
流动負債		36,327,777	32,250,107		4,077,670
短期借入金		24,552,000	23,187,931		1,364,069
未払金		4,439,017	1,685,438		2,753,579
入学金前受金		3,150,000	3,000,000		150,000
施設利用料前受金		500,000	500,000		0
預り金		3,686,760	3,876,738	△	189,978
負債の部合計		334,953,777	355,094,143	△	20,140,366
基本基金の部					
科 目		本 年 度 末	前 年 度 末	増	減
第1号基本基金		328,794,642	311,594,834		17,199,808
第4号基本基金		13,000,000	13,000,000		0
基本基金の部合計		341,794,642	324,594,834		17,199,808
消費収支差額の部					
科 目		本 年 度 末	前 年 度 末	増	減
翌年度繰越消費収入超過額		78,493,220	62,277,560		16,215,660
消費収支差額の部合計		78,493,220	62,277,560		16,215,660
科 目		本 年 度 末	前 年 度 末	増	減
負債の部、基本基金の部及び消費収支差額の部合計		755,241,639	741,966,537		13,275,102

近畿財務局



注記事項

1. 重要な会計方針

・引当金の計上基準

退職給与引当金

期末要支給額 12,873,200円 は私学退職金財団よりの交付金額と同額であるため  
退職給与引当金は計上していない。

2. 重要な会計方針の変更等 なし

3. 減価償却額の累計額の合計額 75,576,045 円

4. 徴収不能引当金の合計額 0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地 240,090,721 円

建物 257,702,433 円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

255,617,711 円

7. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

属性	役員、法人の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の所有割合	関連内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
						役員の兼任 任等	事業上の 関係				
関係法人	学校法人龍池学園	大阪市		幼稚園		8名		資金貸付	0	立替金	0
								資金回収	10,409,659		

(2) 後発事象

平成26年2月21日に開催された評議会・理事会において、平成26年4月1日より大阪市住之江区南港所在の学校法人龍池学園開成幼稚園の在園児を引き受けることを決定した。

# 近畿財務局



固 定 資 産 明 細 表

自平成25年4月1日 至平成26年3月31日

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計	差引期末残高	摘要
有形固定資産							
土地	240,090,721	0	0	240,090,721	0	240,090,721	
建物	313,344,500	0	0	313,344,500	55,642,067	257,702,433	
構築物	430,000	0	0	430,000	272,333	157,667	
教育研究用機器備品	9,524,308	0	0	9,524,308	7,843,428	1,680,880	
その他機器備品	9,866,167	0	0	9,866,167	5,152,724	4,713,443	
車両	11,465,700	5,037,035	6,626,150	9,876,585	6,665,493	3,211,092	
建設仮勘定	0	1,065,750		1,065,750		1,065,750	
計	584,721,396	6,102,785	6,626,150	583,132,281	75,576,045	508,621,986	
その他の							
電話加入権	214,322	0	0	214,322	0	214,322	
出資金	140,000	0	110,000	30,000	0	30,000	
保証金	0	141,750	0	141,750		141,750	
保険積立金	3,598,560	1,028,160	0	4,626,720	0	4,626,720	
計	3,952,882	1,169,910	110,000	5,012,792	0	5,012,792	
合計	588,674,278	7,272,695	6,736,150	588,145,073	75,576,045	513,634,778	

# 近畿財務局

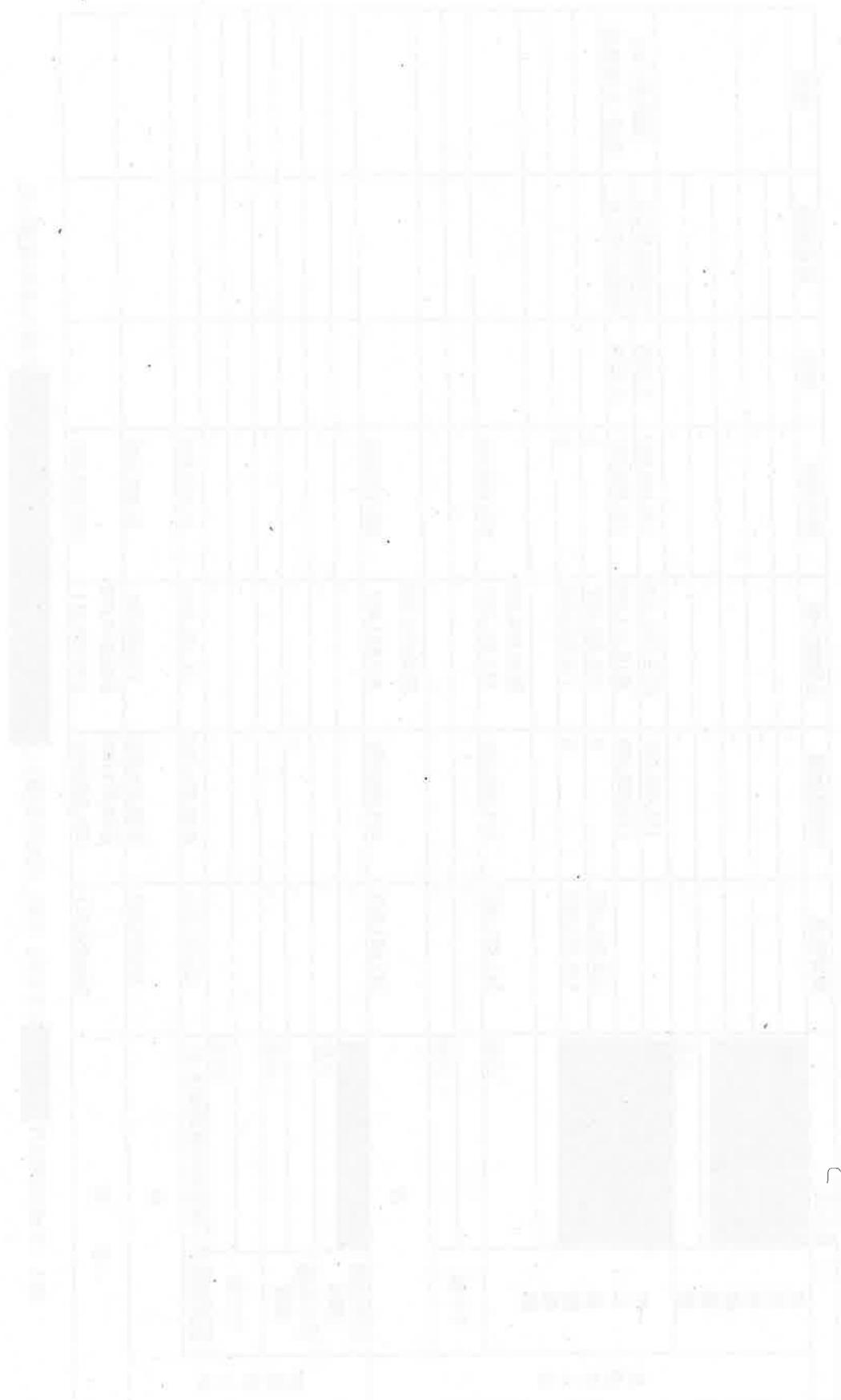


借入金明細表  
自平成25年4月1日至平成26年3月31日

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	利率	返済期限	摘要
公的金融機関	-	-	-	-	-	-	
小計	-	-	-	-	-	-	
市中金融機関	-	156,000,000	※19,760,000	136,240,000	0.950%	平成38年2月	(施設費)※1
小計	-	178,000,000	※19,114,000	158,886,000	0.950%	平成40年5月	担保:土地建物
長期借入金	225,581,967	0	225,581,967	0	0		
116,250,000	0	116,250,000	0	0			
その他	341,831,967	334,000,000	※38,874,000	341,831,967	295,126,000		
小計	-	-	-	-	-		
計	341,831,967	334,000,000	※38,874,000	341,831,967	295,126,000		
公的金融機関	-	-	-	-	-	-	
小計	-	-	-	-	-	-	
市中金融機関	-	-	-	-	-	-	
小計	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	
返済期限が一年以内の長期借入金	23,031,244	※38,874,000	37,353,244	24,552,000			
小計	-	-	-	-	-	-	
短期借入金	23,031,244	※38,874,000	37,353,244	24,552,000			
合計	364,863,211	334,000,000	※38,874,000	379,185,211	319,678,000		

※1 平成25年9月より334,000,000円を借入、  
の借入金を返済した。

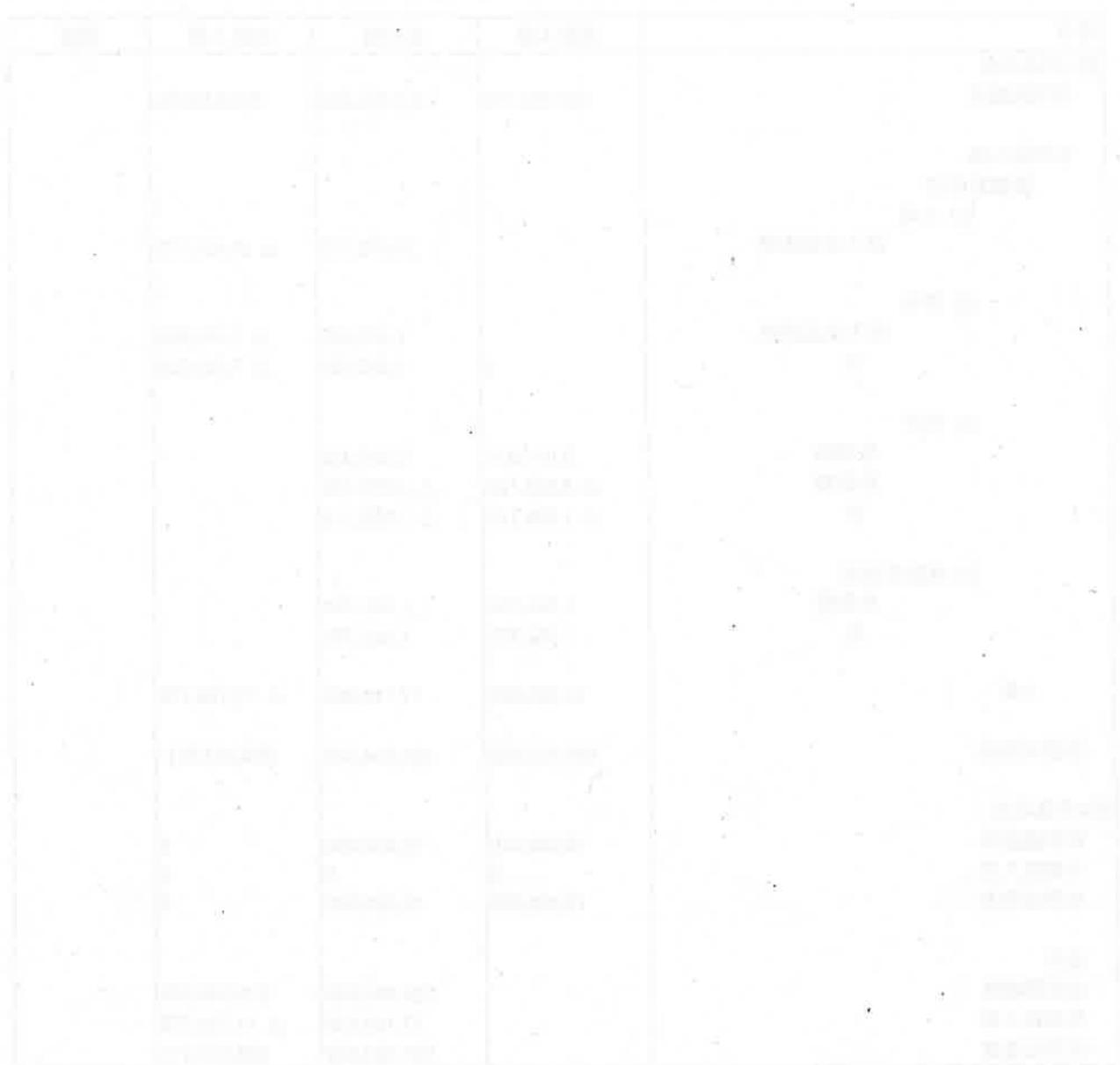
近畿財務局



**基 本 金 明 細 表**  
平成25年4月1日 至平成26年3月31日

事項	要組入額	組入額	未組入額	摘要
第1号基本金 前期繰越高	584,935,718	311,594,834	273,340,884	
当期組入高 設備取得高				
(1) 土地 借入金返済額		10,523,173	△ 10,523,173	
(2) 建物 借入金返済額 計		7,200,000 7,200,000	△ 7,200,000 △ 7,200,000	
(3) 車両 取得額 除却額 計	5,037,035 △ 6,626,150 △ 1,589,115	5,037,035 △ 6,626,150 △ 1,589,115		
(3) 建設仮勘定 取得額 計	1,065,750 1,065,750	1,065,750 1,065,750		
小計	△ 523,365	17,199,808	△ 17,723,173	
当期末残高	584,412,353	328,794,642	255,617,711	
第4号基本金				
前期繰越高	13,000,000	13,000,000	0	
当期組入高	0	0	0	
当期末残高	13,000,000	13,000,000	0	
合計				
前期繰越高		324,594,834	273,340,884	
当期組入高		17,199,808	△ 17,723,173	
当期末残高		341,794,642	255,617,711	

近畿財務局



平成 24 年度

計算書類

学校法人 森友学園

近畿財務局

（略）

## 1 学校法人 森友学園

第1号様式

## 資 金 収 支 計 算 書

平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで

(単位 円)

収入の部		予 算	決 算	差 異
科	目			
学生生徒等納付金収入		( 92,800,000)	( 93,552,522)	(△ 752,522)
保育料収入		44,500,000	44,528,900	△ 28,900
入園金収入		4,500,000	4,750,000	△ 250,000
教育費収入		25,500,000	25,744,000	△ 244,000
行事費収入		3,000,000	3,179,240	△ 179,240
給食費収入		15,000,000	14,971,942	△ 28,058
教材費収入		300,000	378,440	△ 78,440
寄付金収入		( 5,800,000)	( 5,830,156)	(△ 30,156)
一般寄付金収入		5,800,000	5,830,156	△ 30,156
補助金収入		( 63,518,200)	( 63,518,200)	( 0)
大阪府経常費補助金		33,878,000	33,378,000	△ 0
特別支援教育費補助金		7,056,000	7,056,000	0
就園奨励費補助金		23,084,200	23,084,200	0
資産運用収入		( 7,040,000)	( 7,094,104)	(△ 54,104)
受取利息・配当金収入		40,000	48,884	△ 8,884
施設設備利用料収入		7,000,000	7,045,220	△ 45,220
事業収入		( 16,000,000)	( 16,690,650)	(△ 690,650)
用品代収入		6,000,000	6,202,785	△ 202,785
スクールバス維持費収入		6,500,000	6,810,500	△ 310,500
ホームクラス収入		800,000	835,385	△ 35,385
未就園児保育料収入		2,000,000	2,058,000	△ 58,000
未就園児教育費収入		700,000	784,000	△ 84,000
雑収入		( 4,700,000)	( 4,798,314)	(△ 98,314)
退職金財団給付金収入		1,000,000	984,000	△ 16,000
その他の雑収入		2,500,000	2,541,383	△ 41,383
団体助成金収入		1,200,000	1,272,981	△ 72,981
前受金収入		( 3,300,000)	( 3,500,000)	(△ 200,000)
入学金前受金収入		2,800,000	3,000,000	△ 200,000
施設利用料前受金収入		500,000	500,000	0
その他の収入		( 25,000,000)	( 25,612,574)	(△ 612,574)
前期末未収入金回収収入		2,000,000	2,014,875	△ 14,875
立替金回収収入		1,500,000	1,773,167	△ 273,167
預り金受入収入		21,500,000	21,824,532	△ 324,532
資金収入調整勘定		(△ 5,900,000)	(△ 6,096,000)	(△ 196,000)
期末未収入金		△ 700,000	△ 846,000	△ 146,000
前期末前受金		△ 5,200,000	△ 5,250,000	△ 50,000
前年度繰越支払資金		178,646,654	178,646,654	0
収入の部合計		390,904,854	393,147,174	△ 2,242,320

近畿財務局

## 1 学校法人 森友学園

(単位 円)

支出の部		予 算	決 算	差 異
科 目				
人件費支出	(	68,000,000)	( 67,516,038)	( 483,962)
教員人件費支出		46,000,000	45,811,237	188,763
職員人件費支出		21,000,000	20,858,801	141,199
退職金支出		1,000,000	846,000	154,000
教育研究経費支出	(	34,650,000)	( 34,194,499)	( 455,501)
消耗品費支出		3,000,000	3,032,842	△ 32,842
光熱水費支出		1,500,000	1,438,922	61,078
旅費交通費支出		500,000	427,434	72,566
研究費支出		1,100,000	1,102,951	△ 2,951
車輛燃料費支出		600,000	580,986	39,014
福利費支出		1,100,000	1,086,725	13,275
通信運搬費支出		700,000	710,383	△ 10,383
行事費支出		7,000,000	7,015,639	△ 15,639
給食費支出		12,000,000	11,944,927	55,073
保健衛生費支出		700,000	660,868	39,132
修繕費支出		300,000	299,396	604
損害保険料支出		1,000,000	965,280	34,720
賃借料支出		2,200,000	2,169,930	30,070
諸会費支出		400,000	388,090	61,910
報酬委託手数料支出		2,500,000	2,426,500	73,500
雑費支出		50,000	13,826	36,374
管理経費支出	(	15,850,000)	( 15,259,961)	( 590,039)
消耗品費支出		300,000	293,097	6,903
光熱水費支出		400,000	359,731	40,269
旅費交通費支出		400,000	343,838	56,162
車輛燃料費支出		50,000	9,348	40,652
福利費支出		100,000	87,549	12,451
通信運搬費支出		200,000	177,596	22,404
修繕費支出		100,000	69,297	30,703
損害保険料支出		200,000	198,020	1,980
公租公課支出		700,000	669,200	30,800
広報費支出		1,600,000	1,586,115	13,885
諸会費支出		500,000	465,500	34,500
会議費支出		400,000	389,351	60,649
涉外費支出		1,500,000	1,468,255	31,745
報酬委託手数料支出		3,300,000	3,253,732	46,268
用品代支出		3,500,000	3,439,246	60,754
スクールバス維持費支出		1,600,000	1,598,183	1,817
ホームクラス支出		100,000	54,468	45,532
雑費支出		900,000	847,435	52,565
借入金等利息支出	(	5,000,000)	( 5,002,338)	△ 2,338)
借入金利息支出		5,000,000	5,002,338	△ 2,338
借入金等返済支出	(	23,000,000)	( 23,031,244)	△ 31,244)
短期借入金返済支出		23,000,000	23,031,244	△ 31,244
施設関係支出	(	700,000)	( 514,500)	( 185,500)
建物支出		700,000	514,500	185,500
設備関係支出	(	800,000)	( 720,000)	( 80,000)
教育研究機器備品支出		500,000	480,000	20,000
その他の機器備品支出		300,000	240,000	60,000
その他の支出	(	35,800,000)	( 35,416,921)	( 383,079)
保険積立金支払支出		1,100,000	1,028,160	71,840
前期末未払金支払支出		2,700,000	2,544,012	155,988

# 近畿財務局



## 1 学校法人 森友学園

(単位 円)

支出の部 科 目	予 算	決 算	差 异
預り金支払支出	21,000,000	20,912,571	87,429
立替金支払支出	11,000,000	10,932,178	67,822
予備費	( 0 ) 1,000,000		1,000,000
資金支出調整勘定	(△ 1,700,000)	(△ 1,685,438)	(△ 14,562)
期末未払金	△ 1,700,000	△ 1,685,438	△ 14,562
次年度繰越支払資金	207,804,854	213,177,111	5,372,257
支出の部合計	390,904,854	393,147,174	2,242,320

近畿財務局

## 1 学校法人 森友学園

第2号様式

## 資金収支内訳表

平成24年4月1日から

平成25年3月31日まで

## 収入の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塙本幼稚園	総 合 計
学生生徒等納付金収入		( 0)	( 93,552,522)	( 93,552,522)
保育料収入		0	44,528,900	44,528,900
入園金収入		0	4,750,000	4,750,000
教育費収入		0	25,744,000	25,744,000
行事費収入		0	3,179,240	3,179,240
給食費収入		0	14,971,942	14,971,942
教材費収入		0	378,440	378,440
寄付金収入		( 0)	( 5,830,156)	( 5,830,156)
一般寄付金収入		0	5,830,156	5,830,156
補助金収入		( 0)	( 63,518,200)	( 63,518,200)
大阪府経常費補助金		0	33,378,000	33,378,000
特別支援教育費補助金		0	7,056,000	7,056,000
就園奨励費補助金		0	23,084,200	23,084,200
資産運用収入		( 0)	( 7,094,104)	( 7,094,104)
受取利息・配当金収入		0	48,884	48,884
施設設備利用料収入		0	7,045,220	7,045,220
事業収入		( 2,842,000)	( 13,848,650)	( 16,690,650)
用品代収入		0	6,202,785	6,202,785
スクールバス維持費収入		0	6,810,500	6,810,500
ホームクラス収入		0	835,365	835,365
未就園児保育料収入		2,058,000	0	2,058,000
未就園児教育費収入		784,000	0	784,000
雑収入		( 0)	( 4,798,314)	( 4,798,314)
退職金財団給付金収入		0	984,000	984,000
その他の雑収入		0	2,541,383	2,541,383
団体助成金収入		0	1,272,931	1,272,931
収入の部合計		2,842,000	188,641,946	191,483,946

近畿財務局

## 1 学校法人 森友学園

## 支出の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塙本幼稚園	総 合 計
人件費支出		( 214,520)	( 67,301,518)	( 67,516,038)
教員人件費支出		0	45,811,237	45,811,237
職員人件費支出		214,520	20,844,281	20,858,801
退職金支出		0	846,000	846,000
教育研究経費支出		( 0)	( 34,194,499)	( 34,194,499)
消耗品費支出		0	3,032,842	3,032,842
光熱水費支出		0	1,438,922	1,438,922
旅費交通費支出		0	427,434	427,434
研究費支出		0	1,102,951	1,102,951
車輌燃料費支出		0	560,986	560,986
福利費支出		0	1,086,725	1,086,725
通信運搬費支出		0	710,383	710,383
行事費支出		0	7,015,639	7,015,639
給食費支出		0	11,944,927	11,944,927
保健衛生費支出		0	660,868	660,868
修繕費支出		0	299,396	299,396
損害保険料支出		0	965,280	965,280
賃借料支出		0	2,169,930	2,169,930
諸会費支出		0	338,090	338,090
報酬委託手数料支出		0	2,426,500	2,426,500
雑費支出		0	13,626	13,626
管理経費支出		( 0)	( 15,259,961)	( 15,259,961)
消耗品費支出		0	293,097	293,097
光熱水費支出		0	359,731	359,731
旅費交通費支出		0	343,838	343,838
車輌燃料費支出		0	9,348	9,348
福利費支出		0	87,549	87,549
通信運搬費支出		0	177,596	177,596
修繕費支出		0	69,297	69,297
損害保険料支出		0	198,020	198,020
公租公課支出		0	669,200	669,200
広報費支出		0	1,586,115	1,586,115
諸会費支出		0	465,500	465,500
会議費支出		0	339,351	339,351
涉外費支出		0	1,468,255	1,468,255
報酬委託手数料支出		0	3,253,732	3,253,732
用品代支出		0	3,439,246	3,439,246
スクールバス維持費支出		0	1,598,183	1,598,183
ホームクラス支出		0	54,468	54,468
雑費支出		0	847,435	847,435
借入金等利息支出		( 0)	( 5,002,338)	( 5,002,338)
借入金利息支出		0	5,002,338	5,002,338
計		214,520	121,758,316	121,972,836

近畿財務局

## 1 学校法人 森友学園

第3号様式

## 人 件 費 支 出 内 訳 表

平成 24 年 4 月 1 日 から

平成 25 年 3 月 31 日 まで

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塙本幼稚園	総 合 計	
教員人件費支出		0	45,811,237	45,811,237	
本務教員		0	44,614,217	44,614,217	
教員本俸		0	28,206,000	28,206,000	
期末手当		0	8,740,000	8,740,000	
その他の手当		0	2,633,768	2,633,768	
所定福利費		0	5,034,449	5,034,449	
兼務教員		0	1,197,020	1,197,020	
職員人件費支出		214,520	20,644,281	20,858,801	
本務職員		0	19,975,301	19,975,301	
職員本俸		0	14,378,000	14,378,000	
期末手当		0	1,810,000	1,810,000	
その他の手当		0	1,220,992	1,220,992	
所定福利費		0	2,586,309	2,586,309	
兼務職員		214,520	668,980	883,500	
退職金支出		0	846,000	846,000	
教員退職金支出		0	846,000	846,000	
計		214,520	67,301,518	67,516,038	

# 近畿財務局



## 1 学校法人 森友学園

第4号様式

## 消費収支計算書

平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで

(単位 円)

消費収入の部		予 算	決 算	差 異
科	目			
学生生徒等納付金	(	92,800,000	(	93,552,522
保育料		44,500,000		44,528,900
入園金		4,500,000		4,750,000
教育費		25,500,000		25,744,000
行事費		3,000,000		3,179,240
給食費		15,000,000		14,971,942
教材費		300,000		378,440
寄付金	(	5,800,000	(	5,830,156
一般寄付金		5,800,000		5,830,156
補助金	(	63,518,200	(	63,518,200
大阪府経常費補助金		33,378,000		33,378,000
特別支援教育費補助金		7,056,000		7,056,000
就園奨励費補助金		23,084,200		23,084,200
資産運用収入	(	7,040,000	(	7,094,104
受取利息・配当金		40,000		48,884
施設設備利用料		7,000,000		7,045,220
事業収入	(	16,000,000	(	16,690,650
用品代収入		6,000,000		6,202,785
スクールバス維持費収入		6,500,000		6,810,500
ホームクラス収入		800,000		835,365
未就園児保育料収入		2,000,000		2,058,000
未就園児教育費収入		700,000		784,000
雑収入	(	4,700,000	(	4,798,314
退職金財団給付金収入		1,000,000		984,000
その他の雑収入		2,500,000		2,541,383
団体助成金収入		1,200,000		1,272,931
帰属収入合計		189,858,200		191,483,946
基本金組入額合計	△	2,000,000	△	2,136,357
消費収入の部合計		187,858,200		189,347,589
				△ 1,489,389

# 近畿財務局



## 1 学校法人 森友学園

(単位 円)

消費支出の部		予 算	決 算	差 異
科 目				
人件費	(	68,000,000)	( 67,516,038)	( 483,962)
教員人件費		46,000,000	45,811,237	188,763
職員人件費		21,000,000	20,858,801	141,199
退職金		1,000,000	846,000	154,000
教育研究経費	(	42,200,000)	( 41,728,827)	( 471,173)
消耗品費		3,000,000	3,032,842	32,842
光熱水費		1,500,000	1,438,922	61,078
旅費交通費		500,000	427,434	72,566
研究費		1,100,000	1,102,951	2,951
車両燃料費		600,000	560,986	39,014
福利費		1,100,000	1,086,725	13,275
通信運搬費		700,000	710,383	10,383
行事費		7,000,000	7,015,639	15,639
給食費		12,000,000	11,944,927	55,073
保健衛生費		700,000	660,868	39,132
修繕費		300,000	299,396	604
損害保険料		1,000,000	965,280	34,720
賃借料		2,200,000	2,169,930	30,070
諸会費		400,000	388,090	61,910
報酬委託手数料		2,500,000	2,426,500	73,500
建物減価償却額		6,900,000	6,891,692	8,308
構築物減価償却額		50,000	43,000	7,000
教育用機器減価償却額		600,000	599,636	364
雜費		50,000	18,626	36,374
管理経費	(	17,850,000)	( 17,195,510)	( 654,490)
消耗品費		300,000	298,097	6,903
光熱水費		400,000	359,731	40,269
旅費交通費		400,000	343,838	56,162
車両燃料費		50,000	9,348	40,652
福利費		100,000	87,549	12,451
通信運搬費		200,000	177,596	22,404
修繕費		100,000	69,297	30,703
損害保険料		200,000	198,020	1,980
公租公課		700,000	669,200	30,800
広報費		1,600,000	1,586,115	13,885
諸会費		500,000	465,500	34,500
会議費		400,000	339,351	60,649
涉外費		1,500,000	1,468,255	31,745
報酬委託手数料		3,300,000	3,253,732	46,268
用品代支出		3,500,000	3,439,246	60,754
スクールバス維持費支出		1,600,000	1,598,183	1,817
ホームクラス支出		100,000	54,468	45,532
その他機器減価償却額		800,000	784,483	15,517
車両減価償却額		1,200,000	1,151,066	48,934
雜費		900,000	847,435	52,565
借入金等利息	(	5,000,000)	( 5,002,338)	( 2,338)
借入金利息		5,000,000	5,002,338	2,338
資産処分差額	(	20,000)	( 15)	( 19,985)
教育研究機器処分差額		10,000	14	9,986
その他の機器処分差額		10,000	1	9,999
予備費	(	0)		1,000,000
消費支出の部合計		184,070,000	181,442,728	2,627,272

近畿財務局

## 1 学校法人 森友学園

(単位 円)

消費支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 异
当年度消費収入超過額	53,788,200	57,904,861	
前年度繰越消費収入超過額	4,372,699	4,372,699	
翌年度繰越消費収入超過額	58,160,899	62,277,560	

近畿財務局

## 1 学校法人 森友学園

第5号様式

## 消費収支内訳表

平成24年4月1日から

平成25年3月31日まで

## 消費収入の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚本幼稚園	総 合 計	
学生生徒等納付金		( 0)	( 93,552,522)	( 93,552,522)	
保育料		0	44,528,900	44,528,900	
入園金		0	4,750,000	4,750,000	
教育費		0	25,744,000	25,744,000	
行事費		0	3,179,240	3,179,240	
給食費		0	14,971,942	14,971,942	
教材費		0	378,440	378,440	
寄付金		( 0)	( 5,830,156)	( 5,830,156)	
一般寄付金		0	5,830,156	5,830,156	
補助金		( 0)	( 63,518,200)	( 63,518,200)	
大阪府経常費補助金		0	33,378,000	33,378,000	
特別支援教育費補助金		0	7,056,000	7,056,000	
就園奨励費補助金		0	23,084,200	23,084,200	
資産運用収入		( 0)	( 7,094,104)	( 7,094,104)	
受取利息・配当金		0	48,884	48,884	
施設設備利用料		0	7,045,220	7,045,220	
事業収入		( 2,842,000)	( 13,848,650)	( 16,690,650)	
用品代収入		0	6,202,785	6,202,785	
スクールバス維持費収入		0	6,810,500	6,810,500	
ホームクラス収入		0	835,365	835,365	
未就園児保育料収入		2,058,000	0	2,058,000	
未就園児教育費収入		784,000	0	784,000	
雑収入		( 0)	( 4,798,314)	( 4,798,314)	
退職金財団給付金収入		0	984,000	984,000	
その他の雑収入		0	2,541,383	2,541,383	
団体助成金収入		0	1,272,931	1,272,931	
帰属収入合計		2,842,000	188,641,946	191,483,946	
消費収入の部合計		2,842,000	188,641,946	191,483,946	

**近畿財務局**

## 1 学校法人 森友学園

## 消費支出の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塙本幼稚園	総 合 計
人件費		( 214,520)	( 67,301,518)	( 67,516,038)
教員人件費		0	45,811,237	45,811,237
職員人件費		214,520	20,644,281	20,858,801
退職金		0	846,000	846,000
教育研究経費		( 0)	( 41,728,827)	( 41,728,827)
消耗品費		0	3,032,842	3,032,842
光熱水費		0	1,438,922	1,438,922
旅費交通費		0	427,434	427,434
研究費		0	1,102,951	1,102,951
車輌燃料費		0	560,986	560,986
福利費		0	1,086,725	1,086,725
通信運搬費		0	710,383	710,383
行事費		0	7,015,639	7,015,639
給食費		0	11,944,927	11,944,927
保健衛生費		0	660,868	660,868
修繕費		0	299,396	299,396
損害保険料		0	965,280	965,280
賃借料		0	2,169,930	2,169,930
諸会費		0	338,090	338,090
報酬委託手数料		0	2,426,500	2,426,500
建物減価償却額		0	6,891,692	6,891,692
構築物減価償却額		0	43,000	43,000
教育用機器減価償却額		0	599,636	599,636
雑費		0	13,626	13,626
管理経費		( 0)	( 17,195,510)	( 17,195,510)
消耗品費		0	293,097	293,097
光熱水費		0	359,731	359,731
旅費交通費		0	343,838	343,838
車輌燃料費		0	9,348	9,348
福利費		0	87,549	87,549
通信運搬費		0	177,596	177,596
修繕費		0	69,297	69,297
損害保険料		0	198,020	198,020
公租公課		0	669,200	669,200
広報費		0	1,586,115	1,586,115
諸会費		0	465,500	465,500
会議費		0	339,351	339,351
涉外費		0	1,468,255	1,468,255
報酬委託手数料		0	3,253,732	3,253,732
用品代支出		0	3,439,246	3,439,246
スクールバス維持費支出		0	1,598,183	1,598,183
ホームクラス支出		0	54,468	54,468
その他機器減価償却額		0	784,483	784,483
車輌減価償却額		0	1,151,066	1,151,066
雑費		0	847,435	847,435
借入金等利息		( 0)	( 5,002,338)	( 5,002,338)
借入金利息		0	5,002,338	5,002,338
資産処分差額		( 0)	( 15)	( 15)
教育研究機器処分差額		0	14	14
その他の機器処分差額		0	1	1
消費支出の部合計		214,520	131,228,208	131,442,728

# 近畿財務局

{

## 1 学校法人 森友学園

第6号様式

貸 借 対 照 表  
平成 25 年 3 月 31 日 現在

(単位 円)

資産の部		本年度末	前年度末	増	減
科	目				
固定資産		517,011,248	524,218,480	△	7,207,232
有形固定資産		513,058,366	521,293,758	△	8,235,392
土地		240,090,721	240,090,721		0
建物		264,596,012	270,973,204	△	6,377,192
構築物		200,667	248,667	△	48,000
教育研究用機器備品		2,285,516	2,405,166	△	119,650
その他の機器備品		5,626,426	6,069,910	△	544,484
車輛		360,024	1,511,090	△	1,151,066
その他		3,952,882	2,924,722		1,028,160
電話加入権		214,322	214,322		0
出資金		140,000	140,000		0
保険積立金		3,598,560	2,570,400		1,028,160
流動資産		224,955,289	182,434,696		42,520,593
現金及び預金		213,177,111	178,646,654		34,530,457
未収入金		846,000	2,014,875	△	1,168,875
立替金		10,932,178	1,773,167		9,159,011
資産の部合計		741,966,537	706,653,176		35,313,361
負債の部					
科	目	本年度末	前年度末	増	減
固定負債		322,844,036	346,031,967	△	23,187,931
長期借入金		318,644,036	341,831,967	△	23,187,931
学校債		700,000	700,000		0
預り保証金		3,500,000	3,500,000		0
流動負債		32,250,107	33,790,038	△	1,539,926
短期借入金		23,187,931	23,031,244		156,687
未払金		1,685,438	2,544,012	△	858,574
入学金前受金		3,000,000	4,750,000	△	1,750,000
施設利用料前受金		500,000	500,000		0
預り金		3,876,738	2,964,777		911,961
負債の部合計		355,094,143	379,822,000	△	24,727,857
基本金の部					
科	目	本年度末	前年度末	増	減
第1号基本金		311,594,834	309,458,477		2,136,357
第4号基本金		18,000,000	13,000,000		0
基本金の部合計		324,594,834	322,458,477		2,136,357
消費収支差額の部					
科	目	本年度末	前年度末	増	減
翌年度繰越消費収入超過額		62,277,560	4,372,699		57,904,861
消費収支差額の部合計		62,277,560	4,372,699		57,904,861
科	目	本年度末	前年度末	増	減
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計		741,966,537	706,653,176		35,313,361

近畿財務局

注記事項

1. 重要な会計方針

・引当金の計上基準

退職給与引当金

期末要支給額 11,085,000円 は私学退職金財団よりの交付金額と同額であるため  
退職給与引当金は計上していない

2. 重要な会計方針の変更等 なし

3. 減価償却額の累計額の合計額 71,663,030 円

4. 徴収不能引当金の合計額 0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額  
担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地 240,090,721 円

建物 264,596,012 円

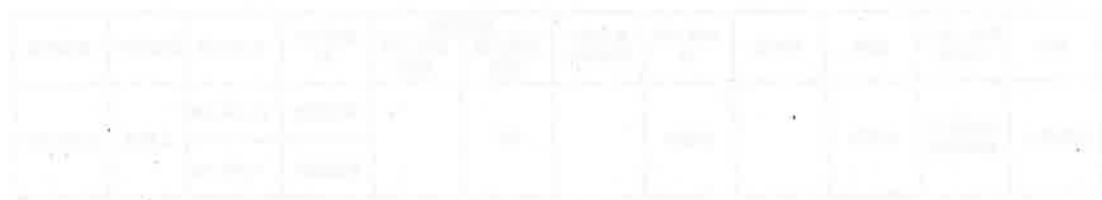
6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額  
273,340,884 円

7. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

属性	役員、法人の名称	住所	資本金	本業の内容	融資権の所有割合	関連内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
関係法人	学校法人 慶應学園	大阪市		幼稚園		6名		資金貸付	17,148,680		
								資金回収	6,739,121	立替金	10,409,569

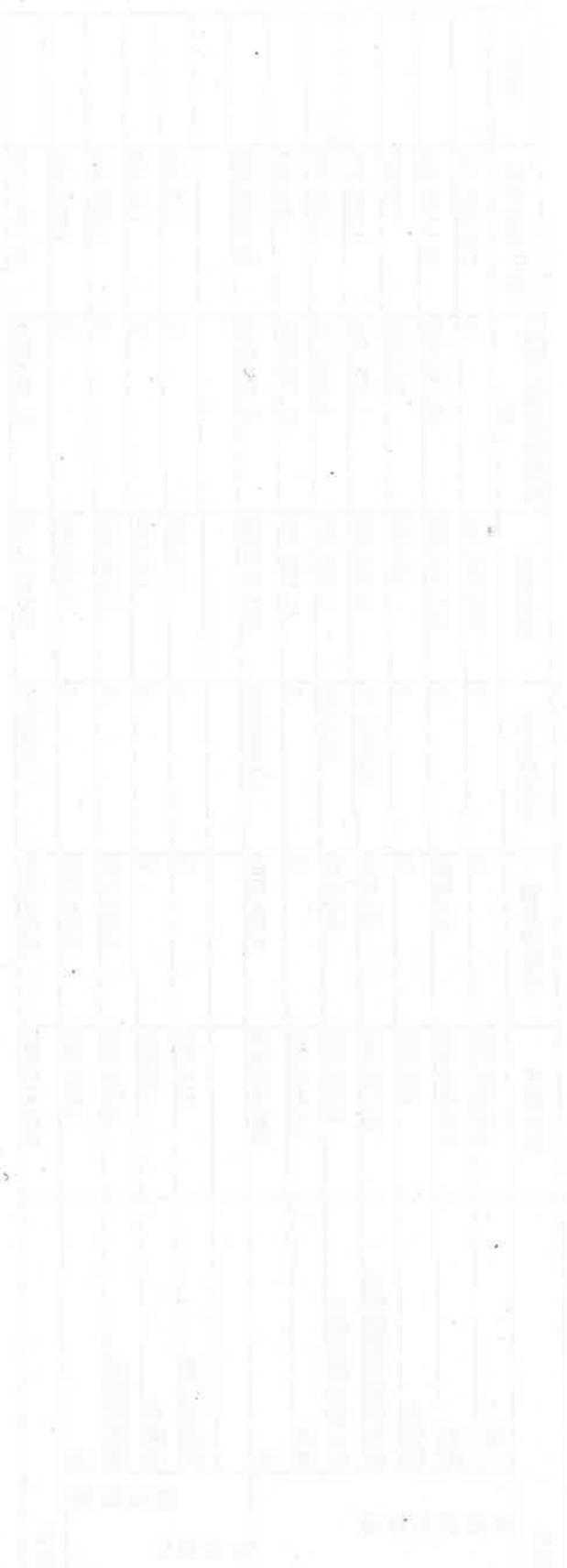
近畿財務局



固 定 資 産 明 紹 表  
自平成24年4月1日 至平成25年3月31日

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘要
有形固定資産	土地	240,090,721	0	240,090,721	0	240,090,721	
	建物	312,830,000	514,500	0	313,344,500	48,748,488	264,596,012
	構築物	430,000	0	0	420,000	229,333	200,667
	教育研究用機器備品	25,736,443	480,000	16,692,135	9,524,308	7,238,792	2,285,516
	その他機器備品	9,940,106	240,000	313,939	9,866,167	4,340,741	5,525,426
	車両	11,465,700	0	0	11,465,700	11,105,676	360,024
計	600,492,970	1,234,500	17,006,074	584,721,396	71,663,030	513,058,366	
その他の固定資産	電話加入権	214,322	0	214,322	0	214,322	
	出資金	140,000	0	0	140,000	0	140,000
	保険積立金	2,570,400	1,028,160	0	3,598,560	0	3,598,560
	計	2,924,722	1,028,160	0	3,952,882	0	3,952,882
合計	603,417,692	2,262,660	17,006,074	588,674,278	71,663,030	517,011,248	

近畿財務局



借入金明細表  
自平成24年4月1日至平成25年3月31日

借入先		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	利率	返済期限	摘要
公的金融機関		-	-	-	-	-	-	
市中金融機関		-	-	-	-	-	-	
その他		-	-	-	-	-	-	
小計		-	-	-	-	-	-	
長期借入金		225,581,967	0	※14,187,931	211,394,036	1.875%	平成24年5月	(施設費)
		116,250,000	0	※9,000,000	107,250,000	1.875%	平成24年6月	担保:土地建物 担保:建物
	小計	341,831,967	0	※23,187,931	318,644,036			
その他		-	-	-	-	-	-	
小計		341,831,967	0	※23,187,931	318,644,036			
公的金融機関		-	-	-	-	-	-	
市中金融機関		-	-	-	-	-	-	
その他		-	-	-	-	-	-	
返済期限が一年以内の長期借入金		23,031,244	※23,187,931	23,031,244	23,187,931			
小計		23,031,244	※23,187,931	23,031,244	23,187,931			
短期借入金								
合計		364,863,211	0	23,031,244	341,831,967			

近畿財務局



**基 本 金 明 細 表**  
平成24年4月1日 至平成25年3月31日

事項	要組入額	組入額	未組入額	摘要
第1号基本金 前期繰越高	600,707,292	309,458,477	291,248,815	
当期組入高 設備取得高				
(1) 土地 借入金返済額		10,707,931	△ 10,707,931	
(2) 建物 取得額 借入金返済額 計	514,500 7,200,000 514,500	514,500 7,714,500	△ 7,200,000 △ 7,200,000	
(3) 教育用機器備品 取得額 過年度修正額 計	480,000 △ 16,692,135 △ 16,212,135	480,000 △ 16,692,135 △ 16,212,135		
(3) その他の機器備品 取得額 過年度修正額 計	240,000 △ 313,939 △ 73,939	240,000 △ 313,939 △ 73,939		
小計	△ 15,771,574	2,136,357	△ 17,907,931	
当期末残高	584,935,718	311,594,834	273,340,884	
第4号基本金 前期繰越高	13,000,000	13,000,000	0	
当期組入高	0	0	0	
当期末残高	13,000,000	13,000,000	0	
合計 前期繰越高 当期組入高 当期末残高		322,458,477 2,136,357 324,594,834	291,248,815 △ 17,907,931 273,340,884	

近畿財務局



事業用算書

平成23年度

○  
計算書類

○

学校法人 森友学園

近畿財務局

關稅司

關稅司

## 1 学校法人 森友学園

第1号様式

## 資金収支計算書

平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで

(単位 円)

収入の部				
科 目	予 算	決 算	差 異	
学生生徒等納付金収入	( 85,500,000)	( 86,977,491)	(△ 1,477,491)	
保育料収入	34,000,000	34,867,400	△ 667,400	
入園金収入	6,000,000	6,050,000	△ 50,000	
教育費収入	26,500,000	26,912,000	△ 412,000	
行事費収入	3,000,000	3,141,711	△ 141,711	
給食費収入	16,000,000	16,206,380	△ 206,380	
寄付金収入	( 6,200,000)	( 6,352,745)	(△ 152,745)	
一般寄付金収入	6,200,000	6,352,745	△ 152,745	
補助金収入	( 98,954,200)	( 93,954,200)	( 0)	
大阪府経常費補助金	37,302,000	37,302,000	0	
特別支援教育費補助金	30,576,000	30,576,000	0	
就園奨励費補助金	25,970,200	25,970,200	0	
市町村補助金	106,000	106,000	0	
資産運用収入	( 6,830,000)	( 6,914,320)	(△ 84,320)	
受取利息・配当金収入	30,000	34,140	△ 4,140	
施設設備利用料収入	6,800,000	6,880,180	△ 80,180	
事業収入	( 19,000,000)	( 20,251,349)	(△ 1,251,349)	
用品代収入	9,500,000	9,952,809	△ 452,809	
スクールバス維持費収入	7,000,000	7,090,000	△ 90,000	
ホームクラス収入	500,000	712,540	△ 212,540	
未就園児保育料収入	1,500,000	1,728,000	△ 228,000	
未就園児教育費収入	500,000	768,000	△ 268,000	
雑収入	( 11,000,000)	( 11,959,646)	(△ 959,646)	
退職金財団給付金収入	4,000,000	4,114,894	△ 114,894	
その他の雑収入	5,000,000	5,554,257	△ 554,257	
団体助成金収入	2,000,000	2,290,995	△ 290,995	
前受金収入	( 5,500,000)	( 5,250,000)	( 250,000)	
入学金前受金収入	5,000,000	4,750,000	( 250,000)	
施設利用料前受金収入	500,000	500,000	0	
その他の収入	( 27,000,000)	( 27,402,525)	(△ 402,525)	
前期末未収入金回収収入	1,500,000	1,316,750	( 183,250)	
立替金回収収入	5,500,000	5,318,108	( 181,891)	
預り金受入収入	20,000,000	20,767,666	△ 767,666	
資金収入調整勘定	(△ 7,800,000)	(△ 7,664,875)	( 64,875)	
期末未収入金	△ 2,100,000	△ 2,014,875	( 85,125)	
前期末前受金	△ 5,500,000	△ 5,650,000	△ 150,000	
前年度繰越支払資金	121,514,993	121,514,993		
収入の部合計	368,899,193	372,912,394	△ 4,013,201	

近畿財務局

## 1 学校法人 森友学園

(単位 円)

支出の部		予 算	決 算	差 异
科 目				
人件費支出	(	82,000,000)	( 81,240,581)	( 759,469)
教員人件費支出		53,000,000	52,439,681	560,369
職員人件費支出		25,000,000	24,686,506	313,494
退職金支出		4,000,000	4,114,394	△ 114,394
教育研究経費支出	(	35,200,000)	( 34,717,777)	( 482,223)
消耗品費支出		2,500,000	2,426,583	73,417
光熱水費支出		1,600,000	1,564,888	35,112
旅費交通費支出		1,000,000	932,517	67,483
研究費支出		1,500,000	1,523,188	△ 23,188
車輌燃料費支出		600,000	559,513	40,487
福利費支出		500,000	496,976	3,024
通信運搬費支出		600,000	581,321	88,679
行事費支出		5,400,000	5,367,616	82,384
給食費支出		14,000,000	14,124,488	△ 124,488
保健衛生費支出		600,000	567,729	32,271
修繕費支出		500,000	441,350	58,650
損害保険料支出		1,900,000	1,821,170	78,830
賃借料支出		2,200,000	2,183,685	16,315
諸会費支出		400,000	381,235	18,765
報酬委託手数料支出		1,800,000	1,732,131	67,869
雑費支出		100,000	88,387	66,613
管理経費支出	(	21,500,000)	( 20,953,772)	( 546,228)
消耗品費支出		300,000	293,527	6,473
光熱水費支出		400,000	391,222	8,778
旅費交通費支出		400,000	393,811	6,189
車輌燃料費支出		50,000	45,301	34,699
福利費支出		100,000	103,332	△ 3,332
通信運搬費支出		400,000	374,213	25,787
修繕費支出		150,000	135,686	14,314
公租公課支出		1,000,000	965,600	34,400
広報費支出		1,200,000	1,167,028	32,972
諸会費支出		200,000	174,200	25,800
会議費支出		500,000	482,304	17,696
涉外費支出		2,900,000	2,839,442	60,558
報酬委託手数料支出		4,000,000	3,966,405	33,595
用品代支出		5,600,000	5,572,977	27,023
スクールバス維持費支出		3,200,000	3,113,936	86,064
ホームクラス支出		200,000	155,381	44,619
雑費支出		900,000	809,407	90,593
借入金等利息支出	(	5,500,000)	( 5,435,914)	( 64,086)
借入金利息支出		5,500,000	5,435,914	64,086
借入金等返済支出	(	23,000,000)	( 22,876,848)	( 123,152)
短期借入金返済支出		23,000,000	22,876,848	123,152
設備関係支出	(	4,200,000)	( 4,180,000)	( 20,000)
その他の機器備品支出		4,200,000	4,180,000	20,000
その他の支出	(	27,700,000)	( 27,404,910)	( 295,090)
保険積立金支払支出		1,000,000	1,028,160	△ 28,160
前期末未払金支払支出		1,200,000	1,140,750	59,250
預り金支払支出		28,500,000	23,462,833	37,167
立替金支払支出		2,000,000	1,773,167	226,833

近畿財務局

## I 学校法人 森友学園

(単位 円)

支出の部 科 目	予 算	決 算	差 异
予備費	( 0 ) 1,000,000		1,000,000
資金支出調整勘定	(△ 2,500,000)	(△ 2,544,012)	( 44,012)
期末未払金	△ 2,500,000	△ 2,544,012	44,012
次年度繰越支払資金	171,299,193	178,646,654	△ 7,347,461
支出の部合計	368,899,193	372,912,394	△ 4,013,201

近畿財務局

## 1 学校法人 森友学園

第2号様式

## 資金収支内訳表

平成23年4月1日から

平成24年3月31日まで

## 収入の部

(単位 円)

科 目	部 門	学校 法 人	森本幼稚園	総 合 計	
学生生徒等納付金収入		( 0 )	( 86,977,491 )	( 86,977,491 )	
保育料収入		0	34,667,400	34,667,400	
入園金収入		0	6,050,000	6,050,000	
教育費収入		0	26,912,000	26,912,000	
行事費収入		0	3,141,711	3,141,711	
給食費収入		0	16,206,380	16,206,380	
寄付金収入		( 0 )	( 6,352,745 )	( 6,352,745 )	
一般寄付金収入		0	6,352,745	6,352,745	
補助金収入		( 0 )	( 93,954,200 )	( 93,954,200 )	
大阪府経常費補助金		0	37,302,000	37,302,000	
特別支援教育費補助金		0	30,576,000	30,576,000	
就園奨励費補助金		0	25,970,200	25,970,200	
市町村補助金		0	106,000	106,000	
資産運用収入		( 0 )	( 6,914,320 )	( 6,914,320 )	
受取利息・配当金収入		0	34,140	34,140	
施設設備利用料収入		0	6,880,180	6,880,180	
事業収入		( 2,496,000 )	( 17,755,349 )	( 20,251,349 )	
用品代収入		0	9,952,809	9,952,809	
スクールバス維持費収入		0	7,090,000	7,090,000	
ホームクラス収入		0	712,540	712,540	
未就園児保育料収入		1,728,000	0	1,728,000	
未就園児教育費収入		768,000	0	768,000	
雑収入		( 0 )	( 11,959,646 )	( 11,959,646 )	
退職金財団給付金収入		0	4,114,394	4,114,394	
その他の雑収入		0	5,554,257	5,554,257	
団体助成金収入		0	2,290,995	2,290,995	
収入の部合計		2,496,000	223,913,751	226,409,751	

近畿財務局



## 1 学校法人 森友学園

## 支出の部

(単位 円)

科 目	部 門	学校 法 人	塚本幼稚園	総 合 計
人件費支出		( 4,893,588)	( 76,346,943)	( 81,240,531)
教員人件費支出		0	52,439,631	52,439,631
職員人件費支出		4,893,588	19,792,918	24,686,506
退職金支出		0	4,114,394	4,114,394
教育研究経費支出		( 0)	( 34,717,777)	( 34,717,777)
消耗品費支出		0	2,426,583	2,426,583
光熱水費支出		0	1,564,888	1,564,888
旅費交通費支出		0	932,517	932,517
研究費支出		0	1,523,188	1,523,188
車輌燃料費支出		0	559,513	559,513
福利費支出		0	496,976	496,976
通信運搬費支出		0	561,321	561,321
行革費支出		0	5,367,616	5,367,616
給食費支出		0	14,124,488	14,124,488
保健衛生費支出		0	567,729	567,729
修繕費支出		0	441,350	441,350
損害保険料支出		0	1,821,170	1,821,170
賃借料支出		0	2,183,685	2,183,685
諸会費支出		0	381,235	381,235
報酬委託手数料支出		0	1,732,131	1,732,131
雑費支出		0	33,387	33,387
管理経費支出		( 0)	( 20,953,772)	( 20,953,772)
消耗品費支出		0	293,527	293,527
光熱水費支出		0	391,222	391,222
旅費交通費支出		0	393,811	393,811
車輌燃料費支出		0	15,301	15,301
福利費支出		0	103,332	103,332
通信運搬費支出		0	374,213	374,213
修繕費支出		0	135,686	135,686
公租公課支出		0	965,600	965,600
広報費支出		0	1,167,028	1,167,028
諸会費支出		0	174,200	174,200
会議費支出		0	482,304	482,304
涉外費支出		0	2,839,442	2,839,442
報酬委託手数料支出		0	3,966,405	3,966,405
用品代支出		0	5,572,977	5,572,977
スクールバス維持費支出		0	3,113,936	3,113,936
ホームクラス支出		0	155,381	155,381
雑費支出		0	809,407	809,407
借入金等利息支出		( 0)	( 5,435,914)	( 5,435,914)
借入金利息支出		0	5,435,914	5,435,914
計		4,893,588	137,454,406	142,347,994

近畿財務局

## 人件費支出内訳表

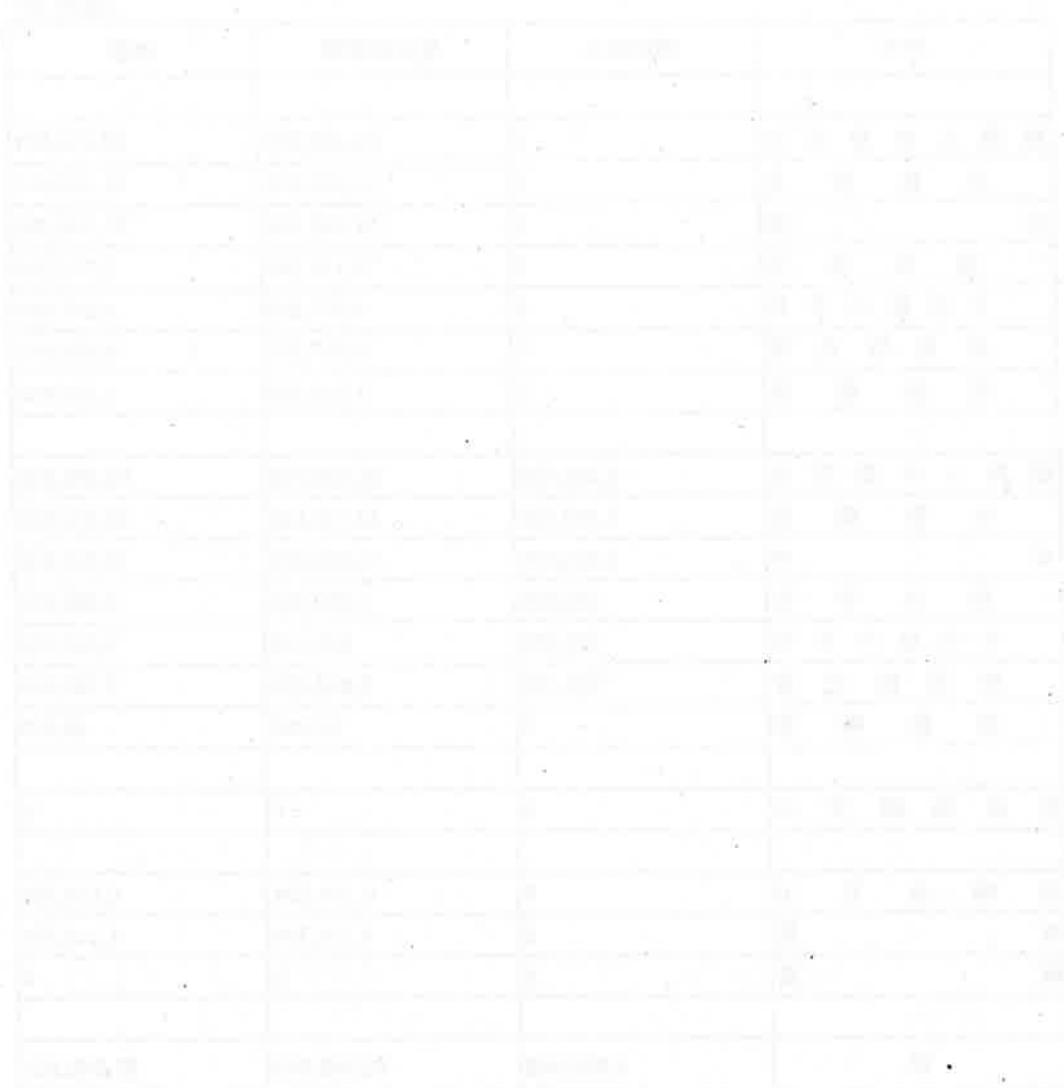
平成23年4月 1日から

平成24年3月31日まで

(単位:円)

科目	学校法人	塙本幼稚園	総額
教員人件費支出	0	52,439,631	52,439,631
本務教員	0	51,224,631	51,224,631
本俸	0	31,340,000	31,340,000
期末手当	0	9,119,200	9,119,200
その他の手当	0	4,507,858	4,507,858
所定福利費	0	6,257,573	6,257,573
兼務教員	0	1,215,000	1,215,000
職員人件費支出	4,893,588	19,792,918	24,686,506
本務職員	4,893,588	19,745,968	24,639,556
本俸	2,680,000	14,268,000	16,948,000
期末手当	980,000	1,680,000	2,660,000
その他の手当	698,480	949,116	1,647,596
所定福利費	535,108	2,848,852	3,383,960
兼務職員	0	46,950	46,950
役員報酬支出	0	0	0
退職金支出	0	4,114,394	4,114,394
教員	0	4,114,394	4,114,394
職員	0	0	0
計	4,893,588	76,346,943	81,240,531

近畿財務局



## 1 学校法人 森友学園

第4号様式

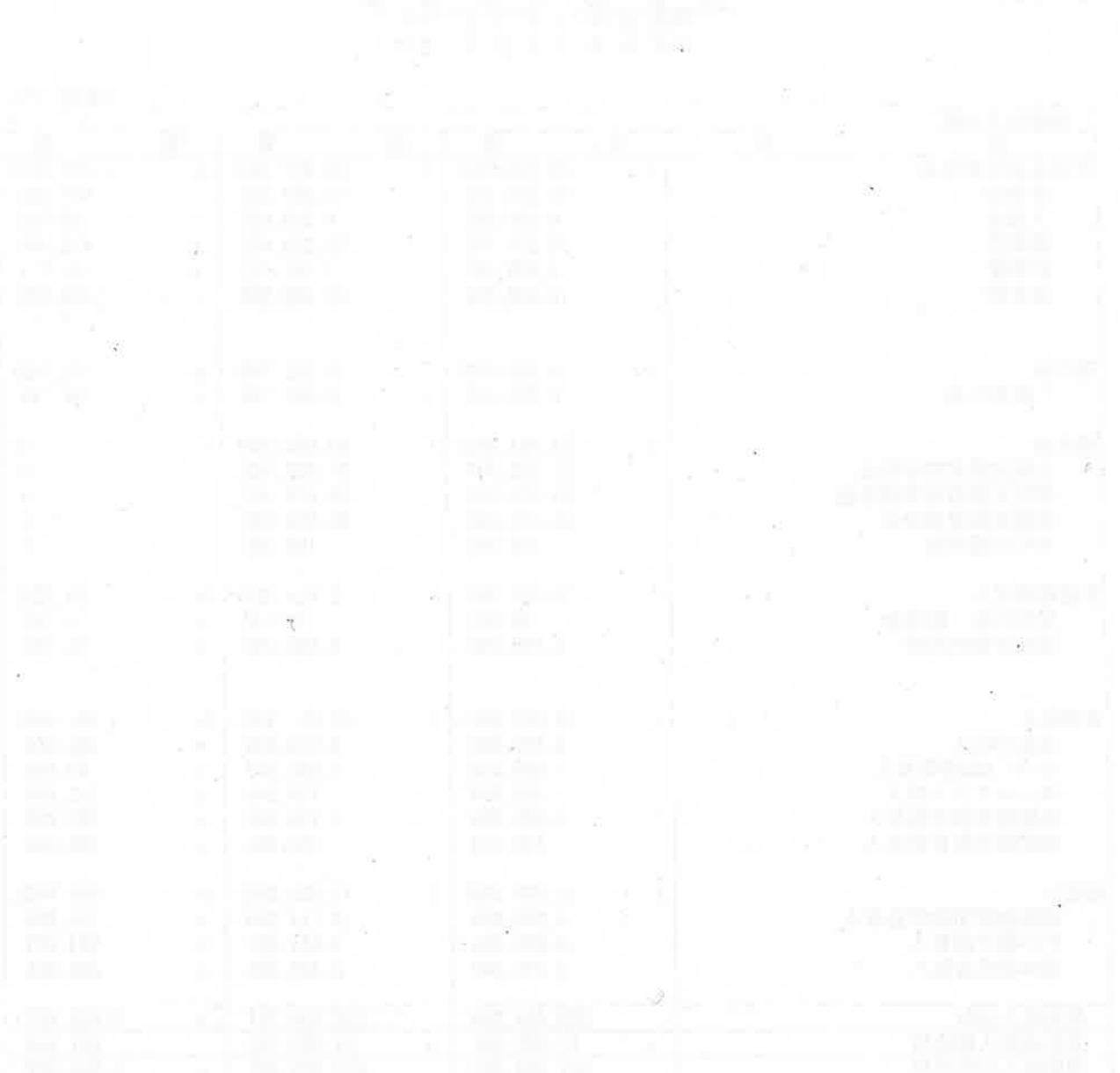
## 消費収支計算書

平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで

(単位 円)

消費収入の部				
科 目	予 算	決 算	差 異	
学生生徒等納付金	( 85,500,000)	( 86,977,491)	(△ 1,477,491)	
保育料	34,000,000	34,667,400	△ 667,400	
入園金	6,000,000	6,050,000	△ 50,000	
教育費	26,500,000	26,912,000	△ 412,000	
行事費	3,000,000	3,141,711	△ 141,711	
給食費	16,000,000	16,206,380	△ 206,380	
寄付金	( 6,200,000)	( 6,352,745)	(△ 152,745)	
一般寄付金	6,200,000	6,352,745	△ 152,745	
補助金	( 98,954,200)	( 93,954,200)	( 0)	
大阪府経常費補助金	87,302,000	37,302,000	0	
特別支援教育費補助金	30,576,000	30,576,000	0	
就園奨励費補助金	25,970,200	25,970,200	0	
市町村補助金	106,000	106,000	0	
資産運用収入	( 6,830,000)	( 6,914,320)	(△ 84,320)	
受取利息・配当金	30,000	34,140	△ 4,140	
施設設備利用料	6,800,000	6,880,180	△ 80,180	
事業収入	( 19,000,000)	( 20,251,849)	(△ 1,251,849)	
用品代収入	9,500,000	9,952,809	△ 452,809	
スクールバス維持費収入	7,000,000	7,090,000	△ 90,000	
ホームクラス収入	500,000	712,540	△ 212,540	
未就園児保育料収入	1,500,000	1,728,000	△ 228,000	
未就園児教育費収入	500,000	768,000	△ 268,000	
雑収入	( 11,000,000)	( 11,959,646)	(△ 959,646)	
退職金財団給付金収入	4,000,000	4,114,394	△ 114,394	
その他の雑収入	5,000,000	5,554,257	△ 554,257	
団体助成金収入	2,000,000	2,290,995	△ 290,995	
帰属収入合計	222,484,200	226,409,751	△ 3,925,551	
基本金組入額合計	△ 21,000,000	△ 21,931,244	△ 931,244	
消費収入の部合計	201,484,200	204,478,507	△ 2,994,307	

近畿財務局



## I 学校法人 森友学園

(単位 円)

消費支出の部		予 算	決 算	差 異
科 目				
人件費	(	82,000,000)	(	81,240,531)
教員人件費		53,000,000		52,439,631
職員人件費		25,000,000		24,686,506
退職金		4,000,000		4,114,394
教育研究経費	(	42,850,000)	(	42,187,673)
消耗品費		2,500,000		2,426,583
光熱水費		1,600,000		1,564,888
旅費交通費		1,000,000		932,517
研究費		1,500,000		1,523,188
車輌燃料費		600,000		559,518
福利費		500,000		496,976
通信運搬費		600,000		561,321
行事費		5,400,000		5,367,616
給食費		14,000,000		14,124,488
保健衛生費		600,000		567,729
修繕費		500,000		441,350
損害保険料		1,900,000		1,821,170
賃借料		2,200,000		2,188,685
諸会費		400,000		381,235
報酬委託手数料		1,800,000		1,782,181
建物減価償却額		7,000,000		6,882,280
構築物減価償却額		50,000		43,000
教育用機器減価償却額		600,000		544,636
雑費		100,000		88,387
管理経費	(	24,400,000)	(	23,668,573)
消耗品費		300,000		298,527
光熱水費		400,000		391,222
旅費交通費		400,000		393,811
車輌燃料費		50,000		15,301
福利費		100,000		103,332
通信運搬費		400,000		374,213
修繕費		150,000		135,686
公租公課		1,000,000		965,600
広報費		1,200,000		1,187,028
諸会費		200,000		174,200
会議費		500,000		482,304
涉外費		2,900,000		2,839,442
報酬委託手数料		4,000,000		3,966,405
用品代支出		5,600,000		5,572,977
スクールバス維持費支出		3,200,000		3,113,936
ホームクラス支出		200,000		155,381
その他機器減価償却額		900,000		845,082
車輌減価償却額		2,000,000		1,869,719
雑費		900,000		809,407
借入金等利息	(	5,500,000)	(	5,435,914)
借入金利息		5,500,000		5,435,914
予備費	(	0)		
		1,000,000		1,000,000
消費支出の部合計		155,750,000		152,532,691
当年度消費収入超過額		45,734,200		51,945,816
前年度繰越消費収入超過額	△	47,573,117	△	47,573,117
翌年度繰越消費収入超過額	△	1,838,917		4,372,699

近畿財務局

## 1 学校法人 森友学園

第5号様式

## 消費収支内訳表

平成23年4月1日から

平成24年3月31日まで

## 消費収入の部

(単位 円)

科 目	部 門	学校 法 人	塙本幼稚園	総 合 計
学生生徒等納付金		( 0)	( 86,977,491)	( 86,977,491)
保育料		0	34,667,400	34,667,400
入園金		0	6,050,000	6,050,000
教育費		0	26,912,000	26,912,000
行事費		0	3,141,711	3,141,711
給食費		0	16,206,380	16,206,380
寄付金		( 0)	( 6,352,745)	( 6,352,745)
一般寄付金		0	6,352,745	6,352,745
補助金		( 0)	( 93,954,200)	( 93,954,200)
大阪府経常費補助金		0	37,302,000	37,302,000
特別支援教育費補助金		0	30,576,000	30,576,000
就園奨励費補助金		0	25,970,200	25,970,200
市町村補助金		0	106,000	106,000
資産運用収入		( 0)	( 6,814,320)	( 6,814,320)
受取利息・配当金		0	34,140	34,140
施設設備利用料		0	6,880,180	6,880,180
事業収入		( 2,496,000)	( 17,755,349)	( 20,251,349)
用品代収入		0	9,952,809	9,952,809
スクールバス維持費収入		0	7,090,000	7,090,000
ホームクラス収入		0	712,540	712,540
未就園児保育料収入		1,728,000	0	1,728,000
未就園児教育費収入		768,000	0	768,000
雑収入		( 0)	( 11,959,646)	( 11,959,646)
退職金財団給付金収入		0	4,114,394	4,114,394
その他の雑収入		0	5,554,257	5,554,257
団体助成金収入		0	2,290,995	2,290,995
帰属収入合計		2,496,000	223,913,751	226,409,751
消費収入の部合計		2,496,000	223,913,751	226,409,751

# 近畿財務局



## 1 学校法人 森友学園

## 消費支出の部

(単位 円)

科 目	部 門	学校 法 人	塚本幼稚園	総 合 計
人件費		( 4,893,588)	( 76,346,943)	( 81,240,531)
教員人件費		0	52,439,631	52,439,631
職員人件費		4,893,588	19,792,918	24,686,506
退職金		0	4,114,394	4,114,394
教育研究経費		( 0)	( 42,187,673)	( 42,187,673)
消耗品費		0	2,426,583	2,426,583
光熱水費		0	1,564,888	1,564,888
旅費交通費		0	932,517	932,517
研究費		0	1,523,188	1,523,188
車輌燃料費		0	559,513	559,513
福利費		0	496,976	496,976
通信運搬費		0	561,321	561,321
行事費		0	5,367,616	5,367,616
給食費		0	14,124,488	14,124,488
保健衛生費		0	567,729	567,729
修繕費		0	441,350	441,350
損害保険料		0	1,821,170	1,821,170
賃借料		0	2,183,685	2,183,685
諸会費		0	381,235	381,235
報酬委託手数料		0	1,732,131	1,732,131
建物減価償却額		0	6,882,260	6,882,260
構築物減価償却額		0	43,000	43,000
教育用機器減価償却額		0	544,636	544,636
雜費		0	33,387	33,387
管理経費		( 0)	( 23,668,573)	( 23,668,573)
消耗品費		0	293,527	293,527
光熱水費		0	391,222	391,222
旅費交通費		0	393,811	393,811
車輌燃料費		0	15,301	15,301
福利費		0	103,332	103,332
通信運搬費		0	374,213	374,213
修繕費		0	135,686	135,686
公租公課		0	965,600	965,600
広報費		0	1,167,028	1,167,028
諸会費		0	174,200	174,200
会賄費		0	482,304	482,304
涉外費		0	2,839,442	2,839,442
報酬委託手数料		0	3,966,405	3,966,405
用品代支出		0	5,572,977	5,572,977
スクールバス維持費支出		0	3,113,936	3,113,936
ホームクラス支出		0	155,381	155,381
その他機器減価償却額		0	845,082	845,082
車輌減価償却額		0	1,869,719	1,869,719
雜費		0	809,407	809,407
借入金等利息		( 0)	( 5,435,914)	( 5,435,914)
借入金利息		0	5,435,914	5,435,914
消費支出の部合計		4,893,588	147,639,103	152,532,691

近畿財務局

## 1 学校法人 森友学園

第6号様式

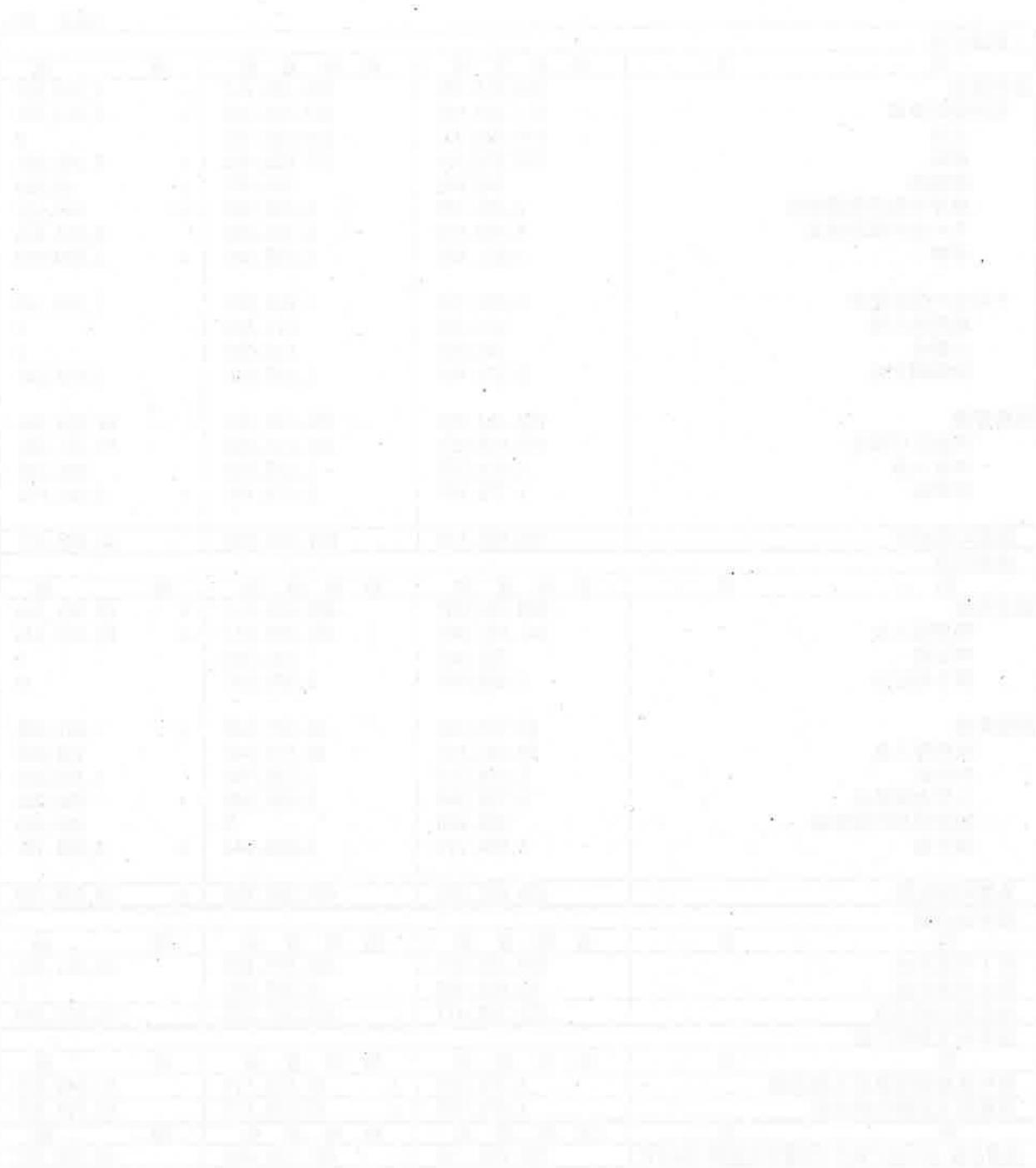
## 貸 借 対 照 表

平成24年3月31日現在

(単位 円)

資産の部		本年度末	前年度末	増減
科	目			
固定資産		524,218,480	529,195,017	△ 4,976,537
有形固定資産		521,293,758	527,298,455	△ 6,004,697
土地		240,090,721	240,090,721	0
建物		270,973,204	277,855,464	△ 6,882,260
構築物		243,667	286,667	△ 43,000
教育研究用機器備品		2,405,166	2,949,802	△ 544,636
その他の機器備品		6,068,910	2,734,992	△ 3,334,918
車輌		1,511,090	3,380,809	△ 1,869,719
その他の固定資産		2,924,722	1,896,562	△ 1,028,160
電話加入権		214,322	214,322	0
出資金		140,000	140,000	0
保険積立金		2,570,400	1,542,240	△ 1,028,160
流動資産		182,434,898	128,149,852	△ 54,284,844
現金及び預金		178,646,654	121,514,993	△ 57,131,661
未収入金		2,014,875	1,816,750	△ 698,125
立替金		1,773,167	5,318,109	△ 3,544,942
資産の部合計		706,653,176	657,344,869	△ 49,308,307
負債の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
固定負債		346,031,967	369,063,211	△ 23,031,244
長期借入金		341,831,967	364,863,211	△ 23,031,244
学校債		700,000	700,000	0
預り保証金		3,500,000	3,500,000	0
流動負債		33,790,033	35,327,542	△ 1,537,509
短期借入金		23,031,244	22,876,848	△ 154,396
未払金		2,544,012	1,140,750	△ 1,403,262
入学会前受金		4,750,000	5,660,000	△ 900,000
施設利用料前受金		500,000	0	△ 500,000
預り金		2,964,777	5,659,944	△ 2,695,167
負債の部合計		379,822,000	404,890,753	△ 24,568,753
基本金の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
第1号基本金		309,458,477	287,527,233	△ 21,931,244
第4号基本金		13,000,000	13,000,000	0
基本金の部合計		322,458,477	300,527,233	△ 21,931,244
消費収支差額の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
翌年度繰越消費収入超過額		4,372,699	△ 47,573,117	△ 51,945,816
消費収支差額の部合計		4,372,699	△ 47,573,117	△ 51,945,816
科	目	本年度末	前年度末	増減
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計		706,653,176	657,344,869	△ 49,308,307

近畿財務局



注記事項

1. 重要な会計方針

- ・引当金の計上基準

退職給与引当金

期末要支給額10,086,550円は私学退職金財団よりの交付金額と同額であるため  
退職給与引当金は計上していない

2. 重要な会計方針の変更等

なし

3. 減価償却額の累計額の合計額

79,199,212 円

4. 徴収不能引当金の合計額

0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地 240,090,721 円

建物 270,973,204 円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

291,248,815 円

7. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

なし

近畿財務局

固 定 資 産 產 明 細 表

自平成23年4月1日 至平成24年3月31日

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計	差引期末残高	摘要
有形固定資産	土地 240,090,721	0	0	240,090,721	0	240,090,721	
	建物 312,830,000	0	0	312,830,000	41,856,796	270,973,204	
	構築物 430,000	0	0	430,000	186,333	243,667	
	教育研究用機器備品 25,736,443	0	0	25,736,443	23,331,277	2,405,166	
	その他の機器備品 5,760,106	4,180,000	0	9,940,106	3,870,196	6,069,910	
	車両 11,465,700	0	0	11,465,700	9,954,610	1,511,090	
計	596,312,970	4,180,000	0	600,492,970	79,199,212	521,293,758	
その他 固定資産	電話加入権 214,322	0	0	214,322	0	214,322	
	出資金 140,000	0	0	140,000	0	140,000	
	保険積立金 1,542,240	1,028,160	0	2,570,400	0	2,570,400	
	計 1,896,562	1,028,160	0	2,924,722	0	2,924,722	
合計	598,209,532	5,208,160	0	603,417,692	79,199,212	524,218,480	

近畿財務局



借入金明細表  
自平成23年4月1日至平成24年3月31日

借入先	期首残高	当期増加額	期末残高	利率	返済期限	摘要
公的金融機関	-	-	-	-	-	
市中金融機関	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	
小計	-	-	-	-	-	
長期借入金						
公的金融機関	239,613,211	※14,031,244	225,581,967	1.875%	平成40年5月	(施設費)
市中金融機関	125,250,000	0	116,250,000	1.875%	平成40年6月	担保:土地建物 担保:建物
小計	364,863,211	0	※23,031,244	341,831,967		
その他	-	-	-	-	-	
小計	-	-	-	-	-	
計	364,863,211	0	※23,031,244	341,831,967		
短期借入金						
公的金融機関	-	-	-	-	-	
市中金融機関	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	
小計	-	-	-	-	-	
返済期限が一年以内の長期借入金	22,878,848	※23,031,244	22,878,848	23,031,244		
計	22,878,848	※23,031,244	22,724,714	22,878,848	23,031,244	
合計	387,742,059	※23,031,244	22,724,714	45,603,562	364,863,211	

近畿財務局



**基 本 金 明 細 表**  
平成23年4月1日 至平成24年3月31日

事項	要組入額	組入額	未組入額	摘要
第1号基本金 前期繰越高	596,527,292	287,527,233	309,000,059	
当期組入高 設備取得高				
(1) 土地 借入金返済額		10,551,244	△ 10,551,244	
(2) 建物 借入金返済額		7,200,000	△ 7,200,000	
(3) その他の機器備品 取得額	4,180,000	4,180,000		
小計	4,180,000	21,931,244	△ 17,751,244	
当期末残高	600,707,292	309,458,477	291,248,815	
第4号基本金				
前期繰越高	13,000,000	13,000,000	0	
当期組入高	0	0	0	
当期末残高	13,000,000	13,000,000	0	
合計				
前期繰越高		300,527,233	309,000,059	
当期組入高		21,931,244	△ 17,751,244	
当期末残高		322,458,477	291,248,815	

# 近畿財務局



森友学園 新規学校設立案件 収支計画・収入返済計画概要(初年度1,2年生を募集 小学校2クラス)

平成27年1月6日

生徒数 100%

収支計画		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
		△2項目	△1項目	1項目	2期目	3期目	4期目	5期目	6期目	7期目	8期目	9期目	10期目
事業取入	総合金収入			3,400	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	入学金収入			52,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
	施設料収入			25,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
	学費収入			78,000	126,000	174,000	222,000	270,000	288,000	288,000	288,000	288,000	288,000
	教育充実費収入			31,200	50,400	69,600	88,800	108,000	115,200	115,200	115,200	115,200	115,200
	補助金収入			16,800	33,600	50,400	67,200	84,000	100,800	100,800	100,800	100,800	100,800
	その他収入(給食代等)			15,600	25,200	34,800	44,400	54,000	57,600	57,600	57,600	57,600	57,600
	取入合計A	0	0	223,000	284,900	318,500	472,100	565,700	611,300	611,300	611,300	611,300	611,300
	教員人件費			55,000	72,830	91,555	110,386	130,94	133,594	133,594	133,594	133,594	133,594
	職員人件費			10,500	14,280	14,566	16,571	22,731	23,186	23,186	23,186	23,186	23,186
事業支出	臨時教員代			10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	教育研究経費支出			24,000	28,800	34,560	41,472	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766
	管理経費支出			36,000	24,000	28,890	34,560	41,472	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766
	※(管理経費(借地料))	8,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
	その他支出(授業料等)			15,600	25,200	34,800	44,400	54,000	57,600	57,600	57,600	57,600	57,600
	減価償却費			20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	支払利息			8,000	59,000	182,100	223,010	263,041	308,811	360,238	365,912	343,912	343,912
	營業収支(A-B)	△ 8,000	△ 59,000	40,900	61,890	115,459	162,289	205,462	244,388	267,388	267,388	267,388	267,388
	3月完成												
	1-2年生開校												

借入・返済計画		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
		△2期目	△1期目	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	6期目	7期目	8期目	9期目	10期目
自己資金・商取繰越資金		29,000	548,000	29,000	80,900	192,780	358,249	570,538	825,000	1,120,387	887,775	1,005,163	1,322,551
事業収支(劣化額)		△ 8,000	△ 59,000	40,900	61,890	115,459	162,289	205,462	244,388	267,388	267,388	267,388	267,388
(補助金追加)		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
運送費・土地購入				20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
設備購入・教育機器等				△ 400,000	△ 90,000	△ 39,000	-	-	-	-	-	-	-
敷設時寄付金収入				287,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
借入金													
次年度繰越残額		548,000	29,000	80,900	192,780	358,249	570,538	825,000	1,120,387	887,775	1,005,163	1,322,551	1,639,358

認定条件

1. 1学年2クラス
2. 1クラス40人
3. 初年度は1、2年生募集  
※開設年度2年生のみ1クラス25人
4. 入学検定料20,000円
5. 入学金400,000円(初年度のみ)
6. 施設費200,000円(初年度のみ)
7. 授業料月額50,000円
8. 教育充実費月額20,000円
9. 様助金収入生徒1人年額210,000円
10. その他収入(給食代等)は仮支ゼロ
11. 教員給与年額550万円  
5期目まで毎年3名増員する。給与は毎年2%アップ
12. 雇員給与年額350万円  
5期目まで生徒数に伴せて増員する。2%アップ
13. 臨時教員給与年額200万円
14. 教育機器整備・管理経費  
月額200万円で5期目まで毎年20%増加
15. 地代は年額2300万円

\*1 借地料は確定額ではない。(見渡り合わせ後に決定)

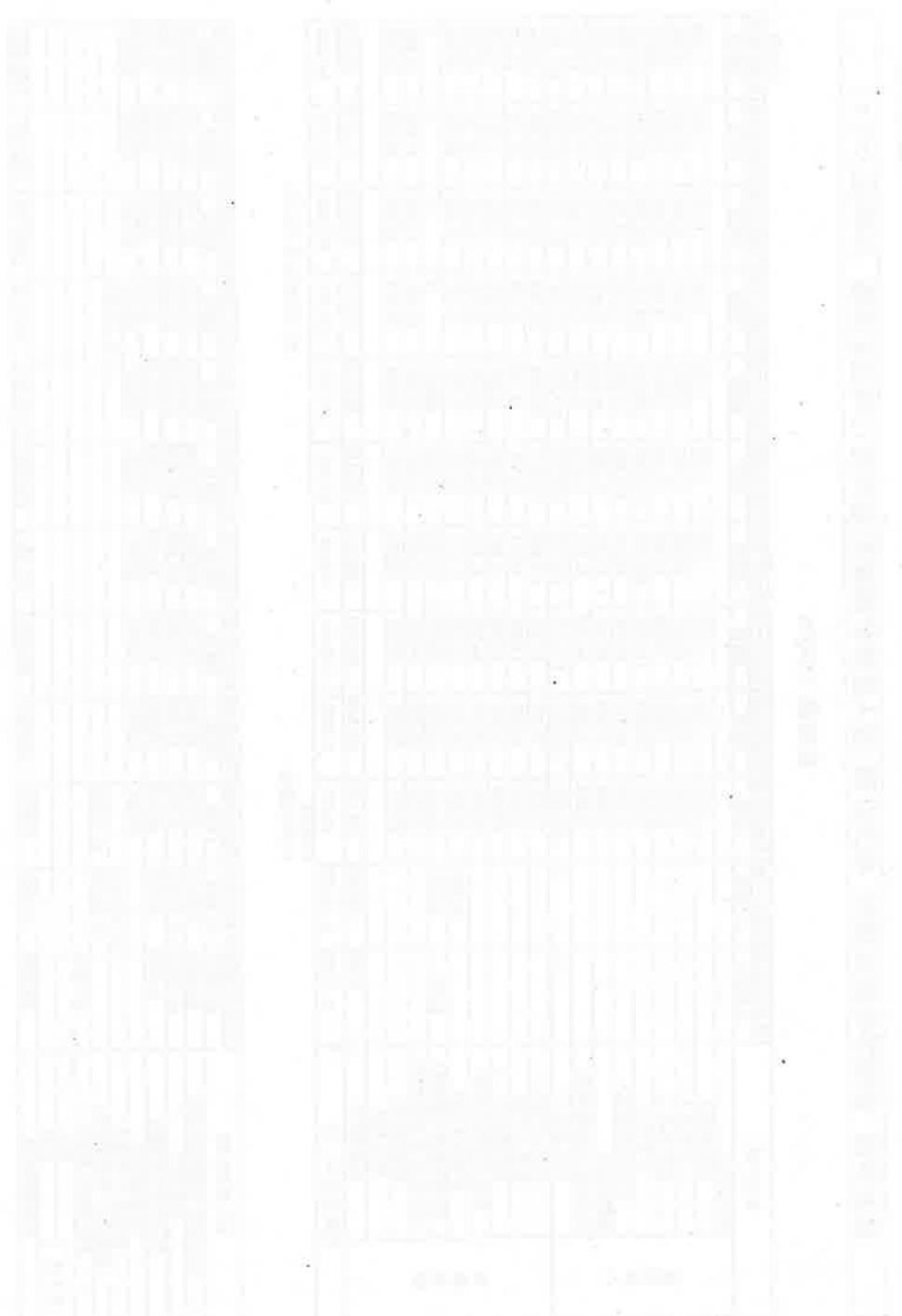
\*2 土地購入費

\*3 その他収入(給食代等)は仮支ゼロ

左記収支計画・返済計画概要について、  
十分に検討を重ねた結果、当該計画概要  
通りに事業収支及び借入返済が実行され  
ると思われる。

税理士

近畿財務局



## 校舎の配置図、各階平面図、立面図

※1階平面図が校舎配置図を兼ねる。

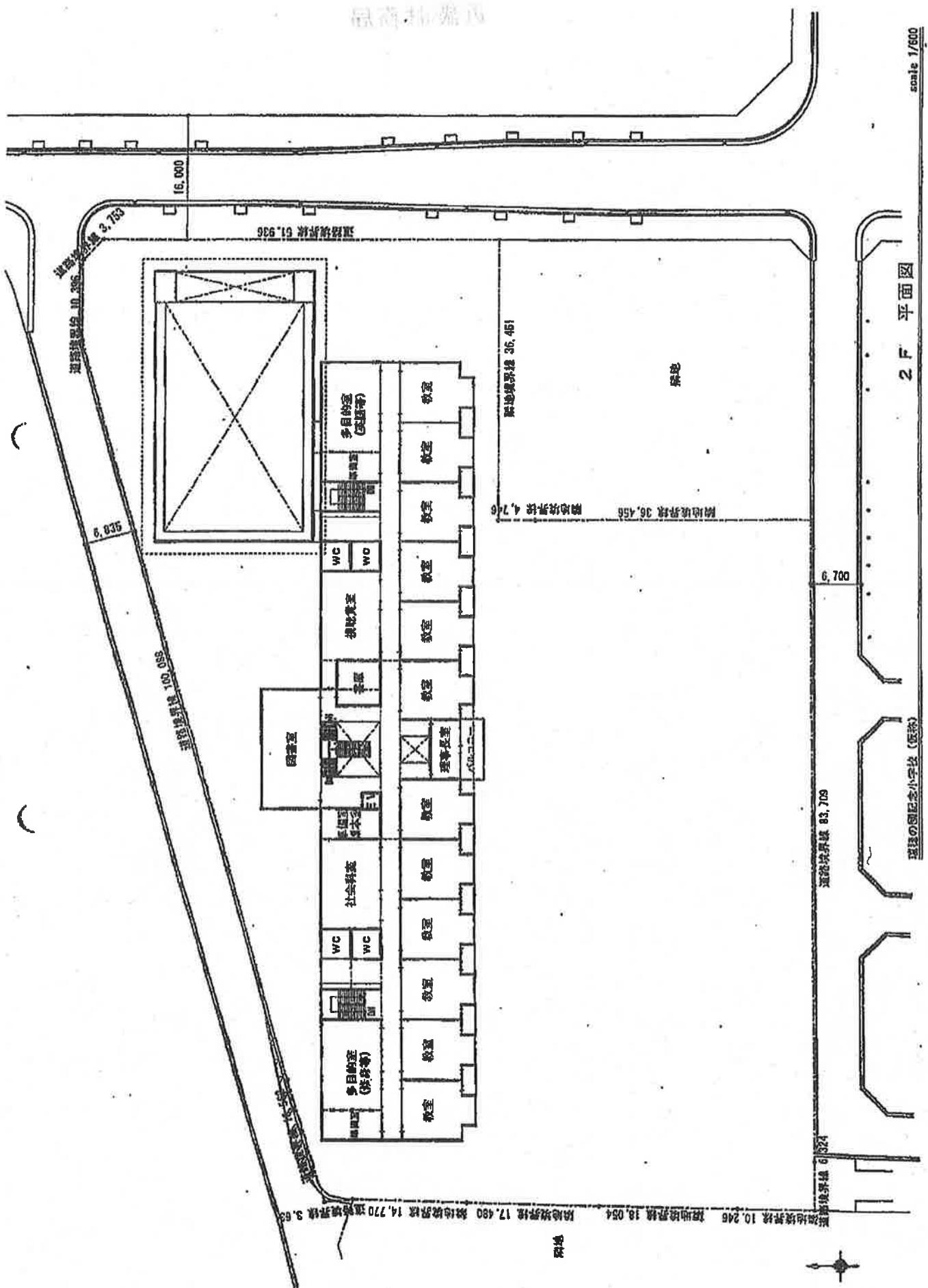
近畿財務局



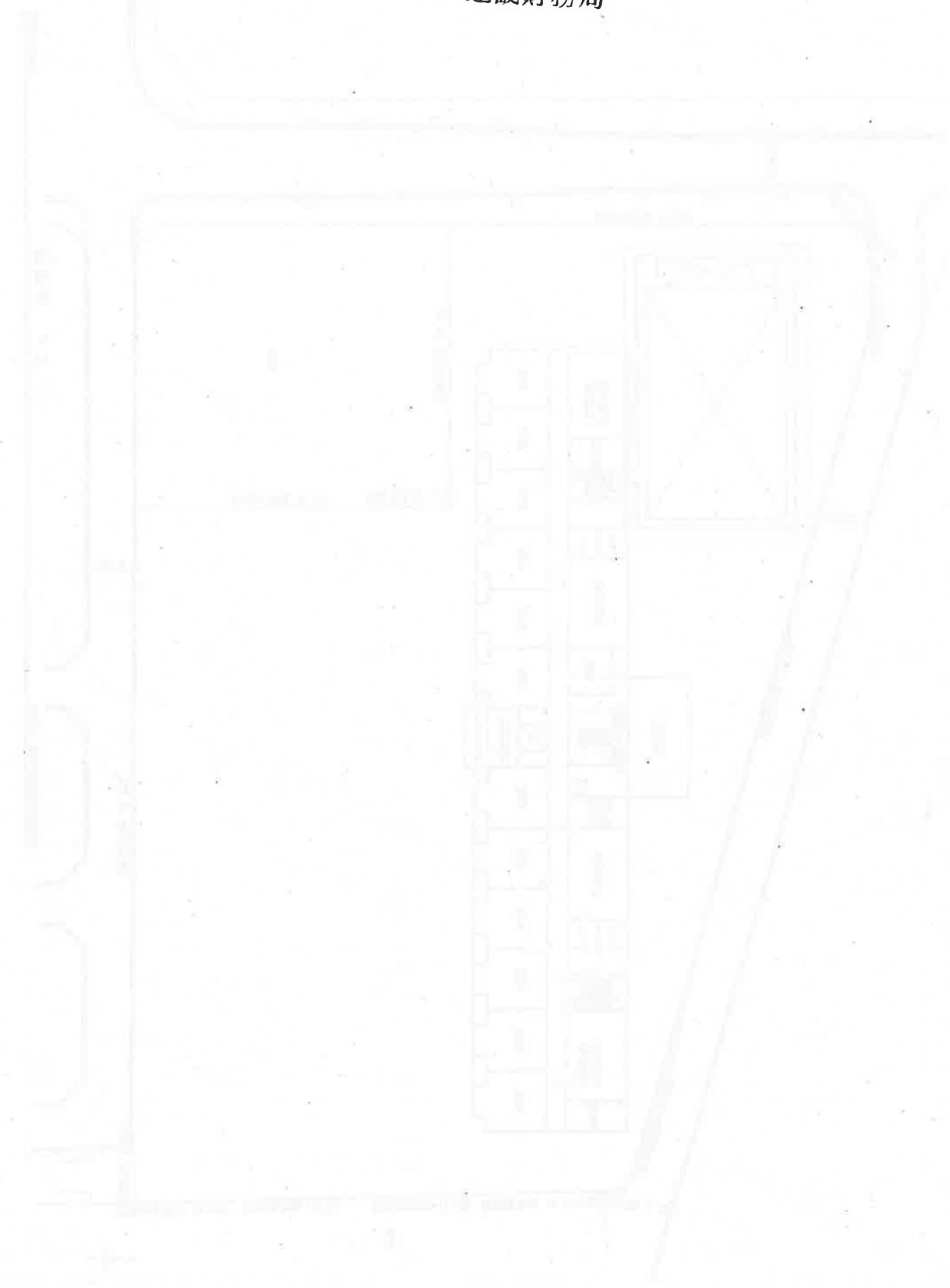


近畿財務局



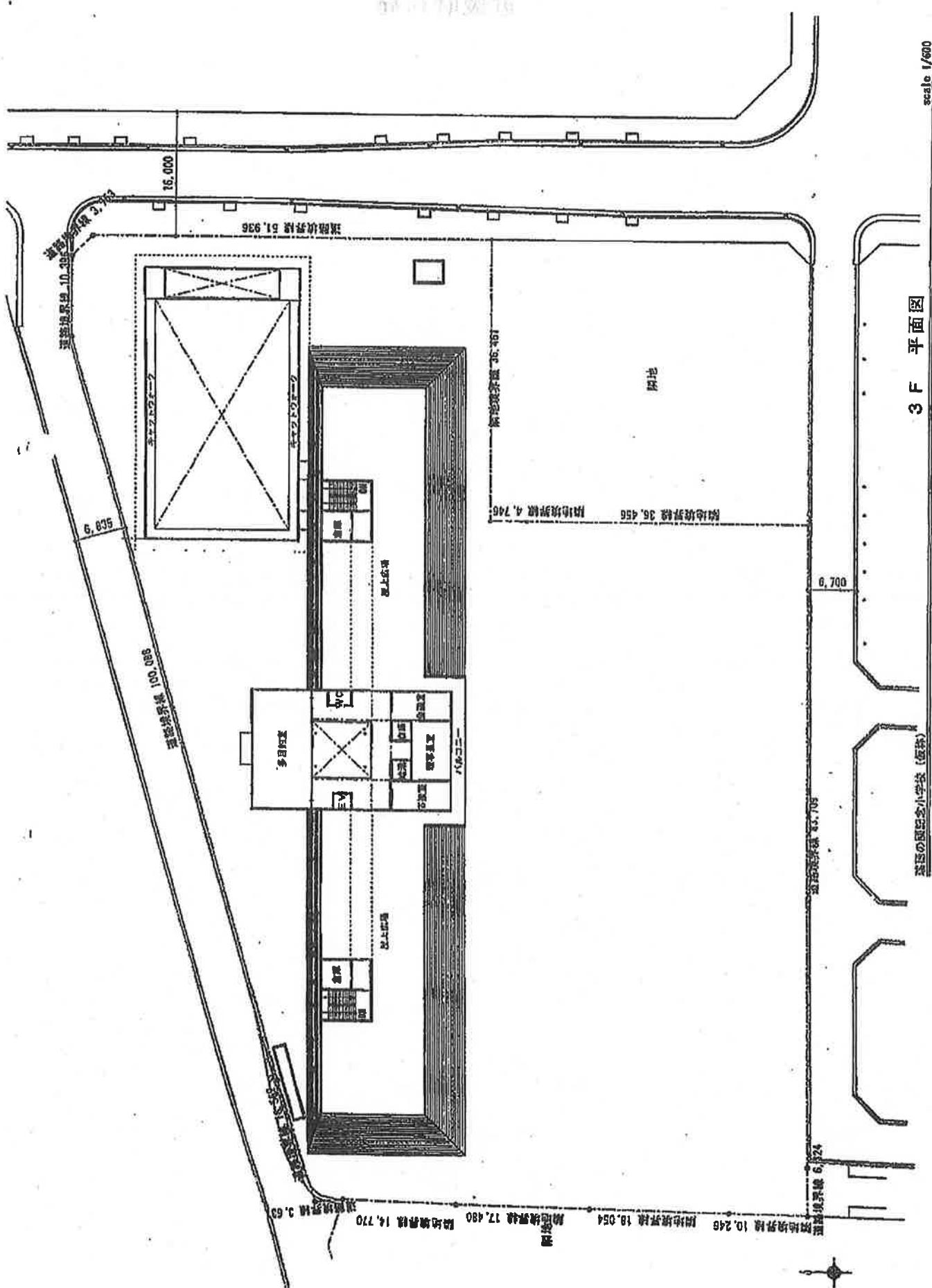


近畿財務局



scale 1/600

3 F 平面图



近畿財務局



scale 1/500

屋根伏図

延べの面積を小学校 (校舎)

道路地盤高 88.709

道路地盤平均高 6.724

16.000

0.700

6.724

梯段

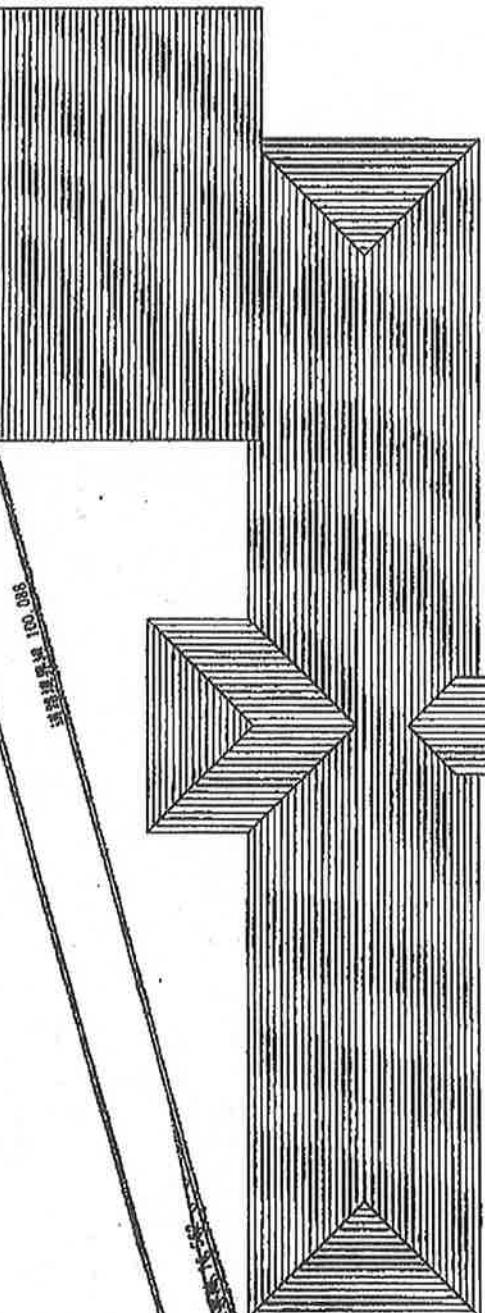
防護堤渠壁 35.461

路地地盤高 36.456 路地地盤高 4.746

道路地盤高 51.936

道路地盤高 10.295  
道路地盤高 3.755

6.835



道路地盤高 10.246 路地地盤高 18.054 路地地盤高 17.480 路地地盤高 14.770 道路地盤高 3.65

北

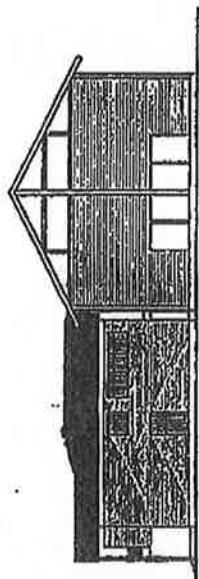
近畿財務局



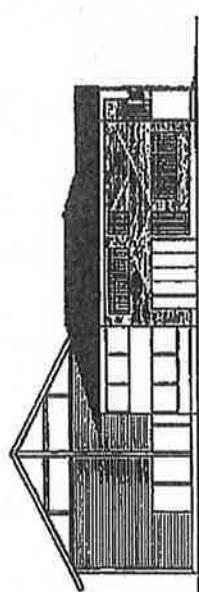
scale 1/500

立面図

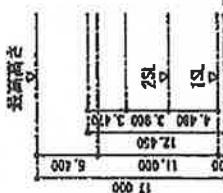
別紙の図記念小学校(正縮)



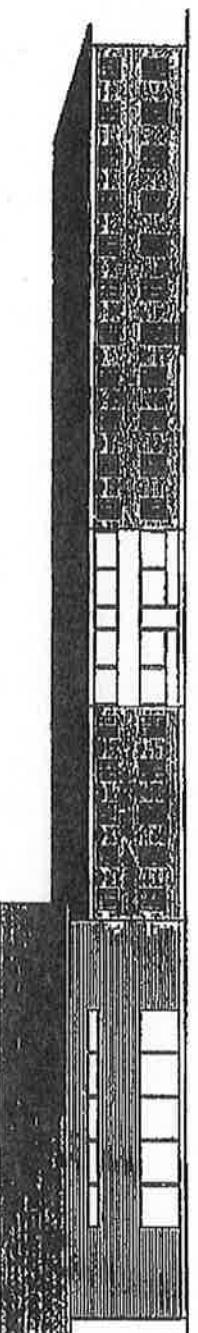
東立画面



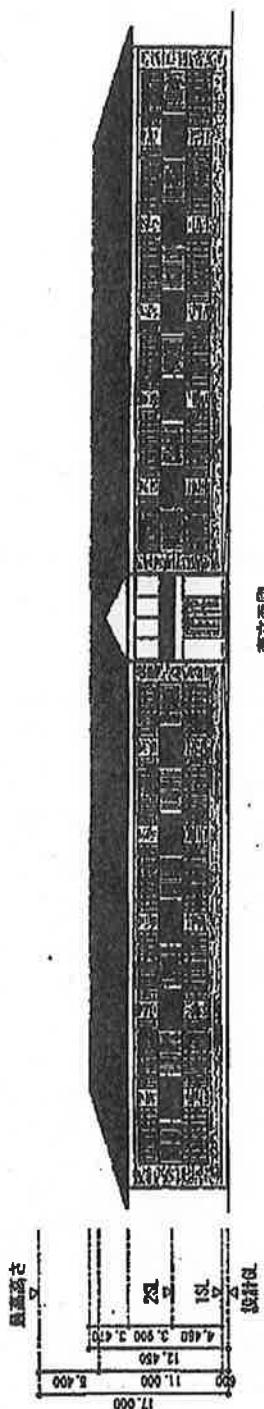
西立画面



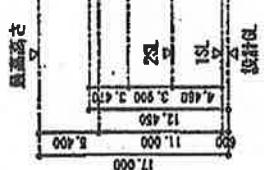
裏立画面



北立画面

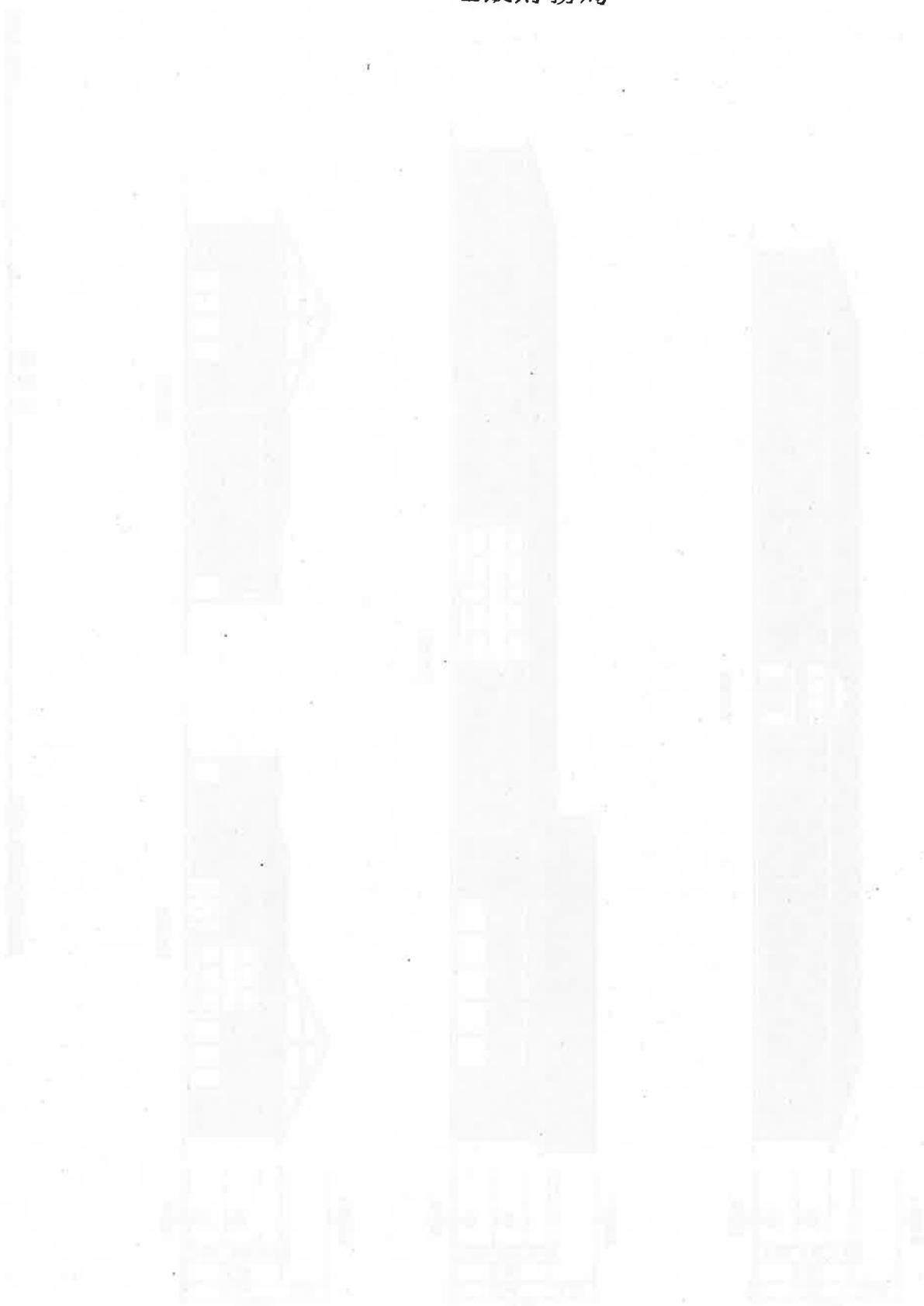


南立画面



17.000
11.000
6.400
5.400
11.450

近畿財務局



新規

寄附行為

学校法人 森友学園

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

# 学校法人森友学園寄附行為

## 第1章 総 則

### 第1条（名称）

この法人は、学校法人 森友学園と称する。

### 第2条（事務所）

この法人は、事務所を大阪市淀川区塚本一丁目6番25号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条（目的）

この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、国家有為な人材を育成することを目的とする。

### 第4条（設置する学校）

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

塚本幼稚園幼児教育学園

瑞穂の國記念小學院

## 第3章 役員及び理事会

### 第5条（役員）

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 6名
- (2) 監 事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。

理事長の職を解任するときも、同様とする。

### 第6条（理事の選任）

理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 塚本幼稚園幼児教育学園長
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 3人
- (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 2人

近畿財務局

2 前項第1項及び第2項の理事は、園長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

#### 第7条（監事の選任）

監事はこの法人の理事、職員（園長、教員その他の職員を含む、以下同じ。）又は評議員以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事会が選任する。

#### 第8条（役員の任期）

役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く、以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、職務を行う。

#### 第9条（役員の補充）

理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

#### 第10条（役員の解任及び退任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
  - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
  - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
  - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了。
  - (2) 辞任。
  - (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

#### 第11条（理事長の職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

# 近畿財務局

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県、三重県の8府県を管轄する日本の税關行政機関である。主な業務は、税關法に基づく税關監視、税關税金の徴収、税關税金の支拂いの監査、税關税金の逃れの取締りなどである。

## 第1章 会社の概要

### 第12条 (理事長の代表権の制限)

理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

### 第13条 (理事長職務の代理等)

理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

### 第14条 (監事の職務)

監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪府知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

### 第15条 (理事会)

この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があつた日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

# 近畿財務局

- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除籍のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第16条（業務の決定の委任）

法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

#### 第17条（議事録）

- 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

### 第4章 評議員会及び評議員

#### 第18条

- 1 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、13人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事会が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決するこ

# 近畿財務局

## 規則

とができない。

- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

### 第19条（議事録）

第17条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

### 第20条（諮問事項）

次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞くなければならない。

- (1) 予算・借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

### 第21条（評議員会の意見具申等）

評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

### 第22条（評議員の選任）

評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 2人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上の者のうちから、理事

近畿財務局

会において選任した者 7名

(3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 4名

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

### 第23条（任期）

評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間する。

2 評議員は、再任されることができる。

### 第24条（評議員の解任及び退任）

評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の決議により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の終了。

(2) 辞任。

## 第5章 資産及び会計

### 第25条（資産）

この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

### 第26条（資産の区分）

この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用資産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

### 第27条（基本財産の処分の制限）

基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一

# 近畿財務局

## 第2章 財産の管理

部に限り処分することができる。

### 第28条（積立金の保管）

基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

### 第29条（経費の支弁）

この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用資産をもって支弁する。

### 第30条（会計）

この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

### 第31条（予算及び事業計画）

この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

### 第32条（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。  
借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

### 第33条（決算及び実績の報告）

この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

### 第34条（財産目録等の備付け及び閲覧）

この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第14条3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在籍する者その他利害関係人から請求があった場合には、

近畿財務局

## 第三章

正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

### 第35条（資産の総額の変更登記）

この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度末終了後2月以内に登記しなければならない。

### 第36条（会計年度）

この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

## 第6章 解散及び合併

### 第37条（解散）

この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
  - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
  - (3) 合併
  - (4) 破産
  - (5) 大阪府知事の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては大阪府知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては大阪府知事の認定を受けなければならない。

### 第38条（残余財産の帰属者）

この法人が解散した場合（合併または破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属させるものとする。

### 第39条（合併）

この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て大阪府知事の認可を受けなければならない。

## 第7章 寄附行為の変更

### 第40条（寄附行為の変更）

この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、大阪府知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、大阪府知事に届け出なければならない。

近畿財務局

## 第8章 拡張式

い。

### 第8章 拡張式

#### 第41条 (書類及び帳簿の備付)

この法人は、第34条第2項の書類のほか、次に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

#### 第42条 (公告の方法)

この法人の公告は、学校法人森友学園の掲示場に掲示して行う。

#### 第43条 (施行規則)

この寄附行為の施行についての細則その他この法人の設置する学校の管理及び運営に  
関し必要な事項は、理事会が定める。

#### 附則

- 1 この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

# 近畿財務局

新旧比較対照表

新	旧
<p>第4条（設置する学校）</p> <p>この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>塙本幼稚園幼児教育学園 <u>瑞穂の國記念小學院</u></p>	<p>第4条（設置する学校）</p> <p>この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>塙本幼稚園幼児教育学園</p>
<p>附則</p> <p>1 この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p><u>2 この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附則</p> <p>1 この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。</p>

変更に係わる条文のみを記載、変更箇所に傍線を引き明示

近畿財務局

別紙

役員一覧

役職名	氏名（ふりがな）	性別	住所	生年月日
理事長	かごいけやすひろ 籠池 康博	男	豊中市本町 6-12-62	
理事				
監事				

(注) 本様式には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合には、その者も含む）全員を記載すること

# 近畿財務局



## 事業計画決定時における理事会議事録

近畿財務局

近畿財務局

塙本幼稚園

塙本幼稚園 理事会

【日 時】 平成 26 年 7 月 4 日 (金) PM1:00

【場 所】 塙本幼稚園 職員室  
理事全員出席。

理事長、席に着き開会を宣す。以前より諂っていた学校建設につき曲折があつたことを説明。

(第 1 号議案) 小学校開設について小学校の名称を『瑞穂の國記念小学校』とし、平成 26 年 7 月私学審議会を無理せず、設計の細部にわたって説明し、12 月の審議会にかける旨、報告し、みな了承した。資産における負担は、以下とすることが point であり、建物の仕様をいかにするかを再度検討して上員一致で認を得た。(26年度)

さらに、小学校設立申請書を 8 月に府に提出し、小学校開設に向けた上員一致で邁進することを誓った。

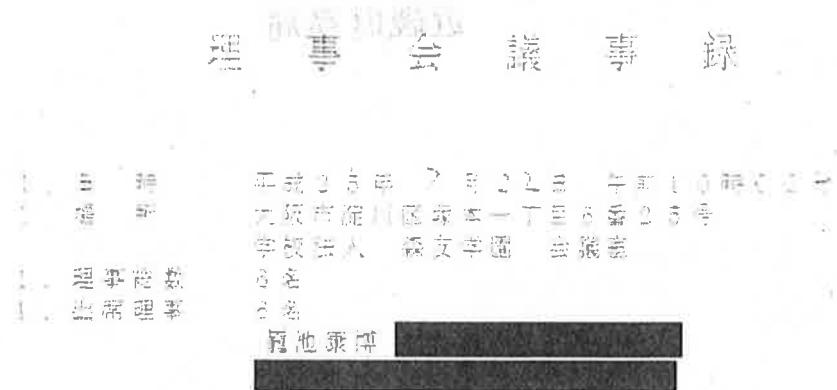
\* [REDACTED] 設計事務所による設計変更あり。

今後、開発行為が始まり、私学審議会にかかるところであるが、[REDACTED] する。「頑張るように」という各員発言あり。校長候補者と 2,3 人で

全員理事

# 近畿財務局





### 1. 議事の経過の要領及びその結果

定刻、寄附行為の規定により理事長藤田兼平氏が議長に選出され、開会式を行った。議長は、上記のとおり本日の出席理事数を報告し、平理事会の出席理事数を報告する。次に、議長は、議場に必要な寄附行為の定める定足数を満たしていることを述べ、園子に議事に入った。

#### 第1号議案

#### 小学校予定地購入参加承認の件

議長は、当法人の人間教育の一環として、更に教育の充実を図るため、おおむねからの計画であった小学校設置のための予定地として、下記の土地（豊田市交通省）が候補に挙がってきたことを報告しました。このうち、土地購入の申込の手続きに参加することとの賛否を議場に聽ったところ、一同審議の結果、満場一致をもって可決承認されました。当初の年程度は定期借地権で、その後、永久権が対応したところ、土地購入することをもって可決承認された。

記  
上記地 所在 豊田市新田町1501番  
地名 宅地  
地積 8770.4坪

#### 第2号議案

#### 取引金融機関の変更の件

議長は、当法人と毎年取引をしてきたが、平成25年秋に開催された金融機関の選定は、その他の金融機関と交渉を重ね、未だ確定はしないが、手堅い信頼のできる他の金融機関と取引をしたい旨を述べ、その旨を議場に聽ったところ、一同審議の結果、満場一致をもって可決承認された。

以上をもって本理事会の議事のすべて終了したので、議長は、閉会を宣言した。時に午前10時50分  
記録を明確にするためこの議事録を作り、議長及び正副理事に記名せしむ。

平成25年4月22日

平成25年4月22日  
正 副 理 事 会 に お いて  
事務局

近畿財務局

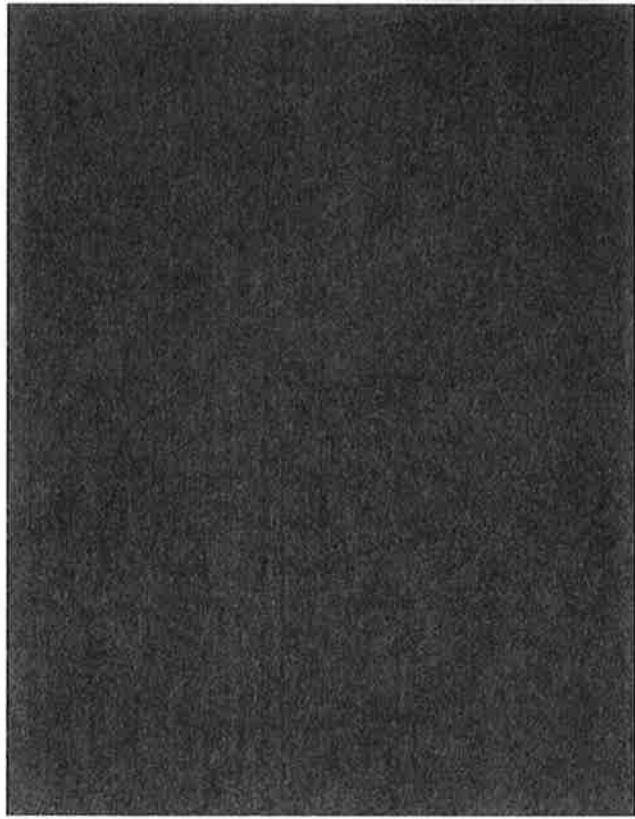


國立圖書館

印製  
印製

印製

印製



近畿財務局



真跡写

この写しは、原本と相違ないことを証明します。

平成 26 年 8 月 20 日

学校法人森友学園

理事長 篠池廉博



近畿財務局



# 独立監査人の監査報告書

平成26年5月20日

校法人 森友学園  
理事会 御中

公認会計士 谷口光夫事務所

公認会計士

公認会計士

○ 私たちは、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和54年1月19日付け大阪府公告第324号に基づき、学校法人森友学園の平成25年度（平成25年4月日から平成26年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## ○ 算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適時に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適時に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## ○ 監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

○ 監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## ○ 監査意見

私たちは、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人森友学園の平成26年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## ○ 利害関係

学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 近畿財務局

（明治三十一年九月）



近畿財務局

官吏

（明治三十一年九月）近畿財務局は、明治三十一年八月一日に開設された。近畿財務局は、主として、近畿地方の税金の収支を管理する機関である。また、近畿地方の経済状況を監視し、必要な場合は、経済政策を実施する機能も持つ。近畿財務局は、主に、近畿地方の税金の収支を管理する機関である。

（明治三十一年九月）近畿財務局は、主として、近畿地方の税金の収支を管理する機関である。また、近畿地方の経済状況を監視し、必要な場合は、経済政策を実施する機能も持つ。近畿財務局は、主に、近畿地方の税金の収支を管理する機関である。

（明治三十一年九月）近畿財務局は、主として、近畿地方の税金の収支を管理する機関である。また、近畿地方の経済状況を監視し、必要な場合は、絏済政策を実施する機能も持つ。近畿財務局は、主に、近畿地方の税金の収支を管理する機関である。

（明治三十一年九月）近畿財務局は、主として、近畿地方の税金の収支を管理する機関である。また、近畿地方の経済状況を監視し、必要な場合は、絏済政策を実施する機能も持つ。近畿財務局は、主に、近畿地方の税金の収支を管理する機関である。

（明治三十一年九月）近畿財務局は、主として、近畿地方の税金の収支を管理する機関である。また、近畿地方の経済状況を監視し、必要な場合は、絏済政策を実施する機能も持つ。近畿財務局は、主に、近畿地方の税金の収支を管理する機関である。

（明治三十一年九月）近畿財務局は、主として、近畿地方の税金の収支を管理する機関である。また、近畿地方の経済状況を監視し、必要な場合は、絏済政策を実施する機能も持つ。近畿財務局は、主に、近畿地方の税金の収支を管理する機関である。

# 独立監査人の監査報告書

平成25年5月20日

学校法人 森友学園

理事會御中

公認会計士 谷口光夫事務所

公認会計士

当監査人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和54年12月19日付け大阪府公告第324号に基づき、学校法人森友学園の平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。  
○ 計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査人の責任は、当監査人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人森友学園の平成25年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

学校法人と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

近畿財務局

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月31日

学校法人 森友学園

理事会 御中

公認会計士 谷口光夫事務所

公認会計士

当監査人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和54年12月19日付け大阪府公告第324号に基づき、学校法人森友学園の平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算表（人件費支出内訳表を含む）、消費収支計算表及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人森友学園の平成24年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

学校法人と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 近畿財務局

新潟支局長官

## 誓 約 書

- 私  
 当法人

は、国と国有財産売買契約を締結するにあたり、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は〇〇物件を第三者に賃貸すること。

契約担当官 財務（支）局長 殿

平成25年 8月26日

住所又は所在地 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号

氏名又は名称 学校法人森友学園 理事長 籠池康博

## 近畿財務局



近畿財務局

關稅總局

※ 法人の場合には、別紙役員一覧を添付

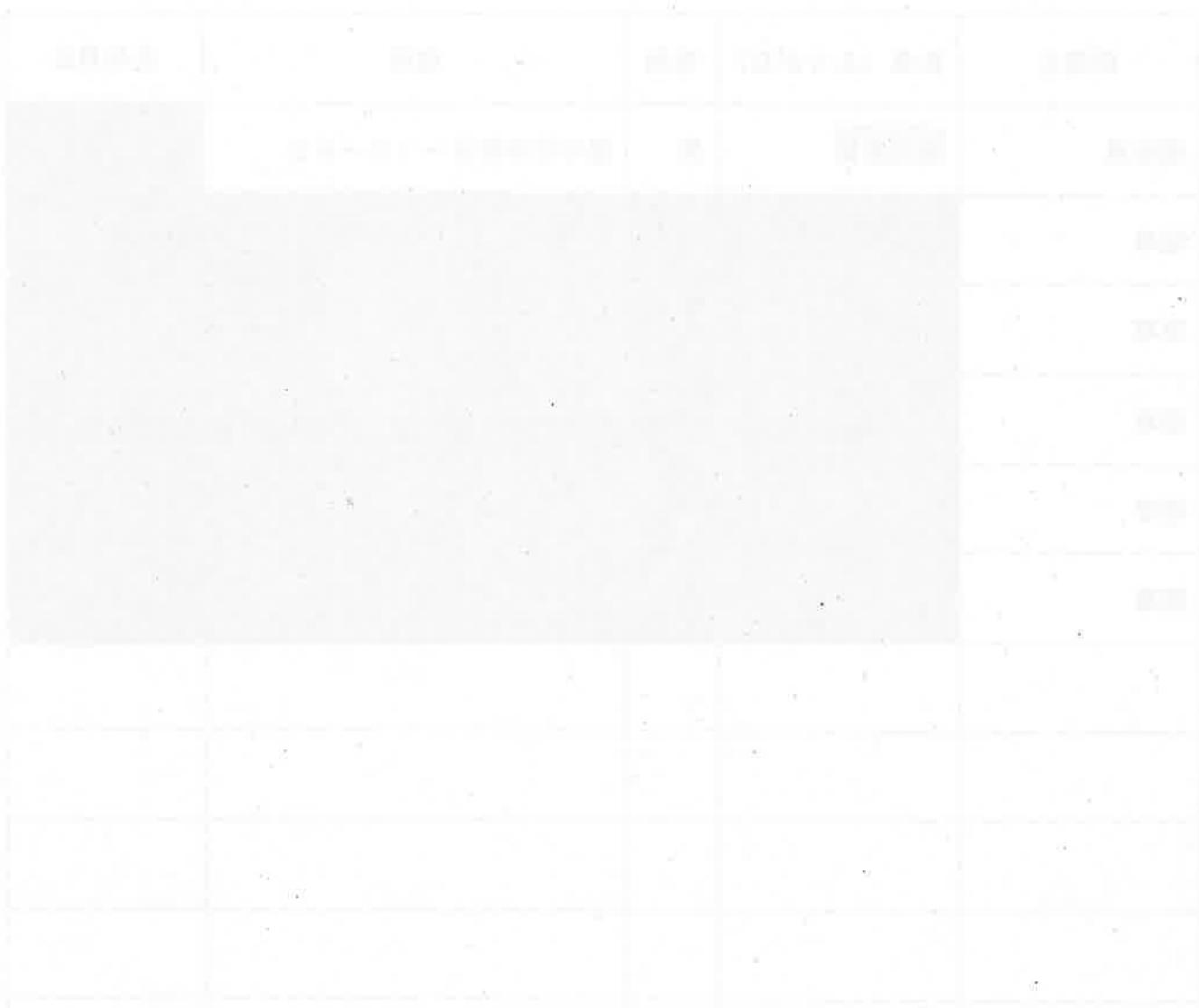
別紙

## 役員一覧

役職名	氏名（ふりがな）	性別	住所	生年月日
理事長	かごいけやすひろ 籠池廉博	男	豊中市本町 6-12-62	
理事				

(注) 本様式には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合には、その者も含む）全員を記載すること

# 近畿財務局



關西財務局總務課  
關西財務局總務課關西財務局總務課關西財務局總務課

關西財務局總務課  
關西財務局總務課關西財務局總務課關西財務局總務課

關西財務局總務課  
關西財務局總務課關西財務局總務課關西財務局總務課

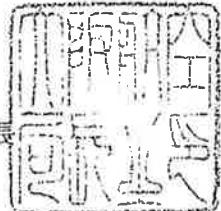
關西財務局總務課  
關西財務局總務課關西財務局總務課關西財務局總務課

統括官	上席	管理官	担当者
○	○	○	○

阪空補第 590 号  
平成 25 年 4 月 30 日



近畿財務局長殿



大阪航空局長

各省各庁所管特別会計所属普通財産（土地）の売払処分依頼について

【大阪国際空港豊中市場外用地】

標記について、平成 23 年 6 月 27 日付、財理第 3002 号「各省各庁所管特別会計所属普通財産の処分等に係る事務取扱要領について」通達、第 3 項の規定に基づき、別添のとおり処分を依頼します。

なお、本件処分依頼は国有財産法第 14 条第 8 号の規定に基づく協議も兼ねていますので、よろしくお取り計らい願います。

近畿財務局



## 売 払 処 分 調 書

### 1. 国有財産台帳記載事項

(1) 会計名 社会資本整備事業特別会計空港整備勘定

(2) 分類 普通財産

(3) 売 払 を予定している財産の口座名、所在地及び明細

口座名 大阪国際空港豊中市場外用地

所在地 大阪府豊中市服部西町外

明細

区分	種目	数量	台帳価格	備考
土地	宅地	8,770.43m <sup>2</sup>	874,725,578円	@99,735.76円/m <sup>2</sup>

の内 売 払 面 積 等

所在地 大阪府豊中市野田町1501

明細

区分	種目	数量	台帳価格	備考
土地	宅地	8,770.43m <sup>2</sup>	874,725,578円	

### 2. 当該処分に係る債権を管理する歳入徴収官の官職・氏名

歳入徴収官 國土交通省航空局長 田村 明比古

### 3. 沿革

本件売 払 予定財産は、大阪国際空港周辺における航空機騒音対策の一環として、昭和45年度から「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(昭和42年法律第110号、以下「法」という。) 第9条に基づき、建物等の移転補償及び土地を買収し取得した土地(以下「移転補償跡地」という。)である。

空港整備特別会計の行政財産として管理していたが、昭和62年運輸省告示第1号(昭和62年1月5日)の改正により、騒音指定区域が縮小(第2種及び第3種区域が縮小)したことにより、行政財産として保有を継続する必要性が乏しくなったものを、用途廃止のうえ普通財産として管理しているものである。

### 4. その他参考事項

(1) 売 払 相手方 一般競争入札(近畿財務局の国有財産一般競争入札による)

(2) 売 払 をしようとする理由

土地の有効利用を推進するため、一般競争売 払 処分を行うものである。

## 近畿財務局

近畿財務局は、明治三十一年十二月に設立された。その前身は、明治二十九年九月に開設された近畿支那銀行である。近畿支那銀行は、明治二十九年九月に開設され、明治三十一年十二月に改組された。近畿支那銀行は、明治三十一年十二月に改組され、近畿財務局となり、明治三十二年一月に開業した。近畿財務局は、明治三十二年一月に開業した。

近畿財務局は、明治三十一年十二月に設立された。その前身は、明治二十九年九月に開設された近畿支那銀行である。近畿支那銀行は、明治二十九年九月に開設され、明治三十一年十二月に改組された。近畿支那銀行は、明治三十一年十二月に改組され、近畿財務局となり、明治三十二年一月に開業した。近畿財務局は、明治三十二年一月に開業した。

近畿財務局は、明治三十一年十二月に設立された。その前身は、明治二十九年九月に開設された近畿支那銀行である。近畿支那銀行は、明治二十九年九月に開設され、明治三十一年十二月に改組された。近畿支那銀行は、明治三十一年十二月に改組され、近畿財務局となり、明治三十二年一月に開業した。

(3) 公的要望の確認

平成23年6月27日付け、財理第3002号の通達「各省各庁所管特別会計所属普通財産の処分等に係る事務取扱要領について」第2項(1)のイの①に基づき、近畿財務局にて確認をするものである。

(4) 処理区分の希望 時価売払

(5) 売払希望時期 平成25年度中に処分願いたい。

(6) 利用計画

宅地(一般処分)

(7) 契約の方式及び根拠条項

①近畿財務局にておこなわれる国有財産の一般競争入札時に処分予定。

②平成23年6月27日付け、財理第3002号の通達「各省各庁所管特別会計所属普通財産の処分等に係る事務取扱要領について」第3項に基づき、近畿財務局に処分依頼をするものである。

(8) 用途廃止時期 平成5年1月29日

(9) 添付書類

①案内図

②位置図、平面図

③実測図(地積測量図)

④土地登記簿謄本(写)

⑤公図

⑥その他関係資料

## 近畿財務局

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する日本の税關行政機関である。1871年（明治4年）に設立され、現在は、税關行政の運営、税關法の制定、税關法の執行、税關法の監督等の業務を行っている。また、税關法の施行、税關法の監督等の業務を行っている。また、税關法の施行、税關法の監督等の業務を行っている。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する日本の税關行政機関である。1871年（明治4年）に設立され、現在は、税關行政の運営、税關法の制定、税關法の執行、税關法の監督等の業務を行っている。また、税關法の施行、税關法の監督等の業務を行っている。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する日本の税關行政機関である。1871年（明治4年）に設立され、現在は、税關行政の運営、税關法の制定、税關法の執行、税關法の監督等の業務を行っている。また、税關法の施行、税關法の監督等の業務を行っている。

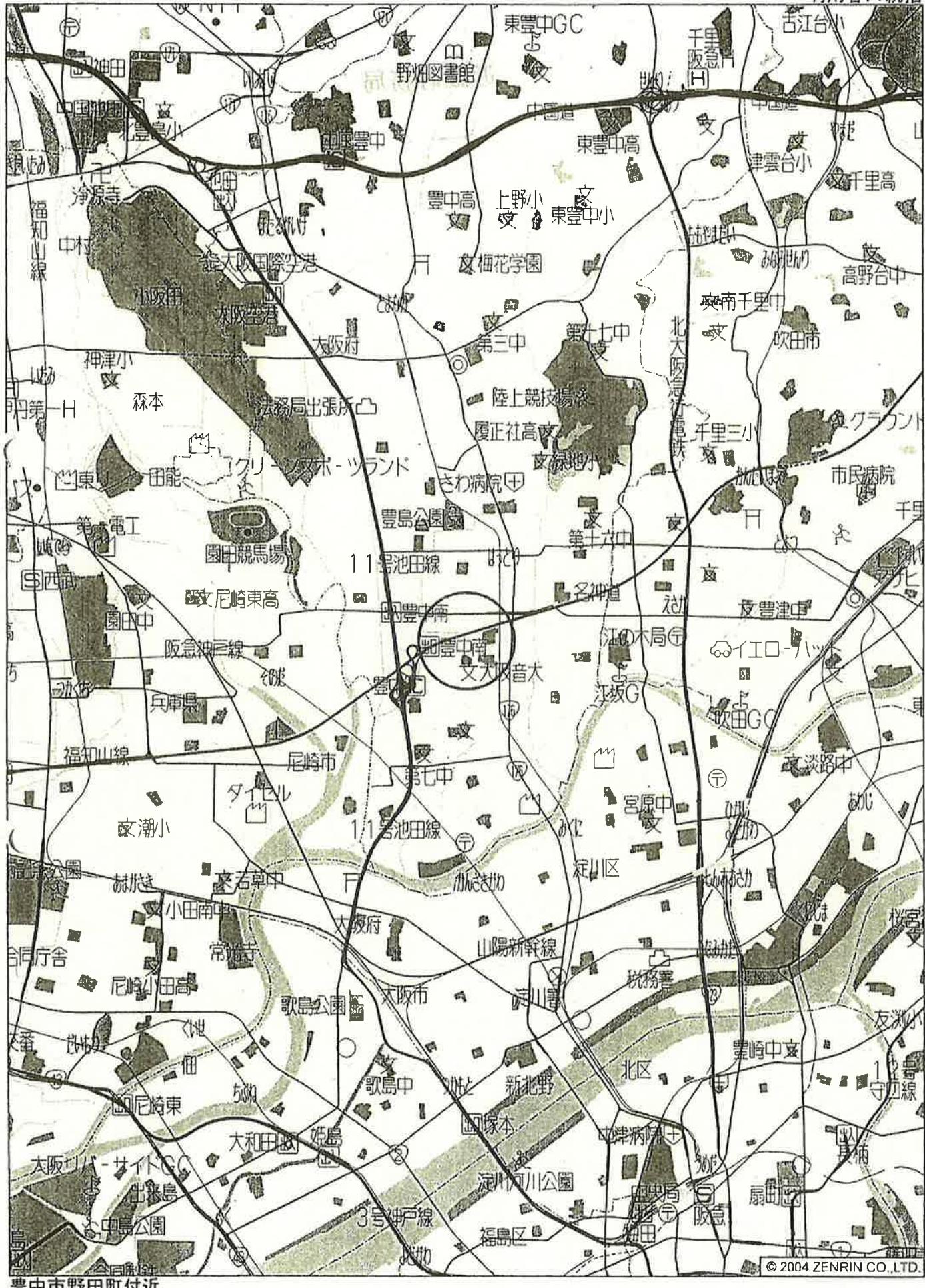
近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する日本の税關行政機関である。1871年（明治4年）に設立され、現在は、税關行政の運営、税關法の制定、税關法の執行、税關法の監督等の業務を行っている。また、税關法の施行、税關法の監督等の業務を行っている。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する日本の税關行政機関である。1871年（明治4年）に設立され、現在は、税關行政の運営、税關法の制定、税關法の執行、税關法の監督等の業務を行っている。また、税關法の施行、税關法の監督等の業務を行っている。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する日本の税關行政機関である。1871年（明治4年）に設立され、現在は、税關行政の運営、税關法の制定、税關法の執行、税關法の監督等の業務を行っている。また、税關法の施行、税關法の監督等の業務を行っている。

200404 豊中市 [ 豊中市南 35図 H-4 ]

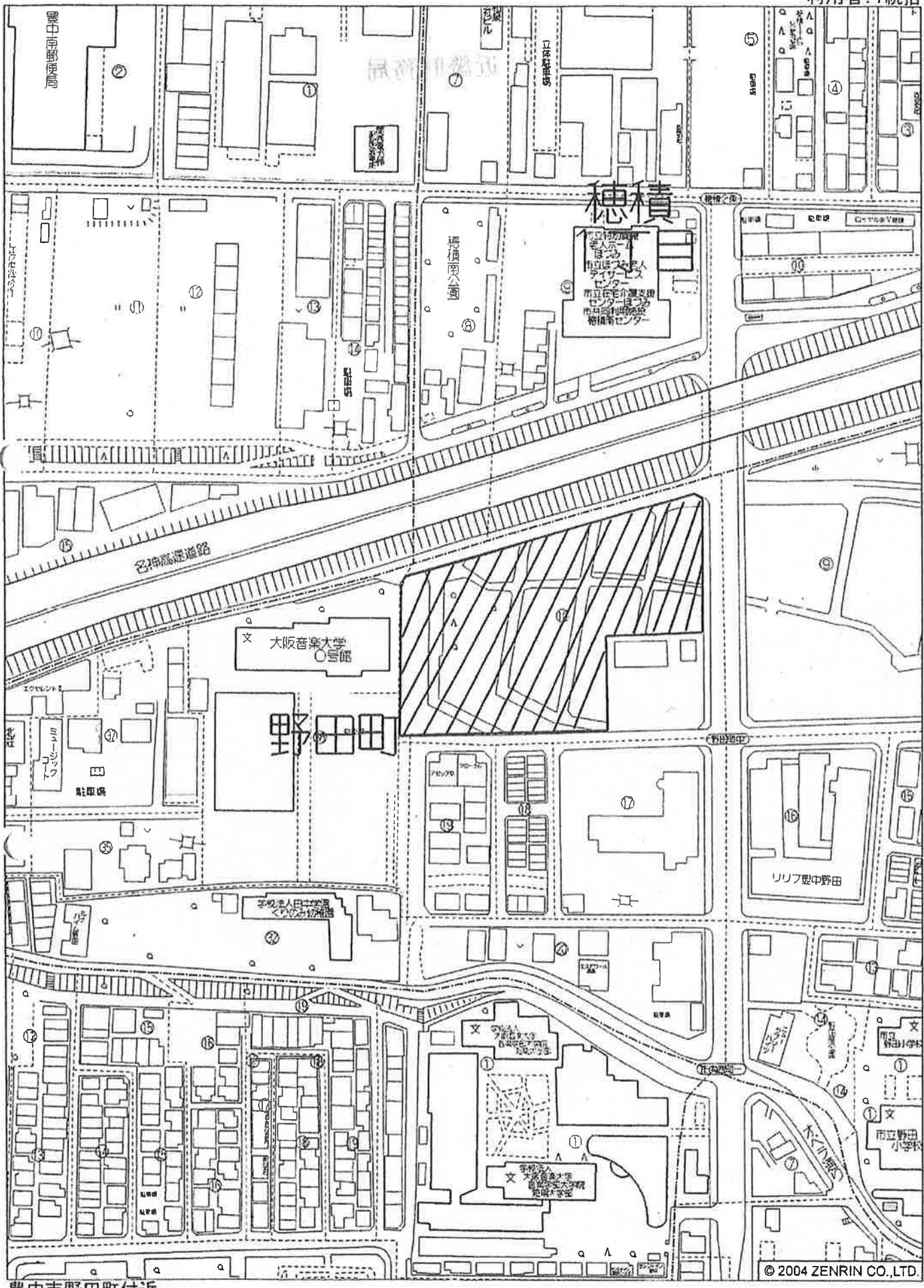
利用者: 1 統括



近畿財務局

200404 豊中市 [ 豊中市南 35 図 H-4 ]

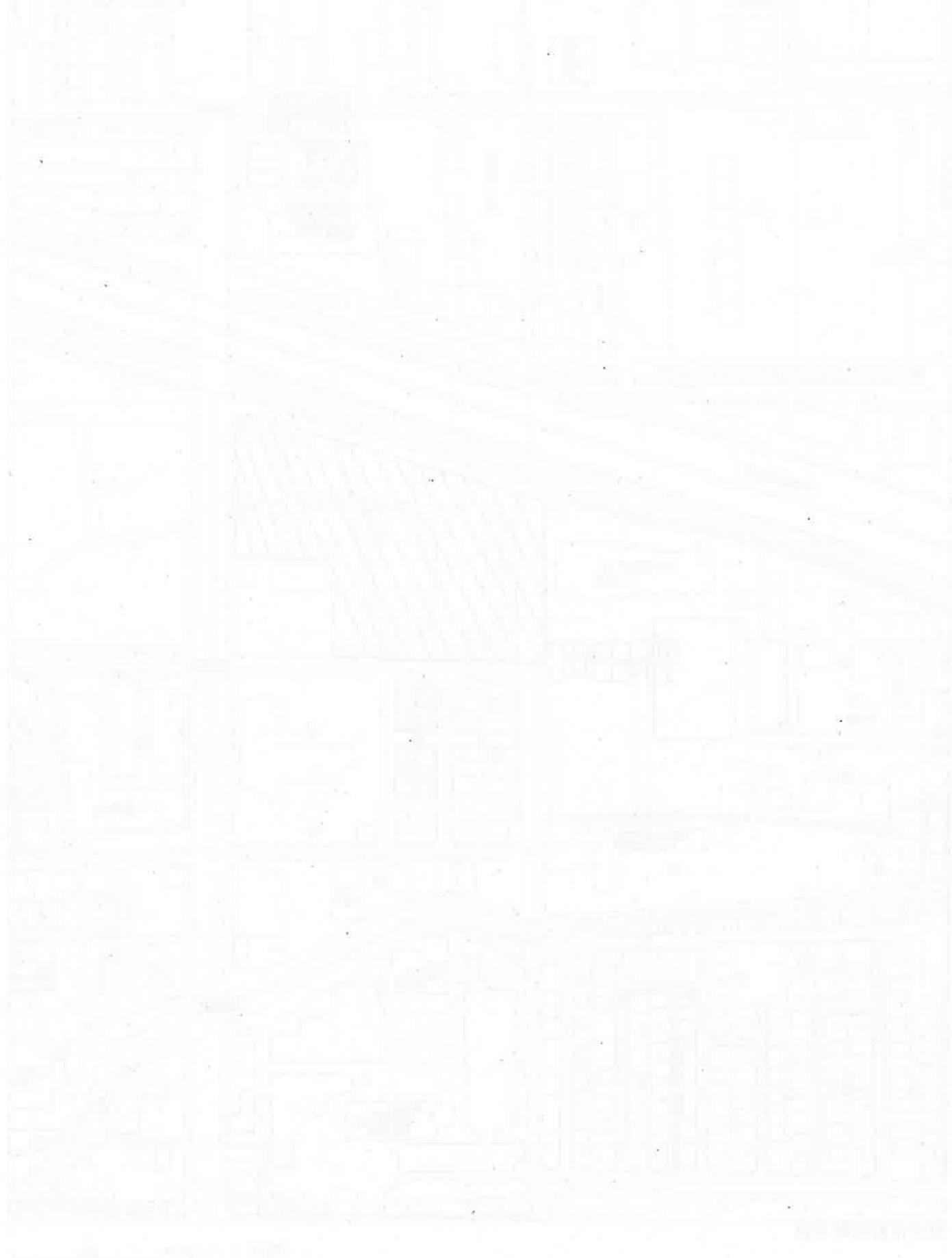
利用者:1統括

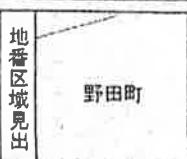
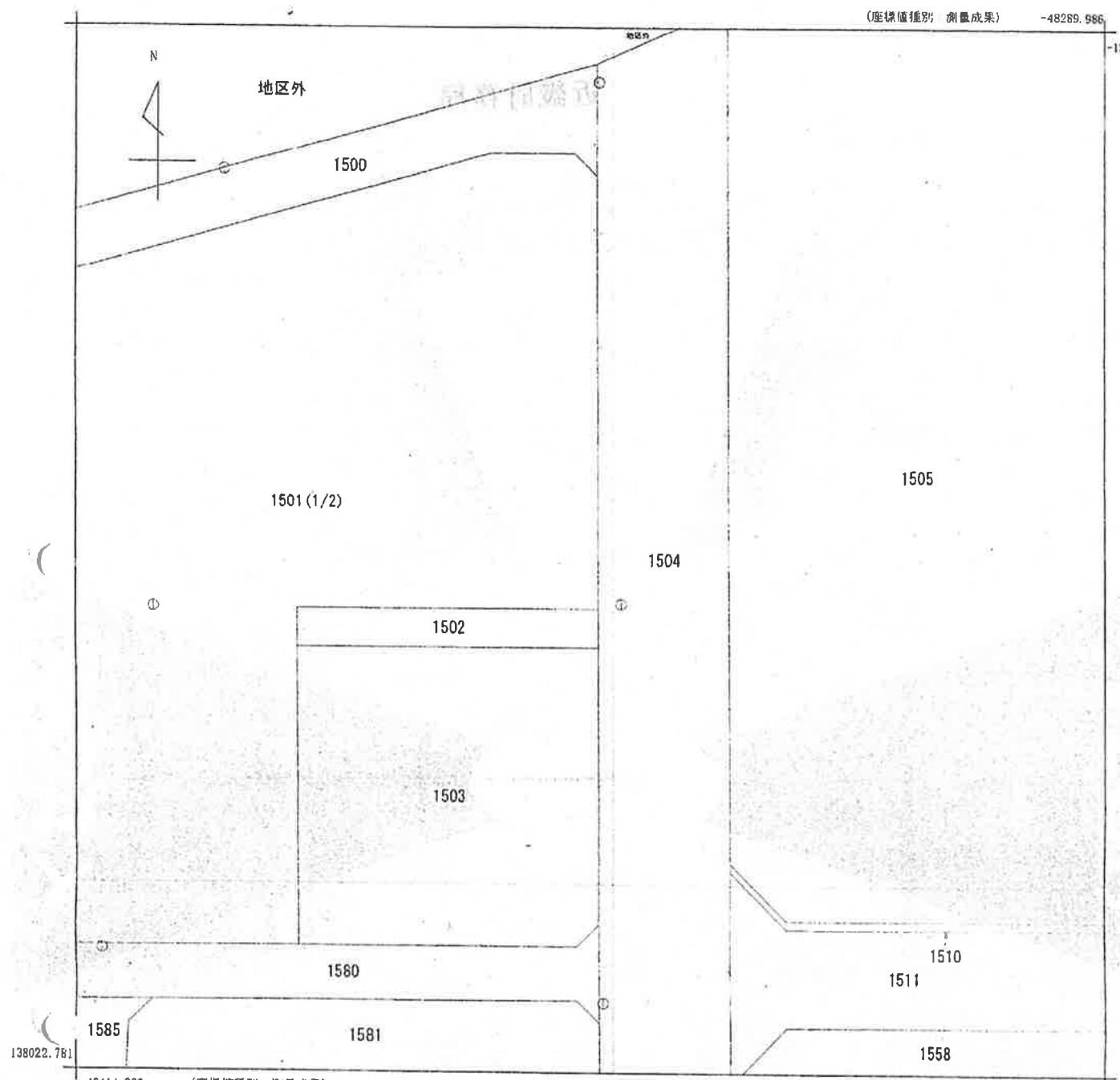


豊中市野田町付近

縮尺 1 / 2,000 | 60m

近畿財務局





請求分	所在	豊中市野田町					地番	1501番	
出力尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	平成17年2月25日			備付年月日 (原図)				補記項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

平成26年9月12日  
大阪法務局

申請番号: 39-1

(2/2)

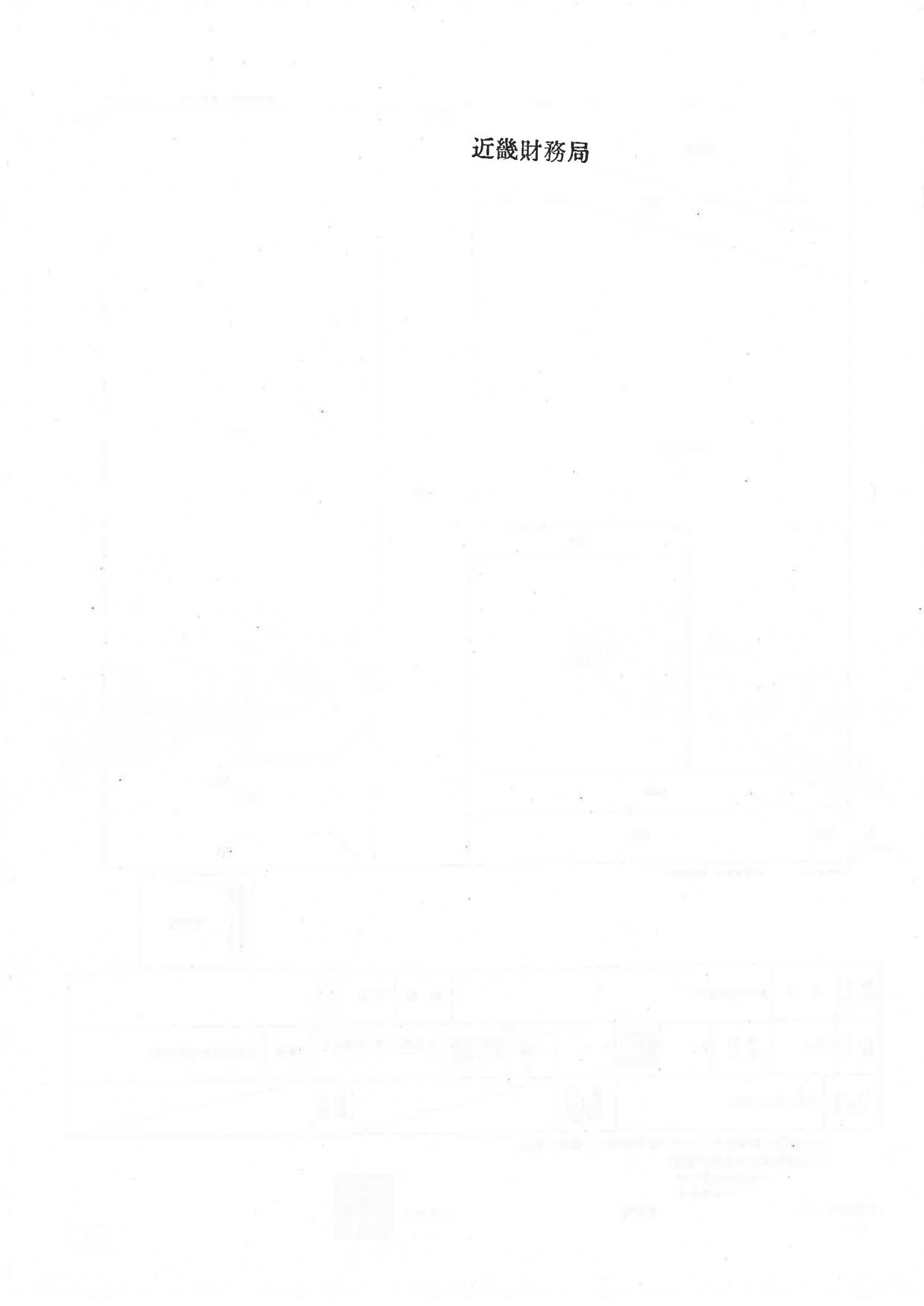
登記官

石田章代

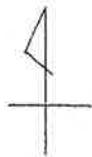


公用

近畿財務局



N



地区外

1500

1501(2/2)

地区外

1644	1580			1585
	1642	1627	1628	1599
	1597		1587-1	1587-2

-48639.986

(座標値種別：測量成果)

地番区域見出

野田町

請求部 分	所在	豊中市野田町					地番	1501番
出力尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定	種類 土地区画整理所在図
作成年月日	平成17年2月25日			備付年月日 (原図)				補記項

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

平成26年9月12日  
大阪法務局

申請番号：39-1

(1/2)

登記官

石田章代



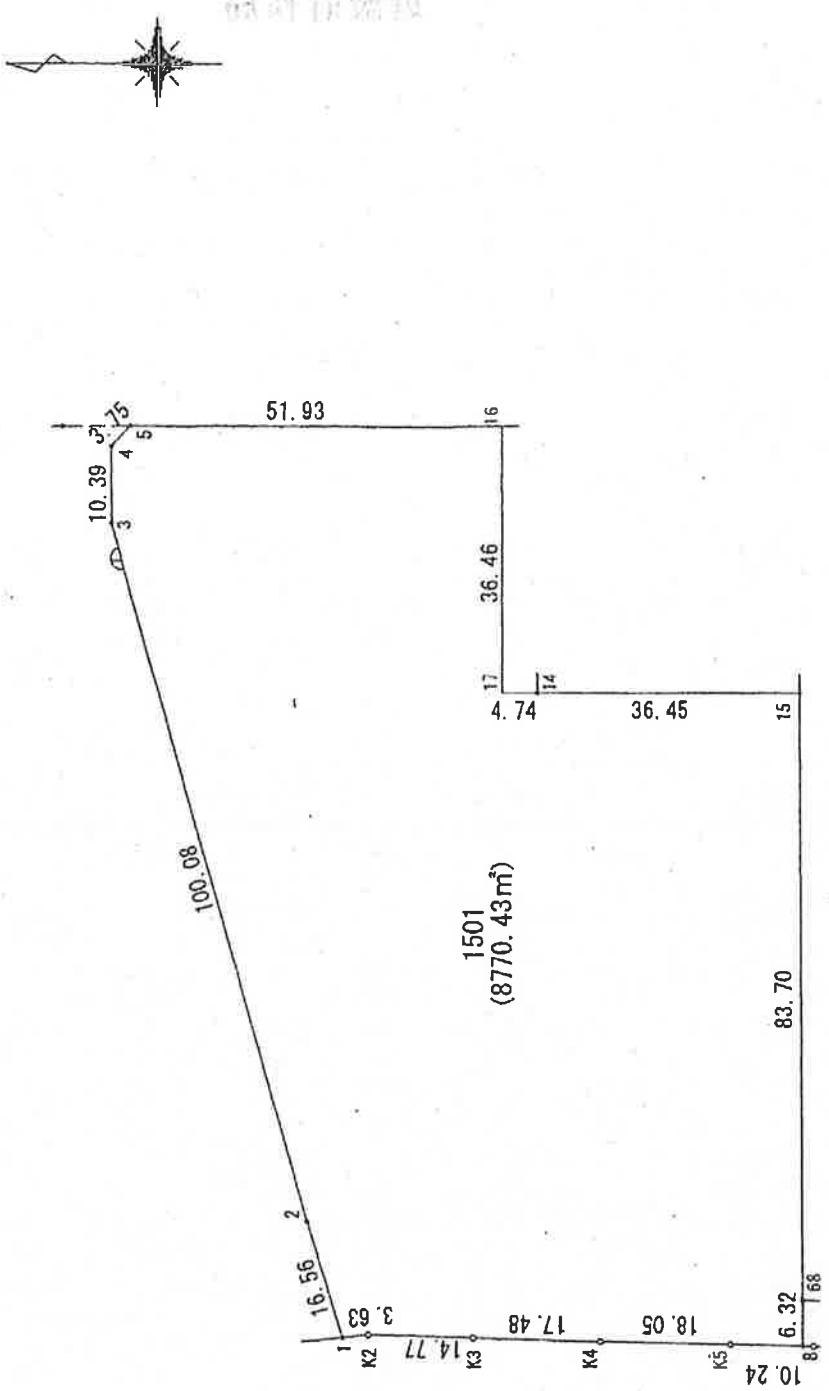
公用

近畿財務局

豊中市野田町 1501番

圖量測認確形出來地画

街区番号 1  
縮尺 : S=1/1000



近畿財務局

表題部 (土地の表示)		調製	平成14年2月7日	不動産番号	1212000145569
地図番号	204-11、204-1 3	筆界特定	[余白]		
所 在	豊中市野田町			[余白]	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付【登記の日付】	
2番24	池沼		72	2番20から分筆 〔昭和42年6月16日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成14年2月7日	
1501番	宅地		8770.43	平成17年10月5日 土地区画整理法による換地処分 他の従前の土地 野田町2番25、同番26、同番27、同番28、同番48、同番114、同番143、同番144、同番172、同番178、同番179、286番23、同番25、同番28、同番30、同番31、同番33、同番35、同番38、同番40、同番50、同番72、同番78、同番115、同番118、同番119、同番120、同番123、同番124、同番125、同番126、同番128、同番130、同番132、同番133、同番134、同番136、同番138、同番142、同番143、同番161、同番162、同番163、同番171、1461番1、同番10、同番11、同番34、同番36、同番37、同番51、同番53、同番81、同番82、同番83、同番84、同番86、同番93、同番99、同番136、同番140、同番141、同番160、同番161、同番162、同番163、同番164、同番165、同番166、同番167、同番175、同番176、同番177、同番178、同番179、同番181、同番182、同番183、同番185、同番186、同番187、同番195、同番196、同番197、同番200、同番201、同番202、同番205、同番206、同番207、同番208、同番209、同番214、同番215、同番216、同番221、同番222、同番228、同番232、同番237、同番238、同番239、同番240、同番245、同番247、同番248、同番249、同番285、同番286、同番287 〔平成17年10月5日〕	

## 権利部(甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和54年3月30日 第10230号	原因 昭和53年11月15日売買 所有者 運輸省 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

近畿財務局

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			の規定により移記 平成14年2月7日
2	土地区画整理法による換地処分による所有権登記	平成17年10月5日 第25096号	所有者 連 輸 省
3	所有権移転	平成24年10月22日 第44019号	原因 平成24年7月1日現物出資 所有者 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地 新関西国際空港株式会社
4	3番所有権抹消	平成25年1月10日 第427号	原因 錯誤

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(大阪法務局池田出張所管轄)

平成26年9月12日

大阪法務局

登記官

石 田 章 代



近畿財務局



大阪国際空港暨中市場外肩地

大阪府豊中市服部西町外所在

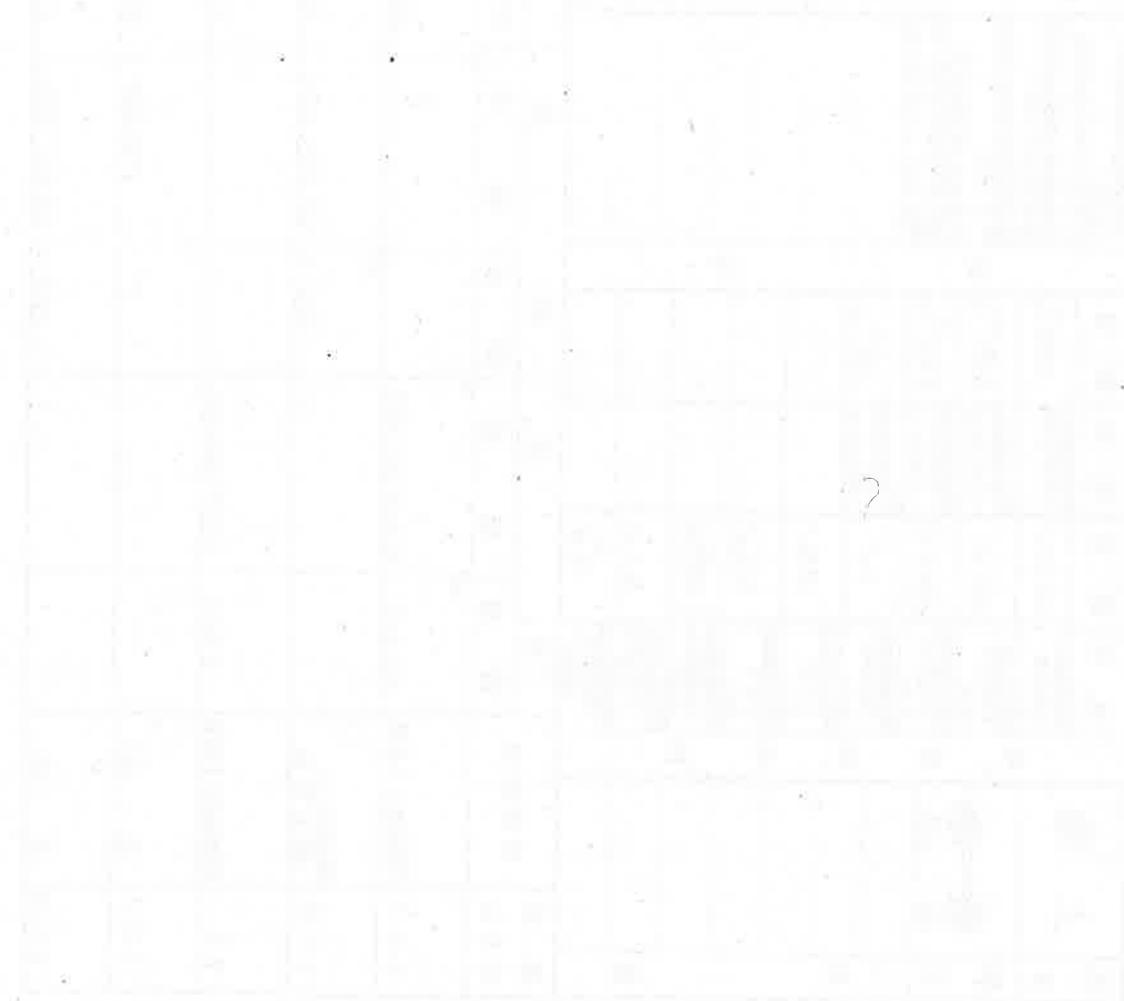
地区 分 地 目 录

近畿財務局

## 口座名 大阪府警察本部 警務課 警務課外用施

所 在 地										番 号		登 录				
区 分	土 地	地 番	面 数	量	地	番	面 数	量	地	番	名	番 号	登 录			
種 目	敷 地 加 工	敷地	32.312 m <sup>2</sup>	1.095.42	①	敷地	1.944.47	1.944.47	測							
用 途	明 細 別	地 番	222 m <sup>2</sup>	47.035.12	②	敷地	1.944.47	1.944.47	沿							
		別	5.863 m <sup>2</sup>	2.418.57	③	敷地	2.418.57	2.418.57	界							
		明 細 別	2 m <sup>2</sup>	163.91	④	敷地	163.91	163.91	量							
		明 細 別	289 m <sup>2</sup>	821 m <sup>2</sup>	⑤	敷地	821 m <sup>2</sup>	821 m <sup>2</sup>	付							
		明 細 別	102 m <sup>2</sup>	47.035.12	⑥	敷地	47.035.12	47.035.12	屬 國 面							
		明 細 別	49 m <sup>2</sup>	1.095.42	⑦	敷地	1.095.42	1.095.42								
異動年月日	增減事由	增	數 量	面 积	減	數 量	面 积	額	在	額	記	備 考	文書日付	記号番号	登記月日	印
2. 9.-5	行政附隨より領接	32.312	4.866.36.1.991	m <sup>2</sup>	222	31.595.266	32.090	4.836.266.225	量	0.15 m <sup>2</sup>	的	新規登記	平成2年9月5日	新規登記	平成2年9月5日	新規登記
2. 11.28	維護地内			m <sup>2</sup>					量	215 m <sup>2</sup>	付	既存登記	平成2年11月28日	既存登記	平成2年11月28日	既存登記
2. 12. -1	行政附隨より組替	5.863	1.310.246.121	m <sup>2</sup>					量	0.15+0.34=0.49 m <sup>2</sup>	付	既存登記	平成2年12月1日	既存登記	平成2年12月1日	既存登記
2. 12. -1	実測			m <sup>2</sup>	2	372.385	37.951	6.144.640.461	量	0.99-0.32=0.67 m <sup>2</sup>	付	既存登記	平成2年12月1日	既存登記	平成2年12月1日	既存登記
3. 3. 26	壳 社			m <sup>2</sup>	289	38.921.996	37.602	6.105.718.465	量	0.68-0.34=0.34 m <sup>2</sup>	付	既存登記	平成3年3月26日	既存登記	平成3年3月26日	既存登記

近畿財務局



年月日	增減事由	増 数 量		減 量		額		現 在 數 量		登 記		備 考	文書日付	記載日付	年月日	年月日	
		數	量	価	格	數	量	価	格	年月日	目的						
3. 3. 26	端数切捨					1				37.661	6.105.718.465						
3. 3. 27	壳 扎					821	149.744.090	36.340	5.955.974.375								
3. 3. 31	価格改定 (種地)									36.840	15.228.935.659						
4. 1. 1	へ程月遷更					102	39.391.938	36.338	15.189.544.711								
4. 1. 5	壳 扎					99.	35.466.334	36.639	15.154.077.387								
4. 1. 5	端数切捨					1				36.618	15.154.077.387						
4. 1. 5	端数切捨					1095	451.844.052	35.543	14.702.234.335								
4. 1. 5	端数切捨					1				35.542	14.702.234.335						
4. 1. 5	壳 扎					2.12	7.964	759.328.510	33.578	1.949.965.825							
4. 1. 5	壳 扎					2.13											
7. 1. 6	端数切捨					2.418	900.257.905	31.160	1.242.647.920								
9. 2. 2	壳 扎					163	68.385.081	30.996	12.974.262.835								

近畿財務局

地用用市中營營染潔緊空五國大領

行名

近畿財務局

索引番号

3-213

年月日	増減事由	増量		減量		額		現額		在庫		登記	年月日	備考	文書日付	年月日	記号番号	文書日付	年月日	記号番号	
		数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格										
3. 8	端数切捨			1				30.283	12,650.514.555						1.7 - 0.34 = 0.87						
3. 9. 2	壳 扎			104	40.387.751	30.179	12,610.126.804								⑤ 増量 0.87 - 0.41 = 0.46						
4. 1. 28	壳 扎			77	39.778.769	30.102	12,570.348.035								⑥ 增量 0.87						
4. 1. 28	端数切捨			1				30.101	12,570.348.035						⑦ 增量 0.87 - 0.51 = 0.36						
4. 1. 28	壳 扎			117	60.444.862	29.984	12,509.923.173								⑧ 增量 0.36 - 0.92 = 0.24						
4. 1. 28	端数切捨			1				29.983	12,509.923.173						⑨ 增量 0.24 - 0.27 = 0.21						
4. 1. 28	壳 扎			85	37.457.754	29.898	12,472.445.411								⑩ 增量 0.21 - 0.81 = 0.16						
4. 1. 28	壳 扎			76	35.437.059	29.822	12,432.008.360								⑪ 增量 0.16 - 0.29 = 0.87						
4. 1. 28	端数切捨			1				29.821	12,432.008.360						⑫ 增量 0.87 - 0.93 = 0.29						
- 4. 1. 28	壳 扎			78	41.268.526	29.743	12,395.799.834								⑬ 增量 0.29 - 0.38 = 0.29						
4. 1. 28	端数切捨			1				29.742	12,395.799.834						⑭ 增量 0.29 - 0.57 = 0.32						
4. 1. 28	壳 扎			111	50.142.449	29.631	12,345.657.395								⑮ 增量 0.32 - 0.30 = 0.02						

近畿財務局

地用外場市中豐隆空港國阪大

名鑑

近畿財務局

異動年月日	増減事由	増量			減量			額			現額			在庫額			登記			備考	文書日付	記号番号	年月日	印	
		數	量	価格	數	量	価格	數	量	価格	年月日	目的	内	年月日	内	年月日	内	年月日	内						
4. 1. 29	壳 手				145	73,807.335		28,605		11,937.991.410															
4. 1. 29	端数切捨					1																			
4. 8. 27	(達種地) 八種目変更				62	24,858.731		3,542	11,937.992.420																
4. 8. 27	壳 手				85	31,94.813		28,457	11,881.438.876																
4. 8. 27	端数切捨					1																			
4. 8. 27	壳 手				115	43,161.869		28,341	11,838.377.207																
4. 8. 27	端数切捨					1																			
4. 8. 27	壳 手				135	48.6 9.005		18,205	11,789.408.002																
4. 8. 27	壳 手				108	62,38.821		28,097	11,726.769.181																
4. 8. 27	端数切捨					1																			
4. 8. 27	壳 手				85	39,668.696		28,011	11,687.100.485																
4. 8. 27	端数切捨				1																				

近畿財務局

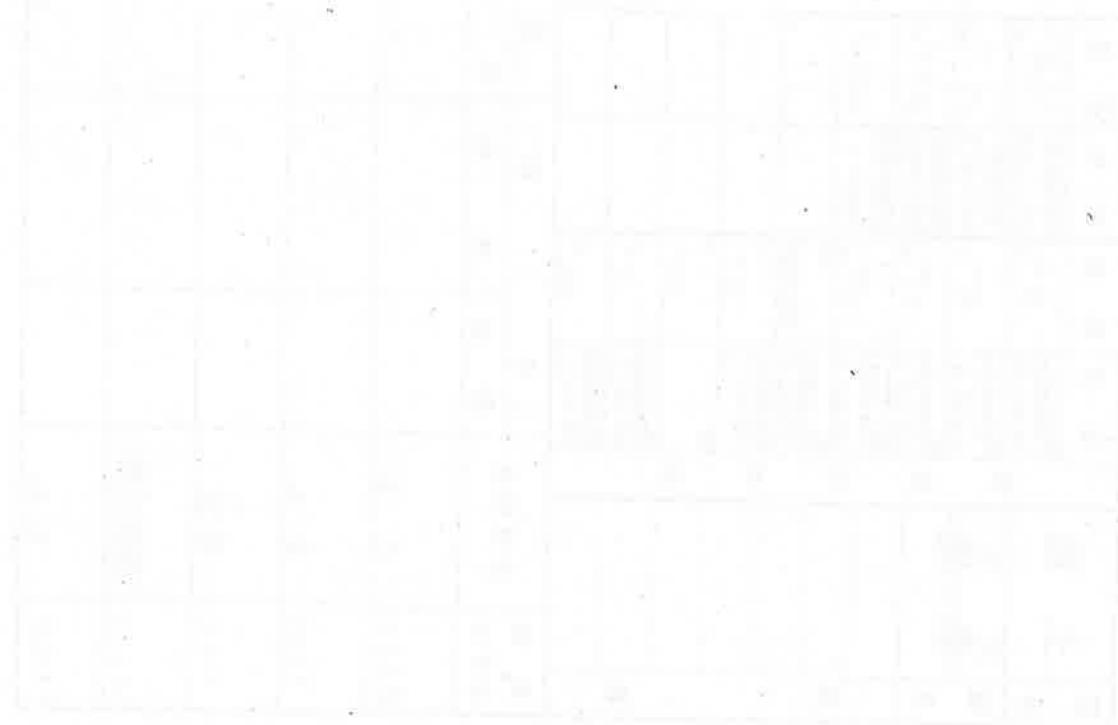
卷之三

名座口印

卷之三

卷之三

近畿財務局



支票引号

3-213

異動年月日	増減事由	増 数		減 数		額		現 在 量	年 月 日	目的記	備考	支票日付	年月日	印
		量	価	量	価	數	量							
5.1.25	行政財産替 より組替 (雜種地)	180,494	73,304,708.140			208,267	84,890,929,428				(3) 端数 $0.41 + 0.31 = 0.72 m^2$	10/20平 年5月2日	支票	合
5.2.26	雜種地 へ種目変更			22	11,315,875	208,245	84,879,613,553				(3) 端数 $0.73 m^2$	10/4平 年5月4日	支票	合
5.2.26	端数切捨			1		208,244	84,879,613,553				(3) 端数 $1.72 - 0.73 = 0.99 m^2$	10/4平 年5月4日	支票	合
5.2.26	壳 扎			68	33,858,015	208,176	84,845,755,538				(3) 端数 $0.99 - 0.01 = 0.98 m^2$	10/5平 年5月5日	支票	合
6.2.23	雜種地 へ種目変更			12	74,20,940	208,164	84,838,724,568				(3) 端数 $0.98 - 0.5 = 0.48 m^2$	10/5平 年5月5日	支票	合
6.2.23	壳 扎			486	221,359,289	207,678	84,616,935,309				(3) 端数 $0.48 - 0.3 = 0.18 m^2$	10/5平 年5月5日	支票	合
7.2.22	壳 扎			191	50,900,000	207,487	84,566,065,309				(3) 端数 $0.18 - 0.1 = 0.08 m^2$	10/4平 年5月4日	支票	合
7.2.22	端数切捨					207,486	84,566,065,309				(3) 端数 $0.08 - 0.01 = 0.07 m^2$	10/22平 年5月22日	支票	合
7.12.20	所管機			5,491	3,193,472,473	201,795	81,221,782,114				(4) 端数 $0.12 - 0.67 = 0.55 m^2$	10/22平 年5月22日	支票	合
7.12.22	壳 扎			324	150,810,722	201,671	81,221,782,114				(3) 端数 $0.55 - 0.45 = 0.1 m^2$	10/22平 年5月22日	支票	合
7.12.22	端数切捨					201,670	81,221,782,114				(3) 端数 $0.45 - 0.45 = 0 m^2$	10/22平 年5月22日	支票	合
8.3.31	価格改定					38,986,453,415	201,670	4,235,26,679						

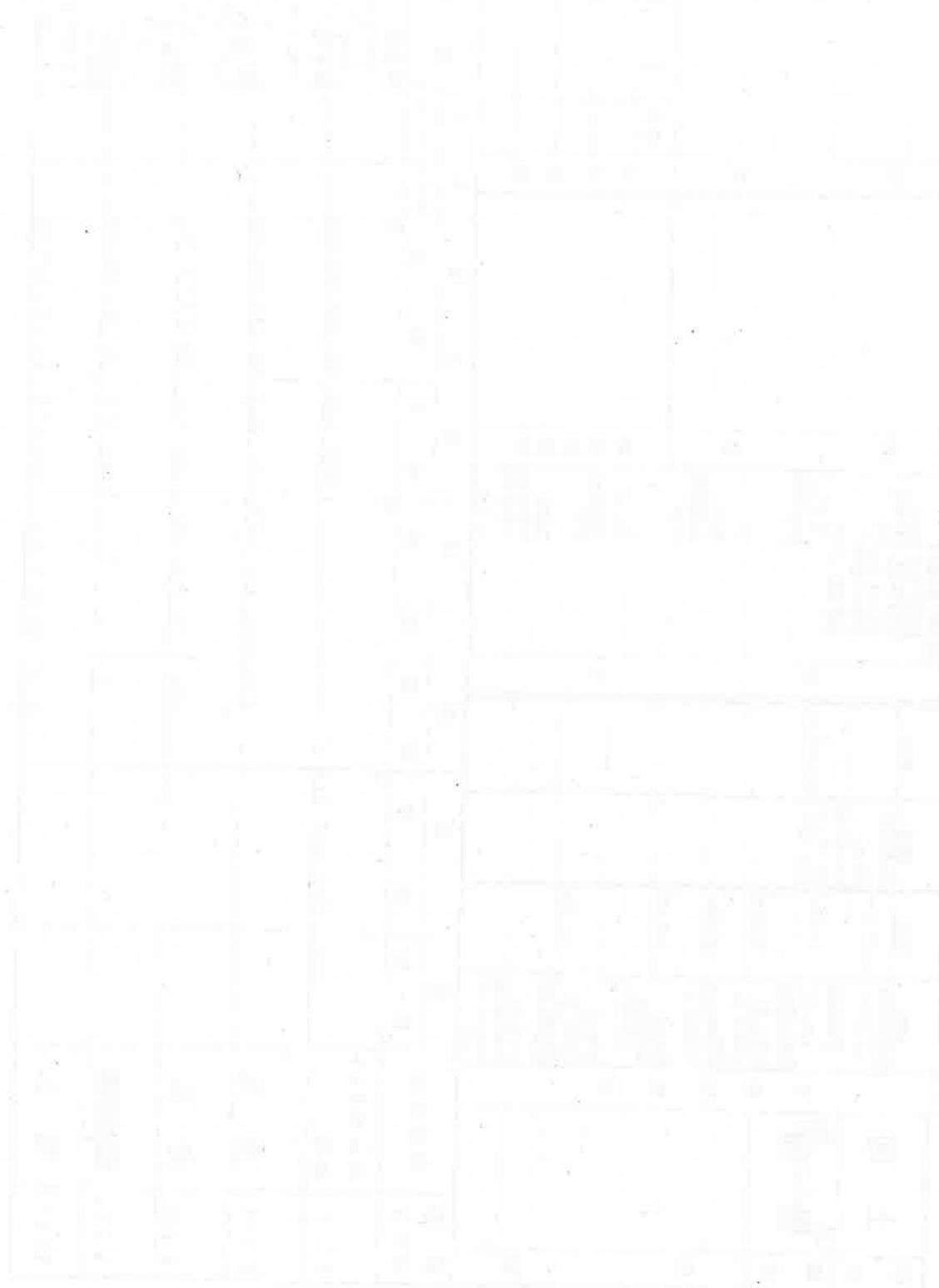
近畿財務局

大阪國際空港造営場中市場外用地

大阪國際空港造價中場外用地

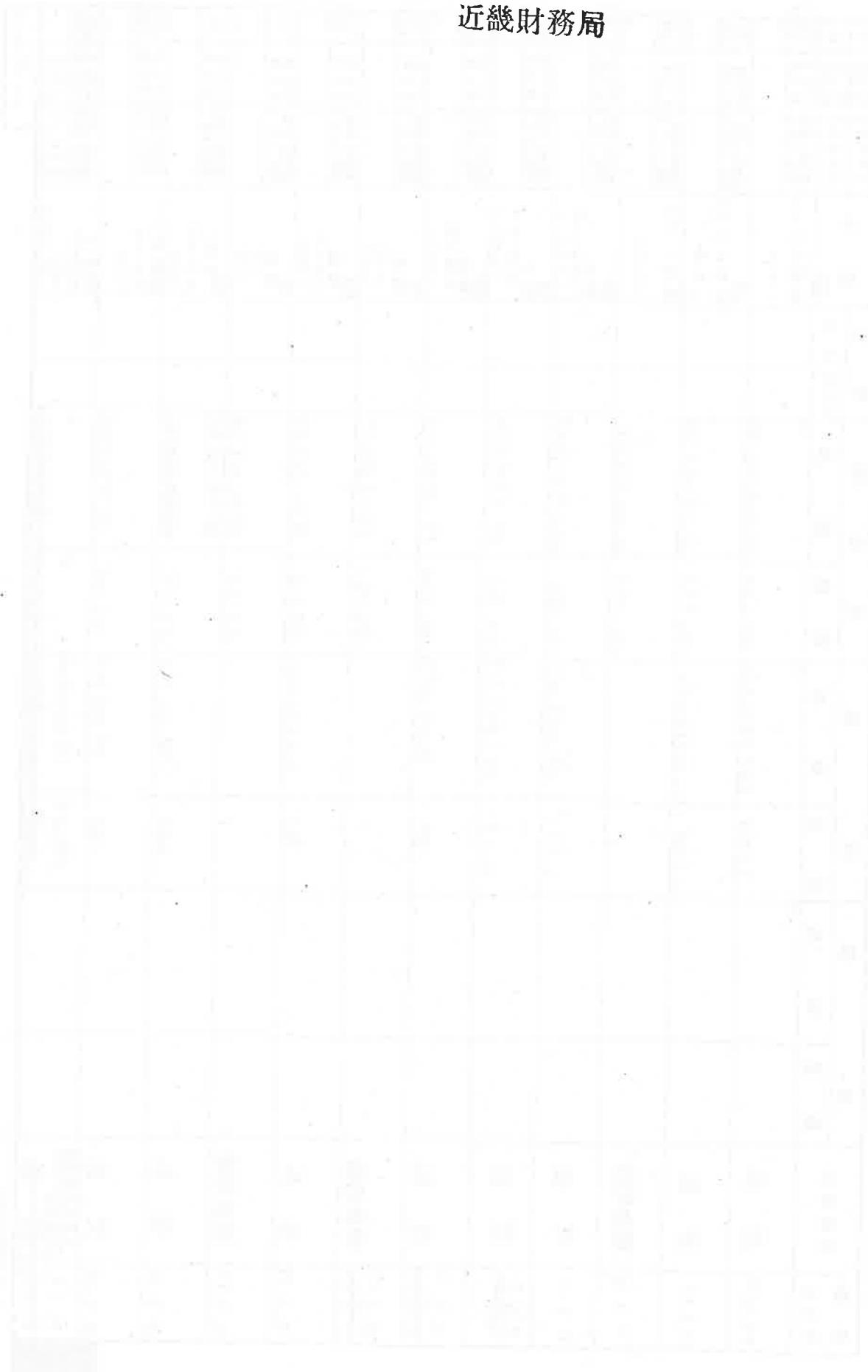
区 分 土 地 用 途										在 地 境 算 計 額										所 在 長 期 費 用										
年 月 日	增 減 事 由	現 額			減 額			增 額			地 量			地 量			數 量			地 量			數 量			地 量				
		金	量	格	金	量	格	金	量	格	金	量	格	金	量	格	金	量	格	金	量	格	金	量	格	金	量	格		
8. 9. 25	行政財產上 組替	7,34	144	437.012				202,404	42,379	763.711				202,404	42,379	763.711				0.45 + 0.47	0.39	反空轉一取款	10月25日	平成8年9月25日	7	記号番号	監査月合	印		
9. 3. 21	壳 扎				774	152,315	325	201,630	42,227	448.316				774	152,315	325	201,630	42,227	448.316			0.25 - 0.44	0.25	反空轉一取款	9年3月21日	平成9年3月21日	7	記号番号	監査月合	印
9. 3. 24	壳 扎				356	74,334	174	201,274	42,153	114.142				356	74,334	174	201,274	42,153	114.142			0.25 - 0.53	- 0.53	反空轉一取款	9年3月24日	平成9年3月24日	7	記号番号	監査月合	印
9. 3. 24	端部切捨																			0.53 - 0.47	- 0.47	反空轉一取款	9年3月24日	平成9年3月24日	7	記号番号	監査月合	印		
10. 2. 27	壳 扎				378	78,826	323	200,895	42,074	282.819				378	78,826	323	200,895	42,074	282.819			0.47 - 0.31	= 0.31	反空轉一取款	10年2月27日	平成10年2月27日	7	記号番号	監査月合	印

近畿財務局



年月日	増減事由	増 数		減 数		額		現 在 量		登 記		備 考	文書日付	記載 年月日	印
		量	由	量	由	格	格	価	格	年月日	日				
10.3.27	壳 扎			2,245	469,549,051	195,650	46,604,738,748					端数 0.3/-0.29 = 0.11	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = 0.29	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = 0.29	
11.3.19	壳 扎			6,178	1,223,264,252	192,472	40,310,774,516					端数 1/-0.18 = 0.82	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = 0.18	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = 0.18	
11.3.19	端數切捨											端数 1/-0.18 = 0.82	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = 0.18	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = 0.18	
11.9.27	壳 扎			1,391	291,457,107	191,080	40,019,317,409					端数 0.3/-0.20 = 0.10	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = 0.20	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = 0.20	
12.1.29	壳 扎			4,115	861,859,539	186,965	39,157,457,870					端数 0.3/-0.12 = 0.08	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = 0.12	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = 0.12	
12.3.17	壳 扎			181	38,075,697	186,784	39,119,382,173					端数 0.3/-0.08 = ±0.72	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = ±0.72	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = ±0.72	
12.3.29	端數切捨			1								端数 1/-0.28 = 0.72	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = 0.28	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = 0.28	
12.3.22	壳 扎			967	202,672,455	185,816	38,916,709,718					端数 0.3/-0.28 = 0.042	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = 0.28	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = 0.28	
12.3.22	端數切捨			1								端数 0.3/-0.28 = 0.52	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = 0.52	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = 0.52	
12.3.22	壳 扎			660	138,232,793	185,155	38,778,476,925					端数 0.3/-0.28 = 0.56	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = 0.56	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = 0.56	
12.9.27	壳 扎			140	29,358,917	185,015	38,749,118,008	0				端端數 = 0.38	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = 0.38	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = 0.38	
13.1.6	壳 扎			185,015	38,749,118,008	0					端端數 = 0.38	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = 0.38	11/6分 原狀一取引 平底 1/1年 = 0.38		
															10300 ページ

近畿財務局



## 大阪國稅局中市場外用地

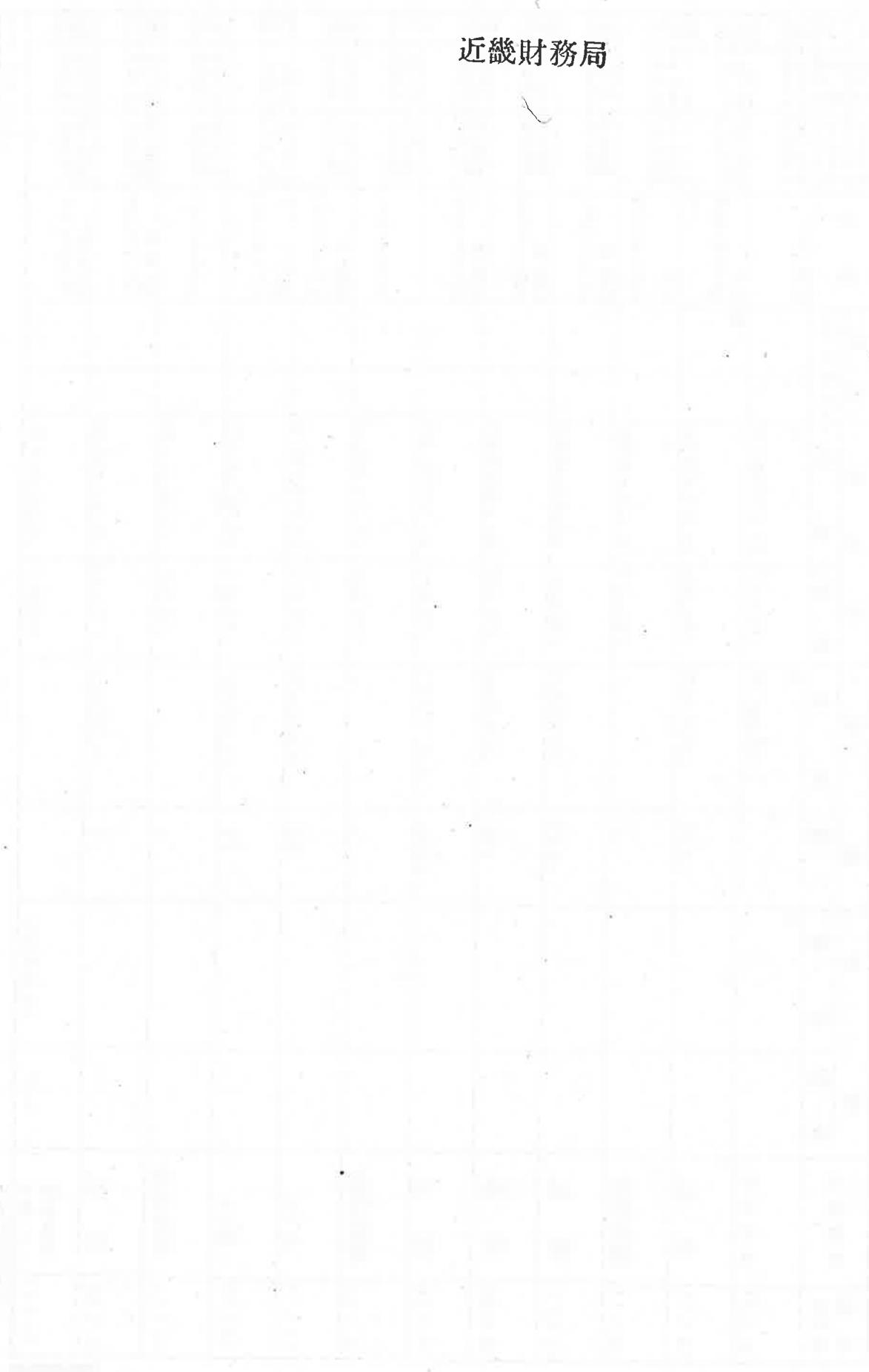
口座名

区分 種目	土地 地番	所在		大坂 蔡 藤 葵 中 市場外用地		境		界		番号		名稱		番号		名					
		地番	数量	地番	数量	沿	付	屬	圖	面	番号	名	番号	名	番号	名					
② 里地 宅地	4-310 3-316-2	163.70 74.13 計	163.70 74.13 23.72																		
用	別 明 細																				
增 減 事由	増 減 額	額 度	額 度	額 度	額 度	額 度	額 度	額 度	額 度	額 度	額 度	額 度	額 度	額 度	額 度	額 度	額 度				
異動年月日	13.1.6 13.3.28 13.3.28 13.3.29 13.3.29	185.015 39.749.008 1.008 2.653 94 1.008	39.749.008 38.749.118,008 184.007 181.354 181.260 181.260	185.015 38.749.118,008 184.007 181.354 181.260 181.260																	
原因	中央官房等再編 施設の整備																				
備考																					
文書日付																					
記号番号																					
印																					

近畿財務局

異動年月日	増減事由	増 数		減 数		額		現 金		在 庫		登 記		備 考	文書日付	記号番号	記号番号	記号番号	印
		量	額	量	額	円	円	量	額	円	量	額	年月日						
13.3.31	核算改定					7,589,600.133	181,259	30,372,844.225						65	鉛筆 0.45	原稿 1-105 原稿 1-105 原稿 1-105			
13.5.14	壳 扎			619	103,773.475	180,640	30,269,070.750							66	鉛筆 0.25-0.50 = 0.05	原稿 1-135 原稿 1-135 原稿 1-135			
13.5.14	端数切捨			1				180,639	30,269,070.750					67	鉛筆 0.05 + 1.00 = 0.95	原稿 1-135 原稿 1-135 原稿 1-135			
13.11.21	壳 扎			1,029	172,446.923	179,610	30,096,608.827							68	鉛筆 0.95-0.10 = 0.85	原稿 1-135 原稿 1-135 原稿 1-135			
13.12.25	壳 扎			393	65,729,346	179,218	30,030,892.482							69	鉛筆 0.85-0.26 = 0.59	原稿 1-135 原稿 1-135 原稿 1-135			
14.3.26	壳 扎			1,413	236,7,877	177,805	31,793,981.605							70	鉛筆 0.59-0.88 = -0.29	原稿 1-135 原稿 1-135 原稿 1-135			
14.3.26	端数切捨			1				177,804	31,793,981.605					71	鉛筆 0.29+1.00 = 1.29	原稿 1-135 原稿 1-135 原稿 1-135			
15.2.14	壳 扎			83	14,023,471	177,721	29,222,278,136							72	鉛筆 0.71-0.57 = 0.14	原稿 1-135 原稿 1-135 原稿 1-135			
15.2.20	壳 扎			25	14,315,143	177,636	29,765,662.991							73	鉛筆 0.14-0.43 = -0.29	原稿 1-135 原稿 1-135 原稿 1-135			
15.2.20	端数切捨			1				177,635	29,765,662.991					74	鉛筆 0.29+1.00 = 1.29	原稿 1-135 原稿 1-135 原稿 1-135			
16.3.25	壳 扎			75	2,575,486	177,620	29,763,987.505							75	鉛筆 0.71-0.75 = 0.24	原稿 1-135 原稿 1-135 原稿 1-135			
16.3.31	行政財産 上り組替		237	43,604,394				177,857	29,806,691.899					76	鉛筆 0.34+0.92 = 1.26	原稿 1-135 原稿 1-135 原稿 1-135			

近畿財務局



## 口座名

## 大阪国際空港中市場外埠施設

普通財産

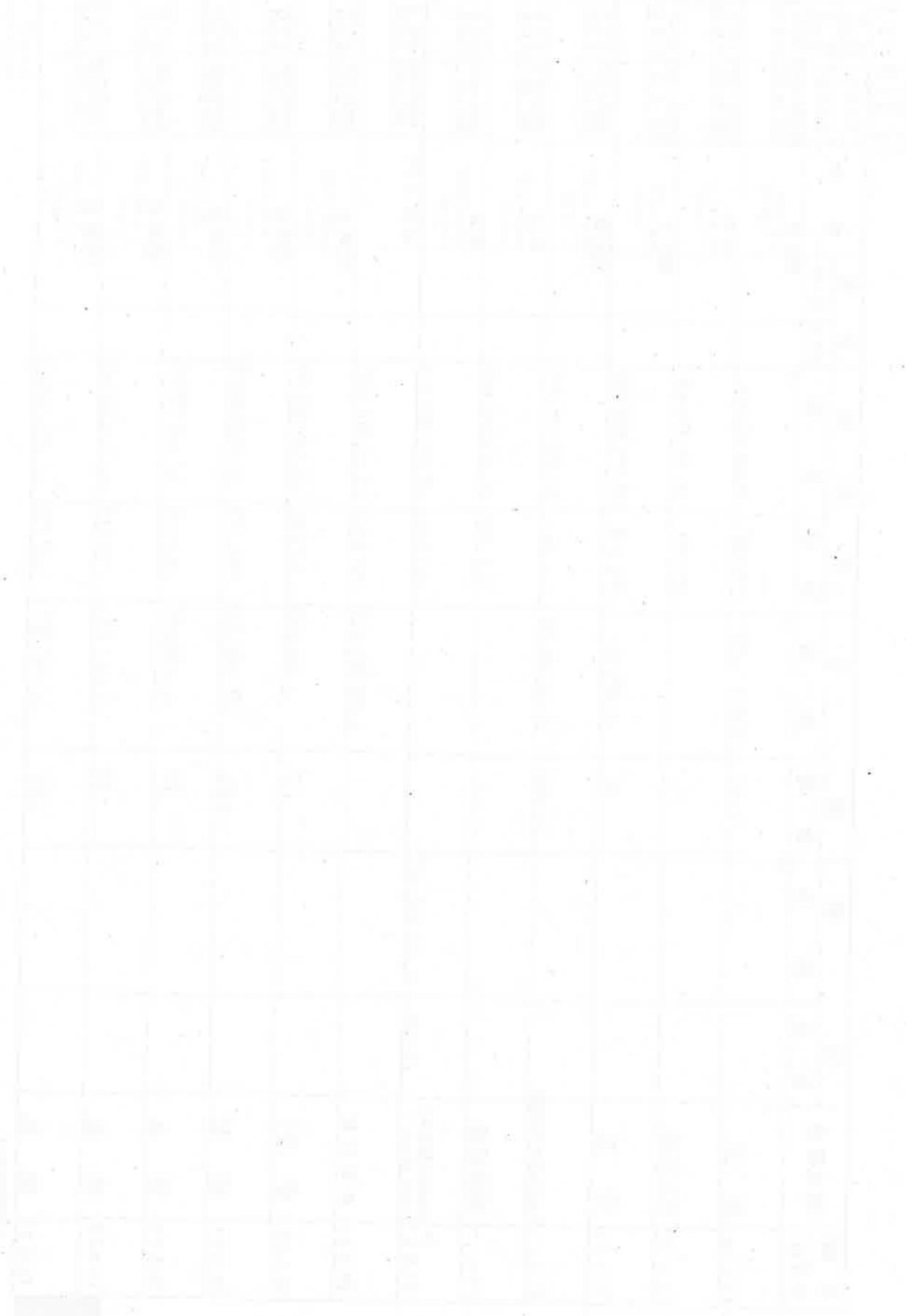
番号 3-213

区分	土地種目	土地番	地番	数量	測量		付属圖面	番号	名称	番号	名称											
													現額	在庫								
16.3.31	端数会算	1											172,858	19,806,691,899			記号番号 平成16年3月31日	文書付 印				
16.6.16	亮 扱												1,684	282,195,820	176,174	29,454,763,588	△16-1,60=0,16	平成16年6月16日	記号番号 平成16年6月16日	文書付 印		
16.9.29	壳 扱												1416	69,732,491	175,758	29,454,763,588	△16-0,15=0,08	平成16年9月29日	記号番号 平成16年9月29日	文書付 印		
16.9.29	端数切捨												1	-467,565	175,757	-29,454,596,023	△16-0,16=0,02	平成16年9月29日	記号番号 平成16年9月29日	文書付 印		
16.10.21	壳 扱												358	60,074,001	175,399	29,394,522,022	△16-0,15=0,01	平成16年10月21日	記号番号 平成16年10月21日	文書付 印		

近畿財務局

年月日	異動事由	増量			減量			額			現量			在庫			登記			備考		
		數	量	値	數	量	値	數	量	値	年月日	目的	印	文書日付	記号	監査日	記	貯	貯	貯	貯	
17.4.19	壳 扎				1,100	194.4	193	174.297	29.210.293.414												1002 平成17年4月17日	
17.4.19	端数切替				1			174.298	29.210.293.414												1002 平成17年4月17日	
17.5.13	壳 扎				91	15.377.771	174.209	29.194.895.643													1005 平成17年7月21日	
17.10.4	端数切替(上接)				21.606	3.621.050.495	152.601	25.573.845.643													1015 平成18年1月5日	
17.10.4	端数切替				1			152.600	25.573.845.643												1015 平成18年1月5日	
17.10.4	(上接)端数切替(上接)				18.262	4.137.435.269		170.862	29.711.280.719												1015 平成18年1月5日	
18.3.31	価格改定							6.393.461.362	170.862	23.317.819.355											1016 平成18年2月4日	
18.7.26	壳 扎				17	2.350.028	170.845	23.315.467.327													1020 平成18年7月24日	
18.9.29	壳 扎				646	88.188.834	170.799	23.227.80493													1016 平成18年9月24日	
18.10.13	壳 扎				90	12.293.295	170.629	23.214.937.193													1016 平成18年10月14日	
18.10.26	壳 扎				85	11.625.952	170.024	23.203.361.246													1012 平成18年10月26日	
19.10.27	壳 扎				154	21.148.889	169.870	23.182.212.357													1030 平一ノ	

近畿財務局



地用場市中望香港國際大飯店

名庫口

所 在 大 類										類 別		中 類		部 ①		部 ②		外 品		品 地			
區 分		分 類		地 番		數 量		地 番		數 量		地 番		數 量		地 番		數 量		番 号		名 称	
1	土 地	1	地	2	番	3	量	4	地	5	番	6	量	7	地	8	番	9	量	10	番	11	名 称
10	分 類	12	地	13	番	14	量	15	地	16	番	17	量	18	地	19	番	20	量	21	番	22	名 称
23	地	24	地	25	別	26	明	27	細	28	地	29	別	30	明	31	地	32	別	33	明	34	細
35	動	36	增	37	減	38	事	39	由	40	數	41	量	42	額	43	減	44	現	45	在	46	額
47	年	月	日	48	增	49	減	50	由	51	數	52	量	53	額	54	減	55	現	56	在	57	額
58	10	11	27	59	端	60	數	61	切	62	減	63	現	64	額	65	減	66	現	67	在	68	額
69	12	13	19	70	壳	71	壳	72	壳	73	壳	74	壳	75	壳	76	壳	77	壳	78	壳	79	壳
80	9	26	26	81	壳	82	壳	83	壳	84	壳	85	壳	86	壳	87	壳	88	壳	89	壳	90	壳
91	19	22	28	92	端	93	端	94	端	95	端	96	端	97	端	98	端	99	端	100	端	101	端
102	3	3	9	103	種	104	種	105	種	106	種	107	種	108	種	109	種	110	種	111	種	112	種
113	3	3	9	114	目	115	目	116	目	117	目	118	目	119	目	120	目	121	目	122	目	123	目
124	3	3	9	125	發	126	發	127	更	128	更	129	更	130	更	131	更	132	更	133	更	134	更
135	3	3	9	136	427	84	427	137	427	84	427	138	427	84	427	139	427	84	427	140	427	84	427
141	3	3	9	142	427	84	427	143	427	84	427	144	427	84	427	145	427	84	427	146	427	84	427
147	3	3	9	148	427	84	427	149	427	84	427	150	427	84	427	151	427	84	427	152	427	84	427
153	3	3	9	154	427	84	427	155	427	84	427	156	427	84	427	157	427	84	427	158	427	84	427
159	3	3	9	160	427	84	427	161	427	84	427	162	427	84	427	163	427	84	427	164	427	84	427
165	3	3	9	166	427	84	427	167	427	84	427	168	427	84	427	169	427	84	427	170	427	84	427
171	3	3	9	172	427	84	427	173	427	84	427	174	427	84	427	175	427	84	427	176	427	84	427
177	3	3	9	178	427	84	427	179	427	84	427	180	427	84	427	181	427	84	427	182	427	84	427
183	3	3	9	184	427	84	427	185	427	84	427	186	427	84	427	187	427	84	427	188	427	84	427
189	3	3	9	190	427	84	427	191	427	84	427	192	427	84	427	193	427	84	427	194	427	84	427
195	3	3	9	196	427	84	427	197	427	84	427	198	427	84	427	199	427	84	427	200	427	84	427
201	3	3	9	202	427	84	427	203	427	84	427	204	427	84	427	205	427	84	427	206	427	84	427
207	3	3	9	208	427	84	427	209	427	84	427	210	427	84	427	211	427	84	427	212	427	84	427
213	3	3	9	214	427	84	427	215	427	84	427	216	427	84	427	217	427	84	427	218	427	84	427
219	3	3	9	220	427	84	427	221	427	84	427	222	427	84	427	223	427	84	427	224	427	84	427
225	3	3	9	226	427	84	427	227	427	84	427	228	427	84	427	229	427	84	427	230	427	84	427
231	3	3	9	232	427	84	427	233	427	84	427	234	427	84	427	235	427	84	427	236	427	84	427
237	3	3	9	238	427	84	427	239	427	84	427	240	427	84	427	241	427	84	427	242	427	84	427
243	3	3	9	244	427	84	427	245	427	84	427	246	427	84	427	247	427	84	427	248	427	84	427
249	3	3	9	250	427	84	427	251	427	84	427	252	427	84	427	253	427	84	427	254	427	84	427
255	3	3	9	256	427	84	427	257	427	84	427	258	427	84	427	259	427	84	427	260	427	84	427
261	3	3	9	262	427	84	427	263	427	84	427	264	427	84	427	265	427	84	427	266	427	84	427
267	3	3	9	268	427	84	427	269	427	84	427	270	427	84	427	271	427	84	427	272	427	84	427
273	3	3	9	274	427	84	427	275	427	84	427	276	427	84	427	277	427	84	427	278	427	84	427
279	3	3	9	280	427	84	427	281	427	84	427	282	427	84	427	283	427	84	427	284	427	84	427
285	3	3	9	286	427	84	427	287	427	84	427	288	427	84	427	289	427	84	427	290	427	84	427
291	3	3	9	292	427	84	427	293	427	84	427	294	427	84	427	295	427	84	427	296	427	84	427
297	3	3	9	298	427	84	427	299	427	84	427	300	427	84	427	301	427	84	427	302	427	84	427
303	3	3	9	304	427	84	427	305	427	84	427	306	427	84	427	307	427	84	427	308	427	84	427
309	3	3	9	310	427	84	427	311	427	84	427	312	427	84	427	313	427	84	427	314	427	84	427
315	3	3	9	316	427	84	427	317	427	84	427	318	427	84	427	319	427	84	427	320	427	84	427
321	3	3	9	322	427	84	427	323	427	84	427	324	427	84	427	325	427	84	427	326	427	84	427
327	3	3	9	328	427	84	427	329	427	84	427	330	427	84	427	331	427	84	427	332	427	84	427
333	3	3	9	334	427	84	427	335	427	84	427	336	427	84	427	337	427	84	427	338	427	84	427
339	3	3	9	340	427	84	427	341	427	84	427	342	427	84	427	343	427	84	427	344	427	84	427
345	3	3	9	346	427	84	427	347	427	84	427	348	427	84	427	349	427	84	427	350	427	84	427
351	3	3	9	352	427	84	427	353	427	84	427	354	427	84	427	355	427	84	427	356	427	84	427
357	3	3	9	358	427	84	427	359	427	84	427	360	427	84	427	361	427	84	427	362	427	84	427
363	3	3	9	364	427	84	427	365	427	84	427	366	427	84	427	367	427	84	427	368	427	84	427
369	3	3	9	370	427	84	427	371	427	84	427	372	427	84	427	373	427	84	427	374	427	84	427
375	3	3	9	376	427	84	427	377	427	84	427	378	427	84	427	379	427	84	427	380	427	84	427
381	3	3	9	382	427	84	427	383	427	84	427	384	427	84	427	385	427	84	427	386	427	84	427
387	3	3	9	388	427	84	427	389	427	84	427	390	427	84	427	391	427	84	427	392	427	84	427
393	3	3	9	394	427	84	427	395	427	84	427	396	427	84	427	397	427	84	427	398	427	84	427
399	3	3	9	400	427	84	427	401	427	84	427	402	427	84	427	403	427	84	427	404	427	84	427
405	3	3	9	406	427	84	427	407	427	84	427	408	427	84	427	409	427	84	427	410	427	84	427
411	3	3	9	412	427	84	427	413	427	84	427	414	427	84	427	415	427	84	427	416	427	84	427
417	3	3	9	418	427	84	427	419	427	84	427	420	427	84	427	421	427	84	427	422	427	84	427
423	3	3	9	424	427	84	427	425	427	84	427	426	427	84	427	427	427	84	427	428	427	84	427
429	3	3	9	430	427	84	427	431	427	84	427	432	427	84	427	433	427	84	427	434	427	84	427
435	3	3	9	436	427	84	427	437	427	84	427	438	427	84	427	439	427	84					

近畿財務局

近畿財務局

異動年月日	増減事由	増 数 量		減 額		現 額	在 庫	登 記	備 考	文書已付 記号番号	記入日 年月日	印
		數 量	値 格	數 量	値 格							
19.3.9	端数合算	/				168.683	23.018.430.511	[1]	領 銭 1,25-1 =0.25	記入日 年月日 平成2年3月9日	19.3.9	印
19.3.9	壳 扎			115	168.752.831	168.568	23.002.677.680	[2]	地 金 2.25-0.43 =0.16	記入日 年月日 平成2年3月9日	19.3.9	印
19.3.9	端数切捨			/		168.567	23.002.677.680	[3]	端 銭 4.0.18+1 =0.22	記入日 年月日 平成2年3月9日	19.3.9	印
19.3.12	壳 扎			78	10.714.321	168.489	22.911.763.553	[4]	端 銭 0.82-0.57 =0.31	記入日 年月日 平成2年3月12日	19.3.12	印
19.3.12	端数切捨			140	19.171.426	168.349	22.972.791.927	[5]	端 銭 0.31-0.48 =0.17	記入日 年月日 平成2年3月12日	19.3.12	印
19.3.13	壳 扎			/		168.348	22.972.791.927	[6]	端 銭 4.0.17+1 =0.85	記入日 年月日 平成2年3月13日	19.3.13	印
19.3.19	端数切捨			76	10.432.299	168.272	22.962.369.668	[7]	端 銭 0.33-0.37 =0.46	記入日 年月日 平成2年3月19日	19.3.19	印
19.3.19	壳 扎			435	59.450.800	167.837	22.902.918.848	[8]	端 銭 0.46-0.63 =0.17	記入日 年月日 平成2年3月19日	19.3.19	印
19.3.19	端数切捨			/		167.836	22.902.918.848	[9]	端 銭 0.17+1 =0.85	記入日 年月日 平成2年3月19日	19.3.19	印
19.3.28	壳 扎			163	22.212.044	167.673	22.880.646.804	[10]	端 銭 0.83-0.20 =0.63	記入日 年月日 平成2年3月28日	19.3.28	印
19.3.28	壳 扎			397	54.314.037	167.276	22.826.332.767	[11]	端 銭 0.63-0.40 =0.23	記入日 年月日 平成2年3月28日	19.3.28	印
19.3.28	端数切捨			/		167.275	22.826.332.767	[12]	端 銭 4.0.26+1 =0.65	記入日 年月日 平成2年3月28日	19.3.28	印

近畿財務局

## 大阪国際港埠頭市場外用地

口座名

所在 大阪 市 豊中 鎌中 須磨

区分 種目	土地 番 地 地 地 番 番 別 明 細 途	地 番 數 量			地 番 數 量			境 界 界 界			番号 名 称 付 屬 圖 面			登 記 記 號 印			
		区 分 種 目	土 地 地 地 地 番 番 別 明 細 途	地 番 數 量	地 番 數 量	地 番 數 量	地 番 數 量	地 番 數 量	地 番 數 量								
19. 4. 1	需磨埠頭特別會計 (資本)	162.275	22.826.332.767					162.275	22.826.332.767						鑑定 0.64 - 0.64 = 0.50	19年 5月 28日	不 <sup>合</sup>
19. 4. 1	港埠頭特別會計 (資本)	162.275	22.826.332.767					162.275	22.826.332.767						鑑定 0.50 - 0.50 = 0.38	19年 5月 28日	不 <sup>合</sup>
19. 4. 24	壳 托				504	62.294.636	166.771	22.757.538.131							鑑定 0.38 + 1.00 = 0.62	19年 5月 28日	不 <sup>合</sup>
19. 4. 24	端数切捨					1.496	202.878.737	165.285	22.554.633.939								
19. 4. 24																	

近畿財務局

異動年月日	増減事由	増量		減量		額		現量		在庫		登記		備考	文書日付	記載年月日	印
		數	量	數	量	単	単	数	量	単	単	年月日	目的				
19.5.24	壳 扎			548	74.921.137	164.736	22.479.718.257							△0.37	△0.37	△0.37	△0.37
19.5.24	端數切捨			/		164.735	22.479.718.257										
19.7.9	壳 测	10		1.379.604	164.725	22.478.338.653								⑧	△0.63	△0.63	△0.63
19.9.20	壳 扎			796	108.684.445	163.929	22.369.654.458							⑨	△0.52	△0.52	△0.52
19.10.15	壳 扎			304	44.611.926	163.625	22.328.044.82							⑩	△0.06	△0.06	△0.06
19.10.15	端數切捨			/		163.624	22.328.042.282							⑪	△0.06	△0.06	△0.06
19.12.18	壳 扎			98	13.986.332	163.526	22.314.555.950							⑫	△0.12	△0.12	△0.12
19.12.18	端數切捨			/		163.525	22.314.555.950							⑬	△0.12	△0.12	△0.12
19.12.25	壳 扎			1156	1.578.7250	162.369	22.156.738.700							⑭	△0.28	△0.28	△0.28
19.12.25	端數切捨			/		162.368	22.156.738.700							⑮	△0.28	△0.28	△0.28
20.2.29	壳 扎	55		1.614.433	162.313	22.149.124.267								⑯	△0.93	△0.93	△0.93
20.2.29	端數切捨	/				162.312	22.149.124.267							⑰			

近畿財務局

大復國卷之三

口座名

所在 大阪 報告書										中 豊		販売証		在庫		在庫		在庫	
区分種目	土地番地	地番	数量	地盤	面積	敷地	数量	測量	測量	年月日	記号番号	記号番号	年月日	記号番号	記号番号	年月日	記号番号	記号番号	年月日
(1) 建物等	58, 93 前町2丁目17-1	58, 93 前町2丁目17-1	58, 93	⑤(1) 11.55 m <sup>2</sup>	11.55 m <sup>2</sup>	④(1) 11.55 m <sup>2</sup>	11.55 m <sup>2</sup>	11.55 m <sup>2</sup>	11.55 m <sup>2</sup>	20.3.5	163	163	20.3.5	163	163	20.3.5	163	163	20.3.5
(2) 建物等	46, 80 前町2丁目17-2	46, 80 前町2丁目17-2	46, 80	⑥(1) 15.15 m <sup>2</sup>	15.15 m <sup>2</sup>	⑤(1) 15.15 m <sup>2</sup>	15.15 m <sup>2</sup>	15.15 m <sup>2</sup>	15.15 m <sup>2</sup>	20.3.7	164	164	20.3.7	164	164	20.3.7	164	164	20.3.7
(3) 建物等	92, 43 前町2丁目17-4	92, 43 前町2丁目17-4	92, 43	⑦(1) 24.5 m <sup>2</sup>	24.5 m <sup>2</sup>	⑥(1) 24.5 m <sup>2</sup>	24.5 m <sup>2</sup>	24.5 m <sup>2</sup>	24.5 m <sup>2</sup>	20.3.9	165	165	20.3.9	165	165	20.3.9	165	165	20.3.9
(4) 建物等	96, 28 前町2丁目17-5	96, 28 前町2丁目17-5	96, 28	⑧(1) 60 m <sup>2</sup>	60 m <sup>2</sup>	⑦(1) 60 m <sup>2</sup>	60 m <sup>2</sup>	60 m <sup>2</sup>	60 m <sup>2</sup>	20.3.11	166	166	20.3.11	166	166	20.3.11	166	166	20.3.11
(5) 建物等	139, 37 前町2丁目17-6	139, 37 前町2丁目17-6	139, 37	⑨(1) 21.95 m <sup>2</sup>	21.95 m <sup>2</sup>	⑧(1) 21.95 m <sup>2</sup>	21.95 m <sup>2</sup>	21.95 m <sup>2</sup>	21.95 m <sup>2</sup>	20.3.13	167	167	20.3.13	167	167	20.3.13	167	167	20.3.13
(6) 建物等	計 378.06	計 378.06	計 378.06	1-178-2	1-178-2	1-178-2	1-178-2	1-178-2	1-178-2	20.3.15	168	168	20.3.15	168	168	20.3.15	168	168	20.3.15
(7) 建物等	53, 04 前町2丁目17-7	53, 04 前町2丁目17-7	53, 04	⑩(1) 19.4 m <sup>2</sup>	19.4 m <sup>2</sup>	⑨(1) 19.4 m <sup>2</sup>	19.4 m <sup>2</sup>	19.4 m <sup>2</sup>	19.4 m <sup>2</sup>	20.3.17	169	169	20.3.17	169	169	20.3.17	169	169	20.3.17
(8) 建物等	113, 20 前町2丁目17-8	113, 20 前町2丁目17-8	113, 20	⑪(1) 1.3 m <sup>2</sup>	1.3 m <sup>2</sup>	⑩(1) 1.3 m <sup>2</sup>	1.3 m <sup>2</sup>	1.3 m <sup>2</sup>	1.3 m <sup>2</sup>	20.3.19	170	170	20.3.19	170	170	20.3.19	170	170	20.3.19
別明細																			
用途																			
異動年月日	増減事由	増減	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	年月日	記号番号	記号番号	年月日	記号番号	記号番号	年月日	記号番号	記号番号	年月日
20.3.5	売 払	賣 払	58	8,041,551	162,354	22,141,022	162,354	22,141,022	162,354	20.3.5	163	163	20.3.5	163	163	20.3.5	163	163	20.3.5
20.3.7	売 払	賣 扒	46	6,386,299	162,208	22,134,696	162,208	22,134,696	162,208	20.7	164	164	20.7	164	164	20.7	164	164	20.7
20.3.7	端数切替	端数切替	/	/	/	/	/	/	/	20.7	165	165	20.7	165	165	20.7	165	165	20.7
20.3.11	売 扒	賣 扒	378	51,592,564	161,829	22,083,102	161,829	22,083,102	161,829	20.8	166	166	20.8	166	166	20.8	166	166	20.8
20.3.13	売 扒	賣 扒	53	7,237,806	161,776	22,025,866	161,776	22,025,866	161,776	20.8	167	167	20.8	167	167	20.8	167	167	20.8

近畿財務局

異動年月日	増減事由	増 數 量		額 格		現 數 量	額 格	在 庫 數 量	年月日	備 考	文憑日付 記號番号	貯藏 年月日 記號番号	印
		數 量	価 格	円	円								
20.3.14	壳 扎	113	15,447.202	161,663	22,060,448.843	161,662	22,060,448.843	1		② 諸款 0.07,1.00 = △0.07 = 0.93	貯藏時一貯藏 平成20年3月17日 平成20年3月17日	10.6.7号 △	△
20.3.14	端數切捨	1								③ 諸款 0.07,1.00 = △0.07 = 0.93	貯藏時一貯藏 平成20年3月17日 平成20年3月17日	10.6.7号 △	△
20.3.7	実測	11	11,595.210	152	20,799.140	161,521	22,041,214.913	161,522	22,041,214.913	④ 諸款 0.07,1.00 = △0.07 = 0.93	貯藏時一貯藏 平成20年3月17日 平成20年3月17日	10.6.7号 △	△
20.3.7	端數合算	1								⑤ 諸款 0.07,1.00 = △0.07 = 0.93	貯藏時一貯藏 平成20年3月17日 平成20年3月17日	10.6.7号 △	△
20.4.1	端數切捨	166,522	22,041,214.913	0	0					⑥ 諸款 0.07,1.00 = △0.07 = 0.93	貯藏時一貯藏 平成20年3月17日 平成20年3月17日	10.6.7号 △	△
20.4.1	端數切捨	161,622	22,041,214.913	161,522	22,041,214.913	161,522	22,041,214.913	1		⑦ 諸款 0.07,1.00 = △0.07 = 0.93	貯藏時一貯藏 平成20年3月17日 平成20年3月17日	10.6.7号 △	△
20.4.4	壳 扎	21	2,969.376	161,501	22,038.215.537	161,500	22,038.215.537	1		⑧ 諸款 0.07,1.00 = △0.07 = 0.93	貯藏時一貯藏 平成20年3月17日 平成20年3月17日	10.6.7号 △	△
20.4.4	端數切捨	1								⑨ 諸款 0.07,1.00 = △0.07 = 0.93	貯藏時一貯藏 平成20年3月17日 平成20年3月17日	10.6.7号 △	△
20.4.22	壳 扎	355	44.1474	161,155	21,992,391.123	161,164	21,992,391.123	1		⑩ 諸款 0.07,1.00 = △0.07 = 0.93	貯藏時一貯藏 平成20年3月17日 平成20年3月17日	10.6.7号 △	△
20.4.22	端數切捨	1								⑪ 諸款 0.07,1.00 = △0.07 = 0.93	貯藏時一貯藏 平成20年3月17日 平成20年3月17日	10.6.7号 △	△
20.5.8	壳 扎	194	26,549.531	150,770	21,965,844.592	160,969	21,965,844.592	1		⑫ 諸款 0.07,1.00 = △0.07 = 0.93	貯藏時一貯藏 平成20年3月17日 平成20年3月17日	10.6.7号 △	△
20.5.8	端數切捨	1								⑬ 諸款 0.07,1.00 = △0.07 = 0.93	貯藏時一貯藏 平成20年3月17日 平成20年3月17日	10.6.7号 △	△

近畿財務局

地用揚市中豐香港空緊國飯大

名庫口

近畿財務局



近畿財務局

大坂國際空港暨中市端外局地  
日文名

在所外  
大阪府豊中市服部

所在 大阪府豊中市取扱  
番号

番号

区分	土地	地番	面積	価格	別紙のとおり		記入年月日	印
					記入年月日	記号		
種目	宅地	[H 2 2 . 3 . 1 9 売払] 豊中市 野田町 1 5 0 5	9492.42	平方メートル				
地		[H 2 2 . 3 . 1 9 売払] 豊中市 菅原南町 2 丁目 2 4 1 - 1	248.15					
番		[H 2 2 . 5 . 1 8 売払] 豊中市 菅原南町 3 丁目 1 2 - 1 0	31.52					
別		[H 2 2 . 5 . 1 8 売払] 豊中市 菅原南町 3 丁目 1 2 - 1 5	31.68					
明		[H 2 3 . 6 . 1 7 売払] 豊中市 走井 1 丁目 2 6 7 - 3 2	62.89					
細								
造								
契約年月日	地番	面積	価格	記入年月日	記入年月日	記号	記入年月日	印
平成22.01.04	堺深野白 新元記	平方メートル 52,022.00	円 7,098,888,800	円 52,022.00	円 7,098,888,800		平成22.01.04	
平成22.01.04	端致合瓦	0.91	0		52,022.01	7,098,888,800	平成22.01.04	平成22.01.04
平成22.01.04	端致合瓦	0.47	0		52,023.38	7,098,888,800	平成22.01.04	平成22.01.04
平成22.01.04	端致合瓦	0.30	0		52,023.63	7,098,888,800	平成22.01.04	平成22.01.04
平成22.01.04	端致合瓦	0.85	0		52,024.53	7,098,888,800	平成22.01.04	平成22.01.04
平成22.01.04	端致合瓦	0.32	0		52,024.85	7,098,888,800	平成22.01.04	平成22.01.04
平成22.01.04	端致合瓦	0.09	0		52,024.94	7,098,888,800	平成22.01.04	平成22.01.04

近畿財務局

口座名 大阪府空港市外用地

区分 土地 條目 宅地

所注 大阪府空港市 湾西町外

年月日	契約者	契約		額		在庫		記録		備考		文書日付	記載年月日	印
		款	額	販	購	販	購	販	購	販	購			
平成 22.01.04	端数合算	平方メートル	0.88	円	円	平方メートル	円	円	円	円	円	平成22.01.04 平0104J19号	平成22.01.04 平0104J19号	平成22.01.04 平0104J19号
平成 22.01.04	端数合算	0.02	0	0	0	0	0	52.025.82	7.098.888.800	0	0	平成22.01.04 平0104J22号	平成22.01.04 平0104J22号	平成22.01.04 平0104J22号
平成 22.01.04	端数合算	0.83	0	0	0	0	0	5.025.84	7.098.888.860	0	0	平成22.01.04 平0104J31号	平成22.01.04 平0104J31号	平成22.01.04 平0104J31号
平成 22.01.04	端数合算	0.68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	平成22.01.04 平0104J34号	平成22.01.04 平0104J34号	平成22.01.04 平0104J34号
平成 22.01.04	端数合算	0.99	0	0	0	0	0	2.027.35	7.098.888.800	0	0	平成22.01.04 平0104J37号	平成22.01.04 平0104J37号	平成22.01.04 平0104J37号
平成 22.01.04	端数合算	0.51	0	0	0	0	0	52.028.94	7.098.888.800	0	0	平成22.01.04 平0104J40号	平成22.01.04 平0104J40号	平成22.01.04 平0104J40号
平成 22.01.04	端数合算	0.24	0	0	0	0	0	52.028.95	7.098.888.800	0	0	平成22.01.04 平0104J43号	平成22.01.04 平0104J43号	平成22.01.04 平0104J43号
平成 22.01.04	端数合算	0.63	0	0	0	0	0	52.029.9	7.098.888.800	0	0	平成22.01.04 平0104J46号	平成22.01.04 平0104J46号	平成22.01.04 平0104J46号
平成 22.01.04	端数合算	0.58	0	0	0	0	0	52.029.82	7.098.888.800	0	0	平成22.01.04 平0104J49号	平成22.01.04 平0104J49号	平成22.01.04 平0104J49号
平成 22.01.04	端数合算	0.25	0	0	0	0	0	52.030.40	7.098.888.800	0	0	平成22.01.04 平0104J52号	平成22.01.04 平0104J52号	平成22.01.04 平0104J52号
平成 22.01.04	端数合算	0.70	0	0	0	0	0	52.031.35	7.098.888.800	0	0	平成22.01.04 平0104J55号	平成22.01.04 平0104J55号	平成22.01.04 平0104J55号
平成 22.01.04	端数合算	0.65	0	0	0	0	0	52.032.00	7.098.888.800	0	0	平成22.01.04 平0104J58号	平成22.01.04 平0104J58号	平成22.01.04 平0104J58号

近畿財務局

口座名 大阪国際空港夢中市外用地  
所在 大阪府豐中市府西町外

区分 土地 物目 宅地

契約年月日	契約年月日	賃貸年月日	賃貸年月日	借入額		賃料		現状		登記		印
				借入数	借入単位	賃料単位	賃料	賃料単位	賃料	登記年月日	登記年月日	
平成22.01.04	平成22.01.04	賃貸合意	賃貸合意	0.74	平方メートル	円	平方メートル	円	平方メートル	7,098,888,800	平成22.01.04	記号番号
平成22.01.04	平成22.01.04	賃貸合意	賃貸合意	0.46	0	0	52,032.74	52,032.74	52,032.74	52,032.74	平成22.01.04	平成22.01.04
平成22.01.04	平成22.01.04	賃貸合意	賃貸合意	2.46	0	0	52,033.20	7,098,888,800	52,033.20	7,098,888,800	平成22.01.04	平成22.01.04
平成22.03.19	平成22.03.30	賃貸	賃貸	13.66	0	0	52,022.00	7,098,888,800	52,022.00	7,098,888,800	平成22.03.05	平成22.03.05
平成22.05.18	平成22.05.18	賃貸	賃貸	9,402.42	1,255,359,453	42,529.59	5,893,559,337	42,529.59	5,893,559,337	平成22.05.02	平成22.05.02	平成22.05.05
平成22.05.18	平成22.05.18	賃貸	賃貸	248.15	33,862,356	42,281.43	5,769,595,947	42,281.43	5,769,595,947	平成22.05.02	平成22.05.02	平成22.05.05
平成22.05.18	平成22.05.18	賃貸	賃貸	31.62	4,314,634	42,249.81	5,765,392,103	42,249.81	5,765,392,103	平成23.03.31	平成23.03.31	平成23.03.31
平成22.05.18	平成22.05.18	賃貸	賃貸	31.68	4,323,032	42,218.13	5,761,059,071	42,218.13	5,761,059,071	平成23.03.31	平成23.03.31	平成23.03.31
平成23.03.31	平成23.03.31	賃貸改元	賃貸改元	0.37	50,489	42,218.50	5,761,109,560	42,218.50	5,761,109,560	平成23.03.31	平成23.03.31	平成23.03.31
平成23.03.31	平成23.03.31	賃貸	賃貸	0.00	115,374,181	42,218.50	5,645,735,379	42,218.50	5,645,735,379	平成23.03.31	平成23.03.31	平成24.03.12
平成23.06.17	平成23.06.17	賃貸改元	賃貸改元	62.89	8,410,063	42,155.61	5,637,325,316	42,155.61	5,637,325,316	平成24.03.12	平成24.03.12	平成24.03.12
平成23.12.26	平成23.12.26	賃貸改元	賃貸改元	47,788.20	3,447,090,060	96,944.81	9,084,415,316	96,944.81	9,084,415,316	平成24.03.12	平成24.03.12	平成24.03.12

近畿財務局

27年度・第十四半期

自動車安全特別会計(空港整備勘定)

**B-1**

運用事務用

## 普通財産決議書

データ番号 人 力 外

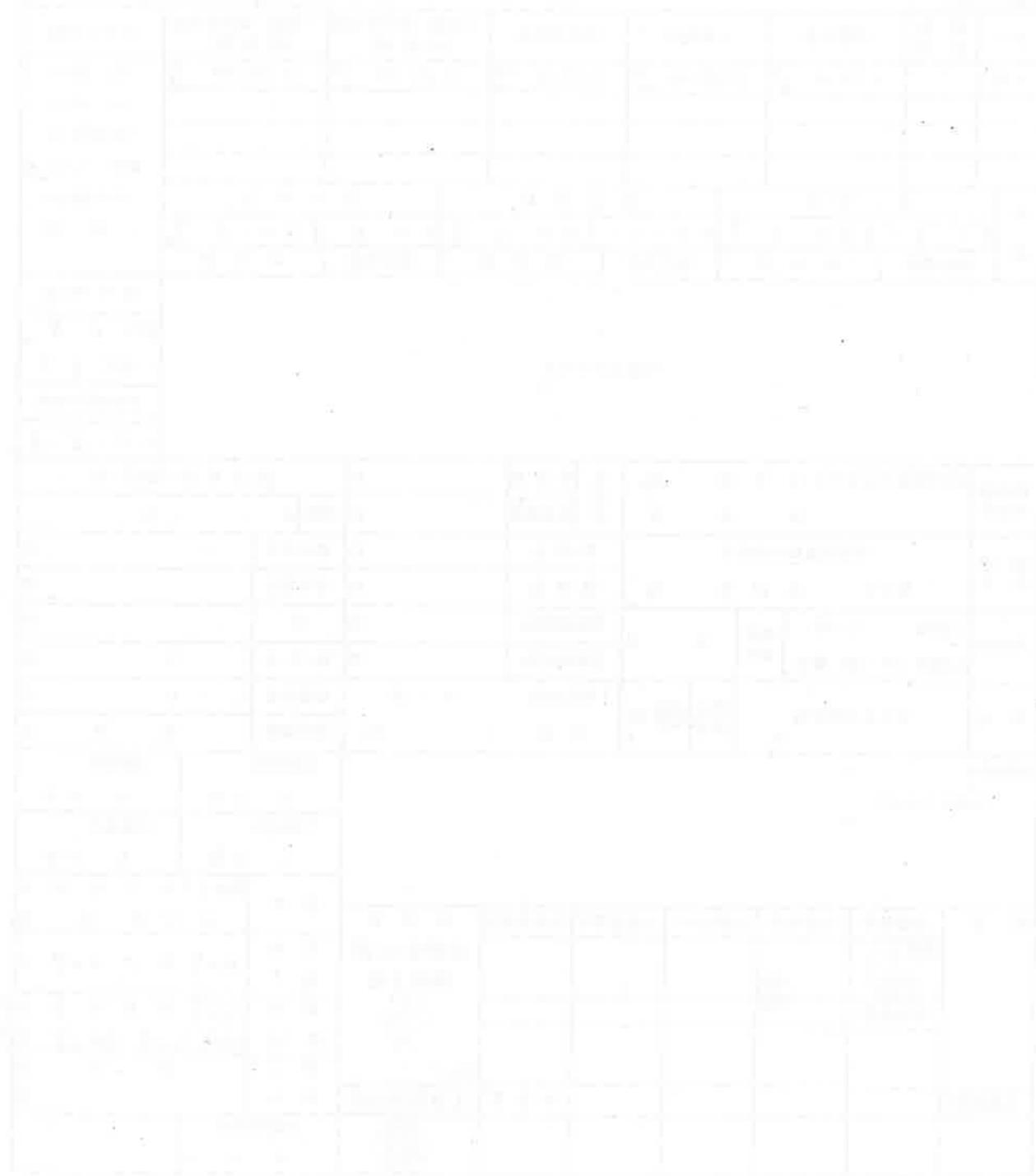
会計 ●一般 管理 ●貸付 (特種・減額・無償) ○使用承認 (有償・無償)  
 ○特々 態度 ○準貸付 ○管理委託 ○既往使用料 ○一時貸付

文書保管 ○30年 ●10年 ○5年 ○

(ふりがな) 〒 532-0026		(ふりがな) TEL	財産細別	新規等
相手方住所		氏名	○物 納(1)	●新規
大阪市淀川区塚本1丁目6番25号		学校法人 森友学園 理事長 龍池 康博	○旧 單(2)	○改定
(ふりがな)		旧管理様 ( )	●その他(3)	○更新
所在地		(ふりがな)		○更 改
豊中市野田町1501番		旧口座名		権利 跳渡 等
台帳索引番号 ( )		台帳ページ ( ) ( )		○移 行

区分	建 物 号	台帳数量	台帳価格	契約等数量	(見積) 貸付料年額 (減額前)	(見積) 貸付料年額 (契約額)	相手方分類
土地		8,770.43	円 763,027,410 円	8,770.43	円 27,251,706 円	円 27,300,000 円	○公 共(1)
							○公 益(2)
							○出資等(3)
							●法 人(4)
							○その他(5)
							○ 国(6)
回数		第 1 年 次		第 2 年 次		第 3 年 次	
履行期限		自 27・6・8 至 28・6・7		自 28・6・8 至 29・6・7		自 29・6・8 至 30・6・7	
納付額		履行期限		納付額		履行期限	
		</td					

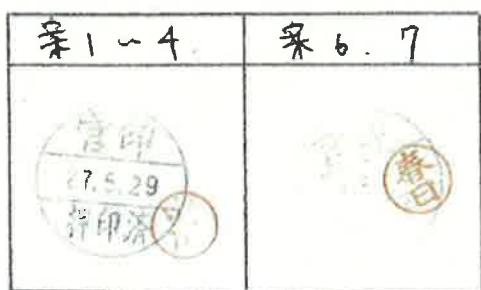
**近畿財務局**



## 貸付料の各回納付期限及び納付額

別紙1

回数	第1年次		第2年次		第3年次	
	自 H27.6.8 至 H28.6.7	履行期限 納付額	自 H28.6.8 至 H29.6.7	履行期限 納付額	自 H29.6.8 至 H30.6.7	履行期限 納付額
1	納入告知書の 指定期日	2,275,000	H28.6.20	2,275,000	H29.6.20	2,275,000
2	H27.7.20	2,275,000	H28.7.20	2,275,000	H29.7.20	2,275,000
3	H27.8.20	2,275,000	H28.8.20	2,275,000	H29.8.20	2,275,000
4	H27.9.20	2,275,000	H28.9.20	2,275,000	H29.9.20	2,275,000
5	H27.10.20	2,275,000	H28.10.20	2,275,000	H29.10.20	2,275,000
6	H27.11.20	2,275,000	H28.11.20	2,275,000	H29.11.20	2,275,000
7	H27.12.20	2,275,000	H28.12.20	2,275,000	H29.12.20	2,275,000
8	H28.1.20	2,275,000	H29.1.20	2,275,000	H30.1.20	2,275,000
9	H28.2.20	2,275,000	H29.2.20	2,275,000	H30.2.20	2,275,000
10	H28.3.20	2,275,000	H29.3.20	2,275,000	H30.3.20	2,275,000
11	H28.4.30	2,275,000	H29.4.30	2,275,000	H30.4.30	2,275,000
12	H28.5.20	2,275,000	H29.5.20	2,275,000	H30.5.20	2,275,000
契約額		27,300,000		27,300,000		27,300,000



近畿財務局



## 契約書等の再作成について

### 1. 経緯等

前回貸付決議（EW 第 20 号）により作成した「国有財産有償貸付合意書」、「国有財産売買予約契約書」、「確認書」（以下、「契約書等」という。）については、貸付予定相手方である学校法人森友学園（以下、「森友学園」という。）と 5 月 7 日（木）に契約を締結する予定であったが、その後、相手方との調整が整わず、契約書等の再作成をおこなうものである。

### 2. 再度契約書等を作成する必要性

各書式について以下の修正を行なう必要があるもの。

- (1) 貸付合意書については、第 32 条（本契約の効力）において、本契約は、平成 27 年 5 月 13 日までに公正証書が作成されることを停止条件として効力を生じるものとなっていること。また、一部条項（第 12 条（指定期日）及び第 19 条（契約の解除））について修正が生じたこと。
- (2) 売買予約契約書については、第 8 条において、合意書で定めている公正証書が平成 27 年 5 月 13 日までに締結できなかった場合には、本契約は失効するものとなっていること。
- (3) 確認書については、第 3 条において、本件売買予約の締結と同時に効力を発するものとされていることから、売買予約契約書と合わせる必要があること。

### 3. 前回貸付決議書からの別案の変更点

#### ○別案 1：国有財産の貸付契約等について（森友学園への通知文書）

※契約書等を再作成するため、再度作成するもの。

- ①文書番号の変更
- ②貸付契約と同時に納付する契約保証金については、5 月 7 日に納入済みのため、関連する文言を削除。

#### ○別案 2：国有財産有償貸付合意書

- ①貸付合意書表紙の契約番号の変更。
- ②冒頭部分の公正証書の締結期限を平成 27 年 6 月 8 日に変更。
- ③第 2 条（貸付期間）を平成 27 年 6 月 8 日から平成 37 年 6 月 7 日に変更。
- ④第 8 条（貸付料）第 1 項の貸付料据置期間を平成 27 年 6 月 8 日～平成 30 年 6 月 7 日に、各年次の期間も合わせて変更。
- ⑤第 9 条（貸付料の納付）第 1 年次の第 2 回以降の納付期限を平成 27 年 7 月 20 日からに変更。第 2・3 年次も合わせて変更。
- ⑥第 12 条（指定期日）及び第 19 条（契約の解除）第 2 項にある「一切の」

近畿財務局

の文言を削除。

⑦第32条(本契約の効力)の公正証書作成期限を平成27年6月8日に変更。

○別案3：国有財産売買予約契約書

- ①売買予約契約書表紙の契約番号の変更。
- ②冒頭部分の契約番号の変更。
- ③第2条第2項の予約完結権行使時期を平成37年6月8日に変更。
- ④第2条第3項の予約完結権行使期間を平成27年6月8日から平成37年6月7日に変更。
- ⑤第6条の予約完結権行使期間を平成27年6月8日から平成37年6月7日に変更。
- ⑥第8条の公正証書締結期限を平成27年6月8日に変更。
- ⑦別添「国有財産売買契約書」第2条の契約番号の変更。

※ 下線部分の日付は、森友学園との調整後に決定するもの

○別案4：確認書

- ①冒頭部分の契約番号の変更。

○別案5：合意書

- ①冒頭部分の契約番号の変更。

○別案6：自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の貸付契約に伴う債権発生通知について〈前回別案7〉

- ①文書番号の変更
- ②③ 債権金額の別紙1の第1年次の第2回以降の納付期限を平成27年7月20日からに変更。第2・3年次も合わせて変更。

○別案7：自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の契約完了通知について  
〈前回別案8〉

- ①文書番号の変更

なお、前回別案6としていた契約保証金受入れについての大蔵省への通知については、平成27年5月7日付で既に納付が完了しているため不要。

事案の概要、森友学園に対する貸付等処理に至る経緯、処理方法についての検討は、今回の決議において変更等はないため、前回貸付決議の調書を参照。

近畿財務局

E W 第 3 8 号  
平成 27 年 月 日

学校法人森友学園  
理事長 篠池 康博 殿

近畿財務局長 富永 哲夫

国有財産の貸付契約等について

平成 27 年 4 月 28 日付で貸付申請のありました下記国有財産につきましては、①国有財産有償貸付合意書②国有財産売買予約契約書③確認書を取り交わしますので、①～③各 2 部ずつに記名押印願います。また、①、②についてそれぞれ 1 部に、収入印紙 200 円を貼付し、割印願います。

記

所 在 地	区 分	数 量 (m <sup>2</sup> )
豊中市野田町 1501 番	土 地	8,770.43

## 近畿財務局

近畿財務局は、主に近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務には、個人所得税、法人税、消費税、地代税などの税金の徴収、税金の滞納に対する取扱い、税金の計算と申告の手配などがある。

近畿財務局は、主に近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務には、個人所得税、法人税、消費税、地代税などの税金の徴収、税金の滞納に対する取扱い、税金の計算と申告の手配などがある。

近畿財務局は、主に近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務には、個人所得税、法人税、消費税、地代税などの税金の徴収、税金の滞納に対する取扱い、税金の計算と申告の手配などがある。

近畿財務局は、主に近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務には、個人所得税、法人税、消費税、地代税などの税金の徴収、税金の滞納に対する取扱い、税金の計算と申告の手配などがある。

近畿財務局は、主に近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務には、個人所得税、法人税、消費税、地代税などの税金の徴収、税金の滞納に対する取扱い、税金の計算と申告の手配などがある。

近畿財務局は、主に近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務には、個人所得税、法人税、消費税、地代税などの税金の徴収、税金の滞納に対する取扱い、税金の計算と申告の手配などがある。

近畿財務局は、主に近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務には、個人所得税、法人税、消費税、地代税などの税金の徴収、税金の滞納に対する取扱い、税金の計算と申告の手配などがある。

風呂根崎八

E W 第 3 8 • 号  
平成27年 一月 日

## 国有財産有償貸付合意書

総合済	検証済
27.5.29	27.5.29
	

近畿財務局

審議合計額審査認証書

別紙様式第1号（定期借地、用途指定、分割納付（新規用））

国有財産有償貸付合意書

貸付人 国（以下「甲」という。）と借受人 学校法人森友学園（以下「乙」という。）とは、国有財産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第23条第2項の規定に基づく事業用定期借地権の設定を目的として、次の条項を内容とする借地契約を平成27年月日までに公正証書により締結する。

なお、本件借地権は事業用定期借地権とする。

（貸付財産）

第1条 貸付財産は、次のとおり。

所在地	区分	数量 (m <sup>2</sup> )	備考
豊中市野田町1501番	土地	8,770.43	

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、平成27年月日から平成37年月日までの10年間とする。

（本契約の目的）

第3条 本契約は、甲が乙に対して、貸付財産に法第23条第2項に基づく事業用定期借地権（以下「本件借地権」という。）を設定することを目的とする。

- 2 本件借地権は、契約の更新（更新請求及び土地の使用継続によるものも含む）及び建物の築造による存続期間の延長がなく、乙は貸付財産上の建物の買取を甲に請求することができない。
- 3 本件契約は、法第3条から第8条、並びに法第13条及び法第18条、民法第619条の適用はない。

（買受けの特約）

第4条 乙は、第2条で定める貸付期間の満了前に、本契約を終了し、貸付財産を甲から買受けることができるものとする。

- 2 前項の買受けについての詳細は、別途国有財産売買予約契約書により定めるものとする。
- 3 乙が、第1項に基づき貸付財産を甲から買受ける場合には、乙は第20条第1項で定める貸付財産上の建物その他工作物の除去は必要としない。

（土壤汚染及び地下埋設物）

第5条 乙は、平成26年11月7日及び平成26年12月17日に甲が引き渡した「大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）土地履歴等調査報告書 平成21年8月」、「平成21年度大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査業務報告書（OA301）平成22年1月」、「大阪国際空港場外用地（OA301）土壤汚染概況調査業務報告書 平成23

## 近畿財務局

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県の5府県を管轄する財務省の地方支分部局である。主な職務は、各府県の税金徴収、公債発行、公債償還、公債監査等である。

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県の5府県を管轄する財務省の地方支分部局である。主な職務は、各府県の税金徴収、公債発行、公債償還、公債監査等である。

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県の5府県を管轄する財務省の地方支分部局である。主な職務は、各府県の税金徴収、公債発行、公債償還、公債監査等である。

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県の5府県を管轄する財務省の地方支分部局である。主な職務は、各府県の税金徴収、公債発行、公債償還、公債監査等である。

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県の5府県を管轄する財務省の地方支分部局である。主な職務は、各府県の税金徴収、公債発行、公債償還、公債監査等である。

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県の5府県を管轄する財務省の地方支分部局である。主な職務は、各府県の税金徴収、公債発行、公債償還、公債監査等である。

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県の5府県を管轄する財務省の地方支分部局である。主な職務は、各府県の税金徴収、公債発行、公債償還、公債監査等である。

年 11 月」、「平成 23 年度大阪国際空港場外用地 (0A301) 土壤汚染深度方向調査業務報告書 平成 24 年 2 月」(以下「本件報告書等」という。) に記載の地下埋設物の存在及び土壤汚染の存在等を了承するものとする。

- 2 乙は、前項の内容に加えて、貸付財産のうち一部 471.875 m<sup>2</sup>が、豊中市より土壤汚染対策法第 11 条第 1 項で定める形質変更時要届出区域に指定されていることを了承するものとする。
- 3 乙は、前 2 項を了承した上で本契約を締結するものとし、本件報告書等に記載のある汚染物質、地下埋設物等の存在及び形質変更時要届出区域の指定を理由として、瑕疵担保責任に基づく本契約解除及び損害賠償請求並びに貸付料の減免請求等を行わないことを、甲に対して約する。

#### (土壤汚染除去等費用)

- 第 6 条 乙が、前条第 1 項記載の土壤汚染、地下埋設物の除去を行い、それによって貸付財産の価格が増大した場合の除去費用は有益費とする。
- 2 前項の有益費は、本契約終了の時に、貸付財産価格の増加が現存する場合に限り、乙が支出した費用のうち甲の基準による検証を踏まえて乙と合意した額又は貸付財産価格の増加額のいずれかを甲が選択のうえ、乙に対して返還する。
  - 3 甲は、前項の規定にかかわらず、甲が返還すべき有益費の金額算定につき、本契約終了前においても、貸付財産価格増加の現存額算定の基準時期を指定したうえで、前項と同様の方法により甲が乙に返還すべき有益費の額を定めることができる。但し、同金員の返還時期及び返還方法は、甲が指定し、同金員に対しては、返還時期までの利息及び遅延損害金は付さないこととする。
  - 4 前 2 項における貸付財産価格の増加額は、甲の基準による鑑定評価方法によって定めることに乙は同意する。
  - 5 第 2 項の返還時期につき、相当の期限を付する必要が生じた場合には、甲及び乙が協議したうえで、相当な期限を付した返還時期を定めることができる。
  - 6 第 1 項の有益費に関して、甲は、乙に対し、乙が、現に行い又は行おうとする土壤汚染又は地下埋設物除去工事に関する一切の必要資料の提出を求め、その他必要な調査を行うことができる。

#### (契約保証金)

- 第 7 条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金 27,300,000 円を甲に納付しなければならない。
- 2 前項の契約保証金は、第 23 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
  - 3 第 1 項の契約保証金には利息を付さない。
  - 4 甲は、乙が、本契約終了後、第 20 条に定める義務その他本契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第 1 項に定める契約保証金を乙に還付する。
  - 5 甲は、乙が、本契約終了後、第 20 条に定める義務を履行しないときは、第 1 項に定める契約保証金を第 18 条第 1 項に定める違約金として国庫に帰属させることができる。
  - 6 前項の規定により国庫に帰属する金員は、第 20 条第 3 項に定める原状回復に要する費

## 近畿財務局

用の一部に充てるものと解釈しない。

- 7 本契約が解除され、又は終了した場合において、乙が第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を支払うべき義務があるときは、第4項の規定にかかわらず、甲はその違約金等と第1項に定める契約保証金の全部又は一部と相殺することができる。
- 8 乙は、甲の書面による承諾を得ないで、第4項の保証金返還請求権を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

(貸付料)

第8条 貸付料は、平成27年月日から平成30年月日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次	期間	貸付料年額	備考
第1年次	自平成27年月日至平成28年月日	27,300,000円	
第2年次	自平成28年月日至平成29年月日	27,300,000円	
第3年次	自平成29年月日至平成30年月日	27,300,000円	

- 2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る貸付料については甲の定める貸付料算定基準に基づき算定した貸付料年額によるものとし、その金額については、甲から通知する。なお、その適用期間は3年間とする。
- 3 前項に規定する甲の定める貸付料算定基準は、財務省通達「平成13年3月30日付財理第1308号 普通財産貸付事務処理要領」に基づくものとするが、同通達記載内容に変更が生じた場合には、貸付料算定時の国有財産関連通達に基づき算定するものとする。
- 4 第2項に規定する適用期間が満了した後の貸付料及び適用期間については、第2項の規定を準用する。

(貸付料の納付)

第9条 乙は、前条第1項に定める貸付料を、次に定めるところにより、甲の発行する納入告知書により納付しなければならない。

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第一年次	第1回	2,275,000円	納入告知書の指定期日	
	第2回	2,275,000円	平成27年7月20日	
	第3回	2,275,000円	平成27年8月20日	
	第4回	2,275,000円	平成27年9月20日	
	第5回	2,275,000円	平成27年10月20日	
	第6回	2,275,000円	平成27年11月20日	
	第7回	2,275,000円	平成27年12月20日	
	第8回	2,275,000円	平成28年1月20日	
	第9回	2,275,000円	平成28年2月20日	
	第10回	2,275,000円	平成28年3月20日	
	第11回	2,275,000円	平成28年4月30日	
	第12回	2,275,000円	平成28年5月20日	

近畿財務局

	計	27,300,000円	
第二年次	第1回	2,275,000円	平成28年6月20日
	第2回	2,275,000円	平成28年7月20日
	第3回	2,275,000円	平成28年8月20日
	第4回	2,275,000円	平成28年9月20日
	第5回	2,275,000円	平成28年10月20日
	第6回	2,275,000円	平成28年11月20日
	第7回	2,275,000円	平成28年12月20日
	第8回	2,275,000円	平成29年1月20日
	第9回	2,275,000円	平成29年2月20日
	第10回	2,275,000円	平成29年3月20日
	第11回	2,275,000円	平成29年4月30日
	第12回	2,275,000円	平成29年5月20日
	計	27,300,000円	
第三年次	第1回	2,275,000円	平成29年6月20日
	第2回	2,275,000円	平成29年7月20日
	第3回	2,275,000円	平成29年8月20日
	第4回	2,275,000円	平成29年9月20日
	第5回	2,275,000円	平成29年10月20日
	第6回	2,275,000円	平成29年11月20日
	第7回	2,275,000円	平成29年12月20日
	第8回	2,275,000円	平成30年1月20日
	第9回	2,275,000円	平成30年2月20日
	第10回	2,275,000円	平成30年3月20日
	第11回	2,275,000円	平成30年4月30日
	第12回	2,275,000円	平成30年5月20日
	計	27,300,000円	

2 前項の規定は、前条第2項（同条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定により更新した貸付料の納付方法に準用する。

#### (貸付料の改定)

第10条 甲は、貸付財産の価格が上昇し貸付料が不相当になったとき等、法第11条第1項本文の規定に該当することとなったときは、第8条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。

#### (指定用途)

第11条 乙は、貸付財産を貸付申請書に記載又は添付した使用目的、利用計画（建物及び工作物の配置計画を含む。）及び事業計画のとおりの用途に自ら使用し、甲の承認を得な

近畿財務局

いで変更してはならない。

(指定期日)

第 12 条 乙は、平成 28 年 3 月 31 日までに工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得たうえで、直ちに前条に定める用途に供さなければならぬ。

(貸付料の延滞金)

第 13 条 乙は、甲が定める納付期限までに、第 9 条に基づく貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について、第 24 条に基づき算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序等)

第 14 条 乙が、貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

2 本契約が解除され、又は終了した場合において、第 7 条第 7 項及び第 22 条第 3 項の規定により契約保証金及び未経過期間に係る貸付料を第 18 条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭債務と相殺するときは、甲は、先ず未経過期間に係る貸付料から相殺し、なお当該金銭債務に残余があるときは、契約保証金と相殺することができる。

(使用上の制限)

第 15 条 乙は、貸付財産について第 11 条に規定する使用目的、利用計画及び事業計画の変更をしようとする場合には、事前に変更する理由及び変更後の使用目的等を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

3 乙は、貸付財産及び当該財産上に所在する建物その他工作物について、増改築等による現状の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、事前に増改築等をしようとする理由及び当該増改築等の計画を記載した書面を甲に通知しなければならない。

(財産保全義務)

第 16 条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付財産の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付財産が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(実地調査等)

第 17 条 甲は本契約に基づく債権の保全上必要があると認めるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿、書類その他の財産を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

近畿財務局は、主に近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務は、個人所得税、法人税、地代税、譲受税、贈与税、遺贈税、相続税、贈与税等の税金の徴収である。

近畿財務局は、主に近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務は、個人所得税、法人税、地代税、譲受税、贈与税、遺贈税、相続税、贈与税等の税金の徴収である。

近畿財務局は、主に近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務は、個人所得税、法人税、地代税、譲受税、贈与税、遺贈税、相続税、贈与税等の税金の徴収である。

近畿財務局は、主に近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務は、個人所得税、法人税、地代税、譲受税、贈与税、遺贈税、相続税、贈与税等の税金の徴収である。

近畿財務局は、主に近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務は、個人所得税、法人税、地代税、譲受税、贈与税、遺贈税、相続税、贈与税等の税金の徴収である。

近畿財務局は、主に近畿地方の税金を徴収する機関である。主な業務は、個人所得税、法人税、地代税、譲受税、贈与税、遺贈税、相続税、贈与税等の税金の徴収である。

- 2 甲は、乙の第11条、第12条、又は第15条に規定する用途指定の履行状況を確認するため、甲が必要と認めるときは実地調査又は実地監査を行うことができる。
- 3 乙は、本契約締結の日から第2条に定める貸付期間満了の日まで毎年4月30日に、また甲が必要と認めるときは貸付財産について権利の設定又は当該財産上に所在する建物その他工作物の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて貸付財産の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、正当な理由なく、第1項及び第2項に定める質問、調査、実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は第1項及び前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

#### (違約金)

第18条 乙は、第8条第1項に定める期間中に次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わねばならない。

- (1) 第12条、第15条第1項又は前条に定める義務に違反した場合 金 27,300,000円
  - (2) 第11条に定める義務に違反した場合 金 81,900,000円
  - (3) 第20条第1項に定める義務に違反した場合 金 27,300,000円
- 2 乙は、第8条第1項に定める期間を経過した後において前項に定める義務に違反した場合の違約金（前項第3号を除く。）は、第8条第2項又は第4項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。
  - 3 前2項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
  - 4 乙が第1項又は第2項に定める違約金を支払う義務を負う場合に、甲が第7条第7項又は第22条第3項の規定により当該違約金の一部を契約保証金等と相殺したときは、第1項又は第2項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

#### (契約の解除)

第19条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が第12条に定める期日までに、工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得ることができず、第11条に定める用途に供することができないときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、第1項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

近畿財務局

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (6) 貸付物件を暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用に使用したとき
- 4 甲は、前2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 5 乙は、甲が第3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 6 乙は、第2条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除することができる。
- 7 乙は甲に対して、前項に定める契約の解除を行おうとする日の1年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡し等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。

(原状回復)

- 第20条 乙は、第2条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに、自己の責任と負担において、貸付財産上の建物その他工作物を除去し、貸付財産を原状に回復して、甲に更地で返還しなければならない。
- 2 乙は甲に対し、第2条に定める貸付期間が満了する日の1年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡しの日程等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。
- 3 乙が第1項に定める義務に違反した場合には、甲は原状回復に要する費用を乙に請求するものとする。
- 4 前項に定める金員は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 5 本契約は、法第23条第2項の規定に基づくものであり、法第13条の規定にかかわらず、第2条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときに、乙は甲に対し、貸付財産上に乙が建築した建物その他一切の工作物、造作等を買い取るべきことを請求することはできない。

(貸付料滞納時の強制執行)

- 第21条 乙は本契約に定める金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨、異議なく承諾する。

(貸付料の清算)

近畿財務局

第22条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る貸付料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

2 前項及び次項の規定により返還する未経過期間に係る貸付料には利息を付さないものとする。

3 甲は、本契約の解除により、乙が第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を甲に支払うべき義務があるときは、第1項の規定にかかわらず、返還する未経過期間にかかる貸付料の全部又は一部と相殺することができる。

#### (損害賠償)

第23条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙が前項の規定により損害賠償義務を負う場合に、甲が第7条第7項又は前条第3項の規定により当該損害賠償額の一部を契約保証金等と相殺したときは、前項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

#### (延滞金の算定)

第24条 契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭の延滞金については、次の式により算定するものとする。

$$\text{算定式} \quad \text{元本金額} \times 5\% \text{【延滞金利率】} \times (\text{延滞金起算日から納付の日までの日数} \div 365)$$

#### (本契約にかかる日割計算)

第25条 甲及び乙が本契約に基づき支払うべき金銭の額について日割計算を要するときは、前条に基づき算定する場合を除き、閏年を含む期間についても、年365日当たりの割合とする。

#### (信義誠実等の義務・疑義の決定)

第26条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付財産が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に関して疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

#### (公正証書の作成費用)

第27条 公正証書を作成する費用は、乙の負担とする。

#### (事前使用の禁止)

第28条 この貸付合意書締結後、公正証書を作成するまでの間、乙は甲の許可を得ずに貸付財産の使用をしてはならない。

#### (裁判管轄)

## 近畿財務局

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収、税法の監視、税金の支拂いの監査などである。

近畿財務局は、税金の徴収と監査の両面で重要な役割を果たしている。税金の徴収では、各府県の税金を正確に徴収し、税金の支拂いの監査では、各府県の税金の支拂いが適切に行われているか監査している。

近畿財務局は、税金の徴収と監査の両面で重要な役割を果たしている。税金の徴収では、各府県の税金を正確に徴収し、税金の支拂いの監査では、各府県の税金の支拂いが適切に行われているか監査している。

近畿財務局は、税金の徴収と監査の両面で重要な役割を果たしている。税金の徴収では、各府県の税金を正確に徴収し、税金の支拂いの監査では、各府県の税金の支拂いが適切に行われているか監査している。

近畿財務局は、税金の徴収と監査の両面で重要な役割を果たしている。税金の徴収では、各府県の税金を正確に徴収し、税金の支拂いの監査では、各府県の税金の支拂いが適切に行われているか監査している。

近畿財務局は、税金の徴収と監査の両面で重要な役割を果たしている。税金の徴収では、各府県の税金を正確に徴収し、税金の支拂いの監査では、各府県の税金の支拂いが適切に行われているか監査している。

近畿財務局は、税金の徴収と監査の両面で重要な役割を果たしている。税金の徴収では、各府県の税金を正確に徴収し、税金の支拂いの監査では、各府県の税金の支拂いが適切に行われているか監査している。

第29条 本契約に関する訴えの管轄は、近畿財務局所在地を管轄区域とする大阪地方裁判所とする。

(地盤調査結果に関する特約)

第30条 甲及び乙は、第8条の貸付料が、平成27年4月2日に乙が甲に提出した「(仮称)M学園小学校新築工事地盤調査報告書」記載の調査結果及び本書作成時点における貸付財産の地盤の現況を考慮した貸付料であることを確認する。

2 乙は、貸付財産の地耐力その他地盤状況を理由として、瑕疵担保責任に基づく契約解除、損害賠償、貸付料の減免、その他如何なる名目においても甲に対して財産上の請求を一切行うことができない。

3 乙が貸付財産に関して、地盤の整備、改良等の工事を実施した場合でも、乙は、同工事費用その他費用につき、民法第608条に基づく費用の償還、その他如何なる名目においても、甲に対して財産上の請求を一切行うことができない。

(その他有益費等の放棄)

第31条 乙は、本契約において甲が乙に対して支払うことを約するものを除き、貸付財産に関して乙が支出した必要費及び有益費等につき、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(本契約の効力)

第32条 本契約は、平成27年月日までに、事業用定期借地権の設定を目的とする本契約と内容において同一の公正証書が作成されることを停止条件として効力を生じる。

平成27年 月 日

貸付人 国

契約担当官 近畿財務局長

印

借受人 住所 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号

氏名 学校法人 森友学園 理事長

印

近畿財務局は、近畿地方の財政行政を司る機関で、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県、三重県の8府県を管轄する。

## 近畿財務局

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県、三重県の8府県を管轄する。主な業務は、各府県の財政行政の監視、監査、監督、監理等である。

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県、三重県の8府県を管轄する。主な業務は、各府県の財政行政の監視、監査、監督、監理等である。

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県、三重県の8府県を管轄する。主な業務は、各府県の財政行政の監視、監査、監督、監理等である。

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県、三重県の8府県を管轄する。主な業務は、各府県の財政行政の監視、監査、監督、監理等である。

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県、三重県の8府県を管轄する。主な業務は、各府県の財政行政の監視、監査、監督、監理等である。

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県、三重県の8府県を管轄する。主な業務は、各府県の財政行政の監視、監査、監督、監理等である。

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県、三重県の8府県を管轄する。主な業務は、各府県の財政行政の監視、監査、監督、監理等である。

E W 第 3 8 号  
平成 27 年 月 日

## 国有財産売買予約契約書

預合済	検査済
27.5.29	27.5.29
	

# 近畿財務局

新潟銀行頭取室報告書

## 国有財産売買予約契約書

国（以下「甲」という。）と学校法人森友学園（以下「乙」という。）は、甲、乙の間で平成 27 年 月 日付 EW第 38 号により国有財産有償貸付合意書（以下「合意書」という。）を締結した下記物件（以下「本物件」という。）について、以下の条項により国有財産の売買予約契約書を締結する。

なお、合意書については、合意書に記載する条項を内容とする事業用定期借地契約書（以下「事業用定期借地契約」という。）を別途公正証書により締結する予定である。

### 記

#### 物件の表示

所 在 地 豊中市野田町 1501 番  
区分・数量 土地・8,770.43 m<sup>2</sup>

第1条 甲と乙は、本物件につき、次条以下及び別紙「国有財産売買契約書」に記載する売買条件にて、売買予約契約を締結する。

第2条 本売買予約契約の売買予約完結権は、甲及び乙がそれぞれ有するものとし、甲又は乙の予約完結権の行使の意思表示があったときは、相手方の何らの意思表示なしに、当然に別紙「国有財産売買契約書」記載の売買契約が成立するものとする。

- 2 予約完結権は、甲においては、合意書第2条に定める貸付期間を満了した平成 37 年 月 日に行使しなければならないものとする。
- 3 予約完結権は、乙においては、合意書第2条に定める貸付期間内（平成 27 年 月 日から平成 37 年 月 日）に行使しなければならないものとする。
- 4 甲及び乙の予約完結権は、前2項の行使期間内に行使のないときは消滅し、本売買予約契約は、失効する。
- 5 甲及び乙は、第1項の予約完結権の意思表示を行う際には、書面をもって行わなければならない。
- 6 甲及び乙は、第1項の予約完結権を、第三者に譲渡、担保設定等行ってはならない。

近畿財務局

第3条 本売買予約契約書作成に至った経緯については、下記のとおりであることを、甲及び乙は、相互に確認する。

## 記

乙は、本物件の取得を希望し、甲と交渉を重ねてきたが、本物件に関しては、売払いが原則となるところ、乙の強い要望により、別途賃貸期間10年の事業用定期借地契約を締結したうえで、同賃貸期間内に乙において売買予約完結権を行使し、本物件の売買契約を成立させるために本売買予約契約を作成することとなった。

第4条 本売買予約契約に基づき乙が本財産を買受ける価格は、甲又は乙が予約完結権を行使する時点の更地価格とし、財務省通達「平成13年3月30日付財理第1317号 国有財産評価基準について」に基づき算定するものとするが、同通達記載内容に変更が生じた場合には、予約完結権行使時点の国有財産関連通達に基づき算定するものとする。

- 2 前項の更地価格とは、建物等の定着物がなく、かつ、使用収益を制約する権利の付着がない土地の価格とし、借地権割合の控除も行わない価格とする。
- 3 第1項に定める価格は別紙「国有財産売買契約書」第2条に記載する。
- 4 甲は、第1項に定める買受価格の算定の際には、本物件の算定時における地盤の現況を価格要素として考慮する。

第5条 第2条の予約完結権の行使によって成立する売買条件は、本書に定めるもののほか、別紙「国有財産売買契約書」記載のとおりとする。

- 2 甲及び乙が予約完結権を行使する時点において、重大な事情の変化等により、本売買予約契約書及び別紙「国有財産売買契約書」記載の売買条件について変更する必要が生じた場合には、甲及び乙は、誠実に協議してこれに対応することとする。

第6条 乙が合意書第2条に定める貸付期間内(平成27年 月 日から平成37年 月 日)に本物件の予約完結権を行使しなかった場合には、乙は、甲の請求により、金93,200,000円の違約金(違約罰)を支払う。

第7条 乙において、別途締結する予定の事業用定期借地契約の賃貸期間満了前に、本売買予約契約書第2条に定めた予約完結権を行使した場合には、事業用定期借地契約については、甲及び乙の合意によって解除したものと

近畿財務局

みなすこととする。

第8条 合意書冒頭で平成27年 月 日までに締結するとしている公正証書による事業用定期借地契約が締結できなかった場合には、本売買予約契約は失効する。

第9条 本売買予約契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

第10条 本売買予約契約に関して疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 月 日

(甲) 国 契約担当官 近畿財務局長 印

(乙) 住所 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
氏名 学校法人 森友学園 理事長 印

## 近畿財務局

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収と賦課税の監査である。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収と賦課税の監査である。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収と賦課税の監査である。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収と賦課税の監査である。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収と賦課税の監査である。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収と賦課税の監査である。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収と賦課税の監査である。

別 紙

第7号書式（代金即納、用途指定（買戻特約付き）、時価売払用）

[収入印紙]

国有財産売買契約書

売私人国（以下「甲」という。）と買受人 学校法人森友学園（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおり。

所在地	区分	数量 (m <sup>2</sup> )	備考
豊中市野田町 1501番	土 地	8,770 43	

（売買代金）

第2条 売買代金は、平成27年 月 日付EW第38号国有財産売買予約契約書第4条に基づく金額とする。

（代金の支払い）

第3条 乙は、売買代金を、本契約締結と同時に甲に支払わなければならない。

（登記嘱託請求書等）

第4条 乙は、本契約締結の際に、あらかじめ登録免許税相当額の印紙又は現金領收証書を添付した登記嘱託請求書、第17条に定める買戻しの特約の登記に必要な承諾書を、甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡しがあったものとする。

（かし担保）

第7条 甲は、本契約締結後、売買物件に隠れたかしが発見された場合には、引渡しの日から2年間に限り民法第570条に規定する担保の責任を負う。

（危険負担）

第8条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰すことのできない事由により滅失又は損傷した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（事業計画等の変更）

近畿財務局

第9条 乙は、第14条に定める指定期間が満了するまでの間に、やむを得ない事由により売払申請書に添付した事業計画又は利用計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更を必要とする事由及び変更後の計画を詳細に記載した書面をもって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

(工事完了の通知義務)

第10条 乙は、売払申請書に添付した利用計画（甲が前条の規定により当初計画の変更を承認しているときは、変更後の利用計画をいう。）に基づいて工事を完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(用途指定)

第11条 甲は、売買物件について、次条から第15条までに定めるところにより、乙と用途指定の特約をする。

(指定用途)

第12条 乙は、売買物件を売払申請書に添付した事業計画及び利用計画（甲が第9条の規定によりその変更を承認したときは、変更後の事業計画及び利用計画をいう。）に定めるとおりの用途（以下「指定用途」という。）に自ら供さなければならない。

(指定期日)

第13条 (削除)

(指定期間)

第14条 乙は、売買物件を本契約締結の日から10年間（以下「指定期間」という。）指定用途に供さなければならない。

(権利の設定等の禁止)

第15条 乙は、本契約締結の日から指定期間満了の日まで、甲の承認を得ないで、売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「権利の設定」という。）をし若しくは売買物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下「所有権の移転」という。）をしてはならない。

(買戻しの特約)

第16条 甲は、乙が本契約締結の日から買戻期間満了の日までにおいて、甲の承認を得ないで次の各号の一に該当する行為をした場合には、売買物件の買戻しをすることができる。

- (1) 第14条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなったとき。
- (2) 第12条及び第14条に定める義務に違反して指定用途以外の用途に供したとき。
- (3) 第15条に定める義務に違反して権利の設定又は所有権の移転をしたとき。

2 前項に定める買戻しの期間は、本契約締結の日から10年間とする。

(買戻しの登記)

第17条 乙は、甲が前条第1項及び第2項の規定に基づき期間を10年とする買戻権並びに第21条第1項及び第2項に定める特約事項を登記することに同意する。

(用途指定の変更、解除等)

近畿財務局

第18条 乙は、売買物件の全部又は一部について、やむを得ない事由により第12条から第15条までに定める用途指定の変更若しくは解除又は第16条第1項及び第2項に定める買戻しの特約を解除する必要がある場合には、詳細な事由を付した書面により甲に申請しなければならない。

2 甲が前項の申請に対し承認する場合には、書面によって行うものとする。

3 甲が前項に定める承認をする場合には、乙は甲の請求により甲の定める基準に基づき算定した額を納付しなければならない。

(実地調査等)

第19条 甲は、乙の第12条から第15条までに定める用途指定の履行状況を確認するため、甲が必要と認めるときは実地調査又は実地監査を行うことができる。

2 乙は、本契約締結の日から第14条に定める指定期間満了の日まで毎年4月30日に、また甲が必要と認めるときは売買物件について権利の設定又は所有権の移転を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく、前2項に定める実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第20条 乙は、第12条から第15条までに定める用途指定の義務に違反したときは、次の各号に定めるところにより、甲に対し、違約金を支払わなければならない。ただし、第2項に該当する場合を除く。

(1) 第14条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなったとき（指定用途以外の用途に供したときは次号による。）は金（売買代金の1割）円

(2) 第12条及び第14条に定める義務に違反して指定期間満了の日までに指定用途以外の用途に供したとき又は第15条に定める義務に違反して権利の設定又は所有権の移転をしたときは金（売買代金の3割）円

2 乙は、第12条から第15条までに定める用途指定の義務に違反した場合において、甲が用途指定義務を履行し難い特別の事由があると認めて用途指定の変更若しくは解除又は第16条に定める買戻しの特約の解除を認めるときは、甲に対し、金（売買代金の1割）円の違約金を支払わなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前条第3項に定める義務に違反して実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、甲に対し、金（売買代金の1割）円の違約金を支払わなければならない。

4 前3項の違約金は、第26条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(買戻権の行使)

第21条 甲は、第16条第1項に定める買戻権を行使するときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息を付さない。

## 近畿財務局

近畿財務局は、主に近畿地方の税金を徴収する機関である。

- 2 甲は、買戻権を行使するときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、買戻権を行使するときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(契約の解除)

第 22 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (6) 売買物件を本契約の締結の日から指定期間満了の日までの間に、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸したとき
- 3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 4 乙は、甲が第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第 23 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

近畿財務局

第 24 条 乙は、甲が第 16 条第 1 項の規定により買戻権を行使したとき又は第 22 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として、買戻権を行使した場合においては買戻権行使時の、また、解除権を行使した場合においては契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(特別違約金)

第 25 条 甲は、第 16 条第 1 項の規定に基づき買戻権を行使する場合には、甲の選択により、買戻権の行使に代えて特別違約金を請求することができる。この場合において、乙が特別違約金を納付したときは、第 11 条に定める用途指定の特約は解除する。

2 前項の特別違約金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 売買物件の用途指定違反時の時価額が売買代金を超える場合は、当該超過額
- (2) 売買物件の用途指定違反時の時価の 3 割に相当する額
- (3) 売買物件の契約時の時価の 3 割に相当する額から第 20 条第 1 項に定める違約金を控除した額

(損害賠償)

第 26 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 27 条 甲は、第 23 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 20 条に定める違約金又は本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第 28 条 本契約の締結及び履行並びに買戻権の抹消登記等に関する必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第 29 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 30 条 本契約に関する訴えの管轄は、近畿財務局所在地を管轄区域とする大阪地方裁判所とする。



(特約条項)

- 第 31 条 乙は、平成 26 年 11 月 7 日及び平成 26 年 12 月 17 日に甲が引き渡した「大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）土地履歴等調査報告書 平成 21 年 8 月」、「平成 21 年度大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査業務報告書（OA301）平成 22 年 1 月」、「大阪国際空港場外用地（OA301）土壤汚染概況調査業務報告書 平成 23 年 11 月」、「平成 23 年度大阪国際空港場外用地（OA301）土壤汚染深度方向調査業務報告書 平成 24 年 2 月」に記載の地下埋設物の存在及び土壤汚染の存在等を了承した上、売買物件を買い受けるものとする。
- 2 乙は、前項の内容に加えて、売買物件のうち一部 471.875 m<sup>2</sup>が、豊中市より土壤汚染対策法第 11 条第 1 項で定める形質変更時要届出区域に指定されていることを了承した上、売買物件を買い受けるものとする。
- 3 前 2 項のかしについては、第 7 条の隠れたかしに該当しない。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

売主人 国

契約担当官 近畿財務局長

印

買受人 住所 大阪市淀川区塚本一丁目 6 番 25 号

氏名 学校法人 森友学園 理事長

印

## 近畿財務局

近畿財務局は、主として大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県の5府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収、税法の監視、税務調査などである。また、地方税の賦課・徴収、公債の発行・償還、地方債の監視なども行っている。近畿財務局は、1947年に設立され、現在は、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県の5府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収、税法の監視、税務調査などである。また、地方税の賦課・徴収、公債の発行・償還、地方債の監視なども行っている。近畿財務局は、1947年に設立され、現在は、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県の5府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収、税法の監視、税務調査などである。また、地方税の賦課・徴収、公債の発行・償還、地方債の監視なども行っている。

照合済	検証済
27.5.29	27.5.29
喜	○

## 確認書

国（以下「甲」という。）と学校法人森友学園（以下「乙」という。）は、甲、乙の間で平成27年 月 日付 EW第38号により締結した下記物件（以下「本物件」という。）の国有財産売買予約契約（以下、「本件売買予約」という。）について、次のとおり確認する。

### 記

#### 物件の表示

所在地 豊中市野田町 1501 番  
区分・数量 土地・8,770.43 m<sup>2</sup>

第1条 乙は、経営努力を行い、可及的速やかに本件売買予約に基づく予約完結権行使するよう努める。

第2条 乙は、本確認書の発効後、本件売買予約に基づく全ての債務の履行が完了するまでの間、毎年5月31日までに乙の経営、資金状況等を示す一切の書類（決算書、その他甲が指定する書類）を甲に提出する。

2 甲は、必要に応じて、乙の経営、資金状況及び本物件買受代金の積立状況等について、乙に説明を求めることができる。

3 甲は、毎年5月31日までに、本件売買予約の予約完結権を乙が行使するにあたり参考となる情報（国税庁が発表する最新の路線価に基づいた評価額等。但し、あくまでも本物件の本件売買予約に基づく売買代金は、本件売買予約契約書に基づいて算定する。）を乙に提供する。

4 前3項の情報交換の結果、甲が必要と判断した場合には、本件売買予約の予約完結権行使時期等、本件売買予約の履行の詳細について、甲は、乙に協議に応じることを求めることができる。

5 前項の協議の結果、乙において本件売買予約の予約完結権の行使が可能な状況にあることが判明した場合には、乙は、甲に対して、速やかに本件売買予約に基づく予約完結権行使することを誓約する。

## 近畿財務局

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県の5府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収、税法の監視、税務調査などである。

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県の5府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収、税法の監視、税務調査などである。

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県の5府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収、税法の監視、税務調査などである。

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県の5府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収、税法の監視、税務調査などである。

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県の5府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収、税法の監視、税務調査などである。

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県の5府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収、税法の監視、税務調査などである。

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県の5府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収、税法の監視、税務調査などである。

近畿財務局は、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県の5府県を管轄する。主な業務は、税金の徴収、税法の監視、税務調査などである。

6 前項の「乙において本件売買予約の予約完結権の行使が可能な状況にある」とは、乙の本物件の買受代金の原資としての手持ち資金及び大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準第1の7の(5)の工の基準の範囲内で外部調達可能な金額の合計額が、第3項により、甲が乙に提供した参考価格を超えた場合を指す。

第3条 本確認書は、本件売買予約の締結と同時に効力を発するものとする。

第4条 本確認書の解釈に疑義が生じたとき、又は本確認書に定めのない事項は、甲及び乙が協議して決定する。

以上を確認した証として、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 国 契約担当官 近畿財務局長 印

(乙) 住所 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
氏名 学校法人 森友学園 理事長 印

近畿財務局

## 合意書

国近畿財務局（以下「甲」という。）、学校法人森友学園（以下「乙」という。）及び国大阪航空局（以下「丙」という。）は、甲乙間で締結した、大阪府豊中市野田町 1501 番所在の土地（面積：8,770.43 m<sup>2</sup>、以下「本物件」という。）に係る平成27年 月 日付 EW第38号の国有財産有償貸付合意書（以下、「合意書」という。）第6条に定める土壤汚染除去等費用の処理について、以下のとおり合意する。

第1条 甲及び乙は、合意書第6条第2項に定める「乙が支出した費用のうち甲の基準による検証を踏まえて乙と合意した額」につき、下記事実を停止条件として金 円と定めることを合意する。なお、下記停止条件事実が成就しないことが確定した場合には、丙は乙にその旨通知する。

記

（停止条件となる事実）

上記合意金額につき、丙の予算措置が完了し、丙の乙に対する合意金額の支払時期、方法につき乙に文書により通知し、同通知が乙に到達すること

第2条 丙は、前条の金額を自らの予算によって乙に支払うことを約し、この支払金について甲に対して求償する権利を有していないことを認める。

第3条 丙は、第1条で定まった金額につき、丙の指定する方法によって分割又は一括にて乙に支払うこととし、同金員に対する支払時までの利息、遅延損害金は一切発生しないことを、甲、乙及び丙は確認する。

第4条 甲、乙及び丙は、甲乙間、甲丙間及び乙丙間には、合意書第6条に定める土壤汚染除去等費用の処理について、本合意書で定めるもののほか、何らの債権債務がないことを確認する。

本合意の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

## 近畿財務局

近畿財務局は、西日本地方の財政行政を司る機関で、主に大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県の各府県の財政行政を監視する。また、これらの府県の財政監査、税金の徴収、公債の発行等の業務も行っている。

近畿財務局は、主に税金の徴収、公債の発行、財政監査等の業務を行っている。また、府県の財政監査、税金の徴収、公債の発行等の業務も行っている。

近畿財務局は、主に税金の徴収、公債の発行、財政監査等の業務を行っている。また、府県の財政監査、税金の徴収、公債の発行等の業務も行っている。

近畿財務局は、主に税金の徴収、公債の発行、財政監査等の業務を行っている。また、府県の財政監査、税金の徴収、公債の発行等の業務も行っている。

近畿財務局は、主に税金の徴収、公債の発行、財政監査等の業務を行っている。また、府県の財政監査、税金の徴収、公債の発行等の業務も行っている。

近畿財務局は、主に税金の徴収、公債の発行、財政監査等の業務を行っている。また、府県の財政監査、税金の徴収、公債の発行等の業務も行っている。

近畿財務局は、主に税金の徴収、公債の発行、財政監査等の業務を行っている。また、府県の財政監査、税金の徴収、公債の発行等の業務も行っている。

平成 年 月 日

(甲) 国 契約担当官 近畿財務局長 印

(乙) 学校法人 森友学園 理事長 印

(丙) 国 大阪航空局長 印

近畿財務局

E W 第 38 号  
平成 27 年 月 日

歳入徵収官大阪航空局長 殿

契約担当官

近畿財務局長 富永 哲夫

自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の貸付契約に伴う  
債権発生通知について

平成 25 年 4 月 30 日付阪空補第 590 号をもって貴局より処分依頼がありました下記財産につきまして、貸付契約（公正証書による事業用定期借地契約）を締結しましたので、国の債権等に関する法律第 12 条の規定に基づき通知します。・

また、計算証明規則第 16 条及び 18 条に基づき必要書類（別紙 2）を送付します。・

記

1. 貸付物件

- (1) 所 在 地 豊中市野田町 1501 番
- (2) 口 座 名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区分・数量 土 地・8,770.43m<sup>2</sup>

2. 債務者の住所及び氏名

- (1) 住 所 大阪市淀川区塚本 1 丁目 6 番 25 号
- (2) 氏 名 学校法人森友学園
- (3) 送 付 先 住所と同様

3. 債権金額 別紙 1 のとおり

4. 契約締結日 平成 27 年 月 日

5. 債権発生原因等

- (1) 債権発生の原因 貸付契約（事業用定期借地契約）
- (2) 債権の発生年度 平成 27 年度～平成 30 年度

以上

近畿財務局

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第一年次	第1回	2,275,000円	納入告知書の指定期日	
	第2回	2,275,000円	平成27年7月20日	
	第3回	2,275,000円	平成27年8月20日	
	第4回	2,275,000円	平成27年9月20日	
	第5回	2,275,000円	平成27年10月20日	
	第6回	2,275,000円	平成27年11月20日	
	第7回	2,275,000円	平成27年12月20日	
	第8回	2,275,000円	平成28年1月20日	
	第9回	2,275,000円	平成28年2月20日	
	第10回	2,275,000円	平成28年3月20日	
	第11回	2,275,000円	平成28年4月30日	
	第12回	2,275,000円	平成28年5月20日	
計		27,300,000円		
第二年次	第1回	2,275,000円	平成28年6月20日	
	第2回	2,275,000円	平成28年7月20日	
	第3回	2,275,000円	平成28年8月20日	
	第4回	2,275,000円	平成28年9月20日	
	第5回	2,275,000円	平成28年10月20日	
	第6回	2,275,000円	平成28年11月20日	
	第7回	2,275,000円	平成28年12月20日	
	第8回	2,275,000円	平成29年1月20日	
	第9回	2,275,000円	平成29年2月20日	
	第10回	2,275,000円	平成29年3月20日	
	第11回	2,275,000円	平成29年4月30日	
	第12回	2,275,000円	平成29年5月20日	
計		27,300,000円		
第三年次	第1回	2,275,000円	平成29年6月20日	
	第2回	2,275,000円	平成29年7月20日	
	第3回	2,275,000円	平成29年8月20日	
	第4回	2,275,000円	平成29年9月20日	
	第5回	2,275,000円	平成29年10月20日	
	第6回	2,275,000円	平成29年11月20日	
	第7回	2,275,000円	平成29年12月20日	
	第8回	2,275,000円	平成30年1月20日	
	第9回	2,275,000円	平成30年2月20日	
	第10回	2,275,000円	平成30年3月20日	
	第11回	2,275,000円	平成30年4月30日	
	第12回	2,275,000円	平成30年5月20日	
計		27,300,000円		

近畿財務局

1. 計算証明規則第16条に基づく添付書類

- (1) 普通財産貸付決議書。
- (2) 貸付申請書。
- (3) 國有財産有償貸付合意書。
- (4) 事業用定期借地権設定に係る公正証書。

2. 計算証明規則第18条に基づく添付書類

- (1) 予定価格調査。
- (2) 予定価格算出基礎資料（評価調査）。
- (3) 見積書。

3. その他参考書類

- (1) 国有財産売買予約契約書。
- (2) 確認書。
- (3) 位置図。
- (4) 測量図。
- (5) 不動産鑑定書（副本）。

近畿財務局

E W 第 38. 号  
平成27年 月 日

大阪航空局長 殿

近畿財務局長 富永 哲夫

自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の契約完了通知について。

平成25年4月30日付阪空補第590号をもって貴局より処分依頼がありました下記財産に係る標記のことにつきまして、別添のとおり貸付契約（公正証書による事業用定期借地契約）を締結しましたので、通知します。

記

1. 貸付物件

- (1) 所 在 地 豊中市野田町1501番
- (2) 口 座 名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区 分・数 量 土 地・8,770.43m<sup>2</sup>

2. 契約相手方

- (1) 住所 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号
- (2) 名称 学校法人森友学園

以 上

## 近畿財務局

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する財務省の地方支分部局である。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する財務省の地方支分部局である。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する財務省の地方支分部局である。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する財務省の地方支分部局である。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する財務省の地方支分部局である。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する財務省の地方支分部局である。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する財務省の地方支分部局である。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する財務省の地方支分部局である。

近畿財務局は、主に大阪府、兵庫県、奈良県の三府県を管轄する財務省の地方支分部局である。